

水口岡山城跡 総合調査報告書

2016

甲賀市教育委員会



空から見た水口岡山城跡 南東から



空から見た水口岡山城跡 真上から



水口岡山城跡遠景 南から



野洲川から望む水口岡山城跡



檜台a-1の石垣 SW030301 (A-1トレンチ)



檜台a-2の石階段 SX030201 (B-1トレンチ)



大溝城から運ばれてきた軒瓦 右・中央:A-1トレンチ(槽台a-1)出土 左:B-2トレンチ(槽台a-2)出土



水口岡山城のために作られた軒瓦 A-1トレンチ(槽台a-1)出土



揚羽蝶文鬼瓦 A-1トレンチ(槽台a-1)出土

序

滋賀県の南東部に位置する甲賀市は、数多くの文化財を有する文化と自然に恵まれた地域です。

本書に掲載する水口岡山城跡は、天正13年（1583）に豊臣秀吉の命によって築かれた織豊系の城郭で、市の中心部である水口地域に位置しており、城跡がある古城山は「城山」とも呼ばれて、広く市民に親しまれております。

水口岡山城は江戸時代初期に廃城となり、古城山には城に伴う建物は現存しておりませんが、山中の随所に石垣や曲輪など、かつての城郭の遺構が今なお数多く残り、往時の姿が想像できます。

また、山麓には築城とともに城下町が整備され、その町割りは江戸時代の水口宿に引き継がれ、現在の町並みの基盤となりました。水口岡山城の築城は、近世水口の出発点であり、今日に続くまちの礎となったと言っても過言ではありません。

甲賀市では市民に親しまれる城跡として、水口岡山城跡をまちづくりの核に位置づけ、観光や地域の活性化に役立てる様々な事業を進めており、その一環として、水口岡山城の歴史的な価値を明らかにするために、平成22年度より総合調査を実施してまいりました。本書はそれらの調査成果をまとめたものです。

総合調査で明らかとなった成果を、今後は甲賀市の魅力発信の素材として活用するとともに、水口岡山城跡を将来にわたって適切に保存していきたいと考えております。

最後になりましたが、調査全般にわたりご指導を賜りました甲賀市水口岡山城跡調査委員会の先生方をはじめ、調査に参加いただいた方々、報告書作成にあたりご協力をいただいた関係諸機関の皆様方に、心より感謝を申し上げます。

平成28年（2016年）10月

甲賀市教育委員会
教育長 山本佳洋

例 言

1. 本書は甲賀市教育委員会が平成22年度から平成28年度に実施した水口岡山城跡総合調査の調査成果をまとめたものである。調査の種類と実施年次は下記の通りである。

詳細地形測量調査	平成22年度から平成25年度
現存石垣三次元測量調査	平成25年度・平成26年度
遺構確認発掘調査	平成24年度から平成27年度
出土遺物整理調査	平成25年度から平成28年度
文献史料・絵図資料調査	平成26年度から平成28年度

2. 本書で報告する水口岡山城跡総合調査にかかる経費のうち、詳細地形測量調査（ただし、平成22年度を除く）・現存石垣三次元測量調査・遺構確認発掘調査・出土遺物整理調査については、国宝重要文化財等保存整備費補助金（国庫補助金）を得て実施した。各年度の事業費は下記の通りである。ただし、平成28年度については予算額である。

平成23年度	3,972,150円	（うち、補助金額	1,986,075円）
平成24年度	11,284,727円	（うち、補助金額	5,642,363円）
平成25年度	12,465,982円	（うち、補助金額	6,235,991円）
平成26年度	20,281,454円	（うち、補助金額	10,140,727円）
平成27年度	7,665,984円	（うち、補助金額	3,832,992円）
平成28年度	2,500,000円	（うち、補助金額	1,250,000円）

3. 詳細地形測量調査については、城跡が立地する古城山全域を5分割し、測量業者に委託して縮尺1/250で地形測量図を作成した。その地形測量図をもとに現況地形での城郭遺構の分布状況を調査し、城郭遺構概要図（付図2）を作成した。委託業者と委託金額は下記の通りである。

平成22年度	村上興業株式会社	3,570,000円	（国庫補助対象外）
平成23年度	サン設計測量事務所	3,972,150円	
平成24年度	株式会社東亜設計	4,733,400円	株式会社関西技研 2,730,000円
平成25年度	サン設計測量事務所	4,465,650円	株式会社東亜設計 3,144,750円

4. 現存石垣三次元測量調査は、レーザー測量によって水口岡山城跡に残る石垣の現状を把握するために実施した。測量業務は業者委託によって行った。委託業者と委託金額は下記の通りである。

平成25年度	株式会社アコード滋賀営業所	1,365,000円
平成26年度	株式会社アコード滋賀営業所	4,694,400円

5. 遺構確認発掘調査および出土遺物整理調査は直営で行い、現地調査での図化作業の一部を業者委託で実施した。測量図化の委託業者と委託金額は下記の通りである。

平成26年度	株式会社アコード滋賀営業所	492,480円
--------	---------------	----------

平成27年度 株式会社アコード滋賀営業所 475,200円

6. 出土遺物整理調査において、一部の軒瓦の瓦当面に褐色の付着物が確認されたため、金箔瓦の可能性を考え、金成分に対する蛍光X線分析と漆成分に関するガスクロマトグラフィー分析を実施した。分析については、株式会社吉田生物研究所に業務委託して実施した。委託金額は132,300円。
7. 本書に掲載した航空写真の撮影は、スカイフォト株式会社に業務委託して実施した。委託金額は99,360円である。
8. 文献史料・絵図資料調査は、市史編さん室の協力を得て実施した。当該調査は国庫補助対象外である。
9. 本文の執筆は、小谷徳彦・永井晃子・伊藤誠之が行った。執筆分担は下記の通りである。なお、執筆分担部分の挿図や表の作成も執筆担当者が行った。
 - 小谷徳彦 第1～3章、第4章第1節～第5節1・第6節1・2(1)～(3)、第6章
 - 永井晃子 第4章第5節2、第4章第6節2(4)
 - 伊藤誠之 第5章また、図版の作成は小谷が担当した。
図面や図版の作成においては、伊藤航貴・末次由紀恵・市田まち子・河本愛輝・園崎夏子・平本瞳・福井智樹・守武弘太郎・山中登輝野が作業にあたった。
編集は小谷が行った。
10. 本書で使用した水準高は東京湾平均海面高度を基準としている。また、座標は、世界測地系に準拠する。なお、本書で示す北は座標北である。
11. 本書で使用する遺構略号は次のとおりである。
 - SB：礎石建物 SD：溝状遺構 SS：礎石・根石 SU：瓦溜り SW：石垣・石塁・切岸
 - SX：石階段・性格不明遺構など
12. 本書に掲載した写真のうち、甲賀市教育委員会以外が所有するもの、もしくは著作権を有するものについては、各図版に所有者および著作権者を明記した。また、上記以外の図面・写真類については甲賀市教育委員会が所有するものを使用している。
13. 本書で報告した発掘調査で出土した遺物については、甲賀市教育委員会が保管している。

目 次

第1章 位置と環境	1
第1節 地理的環境	第2節 歴史的環境
第3節 水口岡山城の略歴と名称	第4節 既往の調査と研究
第2章 調査の経緯と体制	13
第1節 総合調査の経緯	第2節 調査体制
第3章 詳細地形測量調査	19
第1節 調査の方法と経過	第2節 現況地形からみた城郭遺構
第3節 石垣	第4節 小結
第4章 発掘調査	39
第1節 調査箇所と調査年次	第2節 調査日誌抄
第3節 調査区の名称と配置	第4節 遺構
第5節 遺物	第6節 小結
第5章 文献史料・絵図資料調査	129
第1節 文献史料	第2節 絵図資料
第3節 小結	
第6章 総括	164
第1節 水口岡山城の歴史の変遷	第2節 水口岡山城の構造と範囲
第3節 水口岡山城の城下町の様相	第4節 まとめ
史料編(巻末)	(1)

表

表1 歴代城主の年譜①	表2 歴代城主の年譜②
表3 歴代城主の年譜③	表4 詳細地形測量実施一覧表
表5 遺構名と記号の対応関係	表6 石垣三次元計測実施一覧
表7 調査回数と調査区一覧	表8 調査トレンチ名称対照表
表9 軒丸瓦型式分類一覧	表10 調査区別出土軒丸瓦点数表
表11 軒平瓦型式分類一覧	表12 調査区別出土軒平瓦点数表
表13 丸瓦分類一覧	表14 平瓦分類一覧
表15 調査区別出土土器・陶磁器点数表	表16 古城山の周長と本丸までの距離
表17 山上の曲輪群	表18 【絵図2】にみえる石垣・堀切・井戸・御殿屋敷の記載
表19 弁形および山上への道	表20 内堀・屋敷・その他の記載
表21 水口岡山城関係年表	

挿 図

図1 甲賀市の位置	図2 周辺の遺跡分布図
図3 既往の縄張り	図4 滋賀県教育委員会が実施した発掘調査関係図面
図5 水口岡山城跡で採集された軒瓦	図6 詳細地形測量年度別実施範囲
図7 城郭遺構の地区区分 1 : 4,000	図8 現況地形測量図 1 : 4,000
図9 城郭遺構概要図 1 : 4,000	図10 第1地区の概要図 1 : 1,500
図11 第2・3地区の概要図 1 : 1,500	図12 第4地区の概要図 1 : 1,500
図13 第5地区の概要図 1 : 1,500	図14 第6・7地区の概要図 1 : 1,500
図15 第8地区の概要図 1 : 1,500	図16 第9地区の概要図 1 : 1,500
図17 石垣測量立面図① 1 : 50	図18 石垣測量立面図② 1 : 50
図19 発掘調査トレンチ配置図 1 : 2,000	
図20 A-1・2トレンチ, B-1・2トレンチ, C-1・2・3トレンチ配置図 1 : 1,000	
図21 A-1トレンチ土層断面図 1 : 50	
図22 A-1・2トレンチ平面図 1 : 100	
図23 A-1トレンチ石垣立面図 1 : 50	
図24 A-2トレンチ土層断面図(左) 石垣SW040101立面図(右) 1 : 50	

- 図25 B-1 トレンチ土層断面図 1:50
- 図26 石階段 SX030201 立面図 1:20
- 図27 B-1・2 トレンチ上層平面図 1:100
- 図28 B-1・2 トレンチ下層平面図 1:100
- 図29 石組溝 SD030202 立面図 1:20
- 図30 B-2 トレンチ土層断面図 1:50
- 図31 C-1 トレンチ土層断面図 上段:a-a' 断面 1:100 下段:b-b' 断面 1:50
- 図32 C-1 トレンチ平面図 1:100
- 図33 石垣 SW020102 平面図・立面図 1:40
- 図34 C-2 トレンチ土層断面図 1:50
- 図35 C-2 トレンチ平面図 1:50
- 図36 C-3 トレンチ土層断面図 1:50
- 図37 C-3 トレンチ平面図・断面図 1:100
- 図38 D-1 トレンチ平面図 1:50
- 図39 D-1 トレンチ土層断面図 1:50
- 図40 D-1・2・3 トレンチ E-1・2 トレンチ配置図 1:1,000
- 図41 D-2 トレンチ土層断面図 1:50
- 図42 D-2 トレンチ平面図 1:50
- 図43 石垣 SW011201 立面図 1:50
- 図44 D-3 トレンチ土層断面図 1:50
- 図45 D-3 トレンチ平面図 1:50
- 図46 石垣 SW 011301 立面図 1:50
- 図47 E-1 トレンチ土層断面図 1:50
- 図48 E-1 トレンチ平面図 1:50
- 図49 E-2 トレンチ土層断面図 1:50
- 図50 E-2 トレンチ平面図 1:50
- 図51 石垣 SW 012201 立面図 1:50
- 図52 F トレンチ配置図 1:1,000
- 図53 F トレンチ平面図・土層断面図 1:100
- 図54 G-1・2 トレンチ配置図 1:1,000
- 図55 G-1 トレンチ土層断面図 1:50
- 図56 G-1 トレンチ平面図 1:50
- 図57 G-2 トレンチ土層断面図 1:50
- 図58 G-2 トレンチ平面図 1:50
- 図59 寺院系軒丸瓦およびその他の軒丸瓦 1:3
- 図60 軒丸瓦 201A (織田系左巻三巴文A) ① 1:3
- 図61 軒丸瓦 201A (織田系左巻三巴文A) ② 1:3
- 図62 軒丸瓦 301A (豊臣系左巻三巴文A) ① 1:3
- 図63 軒丸瓦 301A (豊臣系左巻三巴文A) ② 1:3
- 図64 軒丸瓦 301A・B (豊臣系左巻三巴文A・B) 1:3
- 図65 寺院系軒平瓦① 1:3
- 図66 寺院系軒平瓦② 1:3
- 図67 軒平瓦 205A・B (織田系中心飾り三葉文A・B) 1:3
- 図68 織田系軒平瓦および豊臣系軒平瓦 1:3
- 図69 軒平瓦 304A (豊臣系中心飾り桔梗文A) 1:3
- 図70 鳥衾瓦 1:4
- 図71 A-1・B-1・B-2 トレンチ出土土器・陶磁器 1:3
- 図72 C-2・C-3・E-1・E-2 トレンチ出土土器・陶磁器 1:3
- 図73 F・G-1 トレンチ出土土器・陶磁器 1:3

- 図74 19世紀以降の土器・陶磁器 1：3
 図75 発掘調査で確認した石垣と現存石垣 1：1,500
 図76 検出遺構から見た槽台 a-1 の構造 1：200
 図77 検出遺構から推定した槽台 a-2 の構造 1：200
 図78 検出遺構から推定した虎口 b-3 の構造 1：250
 図79 検出遺構から推定した虎口 b-8 の構造 1：250
 図80 虎口 b-4 (左)と虎口 b-5 (右) 1：250
 図81 慶長7年(1602)の水口村検地帳にみえる水口町の町名
 図82 城郭と城下の範囲
 図83 町人地推定地範囲の町名と東海道の付け替え順序

本文挿入写真

- 写真1 甲賀市の中心に立地する水口岡山城跡
 写真2 崩落石垣実測作業 平成24年12月19日撮影
 写真3 下段部 遺構検出作業 平成26年1月25日撮影
 写真4 上段部 崩落石垣実測作業 平成26年1月29日撮影
 写真5 上段部 下層崩落石垣検出作業 平成26年2月6日撮影
 写真6 第3次調査2トレ石階段検出 平成25年10月8日撮影
 写真7 第3次調査3トレ石垣実測作業 平成26年12月10日撮影
 写真8 第3次調査3トレ写真測量実施 平成27年1月21日撮影
 写真9 第3次調査1-2トレ掘削作業 平成27年1月29日撮影
 写真10 第3次調査4トレ平面実測 平成27年3月26日撮影
 写真11 第4次調査1トレ実測作業 平成27年8月24日撮影
 写真12 A-1・2トレレンチ調査前
 写真13 B-1・2トレレンチ調査前
 写真14 C-1トレレンチ調査前
 写真15 D-1・2・3トレレンチ調査前
 写真16 Fトレレンチ調査前
 写真17 G-1・2トレレンチ調査前
 写真18 裏込石に転用された石臼
 写真19 裏込石に転用された一石五輪塔
 写真20 コビキAの痕跡
 写真21 コビキBの痕跡

巻頭カラー図版

- 巻頭カラー1 空から見た水口岡山城跡 南東から
空から見た水口岡山城跡 真上から
- 巻頭カラー2 水口岡山城跡遠景 南から
野洲川から望む水口岡山城跡
- 巻頭カラー3 槽台 a-1 の石垣SW030301(A-1 トレンチ)
槽台 a-2 の石階段SX030201(B-1 トレンチ)
- 巻頭カラー4 大溝城から運ばれてきた軒瓦
水口岡山城のために作られた軒瓦
揚羽蝶文鬼瓦

図 版

- 図版1 曲輪 1-1 から見える琵琶湖 近江八幡方面を望む
曲輪 1-1 から見える伊吹山
- 図版2 曲輪 1-1 北面に残る2段の石垣(石垣 e-1・2)
石垣 e-1 東半部 石垣 e-1 西半部 石垣 e-2 東半部 石垣 e-3
- 図版3 石垣 e-2 西半部 石垣 e-2 西半部隅角 石垣 e-2 西半部西面
石垣 e-2 西半部 矢穴痕のある築石①
石垣 e-2 西半部 矢穴痕のある築石②
- 図版4 石垣 e-4 と食い違い虎口 b-5 石垣 e-5 と塹堀 c-6
石垣 e-5 近景 石垣 e-6 遠景 石垣 e-6 近景
- 図版5 A-1 トレンチ全景 南西から A-1 トレンチ全景 北西から
- 図版6 石垣SW030301埋没状況 石垣SW030301・030302と石列SX030303
- 図版7 石垣SW030301と裏込SX030304 石垣SW030302と裏込SX030305
- 図版8 石垣SW030301基底部と石列SX030303 礎石SS030307・030308
- 図版9 揚羽蝶文鬼瓦出土状況 鳥衾瓦C類出土状況
- 図版10 石垣SW040101を覆う瓦堆積 石垣SW040101築石検出状況
- 図版11 石垣SW040101裏込 石堆積SX040201
- 図版12 石垣SW040101 上から 石垣SW040101 正面から
- 図版13 B-1 トレンチ上層全景 東から B-1 トレンチ下層全景 東から

図版14	石階段SX030201埋没状況	石階段SX030201
図版15	石組溝SD030202	石組溝SD030202の側石に転用された石仏
図版16	礎石根石SS030203	瓦溜りSX030205
図版17	瓦溜りSX030206	石垣SW030207裏込石散乱状況
図版18	B-2トレンチ西半部全景 東から 公園整備による遺構の破壊状況	
図版19	C-1トレンチ全景 下から槽台a-1を望む C-1トレンチ下段部全景 南西から	
図版20	石垣SW020101崩落状況上層 西から 石垣SW020101崩落状況下層 西から	
図版21	石垣SW020101検出状況 左半分:下層 右半分:上層 石垣SW020101崩落石堆積状況	
図版22	石垣SW020102崩落状況上層 正面から 石垣SW020102崩落状況上層 西から	
図版23	石垣SW020102 正面から	石垣SW020102 西から
図版24	石堆積SX031103上層 西から 切岸SW031101と石堆積SX031103 西から	
図版25	切岸SW031101と石堆積SX031103 正面から 切岸SW031101を覆う石堆積SX031103と2次堆積層	
図版26	C-3トレンチ全景 下から	C-3トレンチ全景 上から
図版27	石堆積SX031201上層	石堆積SX031201下層
図版28	一石五輪塔出土状況(石堆積SX031201) 栗石堆積SX040301検出状況 南から	
図版29	栗石堆積SX040301検出状況 北東から 栗石堆積SX040301断ち割り断面	
図版30	D-1トレンチ全景 北から	溝状遺構SD011102
図版31	D-2トレンチ全景 南西から	石垣SW011201と敷石SX011202
図版32	D-3トレンチ上層全景 南東から D-3トレンチ下層全景 南東から	
図版33	石垣SW011301	敷石SX011302
図版34	E-1トレンチ全景 南西から	石集積SX012101 北西から
図版35	石垣SW012201 南東から	石垣SW012201 北から
図版36	石垣SW012201根石	石垣SW012201裏込
図版37	Fトレンチ全景 東から	Fトレンチ全景 北から
図版38	石階段SX030401 南西から	石階段SX030402 南西から

- 図版39 石階段SX030402西半部 南から 石階段SX030402東半部 南から
- 図版40 門SB030403 石積みSW030404と朝鮮王朝軟質白磁出土状況
- 図版41 G-1トレンチ全景 南西から 礎石SS013102 北西から
- 図版42 G-2トレンチ全景 南西から G-2トレンチ全景 北西から
- 図版43 軒丸瓦①(寺院系および不明) 図版44 軒丸瓦②(織田系)
- 図版45 軒丸瓦③(織田系) 図版46 軒丸瓦④(豊臣系)
- 図版47 軒丸瓦⑤(豊臣系) 図版48 軒丸瓦⑥(豊臣系)
- 図版49 軒平瓦①(寺院系) 図版50 軒平瓦②(織田系)
- 図版51 軒平瓦③(豊臣系) 図版52 鳥衾瓦
- 図版53 鬼瓦① 図版54 鬼瓦②
- 図版55 鯨瓦 図版56 鬘斗瓦
- 図版57 面戸瓦・青海波瓦・ヘラ書き瓦・スタンプ瓦
- 図版58 輪違瓦 図版59 丸瓦① 図版60 丸瓦②
- 図版61 丸瓦③ 図版62 平瓦① 図版63 平瓦②
- 図版64 平瓦③ 図版65 平瓦④
- 図版66 A-1・B-1・2トレンチ出土土器類
- 図版67 C-2トレンチ出土土器類
- 図版68 C-3トレンチ出土土器類
- 図版69 E-1・2トレンチ出土土器類
- 図版70 F・G-1トレンチ出土土器類
- 図版71 朝鮮王朝軟質白磁(Fトレンチ出土)
- 図版72 【史料3】豊臣秀吉朱印状 天正18年(1590)10月25日
【史料6】森島貞盛・松村久次寄進状 天正19年(1951)9月吉日
- 図版73 【史料7】増田長盛寄進状 天正20年(1592)2月19日
【史料9】奥村宗才書状 文禄4年(1595)10月10日
- 図版74 【史料10】長東忠盛禁制 慶長2年(1597)5月20日
【史料16】開書 享保19年ごろ
- 図版75 【史料11】長東正家書状 文禄5～慶長5年(1596～1600)カ
- 図版76 【絵図1】寛永10年カ「江州水口絵図」I (重要文化財 「大工頭中井家関係資料」)
- 図版77 【絵図2】寛永10年ごろカ「江州水口絵図」II (重要文化財 「大工頭中井家関係資料」)
- 図版78 【絵図3】17世紀後期「江州水口城図」(「日本分国絵図」81 176-0282)
- 図版79 【絵図4】正徳2年「水口美濃部村絵図」(「滋賀県庁行政文書」 明へ60-11)
- 図版80 【絵図5】江戸時代中期～後期「水口村周辺色絵図」
(市指定文化財 「東海道水口宿文書」E-1-3)
- 図版81 【絵図6】文政13年「水口絵図」(「中井源左衛門家文書」)(1)

- 図版82 【絵図6】文政13年「水口絵図」(「中井源左衛門家文書」)(2)
- 図版83 【絵図7】明治7年ごろ「地券取調絵図之七」
- 図版84 【絵図7】明治7年ごろ「地券取調絵図之六」
- 図版85 【絵図8】明治初期～同18年ごろ「水口村絵図」(「滋賀県庁行政文書」 明へ3-1)
- 図版86 【地形図1】明治25年測図 二万五千一地形図 「水口」
- 図版87 【航空写真1】昭和22年撮影 空中写真(U S A - M661 - A - 98)
- 図版88 【航空写真2】昭和38年撮影 空中写真(M K K6312X - C 3)
- 図版89 【地形図2】平成20年測図 甲賀市都市計画基本図

付 図

- 付図1 水口岡山城跡詳細地形測量図 1:1,000
- 付図2 水口岡山城跡城郭遺構概要図 1:1,000

第1章 位置と環境

第1節 地理的環境

滋賀県の南端に位置する甲賀市は、東西43.8km、南北26.8km面積481.69km²ある。市域は、北を大津市・湖南市・日野町、東を三重県、南を三重県と京都府、西を京都府と接しており、三方を県境とする。琵琶湖に面していない内陸部に位置するが、大阪・名古屋からそれぞれ100km圏内にあり、近畿圏と東海圏を結ぶ。国道1号や新名神高速道路が市内を横断している。

市域は東西方向に長い地形で、東側に北から南西方向に連なる標高1,000mを越える鈴鹿山系、南西側に標高500～700mの信楽山地がある。この山々に挟まれた地域に古琵琶湖層群の形成する標高200～300mの丘陵が広がる。これらの丘陵は、野洲川の北側にある水口丘陵、野洲川と柚川に挟まれた甲賀丘陵、柚川の南側の甲南丘陵に分かれ、長い年月をかけてそれぞれの河川の両岸に河岸段丘が形成された。また、両河川は市の中央北部にあたる水口町泉付近くで合流し、琵琶湖に向かって西流する。この合流付近には沖積低地が広がり、周辺の河岸段丘面とともに、南北約3km、東西約5kmの市内最大の平野部である水口平野を形成する。

野洲川と並行する国道1号は、鈴鹿峠を越えて三重県亀山市に通じ、仁和2年(886)以降の東海道のルートに近い。また、柚川と並行するJR草津線は、大津宮時代の東海道である倉歴道のルートに近い。さらに、これらと直交するように、道路では国道307号が通り、鉄道では貴生川駅を起点として信楽高原鐵道と近江鐵道がそれぞれ南北に走っている。野洲川と柚川の流域は現代に至るまで重要な交通網として位置づけられ、両河川が形成した平坦地を主な居住空間として多様な文化が育まれてきたのである。

水口岡山城跡は水口平野の東端部、野洲川が水口平野へ流れ出る喉元に立地する古城山に所在する。古城山は標高約283m、東西約1km、南北約500mの東西方向に横長の独立丘陵である。

地質区分では、水口丘陵は「古琵琶湖層群」、水口平野は「河岸段丘堆積層」および「沖積層」に分類されるが、古城山付近は周囲の地質と異なり、「美濃・丹波帯」と呼ばれる「中生古生層」に区分されている(甲市史委2008)。



図1 甲賀市の位置

第2節 歴史的環境

琵琶湖に面しない内陸部に位置し、自然環境に恵まれた甲賀市には、山麓部周辺を中心に縄文時代の遺跡が点在する。土山町の野上野遺跡や甲南町新治地先で草創期の有舌先頭器が出土し、甲賀町の油日遺跡や甲南町の寺山遺跡で早期から中期後葉にかけての縄文土器が出土している（甲市史委2008）。また、鈴鹿山麓の山女原遺跡（土山町）では伊勢湾沿岸部と共通する弥生時代の甕が出土し、鈴鹿山脈を越えての交流がうかがえる（甲市史委2008）。

しかし、水口地域では泉古墳群の造営が歴史の始まりとなる。水口丘陵の小さな尾根の先端部を利用して築造された西籬子塚古墳は、造り出しの付く2段築成の円墳である。また、西籬子塚古墳の東約100mには同じく円墳である東籬子塚古墳が存在する。西籬子塚古墳の築造年代は、採集された埴輪から5世紀前半頃と考えられている（丸山1997、甲市史委2008）。

5世紀中頃になると、東籬子塚古墳の東約500mの平野部に塚越古墳が築造される。塚越古墳は、南辺を除く3方向に周濠を巡らせる一辺52mの方墳で（滋県教委2004）、内行花文鏡や碧玉製勾玉など副葬品とみられる多くの遺物が出土している（甲市史委2008、甲市教委2012a）。

水口平野の中心部では、これらの古墳が築造された時期に大規模集落の植遺跡が出現する。平成13～14年にかけて発掘調査が行われ、多くの堅穴住居や掘立柱建物、甕棺墓などが検出され、5世紀中頃の大型倉庫建物3棟が確認されている。その大きさは全国的に見ても巨大であり、ヤマト王権との深い関わりをうかがわせる（滋県教委2005、甲市史委2008・2013）。

塚越古墳以降の古墳の築造は小規模な円墳で構成される群集墳が中心となる。6世紀前半から7世紀中頃にかけて泉古墳群と対岸にあたる柚川南岸の丘陵に岩坂古墳群や百合野古墳群、高山古墳群などの横穴式石室をもつ古墳が数多く造られる。これらの古墳群を総称して「甲賀群集墳」と呼び、現在、286基の古墳が確認されている（甲市史委2008、甲市教委2008a）。また、水口岡山城から見て野洲川の対岸にある丘陵部にも6世紀後半から7世紀にわたる群集墳である波濤ヶ平古墳群が築造される。

7世紀前半には植遺跡の北西1.3kmに下川原遺跡が出現し、7世紀前半から8世紀にかけての集落が営まれた。発掘調査では50棟以上の堅穴住居や数棟の掘立柱建物が確認された（甲市教委2006・2009・2010、甲市史委2013）。また、下川原遺跡の東側の北泉遺跡では8世紀中頃～後半の須恵器などが出土し、堅穴住居と考えられる遺構も検出されている。

9世紀～10世紀には北泉遺跡の東側に北脇遺跡が出現する。北脇遺跡では鉄製品の工房跡と考えられる掘立柱建物などが検出された（甲市教委2008c）ほか、10世紀中頃の近江産の緑釉陶器が数多く出土している（甲市教委2008b・2010）。また、平安時代の銅印も出土しており（甲市教委2008b）、これまでの調査で確認された遺構や遺物の状況から一般的集落遺跡とは異なる性格を持っていることが想定される（甲市史委2013）。

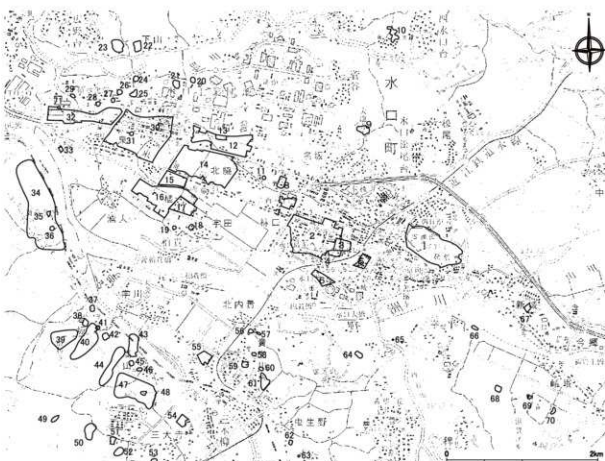
このように古代の水口地域は、水口平野を中心に遺跡が展開するが、11世紀以降の水口地域の遺跡の状況は、発掘調査の事例が少なく、十分に把握できる状況ではない。そのため、文献

史料などの記述をもとに水口岡山城跡を中心とした地域の歴史をみていく。

行基が開祖と伝えられる大岡寺がかつて水口岡山城跡の所在する古城山にあったとされ、平安時代の末には観音を祀る寺院の存在が想定されているが、現在まで寺院遺構は確認されていない。なお、天仁2年(1109)、源義家の弟義綱が甥である義忠を殺害した嫌疑をかけられた際に籠ったとされる「甲賀山」は、大岡寺であると伝わる(甲市史委2012)。

中世になると、野洲川南岸の北内貴を含め、水口岡山城跡の一带は蔵田荘に属したと考えられ、土豪として美濃部氏が台頭する。甲賀衆に名を連ねる美濃部氏は、戦国時代には柏木の山中氏、伴谷の伴氏とともに「柏木三方中」を形成して地域の支配を行った(甲市史委2012)。

また、水口は古くから街道が通過する交通の要衝であり、室町時代には伊勢大路の宿村となり、市も立ったとされる。「海道記」には大岡寺のある大岡山(古城山)のことと推定される「大岳」に宿泊したことが記され、「伊勢紀行」には永享5年(1433)に足利義教が水口に宿泊したとある。



- 1水口岡山城跡 2水口城遺跡 3美濃部出屋敷遺跡 4高川屋敷遺跡 5古御殿遺跡 6城南遺跡 7西林口遺跡 8柏木神社遺跡
 9大池寺遺跡 10山村城遺跡 11里北脇遺跡 12北脇遺跡 13北脇城遺跡 14北脇南遺跡 15花池遺跡 16桶遺跡 17桶城遺跡
 18山中氏屋敷遺跡 19西出館遺跡 20東迎山城遺跡 21西迎山城遺跡 22下山北城遺跡 23津山山城遺跡 24伴屋敷城遺跡
 25下山城遺跡 26伴屋敷遺跡 27東鎌子塚古墳 28西鎌子塚古墳 29泉古案跡 30北泉遺跡 31塚越古墳 32下川原遺跡
 33旧東海道横田遺跡 34團養山古墳群 35團養寺遺跡 36三雲寺遺跡 37岩坂古墳群 38平子城遺跡 39最勝寺境内遺跡
 40岩坂南古墳群 41岩坂屋敷遺跡 42源大屋敷城遺跡 43御姫屋敷城遺跡 44百合古墳群 45高山屋敷遺跡
 46一学殿屋敷遺跡 47高山古墳群 48高山氏城遺跡 49奥百合野古墳群 50三大寺落し谷古墳群 51小山城遺跡
 52奥谷城遺跡 53三大寺竹中城遺跡 54竹石遺跡 55貴生川遺跡 56内貴城遺跡 57川田山古墳群 58内貴尾山山城遺跡
 59内貴殿屋敷遺跡 60落し谷遺跡 61北虫生野城遺跡 62虫生野堂の前城遺跡 63森灰古墳 64北内貴城遺跡 65塚高古墳
 66波瀲ヶ平古墳群 67北沢遺跡 68織峨西城遺跡 69千光寺遺跡 70織峨古墳群 71岩がまえ古墳

図2 周辺の遺跡分布図

この地域の中世の遺跡としては美濃部出屋敷遺跡や富川屋敷遺跡などの城館跡が知られる程度である。両者とも平地城館とみられ、現在では土塁の一部を残すだけで遺跡の詳細は把握できない(甲市史委2010)。近年、北内貴地域に位置する貴生川遺跡の発掘調査で、これまで知られていなかった半町四方の平地城館が確認された(滋県協会2015)。現在、甲賀市内には180箇所を数える城館跡が残っている(甲市史委2010)が、そのほとんどは丘陵上に立地しており、平地城館の数は少ない。後世の開発などによって破壊されたものが多く存在することが予想され、発掘調査によって未知の平地城館が今後も発見される可能性がある。

天正13年(1585)、秀吉が紀州攻めを行う際に甲賀衆も紀州太田城攻めに動員されている。この時に水攻め用の堤に不具合があり、甲賀衆がその責任を負わされた。その結果、多くの甲賀衆が改易となった。いわゆる「甲賀ゆれ」である(甲市史委2012)。その後、水口岡山城が豊臣政権による甲賀の直接支配の拠点として築城された。さらに、秀吉の天下統一に向けた東国への抑えとして重要な地位も占めた(甲市教委2012b)。しかし、関ヶ原の戦いで3代目の城主であった長東正家が西軍に属したため、戦いの後に廃城となる(甲市史委2012)。

その後、水口は幕府の直轄領となり、慶長6年(1601)には東海道の整備によって宿駅に指定された(甲市史委2014)。宿内には代官所が置かれ、水口代官によって統治された。その後、元和6年(1620)に徳川和子が入内する際の宿館として水口御殿(古御殿遺跡)が築かれ、寛永3年(1626)に2代将軍秀忠も宿館として利用した。さらに、寛永11年(1634)に3代将軍家光の上洛の際の宿館として水口城が築かれた(甲市史委2010)。水口城は東海道の宿館として築かれ、将軍奉行は小堀政一(遠州)であった。ただし、将軍の宿館として利用されたのは一度だけで、その後は譜代大名がほぼ1交代で城代を務めて管理した。天和2年(1682)には外様大名で加藤嘉明の孫となる加藤明友が石見国吉永(鳥根県大田市)より入封して水口藩が置かれた(甲市史委2014)。この段階で現在の水口の市街地西方に小規模な城下が形成されたとみられている。元禄8年(1695)に鳥居忠英が城主となるが、正徳2年(1712)に加藤嘉矩が入封し、再び加藤家が藩主となった。以後、幕末まで加藤氏が藩主を務め、水口は東海道の宿場町として賑わいをみせた。

第3節 水口岡山城の略歴と名称

水口岡山城は、享保19年(1734)にまとめられた「近江輿地志略」によれば、天正13年(1585)に中村一氏が大岡山(現在の古城山)に築城したとされる。築城に際しては、石垣の石材を三雲城、用材や瓦などを矢川寺から調達したことが伝えられている(「矢川雑記」「水口藩士某覚書」)。また、当時、山中には大岡寺があったが、一氏は築城にあたり、南方の字地頭へ寺を移したとされる(「甲賀郡志」下巻)。なお、この時、本正寺と慶円寺も同所へ移されたと伝わる。

中村一氏は、天正13年5月に岸和田城から甲賀へ入ったとみられ(「顕如上人貝塚御座所日記」)、水口の河合寺へ掟書を出している(「大鳥神社文書」)。一氏が甲賀へ入る直前の同年

表1 歴代城主の年譜①

中村一氏

【出身地】

諸説あり

①近江国甲賀群滝村

②尾張国

③播磨国

?～慶長5年(1600)7月17日)

【主君】

①織田信長

②羽柴(豊臣)秀吉

【石高】

200石→6万石→14万石→14万5000石

【通称・官途】

孫平次 式部少輔

年(和暦)	(西暦)	月	日	出来事
天正元 ～天正5年	1573 ～1578			織田信長に仕え、羽柴秀吉の与力となる 200石を知行
		10月		秀吉の播磨攻めに従軍
天正10年	1582	6月		本能寺の変、秀吉の中国大返しの手先をつとめるという
		2月		羽柴秀次の伊勢亀山攻めに従軍
天正11年	1583	8月		和泉国岸和田城主
		11月		和泉国に侵攻する紀伊根来寺・粉河寺の僧徒および雑賀衆らを撃退
		1月	1日	岸和田城で紀伊根来・雑賀衆と戦う
天正12年	1584	3月	22日	岸和田城で紀伊根来・雑賀衆と戦いこれを撃退
		8月	4日	秀吉の命を受け河内国烏帽子形城を修築
		3月		紀伊雑賀攻めに従軍
天正13年	1585	5月	8日	秀吉に近江国甲賀郡を与えられ水口へ移る 6万石を知行 この月、河合寺(現在の犬島神社)へ従書を出す
		7月	11日	秀吉の関白任官に際し、従五位下・式部少輔に任じられる
		8月		秀吉の佐々成政攻めに従軍
		閏8月		秀次付きの年寄となる
天正15年	1587			秀吉の九州攻めに際し、京都留守役をつとめる
天正18年	1590	3月	28日	秀吉の小田原攻めに従軍。秀次に従い山中城を攻略
		7月		北条氏降伏 秀吉は北条氏の旧領の大部分を徳川家康へ、家康の旧領駿河一国を一氏へ与える 14万石を知行
天正20年/文 禄元年	1592	4月	12日	文禄の役 一氏は肥前国名護屋へ参陣
文禄2年	1593	6月	23日	肥前国名護屋において蔵米300石を積荷
文禄3年	1594			山城国伏見城の普請を分担 このころ豊臣政権の「三中老」に数えられる
文禄4年	1595	4月	22日	駿河国久能寺(現鉄舟寺)の宝物「薄墨の笛」を修理(現存)
			3日	秀次失脚
		7月	12日	駿河国蔵入分(豊臣直轄領)の代官に任じられる
			15日	5000石加増 14万5000石を知行
慶長3年	1598	8月	18日	秀吉死去
		10月	8日	慶長の役終結
慶長5年	1600	5月	7日	堀尾吉晴・生駒近規・前田玄以・増田長盛・長束正家らとともに徳川家康の会津上杉攻めの中止めを求める
		6月	16日	家康、大坂城を築き会津へ向かう
			25日	家康、駿河国着 病中の一氏、弟中村一栄を従軍させる
		7月	12日	大谷吉継・増田長盛・安国寺惠瓊等、石田三成の居城である近江国佐和山に会い、安芸国広島島の毛利輝元を西軍大將に迎えることを決定 徳川家康に対し、「武力行使」に出ることが決まる
			17日	死去 子息忠一が幼少のため、第一栄・老臣横田村詮に政務を執らせ、のち伯耆国米子へ移封

表2 歴代城主の年譜②

増田長盛

【出身地】

諸説あり

①近江国浅井郡益田村

②尾張国中島郡増田村

【通称・官途】

仁右衛門 右衛門尉 侍 従

天分14年(1545)～元和元年(1615)5月27日

【主君】

①羽柴(豊臣)秀吉

【石高】

200石→2万石→3万石→5万石→20万石

年(和暦)	(西暦)	月	日	出来事
天文14年	1545			生まれる
～天正12年	1584			羽柴秀吉に仕える 200石を知行
天正12年	1584			小牧・長久手の戦いの戦功により2万石を知行
天正13年	1585	7月	11日	秀吉の関白就任に際し、従五位下・右衛門尉に任じられる
天正18年	1590	1月		秀吉の命により、賀茂川の三条橋(三条大橋)を石橋に改修(擬宝珠が現存)
		3月	28日	小田原攻め 長盛も参陣
		7月		北条氏降伏 秀吉は徳川家康の旧領駿河一国を中村一氏に与え、中村領の上甲賀を長盛に与える はじめ3万石、のち5万石を知行
天正19年	1591	閏正月		長東正家とともに近江国検地を実施(「太閤検地」)
天正20年/ 文禄元年	1592	4月	12日	文禄の役
		6月	3日	秀吉の命により石田三成・大谷吉継らとともに朝鮮へ渡海
文禄2年	1593	1月	23日	大谷吉継・石田三成らとともに、朝鮮の情勢を肥前国名護屋の長東正家に報告
		5月	14日	これより先、石田三成らとともに明の使節を伴って韓国
		7月	22日	石田三成・大谷吉継とともに越後国検地を実施
文禄4年	1595	6月	8日	大和国郡山城へ移封 20万石を知行 長盛の旧領水口へは長東正家が入る
		7月	3日	豊臣秀次の不行跡につき石田三成らとともに聚楽第に秀次を詰問 秀次失脚
慶長元年	1596	9月	7日	秀吉の奉行として明の冊封日本正使楊方亨等に金銀等を贈る
慶長2年	1597	10月	24日	安房国検地を実施
慶長3年	1598	1月	25日	加賀国2郡および越前国検地を実施
		8月	18日	秀吉死去
慶長4年	1599			慶長の役終結 奉行前田玄以・長東正家とともに、朝鮮在陣の諸将に全軍撤退を指示
		2月	2日	秀吉の遺言により、前田玄以・浅野長吉(長政)・石田三成・長東正家らとともに剃髪
慶長5年	1600	5月	7日	堀尾吉晴・生駒近規・中村一氏・前田玄以・長東正家らとともに徳川家康の会津上杉攻めの中止を求める
		6月	16日	家康、大坂城を発し会津へ向かう
		12日		大谷吉継・増田長盛・安国寺惠瓊等、石田三成の居城である近江国佐和山に会い、安芸国広島島の毛利輝元を西軍大将を迎えることを決定 徳川家康に対し、「武力行使」に出ることが決まり、増田長盛が家康に知らせる
		7月	17日	豊臣氏の奉行長東正家・前田玄以とともに、家康の罪科13ヵ条を挙げて家康討伐を諸大名に宣言(徳川家康罪条書)
		19日		家康、長盛の知らせを聞く
		29日		徳川家康罪条書が下野国小山の陣営にいたる
		9月	15日	関ヶ原の戦い 長盛は大坂城にいて参戦せず
		10月		所領を没取の上、高野山に幽閉
慶長20年/ 元和元年	1615	5月	27日	大坂の陣で子盛次が大坂方についた責を負い自害

表3 歴代城主の年譜③

長東正家

?～慶長5年(1600)9月30日

【出身地】

【主君】

諸説あり

①丹羽長秀

①近江国栗太郡長東村

②羽柴(豊臣)秀吉

②尾張国長東村

【石高】

?→5万石→12万石

【通称・官途】

新三郎 大藏大輔 侍 従

年(和暦)	(西暦)	月	日	出来事
天正11年	1583	4月	27日	丹羽長秀が長東正家に所領を与える
天正13年	1585			丹羽長秀死去
天正18年	1590	2月	17日	秀吉が、浅野長吉(長政)及び長東正家に小田原の陣所のことを命じる
		3月	28日	小田原攻め
		7月		北条氏の降伏 豊臣秀吉の天下統一
天正19年	1591	閏正月		水口岡山城主増田長盛、長東正家による近江国検地「太閤検地」
天正20年/ 文禄元年	1592	4月	12日	文禄の役
文禄2年	1593	1月	23日	増田長盛・大谷吉継・石田三成等、朝鮮京城より肥前国名護屋の長東正家に、情勢を報じる
		5月	14日	朝鮮唐島(巨济島)の蜂須賀家政・戸田勝隆等、増田長盛・石田三成等が明の使節を伴って帰国した後の状況を、秀吉の近臣長東正家等にたずねる
文禄4年	1595	6月	8日	秀吉が、近江国水口の増田長盛を大和国に移し、郡山城を与える 長東正家に増田田領である近江国水口5万石を与える 長東は、のち加増され12万石 従四位下侍従に任じられる
慶長3年	1598	7月	20日	秀吉の奉行長東正家等、越前国の検地を終了し帰京する
		8月	18日	豊臣秀吉死去
		10月	8日	慶長の役終結 奉行前田玄以・増田長盛とともに、朝鮮在陣の諸将に全軍撤退を指示
慶長4年	1599	2月	2日	秀吉の遺言により、前田玄以・浅野長吉(長政)・増田長盛・石田三成・長東正家等が剃髪する
慶長5年	1600	5月	7日	中村一氏・前田玄以・増田長盛・長東正家ら、徳川家康に会津出征(上杉景勝の討伐)を止めよう求める
			16日	徳川家康が大坂城を出発し、会津へ向かう
		6月	18日	徳川家康が山城国伏見城を出発、近江国石部に泊まる 同国水口の長東正家が、翌日に城中で饗応をしたい旨を申し出る 家康は夜半になって急に出発し、水口を通過 翌日、伊勢国関に到着する
			12日	大谷吉継・増田長盛・安国寺惠瓊等、石田三成の居城である近江国佐和山に会し、安芸国広島島の毛利輝元を西軍大将を迎えることを決定 徳川家康に対し、「武力行使」に出ることが決まる
		7月	17日	豊臣氏の奉行長東正家・増田長盛・前田玄以、徳川家康の罪科十三条を挙げ、家康を討つことを諸大名に告げる 前田玄以・増田長盛・長東が真田家へ密書を送る
			15日	関ヶ原の戦い 南宮山後方の栗原山に布陣するが、吉川広家の妨害により参戦することなく甲賀へ撤退
		9月	30日	水口岡山城の落城 長東正家が日野へ落ち延び、自刃 正室栄子も脱出 身重だった栄子はその後、旧臣の家に匿われて男子を出産するが、産後の肥立ちが悪くなる 男子は仏門に入り、寛永2(1625)年に水口町大徳寺三世となる。父と母の菩提を弔うため、家照寺を建立する
				10月

4月、羽柴秀吉が甲賀衆を改易した「甲賀ゆれ」が起こる。これによって、秀吉はそれまで甲賀を治めていた甲賀衆から領地を取り上げ、新たな支配者として一氏を送り込んだことになる。なお、「真鍋真入 斎書付」によれば、一氏は秀吉から6万石を拝領したとされる。

天正18年(1590)、一氏が駿河へ移封されると、甲賀の一氏の所領は増田長盛へ引き継がれる(「長浜城歴史博物館所蔵文書」)。その時の所領は当初3万石であった(「前川道平氏所蔵文書」)が、文禄4年(1595)までには所領が5万石となり、同年に長東正家に引き継がれた(「佐竹家旧記」)。この時、長盛は大和郡山へ移されている(同)。

長盛と正家は、浅野長政、石田三成、前田玄以とともに豊臣家の五奉行と言われる存在であった。後に三中老のひとりに名を連ねる一氏を含め、水口岡山城の歴代城主は豊臣政権で重要なポストに就いた人物であった。

文禄4年から慶長5年(1600)までの間に出されたとみられる「長東正家書状」(「西川伊久太郎氏所蔵文書」)には、豊臣政権が大溝城(滋賀県高島市)の殿守を解体し、その部材を水口へ運ぶように命じたことが記されている(杉江2012)。この記述から考えると、3代目城主の長東正家の段階で水口岡山城で何らかの改修が行われたと推測される(甲市史委2014)。

慶長5年、関ヶ原の戦いにおいて長東正家は西軍に属した。敗走して水口岡山城へ籠城するが、池田長吉らに取り囲まれて開城し(「近江輿地志略」)、日野の地で自刃したと伝わる。その後、水口岡山城は廃城となり、江戸時代には水口藩の御用林となった(甲市教委2012)。

なお、城の名称については、現在の水口岡山城という呼称は1980年代から使われている(高田2010)。これは、水口の大岡山にかつてあった城という意味であるが、「近江輿地志略」には「岡山古城址」とあり、「古昔の水口城なり」と記されている。また、享保年間に成立した「聞書」に「岡山城」、「矢川雑記」に「岡山の城」などとあり、江戸時代には岡山城と呼ばれていたことがわかる。

一方、城が存在した当時の名称については、古城山の南に位置する本正寺の梵鐘に「水口城下本正寺」という銘文があり、当時は「水口城」と呼ばれていた可能性がある(高田2010)。一方、天正18年9月12日付の木下吉隆の書状(「翠関雑記」)や「知行出し候 寛の事」(「前川道平氏所蔵文書」)には「甲賀の城」、「舜旧記」の慶長2年(1597)4月13日の記事には「水口の城」とあり、「地域名+城」という形式で呼ばれていたようである(甲市史委2014)。

このように、本来の城の名称は「水口城」であったと可能性が考えられるが、寛永11年に築城される宿館「水口城」との混同を避けるため、本報告書では古城山に立地する山城を「水口岡山城」と呼ぶこととする。

第4節 既往の調査と研究

水口岡山城については江戸時代中期以降、古城山にかつて城が存在していたことが知られ、近代以降に編纂された地誌によって文献史料の記述を中心にまとめられている。大正11年(1922)に編纂された『近江蒲生郡志』(滋賀県蒲生郡役所1922)には大溝城の建物を解体して

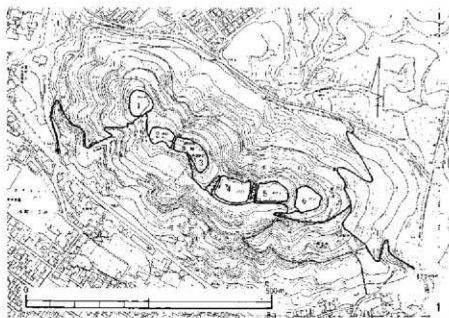
水口岡山城へ運んだことが記されている「西川伊久太郎氏所蔵文書」が紹介され、「近江輿地志略」などに水口岡山城の築城年代が天正13年とあることから、大溝城から部材が運ばれた年代を天正13年と記述している。これ以降、大溝城から水口岡山城への部材の転用時期は天正13年と考えられるようになった。また、大正15年(1926)に編纂された『甲賀郡志』(甲賀郡教育会1926)では近世以降に書かれた文献史料を掲載し、水口岡山城の歴史や規模などについて記述している。

しかし、これらの地誌の段階では城郭の遺構に関する詳細を記述するところまでは至っていない。水口岡山城の城郭遺構について本格的な研究がなされたのは1980年代以降で、地表面観察による縄張研究を中心として行われてきた。滋賀県教育委員会が実施した滋賀県中世城郭分布調査の報告書では水口岡山城の存在は記されているが、縄張図は提示されていない(滋賀教委1984・1986)。その後、米田実、中井均によって水口岡山城の縄張図が紹介されている(米田1986、中井1987・1997)が、城域が広大であり、破城や後世の破壊によって地形が大きく改変されている部分もあり、詳細な遺構の分析や城郭の全体像まで踏み込むには至っていない。そうした中で高田徹が複数回にわたって縄張図を作成し、精緻な地表面観察によって読み取れる城郭遺構を詳細に述べている(高田2004・2007・2009・2010・2014)。縮尺1/2,500の都市計画図などを用いた縄張図としては到達点と言ってもよいだろう。

さらに、高田は古城山に残る城郭遺構について述べるだけでなく、絵図や文献史料、古地図などを活用して城下の様相も推定している(高田2009・2010)。城下の姿についても言及した高田の研究成果は、水口岡山城を考える上で欠くことのできないものとなっている。また、木戸雅寿も中世から近世にかけての水口の歴史の変遷の中で水口岡山城の歴史的背景、構造、城下の様相について述べている(木戸2009)。

一方、水口岡山城でこれまで実施された発掘調査は、水道施設建設工事に伴って昭和56年(1981)に滋賀県教育委員会が実施した調査のみである。調査は城の北側斜面、曲輪3-1の北東側下方に位置する場所で行われた。遺構は石列や石組井戸などが検出され、遺物は土師器小皿・瓦などが出土したと報告されている(滋賀教委1981)。また、出土瓦については発掘調査での出土資料以外に、これまでに曲輪1-1を中心に多くの瓦が採集されており(高田2009、小谷2013)、その中に現在の矢川神社境内にかつて存在した矢川寺(甲賀市甲南町)と同范の軒丸瓦があることが指摘されている(小谷2014)。

なお、近年、編纂された『甲賀市史』においては、文献史料調査の成果から水口岡山城の前後の時代背景や歴代城主について詳細に記述されている(甲賀市史委2012・2014)。2000年以降、高田氏の詳細な縄張研究によって水口岡山城の全容が語られるようになり、『甲賀市史』の編纂を通じて文献資料の掘り起こしも行われ、水口岡山城に関する研究成果は飛躍的に蓄積された。

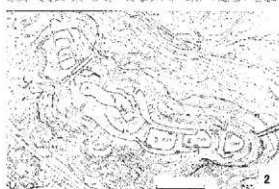


- 凡例
 1 滋賀県教育委員会作図
 1981
 2 中井均作図 1987
 3 高田徹作図 2004
 4 高田徹作図 2014

0 200m

図3 既往の縄張図

高田図について、発表された
 縄張図のうち、最初と最後の
 ものを掲載した



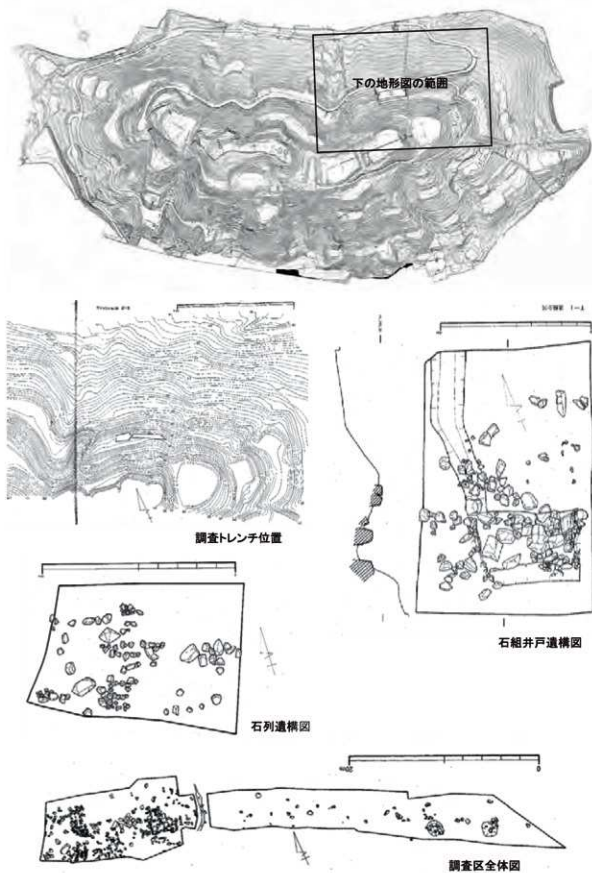


図4 滋賀県教育委員会が実施した発掘調査関係図面（滋賀教委1981より転載）

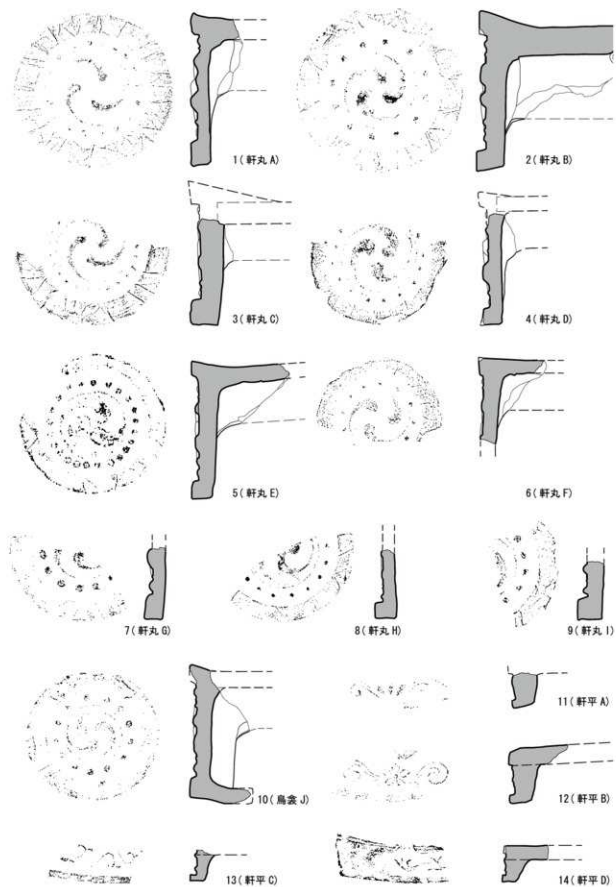


図5 水口岡山城跡で採集された軒丸(小谷2013より転載)

0 20cm

第2章 調査の経緯と体制

第1節 総合調査の経緯

水口岡山城跡は、通称「城山」と呼ばれる市街地に隣接した独立丘陵「古城山」に立地し、山頂からは甲賀市域を一望でき、市民に広く親しまれている。南山麓の市街地は水口岡山城の旧城下町と考えられ、現在は市街地となっているが、紡錘形の三筋町の道筋が踏襲され、一部には古い町並みも残っている。さらに、水口地域の中心となった旧城下町は近世の水口宿の町並みや旧東海道と重なり、現在では甲賀市の中心的地域となっており、水口地域の歴史を重層的に感じ取れる。

天正13年（1585）、秀吉は在地勢力であった甲賀衆を改易処分とし、家臣の中村一氏を岸和田から水口へ移して築城を命じた。また、中村一氏は秀吉の甥である秀次の付家老に任命され、秀次による近江支配の一翼を担った。当時、近江は天下統一を目指す秀吉にとって東国制覇の足掛かりとして重要な位置を占めていた。水口岡山城も秀吉の天下統一事業にとって拠点となる城郭のひとつであった。秀吉が天下統一を果たした後も増田長盛・長東正家といった豊臣家五奉行に名を連ねる武将が城主となり、引き続き、豊臣政権における拠点城郭のひとつに位置づけられた。

甲賀市では平成24年2月に発行された『新名神高速道路活用戦略』において、歴史的に重



写真1 甲賀市の中心に立地する水口岡山城跡

要な水口岡山城跡を甲賀市の重要な地域資源と位置づけ、さらに市のランドマークとすべく、重点事業「あいこうか岡山城プロジェクト」を立ち上げ、水口岡山城跡の積極的な環境整備や活用事業を市民と共に検討するとともに、学術的調査を実施し、史跡指定を目指す市の重点施策に位置づけられた。その中で、教育委員会ではこれまで十分な調査が行われていなかった城跡の様相を把握するため、平成22年度から平成25年度まで詳細地形測量調査を実施して地表面観察による城郭遺構の確認につとめ、平成24年度から平成27年度にかけては破城によって埋没した城郭遺構を確認し、城跡の全容を把握することを目的とした遺構確認発掘調査を実施した。

また、発掘調査と並行して、文献史料の掘り起こしや絵図資料などを通じた城下町の範囲確認など総合的な調査を行った。本報告書においては、これらの総合調査の成果をまとめ、水口岡山城の歴史的な位置づけを明確にすることを目的とする。

総合調査によって甲賀市のシンボルの存在である水口岡山城跡の実像を解明することは、水口岡山城跡の文化財としての価値を向上させるのみならず、市のシンボルとしての位置づけを強化し、市民にその価値を広く知ってもらう契機となる。また、水口岡山城の築城とともに整備された城下町は、現在の水口の町並みの原点であると言え、水口岡山城跡の調査を実施することは水口の原点を探ることになる。その上で、将来的には水口岡山城跡をまちづくりの核として活用することが期待される。そのためにも水口岡山城跡の学術的な評価を高め、国史跡指定を目指すことが重要である。

第2節 調査体制

水口岡山城跡の調査は、甲賀市水口岡山城跡調査委員会を設置し、調査手法や調査の内容について指導、助言を仰ぎながら進めた。また、オブザーバーとして文化庁文化財部記念物課と滋賀県教育委員会事務局文化財保護課から指導、助言を受けながら実施した。

各年度の調査体制は下記のとおり。

【平成24年度】

《甲賀市水口岡山城跡調査委員会》

- | | | |
|------|------|-----------------------|
| 委員長 | 杉原和雄 | 大阪国際大学国際コミュニケーション学部教授 |
| 副委員長 | 中井 均 | 滋賀県立大学人間文化学部准教授 |
| 委員 | 松尾信裕 | 大阪城天守閣館長 |
| 委員 | 高木叙子 | 滋賀県立安土城考古博物館学芸課主任 |
| 委員 | 山村亜希 | 愛知県立大学日本文化学部准教授 |

《オブザーバー》 文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 近江俊秀
滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 課長補佐 木戸雅寿

副主幹 伊庭 功
副主幹 田井中洋介

《調査主体》 甲賀市教育委員会 教育長 山本佳洋

《調査事務局》 甲賀市教育委員会事務局

教育部長 安田正治

次 長 大塚文博

歴史文化財課 課 長 縮谷 隆

課長補佐 長峰 透

埋蔵文化財係 係長 鈴木良章

主査 小谷徳彦（調査担当）

主査 渡部圭一郎

市史編さん室 編纂調査員 伊藤誠之

《発掘調査参加者》

〔甲賀市臨時職員〕

市田まち子 樫木規秀 岸本香歩 北森 光 佐藤美紀 寺田昌裕 平井正義 藤本安弘

〔シルバー人材センター派遣〕

今村昌生 植田幸男 大原久和 小川悦男 菊池幸男 倉田憲次 田代一由 西田健二

伏見義勝 村田惣一 村田 了 森口 實 山田尚治 渡辺敏章

【平成25年度】

《甲賀市水口岡山城跡調査委員会》

委員 長 杉原和雄 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長

副委員長 中井 均 滋賀県立大学人間文化学部教授

委 員 松尾信裕 大阪城天守閣館長

委 員 三浦正幸 広島大学大学院文学研究科教授

委 員 高木叙子 滋賀県立安土城考古博物館学芸課主任

委 員 山村亜希 愛知県立大学日本文化学部准教授

《オブザーバー》 文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 近江俊秀

滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 課長補佐 木戸雅寿

副 主 幹 田井中洋介

副 主 幹 北村圭弘

《調査主体》 甲賀市教育委員会 教育長 山本佳洋

《調査事務局》 甲賀市教育委員会事務局

教育部長 安田正治

次 長 今村日出弥

歴史文化財課 課 長 縮谷 隆

課長補佐 長峰 透
課長補佐 大道和人
埋蔵文化財係 係長 鈴木良章
主査 小谷徳彦 (調査担当)
主査 渡部圭一郎
水口歴史民俗資料館 文化財調査員 伊藤麻佑子
市史編さん室 編纂調査員 伊藤誠之

《発掘調査参加者》

[甲賀市臨時職員]

市田まち子 岸本香歩 北森 光 佐藤美紀 寺田昌裕 中嶋亜季 西尾均 橋本莉代子
平井正義 平本 瞳 藤本安弘 増田有紀

[シルバー人材センター派遣]

大原久和 小川悦男 川合泰雄 田代一由 西川武次 伏見義勝 細田昭一 村田惣一

【平成26年度】

《甲賀市水口岡山城跡調査委員会》

委員長 杉原和雄 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長
副委員長 中井 均 滋賀県立大学人間文化学部教授
委員 松尾信裕 大阪歴史博物館研究主幹
委員 三浦正幸 広島大学大学院文学研究科教授
委員 高木叙子 滋賀県立安土城考古博物館学芸課主任
委員 山村亜希 愛知県立大学日本文化学部准教授

《オブザーバー》 文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 近江俊秀
滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 課長補佐 木戸雅寿
主 幹 大崎哲人

《調査主体》 甲賀市教育委員会 教育長 山本佳洋

《調査事務局》 甲賀市教育委員会事務局

教育部長 安田正治

次 長 呉竹弘一

歴史文化財課 課 長 縮谷 隆

課長補佐 長峰 透

埋蔵文化財係 係長 鈴木良章

主査 小谷徳彦 (調査担当)

主査 渡部圭一郎

埋蔵文化財調査員 宮本賢治 (調査担当)

市史編さん室 編纂調査員 伊藤誠之

《発掘調査参加者》

安達由佳 小川悦男 市田まち子 川島大子 河本愛輝 北森 光 谷 隆嘉 寺田昌裕
中嶋亜季 直井ふみ子 西尾 均 畑本陽子 平井正義 広岡輝治 福井知樹 藤本安弘
増田有紀 守武弘太郎

【平成27年度】

《甲賀市水口岡山城跡調査委員会》

委員長 杉原和雄 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長
副委員長 中井 均 滋賀県立大学人間文化学部教授
委員 松尾信裕 大阪歴史博物館研究主幹
委員 三浦正幸 広島大学大学院文学研究科教授
委員 高木叙子 滋賀県立安土城考古博物館学芸課副主幹
委員 山村亜希 京都大学大学院人間・環境学研究科准教授

《オブザーバー》 文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 近江俊秀
滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 参事 木戸雅寿
主幹 北村圭弘

《調査主体》 甲賀市教育委員会 教育長 山本佳洋

《調査事務局》 甲賀市教育委員会事務局

教育部長 安田正治

次 長 福山勝久

歴史文化財課 課長 奥田邦彦

参事 長峰 透

埋蔵文化財係 係長 鈴木良章

主査 小谷徳彦（調査担当）

主査 渡部圭一郎

埋蔵文化財調査員 末次由紀恵

水口歴史民俗資料館 主査 永井晃子

市史編さん室 編纂調査員 伊藤誠之

《発掘調査参加者》

市田まち子 河本愛輝 園崎夏子 寺田昌裕 西尾 均 平井正義 福井知樹 藤本安弘
守武弘太郎 矢尾滋美 山中登輝野

【平成28年度】

《甲賀市水口岡山城跡調査委員会》

委員長 杉原和雄 公益財団法人向日市埋蔵文化財センター理事長
副委員長 中井 均 滋賀県立大学人間文化学部教授

委員 松尾信裕 大阪歴史博物館研究主幹
委員 三浦正幸 広島大学大学院文学研究科教授
委員 高木叙子 滋賀県立安土城考古博物館学芸副主幹
委員 山村亜希 京都大学大学院人間・環境学研究科准教授
《オブザーバー》文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 近江俊秀
滋賀県教育委員会事務局 文化財保護課 参事 木戸雅寿
主幹 北村圭弘
副主幹 松室孝樹

《調査主体》 甲賀市教育委員会 教育長 山本佳洋

《調査事務局》 甲賀市教育委員会事務局

教育部長 福山勝久

次長 松本則之

歴史文化財課 課長 長峰 透

課長補佐兼埋蔵文化財係長 鈴木良章

埋蔵文化財係 主査 小谷徳彦 (調査担当)

主査 渡部圭一郎

技師 伊藤航貴

埋蔵文化財調査員 末次由紀恵

水口歴史民俗資料館 主査 永井晃子

市史編さん室 編纂調査員 伊藤誠之

《発掘調査（整理調査）参加者》

市田まち子 平本瞳

また、現地調査および整理調査の段階で下記の方々や組織の皆様にも多くのご助言やご指導、ご協力をいただいた。ここに記して感謝いたします。

芦田淳一 伊藤 創 小野友記子 片山まび 加藤理文 金子 智 小泉祐紀 小西省吾
坂田邦彦 下高大輔 城郭談話会 織豊期城郭研究会 白井忠雄 高田 徹 中畔明日香
乗岡 実 畑中英二 花谷 浩 林 昭男 細田隆博 松井一明 溝口啓彰 宮崎雅充
宮武正登 山下大輝 山口誠司 山本宏司 (50音順、敬称略)

第3章 詳細地形測量調査

第1節 調査の方法と経過

水口岡山城跡については、「近江輿地志略」【史料17】に「岡山古城址」と紹介されており、「淡海録」【史料13】や「文政十一年水口藩役所明細帳」【史料19】には城跡の規模が記されている。また、「江州水口絵図」I・II（【絵図1・2】）や「江州水口城図」（【絵図3】）などの絵図には城跡の様子が描かれ、かつての山上の曲輪群を彷彿させる。城の縄張図については、これまでいくつも作成されている（図3 滋賀県教委1986、米田1986、中井1987・1997、高田2004・2007・2009・2010・2014）。特に、高田が作成した縄張図は緻密であり、現在、水口岡山城の構造を考える上で基礎となっている。

しかし、これまでは現況地形の詳細測量を行っていなかったため、縮尺1/2,500の都市計画図などをベースに現地踏査の成果による縄張図が作成されたものと考えられる。教育委員会では発掘調査に先立ち、現況地形を詳細に把握する必要があると判断し、平成22年度から平成25年度にかけて詳細地形測量調査を実施した。測量は古城山全域を対象とし、縮尺1/250の精度で行った。なお、各年度の測量実施範囲と測量面積は表4および図6の通りである。

地形測量の実施方法は、トータルステーションを用いて国土座標および海拔標高を測定し、解析機による図化を行った。測量作業は業者委託によって実施し、年度ごとに入札して業者を決定し、前年度の測量成果と合成して図化していくことを繰り返した。

表4 詳細地形測量実施一覧

年度	範囲	測量面積(m ²)
22	山頂部	60,049.88
23	南西斜面	43,787.94
24	北西～北側斜面	72,745.80
	南側斜面	9,776.49
25	北東斜面	58,348.79
	東側～南東斜面	37,432.07
合計測量面積(m ²)		282,140.97



図6 詳細地形測量年度別実施範囲

第2節 現況地形からみた城郭遺構

(1) 地区区分

地形測量の結果、山頂部を中心に人工的に形成されたとみられる平坦面(以後、曲輪と呼ぶ)が山中に数多く確認できる。これらを城郭遺構とみなし、その様相について報告する。なお、詳細地形測量の成果については、付図1として現況地形測量図(縮尺1/4,000の縮小版は図8)、付図2として現況地形で確認できる城郭遺構概要図(縮尺1/4,000の縮小版は図9)をそれぞれ縮尺1/1,000で示している。付図2または図9において曲輪と認定した平坦面は番号を付した。したがって、平坦部で、番号を付していない箇所は、後世の開墾や地形改変によるものとみなし、城郭遺構と認められないと結論づけた部分である。

山頂部に展開する主要な曲輪群は、主郭部である曲輪1-1が山頂に位置し、曲輪1-1の東側に同規模の曲輪2-1・3-1が展開する。曲輪1-1と曲輪2-1・3-1の高低差はおおよそ10m。さらに、曲輪3-1の東側おおよそ13m下方には曲輪5-1が位置し、曲輪1-1に西側おおよそ12.5m下方には曲輪4-1がある。なお、古城山の標高は約283m、山頂と山麓との比高は約100mである。

山中に分布する曲輪は、主要な曲輪を中心に一定のまとまりがみられる範囲(地区)を設定した(図7)。地区区分については、以下のとおり。

第1地区：曲輪1-1(主郭)を中心に展開する曲輪群。

第2地区：曲輪2-1を中心に展開する曲輪群。

第3地区：曲輪3-1を中心に展開する曲輪群。

第4地区：曲輪4-1を中心に西側斜面に展開する曲輪群。

第5地区：曲輪5-1を中心に東側斜面に展開する曲輪群。

第6地区：第1地区の南側斜面にまとまる曲輪群。推定大手道の範囲に相当。

第7地区：第4地区の南側斜面にまとめる曲輪群。西側の登城路の推定範囲。

第8地区：第2・3地区の南側斜面にまとまる曲輪群。東側の登城路の推定範囲。

第9地区：第1地区の北側斜面にまとまる曲輪群。城の背面に相当する。

なお、地区の区分にあたっては、曲輪と曲輪を区画する堀切や堅堀は下位の曲輪が属する地区に含まれるように区分した。したがって、曲輪1-1と曲輪2-1を区画する堀切c-1は第2地区に、曲輪2-1と曲輪3-1を区画するc-3は第3地区に含まれることになる。また、遺構の表記については表5の通りとし、それぞれに通し番号を付した。

表5 遺構名と記号の対応関係

遺構名	記号	表記方法
曲輪	数字	●-○ ●：地区番号 ○：曲輪番号
槽台	a	a-○ ○：番号
虎口	b	b-○ ○：番号
堀切・堅堀	c	c-○ ○：番号
土塁・堅土塁	d	d-○ ○：番号
石垣	e	e-○ ○：番号

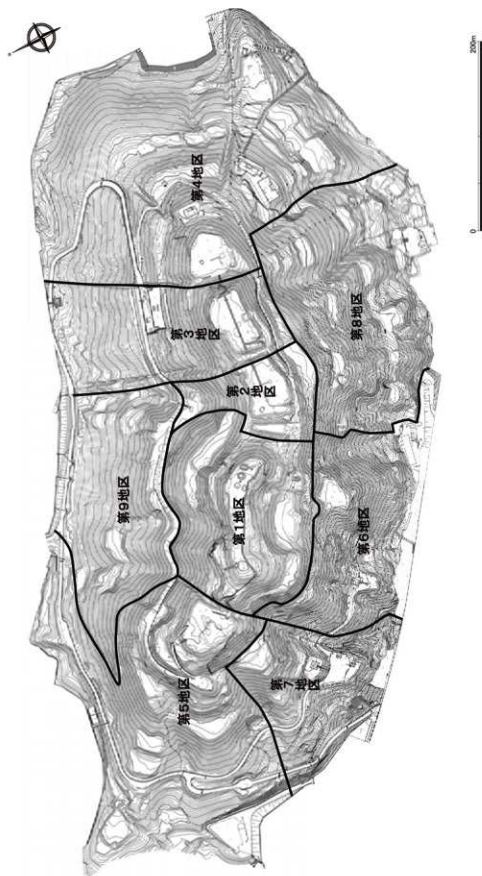


図7 城郭遺構の地区区分 1 : 4,000



图18 现状地形测量图 1 : 4,000

遺跡記号の凡例	
遺構名	記号
土輪	○
溝	—
土坑・竪穴	△
土壇・竪土壇	◇
石垣	■

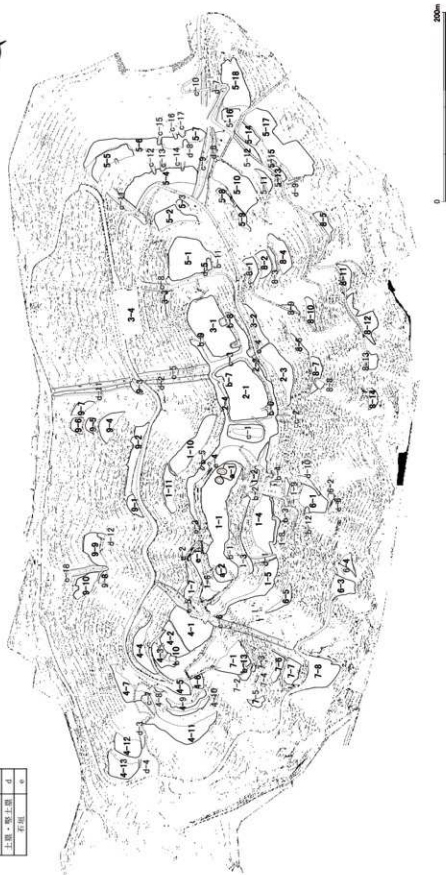


図9 城郭遺構概要図 1 : 4,000

(2) 第1地区 (図10)

古城山の最高所に位置する曲輪1-1を中心として展開する曲輪群である。現況地形で確認できる曲輪1-1の規模は、東西約130.0m×南北約30.0mである。曲輪の東西両端に高さ50cmほどの土壇状の高まりがある(付図2・図9の^{やぐらだい}槽台a-1・a-2)。【絵図2】には山頂部(絵図には「本丸」と記されている)の両端に槽台状の高まりが描かれ、その東側を「天守」と記す。後述する発掘調査の成果によって、槽台a-1は北東側に張り出しをもつ構造と推定され、槽台a-2は東側に階段が取り付く方形構造であると考えられる。曲輪1-1の平面プランは、中央やや東側で緩やかに屈曲する「へ」字形で、北側の塁線に比べると、南側の塁線が不定形となる。

南側斜面には栗石が多数露出する。現在の地表面では石垣を確認できないが、破城によって崩された石垣が埋没していると推定される。南側の塁線が不定形なのは、そのためであろう。なお、南側斜面は中間部分に^{おびらわ}帯曲輪状の平坦面がある(帯曲輪1-3)。

曲輪1-2は東西約17.5m×南北約10.0mの規模である。曲輪1-1上面との高低差は約8m。西隣りを通る南北通路(大手道の一部と推定)と南下方に位置する食い違い虎口b-4のある通路を防御するための槽台の役割を担ったとみられる。

帯曲輪1-3は東から西に向かって緩やかに上る傾斜をなし、東端部と西端部ではおよそ4mの高低差がある。曲輪1-1上面までの高さは、東端部で約9m、西端部で約5mとなる。また、東端部が槽台状に広がっており、曲輪1-2ともに南北通路を防御する機能であったと

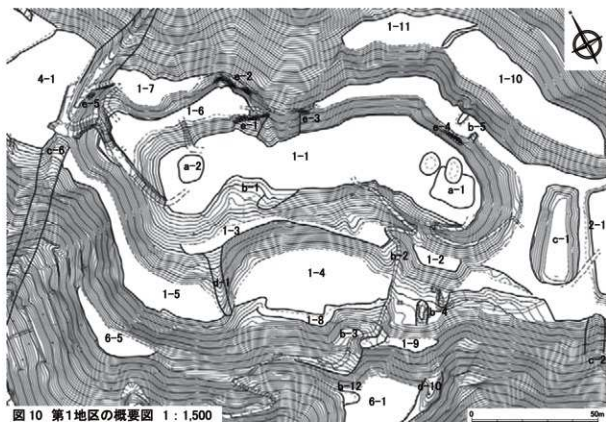


図10 第1地区の概要図 1:1,500

推定される。なお、曲輪 1-2 と帯曲輪 1-3 に挟まれた部分（虎口 b-2）で大手道と推定される南北通路が西側へ直角に曲がり、帯曲輪 1-3 を通って虎口 b-1 へと至る。このルートが曲輪 1-1 へ通じる主要なルートとなる。

帯曲輪 1-3 の下方約 9m に曲輪 1-4 が位置する。曲輪の内部が広く、東西約 38.0m × 南北 17.5 ～ 24.5m の規模を有し、南側の一段低い位置に帯曲輪 1-8 が付随する。西側は堅土塁 d-1 によって帯曲輪 1-5 との行き来を遮断している。なお、曲輪 1-1 との高低差は約 17m ある。

曲輪 1-4 の南側に張り出すように虎口 b-3 が取り付く。虎口 b-3 の外側には土塁（発掘調査の成果で石塁と推定）があり、虎口内で通路がクラックする。虎口の形態としては外柵形状となる。虎口内部は、後述する発掘調査の成果によって石垣で囲まれていたことが判明している。また、虎口 b-3 の南側には小規模な空間があり、虎口受けとして機能したと推定される。虎口 b-3 の東側にも小規模な曲輪 1-9 があり、虎口 b-3 に対する武者隠しとしての機能を有したとみられる。

虎口 b-3 から虎口 b-2 を通過して、曲輪 1-1 と並行する帯曲輪 1-3 を通って、虎口 b-1 に至るルートが主郭部である曲輪 1-1 に入る主要なルートであり、【絵図 2】に描かれる中央の登城路（推定大手道）の一部であると考えられる（小谷 2015）。

一方、曲輪 1-1 の北側およそ 8m 下方には帯曲輪 1-6 がめぐる。南側の曲輪 1-2 や帯曲輪 1-3 とほぼ同じ高さに位置する。帯曲輪 1-6 から立ち上がる斜面には石垣が残る（石垣 e-1・3・4）。特に、帯曲輪 1-6 の東端部に位置する虎口 b-5 に隣接する石垣 e-4 は、石垣の裾部が埋没しているが、おそらく高さ 5m 程度は残存していると推測される。曲輪 1-6 の東半部の約 12m 下方には曲輪 1-10 があり、西側に約 1m の高低差をもって曲輪 1-11 が隣接する。

帯曲輪 1-6 の中央付近は現状で非常に幅が狭くなっているが、地形のあり方から見て、後世の土砂崩れによる改変を受けていると考えられる。

西半部については、当時の地形を良く残しているとみられ、檜台 a-2 の西側下方にあたる部分は、約 17.5m × 約 20.0m の規模の空間をなし、曲輪 4-1 側を見据えた檜台として機能したと考えられる。この付近の北側約 5m 下方には帯曲輪 1-7 がめぐり、石垣が確認できる（石垣 e-2・5）。石垣 e-2 は唯一、隅角部を残す石垣であり、高さ約 4.5m が残存している。石垣 e-2 の上方に石垣 e-1 があり、帯曲輪 1-6 と帯曲輪 1-7 では石垣が 2 段構成となる。

(3) 第 2 地区 (図 11)

曲輪 1-1 の東側に位置する曲輪 2-1 を中心として展開する曲輪群である。曲輪 1-1 と曲輪 2-1 間の距離は約 45m あり、両者の間には堀切 c-1 が存在する。堀切 c-1 の南北両側は土橋状となり、虎口 b-4 または虎口 b-5 に至る通路となっている。

曲輪 2-1 は東西約 60.0 m × 南北約 35.0 m の規模であり、南西側に虎口 b-6、北東側に虎口 b-7 が存在する。虎口 b-6 は帯曲輪 2-2、虎口 b-7 は帯曲輪 2-4 に向かって開き、それぞれ曲輪 3-1 へと連結する通路となる。曲輪 2-1 と帯曲輪 2-2・4 との高低差はおよそ 5 m。なお、帯曲輪 2-4 からは北側斜面を斜めに下って、曲輪 1-10・11 へ通じると推定される。

帯曲輪 2-2 の南側には曲輪 2-3 がある。東西約 53.0 m × 南北約 17.5 m の規模をもつ。曲輪 2-1 と曲輪 3-1 を区切る堀切 c-3 から南に延びる堅堀 c-4 に隣接する。この堅堀 c-4 は曲輪 3-2 から帯曲輪 2-2 へ登るための通路を兼ねていたと考えられ、曲輪 2-3 はここを防御する機能を担っていたと推定できる。曲輪 2-3 と帯曲輪 2-2 の高低差は約 7.5 m あり、隣接する曲輪 3-2 との高低差は約 2 m となる。

(4) 第3地区 (図 11)

曲輪 3-1 とそれに付随する曲輪で構成される範囲。中心となる曲輪 3-1 は、規模が東西約 63.0 m × 南北約 35.0 m を測り、南側と北側に虎口 b-8・9 をもつ。虎口は、帯曲輪 2-2 と 2-4 に向かってそれぞれ開き、帯曲輪 2-2・4 の東端に位置する。帯曲輪との高低差は 4～5 m。

南側の帯曲輪 2-2 に向かって開く虎口 b-8 は、発掘調査の結果、平入りの構造であることが判明している。また、曲輪 3-1 は、曲輪 2-1 と同じような平面規模をもち、標高もほぼ同じである。両者は堀切 c-3 によって遮断されているが、帯曲輪 2-2・4 を通ってお互

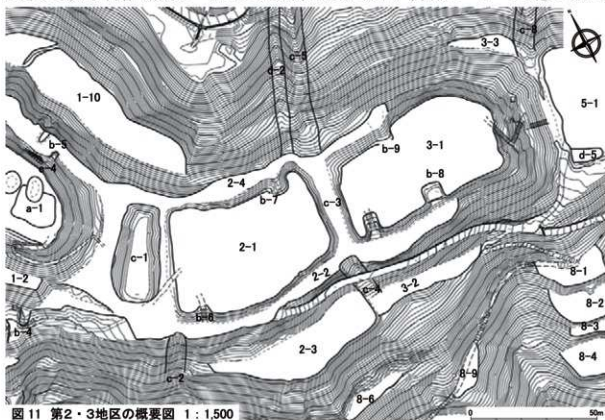


図 11 第2・3地区の概要図 1:1,500

いを行き来する関係性にあり、並列的な存在であると推測される。堀切c-3は、南北方向へ
 堅堀として続き、特に北側斜面では山麓まで延びる堅堀c-5となる。また、堅堀c-5の西
 側には堅土塁d-2が並行している。

曲輪3-1の南側には帯曲輪3-2がある。この曲輪は、曲輪5-1へとつながる通路とし
 ても利用されたとみられる。また、上述したように堅堀c-4を通路として帯曲輪2-2へつ
 ながる。帯曲輪3-2と帯曲輪2-2の高低差は約10m、曲輪3-1との高低差は約15mと
 なる。

また、曲輪3-1の北側斜面には小規模な曲輪3-3と曲輪3-4が配置されている。曲輪
 3-4には滋賀県企業庁の水道施設が建設され、地形改変が大きいために曲輪の規模などは把
 握できないが、滋賀県教育委員会が実施した発掘調査によれば、帯曲輪状の小規模な平坦面が
 あり、石組井戸や石列などが検出されている(図4 滋県教委1981)。

(5) 第4地区(図12)

曲輪1-1の西側に位置する曲輪4-1と頂点として、西側の山腹に展開する曲輪群である。
 中心となる曲輪4-1は、曲輪1-1より約13m下方の西側にあり、曲輪1-1との間は堀切
 c-6によって区切られる。曲輪の規模は東西45.0m×南北50.0mであり、北側の一段低くなっ
 た位置に一回り小さな曲輪4-2が配置される。曲輪4-1と曲輪4-2の高低差は約50cm。

堀切c-6は北側と南側の斜面に延びる堅堀とつながり、一本の堅堀のような形状となる。
 曲輪4-1から曲輪1-1へ向かう現在の登山道は、後世の破壊道と考えられ、堀切c-6を

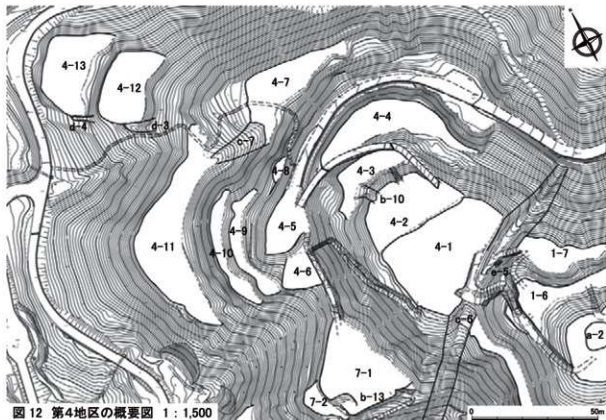


図12 第4地区の概要図 1:1,500

渡る土橋状の道も破壊道であろう。本来は、曲輪4-1から曲輪1-1へ直接登るルートはなく、曲輪1-5もしくは1-7へ通じるものと推定される。

曲輪4-1には曲輪4-3および曲輪4-4が北側と北東側に付随し、さらに、曲輪4-4から北西方向に延びる斜面には階段状に曲輪が展開する様子が読み取れる。城の西方に向けての防御のためと考えられる。現在、曲輪4-3から4-4、4-5へと通じる道があるが、後世の破壊道である可能性が高く、曲輪間の連絡ルートを確認することはできない。

また、曲輪4-7から4-11に向かって通路とみられる小規模な堅堀c-7が確認できる。さらに、曲輪4-12・13の南側には小規模な堅土塁d-3・4があり、曲輪4-11との間の谷筋を意識しているようにみえる。なお、曲輪4-1から曲輪4-13までの高低差は約54mである。

(6) 第5地区 (図13)

曲輪3-1の東側に位置する曲輪5-1を頂点に城の東斜面に大きく展開する曲輪群である。中心となる曲輪5-1は曲輪3-1の約13m下方にあり、東西約44.0m×南北約47.5mの規模をもつ。曲輪3-1から下る斜面の裾には溝状となる凹みがあり、その北側は堅堀c-8へとつながる。曲輪内へ入る虎口b-11は南東側にあり、虎口の西側には土塁d-5が存在する。

曲輪5-1の東側斜面には雄壇状に曲輪が配置される。これらの曲輪は堅堀c-9と堅堀c-11に挟まれたグループ①と堅堀c-9・10の南側に配置されるグループ②である。グループ①は、短い堅堀c-12～17が伴う特徴があり、曲輪5-5・6・7については土塁d-8や高低差によって曲輪内の左右の行き来も規制している。

一方、グループ②は曲輪5-10・17・18のような大きな曲輪と曲輪5-8・9・11・12・13・14・15・16のような小さな曲輪が斜面の上下に対して交互に展開していく傾向にある。堅堀c-9に付随する堅土塁d-6との関係からみて、グループ②側をより意識的に防御しているように考えられる。城域内で堅堀と堅土塁がセットになって配置される箇所は少なく、堅堀c-9と隣接する堅土塁d-6が防衛ラインのひとつとなる可能性も推測される。

(7) 第6地区 (図14)

第1地区の南東側斜面に展開する曲輪群。第1地区から第5地区までと異なり、中心的な規模の大きな曲輪はなく、同規模の曲輪が斜面に配置される。

曲輪6-1は虎口b-3の南側、約10m下方に位置する。曲輪の規模は約24.5m×約31.5m。曲輪の南東側に上方斜面から延びる土塁d-10が存在する。土塁d-10の裾に石がいくつか確認でき、本来は石塁だった可能性がある。



图 13 第5地区の概要図 1:1,500

土塁 d-10 が途切れる南側には小規模な曲輪 6-2 が付随する。曲輪 6-2 から立ち上がる斜面で発掘調査によって埋没した石垣を検出した。また、曲輪 6-1 の南西側斜面では地表面観察によって石垣 e-6 の存在を確認した。曲輪 6-1 の西側では石垣を確認していないが、曲輪へ入る虎口 b-12 が北西隅にあることから考えて、西側斜面にも石垣があった可能性が高いと推定される。

曲輪 6-3 は曲輪 6-1 の南西約 66m に位置し、高低差は約 27m ある。曲輪の規模は約 17.5m × 約 28.0m。現在は、曲輪内に穂徳稲荷神社と白玉稲荷神社の 2 つの社が存在する。

曲輪 6-4 は曲輪 6-3 に付随するような位置関係で、高低差約 6m となる。曲輪の規模は約 13.0m × 約 14.5m で、南西側に少し張り出すような形状となる。

第 6 地区は、【絵図 2】に描かれる 3 本の登城ルートのうち、中央のルート(推定大手道)が通る位置に相当する。現在、この付近を通る登山道は曲輪 6-3 から斜面をつづら折に登る細い道となっている。現在の登山道が推定大手道を踏襲していると考え、道は曲輪 6-3 から直接、虎口 b-3 にたどり着き、曲輪 6-1 の上方を通過することとなる。この場合、曲輪 6-1 は推定大手道に対する防御上の意味をもたない。第 6 地区の地形を詳細に観察すると、現在は砂防堰堤が造られ、多少の改変はあるものの、曲輪 6-1 と曲輪 6-3 の間に幅 28m ほどの谷筋がある。推定大手道が直線かどうかは不明であるが、第 6 地区の曲輪群が推定大手道を防御するために配置されたものと考えれば、この谷筋を通っていたと推測される。

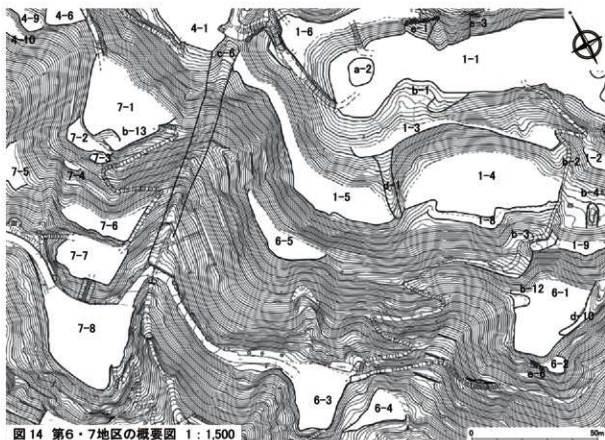


図 14 第 6・7 地区の概要図 1:1,500

(8) 第7地区 (図14)

第4地区の南西側斜面に展開する曲輪群。第6地区と同様、曲輪が斜面に配置されるが、曲輪7-1の規模がほかよりも大きい。

曲輪7-1は曲輪4-1の約20m下方に位置する。曲輪の南西側に虎口b-13があり、付随する小曲輪7-2とつながる。曲輪7-1から曲輪7-8に向かって階段状に曲輪が展開しており、曲輪7-1と曲輪7-8との高低差は約33mある。

第7地区は、【絵図2】に描かれる3本の登城ルートのうち、西側のルート(推定西追手道)が通る位置に相当すると考えられる。絵図に描かれる山麓の枡形のうち、西側の枡形(絵図内には「西追手」と記されている)は現在の水口小学校の正門付近に比定される。後世の開発によって山麓部分から山内へ至る道を確認することはできないが、曲輪の配置状況と虎口b-13の存在から考えて、「西追手」からのルートが曲輪7-1につながる可能性が高いと推測される。

(9) 第8地区 (図15)

第2・3地区の南側斜面に展開する曲輪群。第6地区と同じように中心的な規模の大きな曲輪はなく、同規模の曲輪が斜面に配置される。第8地区の山麓に位置する速玉神社の背後に存在する谷筋によって東西に分かれる。曲輪8-1から曲輪8-5が東側のまとまり、曲輪8-6から曲輪8-14が西側のまとまりとみることが可能である。

第8地区は、【絵図2】に描かれる3本の登城ルートのうち、東側のルート(推定東追手道)が通る位置に相当すると考えられる。現況地形の観察では、この登城路を特定することは困難であるが、第8地区の曲輪の配置が大きく東西のグループに区分できることから推定すると、この東と西のグループの間に位置する谷筋を通過することも考えられる。この谷筋を登った先が曲輪3-2である。上述したように、曲輪3-2から曲輪2-3、帯曲輪2-2とつながる通路が確認でき、曲輪2-1や曲輪3-1へとつながることからも、第8地区を推定東追手道と位置づけられる。

ただし、第7地区と同様に山麓部分は後世の開発によって地形改変が著しく、絵図に描かれている東の枡形から山中への通路を確認することはできない。

(10) 第9地区 (図16)

第1地区の北側斜面に展開する曲輪群。城の背面にあたる。やや高低差をもって配置される曲輪9-1と曲輪9-2を頂点として、東側に曲輪9-3から曲輪9-7を堅土塁d-11に沿って階段状に配置し、西側に曲輪9-8・9・9・10を配置して東西2つのグループを形成する。

曲輪9-1・2は東西の長さが約100mと細長い。曲輪の斜面上方側が後世の破壊道によって壊されているため、曲輪の正確な形状を知ることはできないが、曲輪9-1と曲輪9-2の

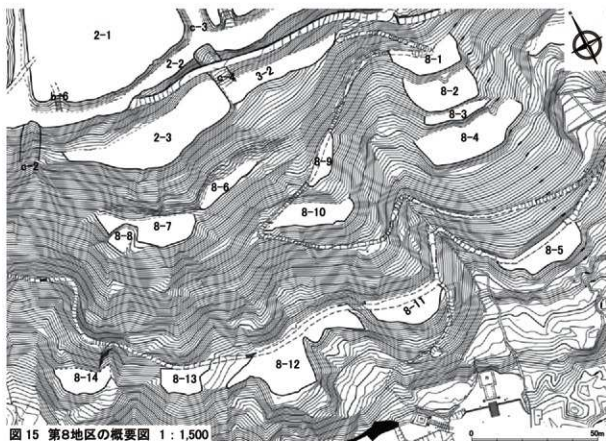


図 15 第8地区の概要図 1 : 1,500

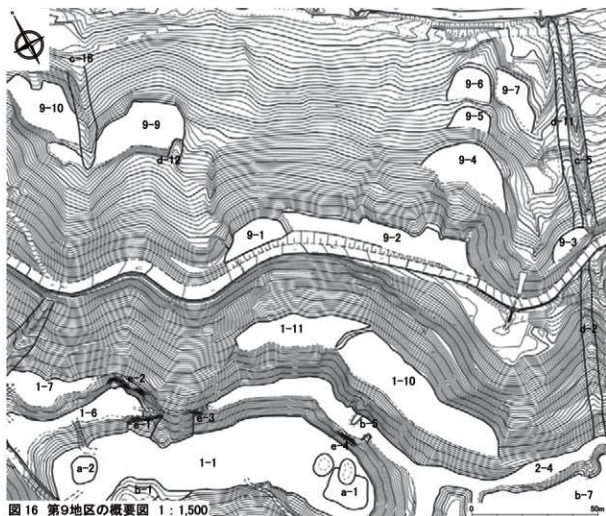


図 16 第9地区の概要図 1 : 1,500

間には高低差があり、西側が上位と推定される。

曲輪 9-3～7は階段状に配置される。曲輪のすぐ東側に堅土塁 d-11と堅堀 c-5があり、東側への防御の意識が現れている。

曲輪 9-9と曲輪 9-10の間には堅堀 c-18があり、左右に分断する。堅堀 c-18は、現況地形では明瞭なつながりを確認することはできないが、曲輪 4-1の東側にある堀切 c-6の北側延長線上に位置する。また、曲輪 9-9東端には仕切り状の土塁 d-12が存在しており、曲輪 9-1との位置関係から考えて、城の北面側を防御する意図をもって配置されたと考えられる。

第3節 石垣

詳細地形測量調査によって、これまで知られていた以外にも現況地表面で確認できる石垣が存在することがわかった。石垣は、主郭である曲輪 1-1の北面を中心に全部で6箇所確認できる(付図2および図9の石垣 e-1～6)。ここでは確認した石垣の現況について報告する。なお、石垣 e-1・2・3については、三次元レーザー計測による図化作業を実施した。

(1) 石垣 e-1 (図17・図版2)

帯曲輪 1-6の西半部に位置する。破城や後世の破壊によって石垣の一部のみが残る。転落した石材が石垣周辺に散乱している様子が窺える。石垣 e-1は東半部と西半部に分かれ、両者の間には石垣が残存していない。

東半部は延長6.8mの石垣で最大の残存高が約3m。築石は粗割石を横長に積み傾向がみられるが、全体的には自然石のほうが多い。築石の大きさは、おおむね長辺で60～80cm、短辺で30～50cm程度であるが、長辺の長さが100cmを超えるものが含まれる。また、石垣の東側が後世の斜面崩落によって崩れたとみられ、石垣全体が東側に傾いている。

西半部は延長6.2mの石垣で、最大の残存高が2.2m。東半部と同様に自然石の割合が多いが、五輪塔の地輪を転用した四角い石材が含まれている。築石の大きさは東半部と同じようなサイズのものが多いが、東半部に比べると、一回り小さい40～50cm前後の石材もみられる。間詰め石も多いが、横目地が通る部分も確認できる。

(2) 石垣 e-2

(図17・18・図版2・3)

曲輪 1-7の東端部に残る石垣。石垣 e-1と同様に中間部分の石垣が残存しないため、東半部と西半部に分か

表6 石垣三次元計測実施一覧

年度	石垣番号	計測箇所	図化面積 (㎡)	備考
25	e-2	東半部	14.85	
26	e-1	東半部	9.36	
		西半部	10.64	
	e-2	西半部	25.90	隅角あり 2面計測
	e-3		2.76	
合計計測面積 (㎡)			63.51	

れる。

東半部は延長5.5m、最大残存高3.8mの石垣で、石垣上部は崩されている。築石のズレなどがみられるが、横目地を通そうという意識があると推測される。築石は、石垣e-1と比較して粗割石の割合が多く、石材は花崗岩、重青石ホルンフェルス、チャートの3種類である。築石の大きさは長辺で60cm前後のものが多く、80cm前後のものも一定数含まれる。

西半部は西側に隅角部をもつ。石垣の東端から隅角部までの延長が7.6m、最大残存高4.2m、隅角部から北側に向かう部分は延長3.2m、残存高2.1mで、東半部と同様に上部が崩されている。隅角部は直角ではなく、鈍角となるが、石の積み方は石材の長辺と短辺を振り分ける意識がみられ、算木積み^{さんぼづみ}を志向する傾向が窺える。築石の石材は東半部と同様に、花崗岩、重青石ホルンフェルス、チャートの3種類で、大きさは長辺で60cm前後のものが多く、80~100cm程度のももみられる。全体的に横目地^{よこめぢ}が通るように積まれ、築石面が揃う傾向にある。なお、矢穴痕^{やななご}を残す築石が3つ確認できるが、矢穴痕の残る面を石垣面に出さない。計測できる矢穴痕の幅は11~12cm程度。

(3) 石垣e-3 (図18・図版2)

石垣e-1の東約11mに位置する。延長3.4m、残存高1.1m。築石には自然石を用いており、大きさは長辺で50~80cmで、築石の様相が石垣e-1とよく似る。また、確認できる石垣底面の高さが石垣e-1の東半部の底面とほぼ同じである。石垣e-1との間には谷筋が入るが、石垣e-1東半部の状況から考えて、後世の地すべりによってできた谷筋と推測されるため、本来は石垣e-1と石垣e-3は一連の石垣であった可能性が高いと考えられる。

(4) 石垣e-4 (図版4)

帯曲輪1-6の東端部に位置する虎口b-5に隣接する石垣。延長約8.5m、残存高約3m。石垣上部は崩されているとみられる。築石の石材は花崗岩が多く、一部に重青石ホルンフェルスも用いられている。築石の大きさは長辺で60~80cm程度で、築石面が揃う傾向にある。

隣接する虎口b-5の土塁裾部に石垣の一部とみられる石が確認できる。現在、石垣e-4は曲輪1-1の北面部のみに残るだけであるが、虎口b-5の土塁が本来、石塁であったと考ええると、石垣e-4は虎口b-5と一体となった石垣であったと推測される。

(5) 石垣e-5 (図版4)

帯曲輪1-6の北西側斜面、堀切c-6との結合部で確認した石垣。石垣を確認した標高は約270m付近。部分的な確認にとどまるため、石垣の詳しい様相を把握することは難しいが、築石の石材は花崗岩で、60cm程度の大きさのものが多く、石垣を確認した標高や築石の様子か

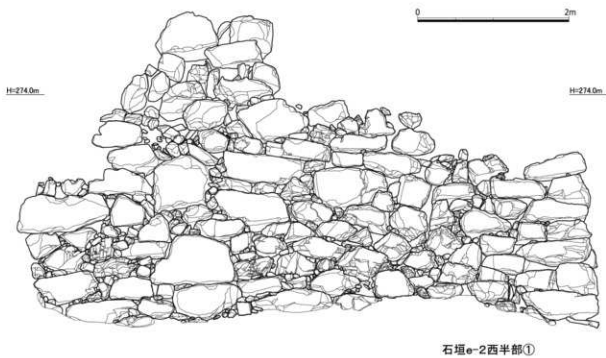
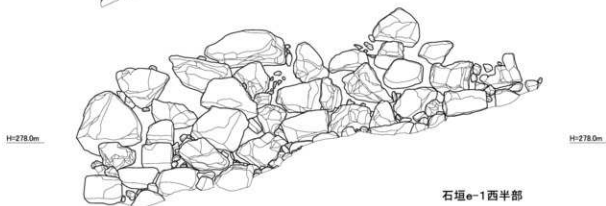
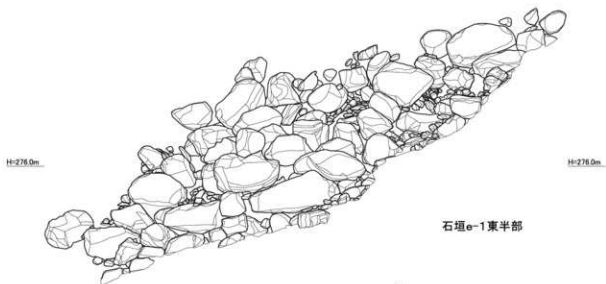


图 17 石垣测量立面图① 1:50

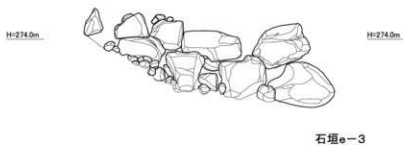
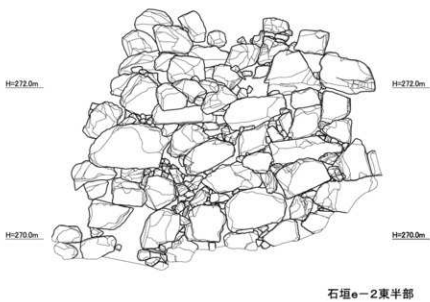
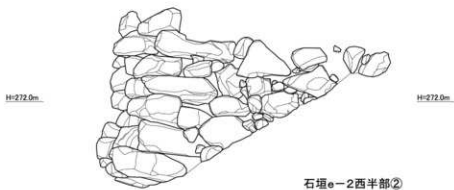


图 18 石垣測量立面图② 1:50

ら推定すると、石垣 e-2 と一連の可能性もある。

(6) 石垣 e-6 (図版 4)

石垣 e-1～5 は、主郭である曲輪 1-1 もしくはその周辺で確認したが、石垣 e-6 は推定大手道上に位置する虎口 b-3 の南側、曲輪 6-1 の南側斜面で確認した。石垣 e-1～5 と比較すると、約 20m 低い位置にある。確認した延長は約 5.5m、高さ約 1m。築石の石材は花崗岩とみられ、築石面を揃える傾向にある。周辺を詳しく観察したが、石垣 e-6 周辺の地表面で確認できる石垣はこの部分のみであった。

第 4 節 小結

詳細地形測量調査によって、古城山の山中の広範囲にわたって曲輪や堀、土塁、石垣などの城郭遺構が分布することが判明した。

曲輪は、堀切、堅堀によって区切られた一定の範囲でまとまって展開する傾向がみられ、大きく 9 地区に区分することが可能である。また、山頂部に東西方向に連なって配置される曲輪 1-1・2-1・3-1・4-1・4-2・5-1 は、それら以外の曲輪と比較して特に規模が大きく、城の中核部を形成する曲輪群であると考えられる。これらの中心曲輪群の中でも曲輪 1-1 が最も高い場所に位置しており、東西両端に槽台をもち(槽台 a-1・2)、曲輪の周囲に石垣がめぐるといった特徴から曲輪 1-1 が水口岡山城の中心であると考えられる。

一方、上記の中心曲輪群は曲輪 4-1・2 と曲輪 5-1 の墨線を結んだ範囲の内側に収まる。この範囲には曲輪 1-1 を中心とした第 1 地区、曲輪 2-1 を中心とした第 2 地区、曲輪 3-1 を中心とした第 3 地区、曲輪 4-1・2 および曲輪 5-1 が含まれる。さらに、この範囲の外郭ライン上に虎口 b-3 があり、その形状が外柵形状であることから、この範囲が水口岡山城にとって最重要範囲であったと推定される。

中心曲輪群からそれぞれの方向の斜面には放射状に曲輪が展開する。山の中腹斜面には各地区で多くの曲輪が階段状に配置された様子を読み取れる。特に東側に展開する第 5 地区は堅堀が多用されており、斜面を移動する敵兵の行動を規制しようという意図がみられるが、山腹部の曲輪のあり方は中世の山城のようであり、城郭の中核部分の構造とは様相が異なる。築城の際に山中にあった大岡寺を山下へ移したという文献史料の記述を考慮すると、大岡寺の坊跡が城に取り込まれた可能性も考えられる。

また、第 5 地区の中央に堅堀 c-9 と堅土塁 d-6、第 2・9 地区と第 3 区の北側斜面の境界には堅堀 c-5 と堅土塁 d-2 が並行してセットで配置される。堅土塁と堅堀が並行する場合、防御を意識した内側に堅土塁を施すと考えられることから、堅堀 c-9 と堅土塁 d-6、堅堀 c-5 と堅土塁 d-2 の関係性からみても、東側に対してより強く防御の意識があると考えられる。

天正13年段階では秀吉の勢力圏の東端が近江であり、鈴鹿峠を見据える水口の地は、東海道における秀吉勢力圏の最前線と位置づけられる。近江より東側の東国には東海地方に徳川氏、関東地方に北条氏という大きな勢力があり、天下統一を目指す秀吉にとって水口岡山城は東国を脱んで築いた戦略拠点と言える。それは、直臣である中村一氏を水口へ移封して築城させた大規模な山城である点からも推定される。詳細地形測量調査によって判明した東側に対して防御性を高めた城郭遺構群は、この歴史的背景を如実に表しているものと考えられる。

また、南側斜面には東の第8地区、中央の第6地区、西の第7地区と3つのまとまった曲輪群がある。第6地区と第8地区は中央に谷筋があり、その谷筋の両側に曲輪が展開する。また、第7地区は曲輪7-5と曲輪7-6の間に谷筋が存在し、この3地区には谷筋を挟むという構造上の共通性がみられ、【**絵図1～3**】に描かれる登城路との関係性が推測される。

このように山中には多くの城郭遺構が存在しており、良好な残存状況であると言える。しかし、いずれの地区についても山裾部分については城郭遺構がはっきりしない。後世の開発や道路敷設などによって地形変化が大きいことが影響しているとみられる。曲輪8-5の南側下方、速玉神社の東側に平坦な部分が見られるが、現在は竹藪となっており、後世の開墾による地形変化が大きい。また、曲輪4-13の北側下方にも平坦地があるが、平坦地の周辺には後世に人が通って道のようになったと考えられる小さな谷筋や開墾によるとみられる小規模な平坦面があり、城郭遺構と判断するのは難しい。

【**絵図4～6**】には、廃城後、古城山の山麓付近を畑として開墾している様子が窺える。曲輪8-5の下方や曲輪4-13の下方にある平坦面は、絵図に描かれた山麓部分の開墾の様子を示している可能性がある。古城山の山麓部分は、近代以降の開発だけでなく、近世段階の開墾の影響もあり、城郭遺構が不明瞭となってしまったと推定される。

また、城郭遺構としては曲輪1-1北面を中心に6箇所石垣が確認できる。それらの石垣のうち、矢穴痕が確認できる築石は石垣e-2にわずか3石だけであり、基本的には野面積みの石垣と言える。ただし、石垣面を揃え、ある程度、横目地を通そうとする意識をもって積まれたことは指摘できる。

さらに、石垣e-2には隅角部があり、左右に長短を振り分けて直方体に近い石材を積んでいるが、隅脇石が明確ではなく、一部には築石と一体化するものもある。隅角部の角度も直角ではなく、鈍角となるのが特徴であり、地形に即して石垣を構築した影響によるものと考えられる。

破城や後世の破壊によって石垣の大部分は失われてしまった状態であるが、わずかに残る野面積みの石垣は水口岡山城のかつての豪壮な姿を想起させるには十分な遺構であると言える。

第4章 発掘調査

第1節 調査箇所と調査年次

(1) 調査箇所の決定

発掘調査の実施箇所については、第3章で述べた詳細地形測調査の成果を踏まえ、地表面観察では十分に城の構造を認識できなかった箇所や城の構造を考える上でポイントとなる箇所を選定した。その上で、城の中枢部を中心に石垣の有無の確認、虎口の構造の確認などを目的に調査区を設定した。調査回数と調査年次については以下のとおり。

第1次調査：平成24年11月14日～平成25年 3月29日

第2次調査：平成25年 9月11日～平成26年 5月30日

第3次調査：平成26年 4月10日～平成27年10月20日

第4次調査：平成27年 4月13日～平成27年12月1日

(2) 調査回数ごとのトレンチ設定

調査回数とそれぞれの調査区名は表7のとおり。調査面積は合計で449.6㎡。

第1次調査 第1次調査は城の南西側斜面(第1地区・第6地区・第7地区)を調査対象の範囲とし、城の構造を把握する上で重要と考えられる3箇所を第1区・第2区・第3区とした。

第1区は、【**絵図2**】に描かれた3本の登城路のうち、推定大手道にある虎口b-3にあたる。

表7 調査回数と調査区一覧

調査回数	調査年次	調査実施箇所		調査区名	調査面積(㎡)	備考
		名称	城郭遺構番号			
第1次	平成24年度	第1区	虎口b-3	第1トレンチ	7.5	推定大手道上
				第2トレンチ	10.5	
				第3トレンチ	10.5	
		第2区	曲輪6-1	第1トレンチ	17.5	推定大手道に隣接
				第2トレンチ	13.5	
		第3区	曲輪7-1	虎口b-13	第1トレンチ	40.1
第2トレンチ	7.0				曲輪7-1に付随	
第2次	平成25年度	-	曲輪1-2	第1トレンチ	105.0	曲輪1-1南側斜面
第3次	平成26年度	-	曲輪1-4	第1-1トレンチ	28.0	曲輪1-1南側斜面
				第1-2トレンチ	20.9	
		-	槽台a-2	第2トレンチ	46.8	曲輪1-1西端部
				第3トレンチ	53.0	曲輪1-1東端部
第4次	平成27年度	-	槽台a-1	第4トレンチ	75.6	曲輪3-1に付随
				第1トレンチ	3.6	槽台a-1に隣接する窪み部分
				第2トレンチ	2.6	
		-	曲輪1-1	第3トレンチ	7.5	曲輪1-1南側斜面
合計調査面積					449.6	

城の中枢部へ入るための虎口b-3の内部構造を確認するために調査を実施した。第1区に設定したトレンチは3本である。トレンチの規模は、第1トレンチが2.5m×3.0m、第2トレンチが3.0m×3.5m、第3トレンチが3.0m×3.5mである。

第2区は、第1区の虎口b-3に隣接するように配置された曲輪6-1を対象とした。曲輪6-1は、第3章で述べたように、【絵図2】に描かれる推定大手道に隣接するため、その曲輪の状況を確認することを目的として、虎口b-3側の斜面と曲輪外側の斜面にそれぞれトレンチを設定した。トレンチの規模は、第1トレンチが3.5m×5.0m、第2トレンチが3.0m×4.5mである。

第3区は、城の西側の状況を確認するために曲輪7-1を対象とした。曲輪7-1は城の主要曲輪のひとつである曲輪4-1に付随するものであり、曲輪4-1の南西側下方に位置している。また、第3章で述べたように、【絵図2】に描かれる推定西追手道に位置するため、曲輪4-1側の斜面の状況と虎口b-1 3の状況を確認することを目的として2本のトレンチを設定した。トレンチの規模は、第1トレンチが6.5m×5.0mに2.3m×2.0mと1.5m×2.0mの拡張部をもち、第2トレンチが3.5m×2.0mである。

第2次調査 曲輪1-1の東西両端には櫓台a-1・2があり、【絵図2】によれば、櫓台a-1を天守跡としている。

第2次調査は櫓台a-1の南側斜面を対象とし、曲輪1-1から約17m下に位置する虎口b-4のある帯曲輪面までの斜面に調査区を設定した。ただし、曲輪1-1の上面近くには現在、散策道が通り、多くの市民が日々利用しているため、調査区は散策道に影響がないように曲輪1-1上面から少し下がった位置を上端とした。調査区の規模は幅5m×長さ21m、面積105㎡。

当該箇所には調査区を設定した目的は、櫓台a-1南側斜面の状況を確認するためである。当該部分の斜面には現況の地表面に石垣の裏込石と考えられる栗石が数多く散乱しており、石垣の存在が推定されてきた。しかし、地表面観察では石垣の存在を確認できなかった。平成24年度の第1次調査で虎口b-3と曲輪6-1において破城によって崩された石垣を確認したことから、当該箇所においても破城によって石垣が埋没していると想定した。また、調査前の地表面観察によって曲輪1-1と虎口b-4との中間に曲輪1-2が存在することを確認したため、曲輪1-2の様相を把握することも併せて調査の目的とした。

第3次調査 第3次調査では、曲輪1-1および曲輪3-1を調査対象とした。調査箇所は、曲輪1-1南側斜面(第1-1トレンチと第1-2トレンチ)・櫓台a-2(第2トレンチ)・櫓台a-1(第3トレンチ)・曲輪3-1の虎口b-8(第4トレンチ)の4箇所である。

第1-1トレンチは、第2次調査の成果を受けて、曲輪1-1南側中央付近の状況を把握するために、曲輪1-4から立ち上がる斜面裾部に調査区を設定した。調査区の規模は5.0m×4.4mで一部、6.0m×1.0mの拡張区を設定し、調査面積は28.0㎡となった。

第1-2トレンチは、第1-1トレンチと同じく、曲輪1-1の南側斜面の状況確認を目的とした。第2次調査で曲輪1-1南側斜面が上下2段構造となることが判明していたため、曲輪1-1と曲輪1-4の中間にある帯曲輪1-3から立ち上がる斜面の構造を把握する意図を

もって調査区を設定した。調査区の規模は5.0m×3.7mで、一部1.5m×1.6mの拡張区を設定し、調査面積は20.9㎡となった。

第2トレンチは、曲輪1-1西端部に位置する槽台a-2の状況確認を目的とした。この位置は、【絵図3】に「本丸」と記されており、一説には天守跡と伝えられている。そのため、槽台a-2の土壌に対して現況地形で直交するようにL字状のトレンチを2本設定して、構造を確認する意図をもって調査に臨んだ。調査面積は46.8㎡である。

第3トレンチは、曲輪1-1東端部に位置する槽台a-1の状況確認を目的とした。第2トレンチを設定した槽台a-2と同様の土壌状の高まりがあり、【絵図2】には天守と記されている。そのため、槽台a-1の土壌に対して現況地形で直交するように十字状のトレンチを設定して、槽台a-2と同じように構造を把握する意図をもって調査を実施した。調査面積は53.0㎡である。

第4トレンチは、曲輪3-1に付随する虎口b-8の構造確認を目的とした。当該箇所は詳細地形測量調査によって、曲輪3-1南側中央部に位置し、帯曲輪2-2に向かって開口する虎口であることが確認できた。【絵図3】によれば、曲輪3-1は「三ノ丸」と記されており、山上部に位置する曲輪群の東端部にあたる。これまでの発掘調査の実施箇所が主郭部である曲輪1-1周辺に集中していたため、城の中心曲輪群の東部の様相を確認する意図をもち、さらに虎口構造を把握するために調査区を設定した。調査区の規模は8.4m×9.0m、調査面積は75.6㎡である。

第4次調査 第4次調査は、第1次調査から第3次調査までの成果を受けて、城の構造を把握するにあたって補足調査が必要と考える箇所を調査対象とした。

第1トレンチは、槽台a-1北側に隣接する窪みを調査対象とした。現況地形で当該箇所に窪みが存在することがわかっていたが、性格については不明であった。第3次調査で槽台a-1に伴う石垣を検出したことによって、槽台a-1と窪みの関連性を明らかにする必要性が生じた。そのため、第3次調査で検出した石垣SX030301と直交し、かつ、窪みの斜面を縦断するように調査区を設定した。調査区の規模は3.6m×1.0m、調査面積は3.6㎡である。

第2トレンチは、第1トレンチと同様、槽台a-1に隣接する窪みの性格を把握することを目的として、曲輪1-1の北側異線側に調査区を設定した。調査区の規模は2.6m×1.0m、調査面積は2.6㎡である。

第3トレンチは、曲輪1-1南側斜面を調査対象とした第2次・第3次調査において崩された状態の石垣を確認したが、石垣そのものは検出できなかったため、曲輪1-1南側斜面の石垣の状況を確認することを目的として、第3次調査第1-2トレンチを上方に拡張し、曲輪1-1の曲輪面までの調査区を設定した。曲輪1-1北面には石垣が現存しており（石垣e-1～5）、これらは高石垣であったと推定される。曲輪1-1の南面も高石垣であった可能性を考えて調査に臨んだ。調査区の規模は7.5m×1.0m、調査面積7.5㎡である。

第2節 調査日誌抄

以下、発掘調査の調査経過について、調査日誌抄として記述する。

(1) 第1次調査

[11月]

- 14日 作業準備・機材準備
15日～27日 調査対象範囲の下草刈りおよび樹木伐採作業
29日 第1・2区トレンチ設定
第2区1トレ 表土掘削（～12月17日）

[12月]

- 4日～6日 第3区 伐採樹木・倒木除去作業
7日 第3区 下草刈り・トレンチ設定
12日 第2区2トレ 表土掘削
13日 第2区2トレ 表土直下より栗石出土
栗石検出のため、黄灰褐色粘質土を除去
17日 第1区1・3トレ 表土掘削（～18日）
18日 第1区2トレ 表土掘削
第2区2トレ 栗石崩落状況写真撮影
19日 第2区2トレ 栗石崩落状況実測作業
（～27日）

- 20日 第1区1トレ 土塁部分断削 一部拡張
第1区3トレ 栗石検出・写真撮影
第2区1トレ 黄褐色粘質土掘削
21日 第1区3トレ 栗石崩落状況実測
（～1月9日）
25日 第2区1トレ 黄褐色粘質土掘削（～27日）

[1月]

- 8日 第1区2トレ 黄褐色粘質土掘削
大きめの石が顔を出し始める。

第3区1・2トレ 表土掘削（～9日）

- 9日 第2区2トレ 崩落した栗石の除去および黄灰褐色粘質土掘削
石垣と思われる石を確認
10日 第1区2トレ・第2区1・2トレ 黄灰褐色粘質土掘削（～15日）
11日 第2区2トレ 石垣の基底石および表込石を確認 表込の一番奥側に大きめの石並ぶ。

- 15日 第2区1トレ 写真撮影
（全景および出土状況）
16日 第2区1トレ 平面実測
17日 第1区2トレ 石垣検出・精査・写真撮影
第2区2トレ 石垣精査（～31日）
28日 第1区2トレ 断削断面調査（～29日）
29日 第2区1トレ 土層断面実測
第3区1・2トレ 表土掘削（～30日）
30日 第1区1トレ 土塁部断削・断面調査
（～2月1日）

- 第1区2トレ 石垣崩落状況実測
（～2月12日）
31日 第1区3トレ 崩落栗石除去
下層より石垣確認
第2区2トレ 石垣検出状況写真撮影
滋賀県教育委員会文化財保護課 木戸氏・伊庭氏来訪 調査状況を説明、指導を受ける。

[2月]

- 1日 第1区3トレ 石垣精査（～7日）
第3区1・2トレ 黄褐色粘質土掘削

5日	第1区1トレ 精査 土塁裾部に石の抜き取り痕跡を確認	第3区2トレ 平面実測 記者発表事前取材対応
	第1区3トレ 虎口床面に平たい石を確認 礎石の可能性、トレンチ拡張 (～6日)	27日 調査成果の記者発表
	第3区1トレ 斜面裾に礎石を確認 組み合わせ礎石検出のため拡張	28日 現地説明会に向けた準備開始(～3月1日)
	彦根市教育委員会文化財課 林氏来訪 調査成果について意見伺う	[3月]
6日	彦根市教育委員会文化財課 下高氏来訪 調査成果について意見伺う	3日 現地説明会開催 時折、雪が舞う寒い中だったが、160名の方々が参加してくださいました。
7日	第1区3トレ 石垣精査	4日 第1区2トレ 石垣立面実測(～5日)
	第2区2トレ 断面精査 石垣構築方法を確認	7日 第2区2トレ 石垣立面実測(～8日)
	第3区1・2トレ 黄褐色粘質土掘削 岩盤露出	11日 第1区2・3トレ 土層断面精査 第1区1トレ・第2区1トレ 埋め戻し
8日	第1区3トレ・第3区1・2トレ 写真撮影	12日 第1区2・3トレ・第3区2トレ 土層断面実測
12日	第1区3トレ・第2区2トレ 石垣検出状況実測(～20日)	13日 第3区1トレ 平面実測(～15日) 第1区3トレ・第2区2トレ 埋め戻し
13日	第1区第1トレ 写真撮影	15日 第3区1トレ 土層断面実測(～19日)
14日	高田氏来訪 調査成果について意見伺う	19日 第1区2トレ・第3区2トレ 埋め戻し
19日	第2回甲賀市水口岡山城跡調査委員会 調査成果の検討および今後の指導を受ける	21日 第3区1トレ 埋め戻し 現場撤収作業
20日	記者発表へ向けた準備開始(～25日) 清掃、周囲の草刈、伐採樹木の除去	25日 現場機材洗浄・整備・片づけ(～29日)
21日	第1区1トレ 平面実測	
22日	第1区1トレ 土層断面実測	
25日	第2区2トレ 土層断面実測(～26日)	
26日	第1区3トレ 石垣立面実測(～28日) 第3区1トレ 写真撮影	



写真2 崩落石垣実測作業
平成24年12月19日撮影

(2) 第2次調査

[9月]		17日	上段部西サブトレ 築石らしき石を確認
11日	調査対象範囲の下草刈り		上段斜面部 上層の栗石堆積が昭和の公園整備に伴う破壊であると判明
[10月]			下段斜面部 暗褐色粘質土掘削(～24日)
22日	調査対象範囲の下草刈り・樹木伐採・伐採樹木の除去作業(～11月19日)	20日	上段斜面裾部 崩落石多数確認 大量の栗石の間に築石らしき石を確認
28日	調査機材の搬入		下段部 西サブトレ 石垣表込を確認
29日	休憩用テントの設営	24日	年末年始の休業準備
[11月]		[1月]	
18日	トレンチ設定 地形観察の結果、曲輪1-1の一段下に平坦面を確認	9日	現場復旧・テント設営
19日	仮設階段設営(～20日) 調査前状況ビデオ撮影		上段部 写真撮影(崩落石垣・平坦面)
20日	文教常任委員会視察 あいコムこうかによる映像撮影 仮BMの設定		下段斜面裾部 暗褐色粘質土掘削(～15日)
		15日	下段裾部 崩落石検出状況写真撮影
		16日	上段部西半 上層の崩落石除去(～17日) あいコムこうかによる映像撮影
		17日	上段平坦面 精査
			下段裾部西半 上層の崩落石除去(～20日)
[12月]			下段部東サブトレ 岩盤検出
2日	表土掘削(～12日) 東西両端にサブトレンチ設定		下段上半部は石垣がなく切岸と判明
4日	平坦面の北端部(曲輪1-1へ立ち上がる斜面の裾部)に多くの崩落石と瓦を確認 上段部東サブトレ掘削	20日	降雪のため雪かき
9日	トレンチ周辺の縄張調査		下段裾部 築石を検出 築石前面にて岩盤露出
11日	上段平坦面 表土および暗褐色粘質土掘削 上段部東サブトレ 斜面裾で大きめの石が集中している状況を確認	21日	上段部 築石崩落検出状況ほか写真撮影 上層平面図用地区割り作業
12日	上段斜面部 暗褐色粘質土掘削 散策道直下に栗石の集中を確認		下段部 東サブトレ掘削
16日	上段部 暗褐色粘質土掘削(～24日) 平坦面 東サブトレ掘削 下段部 表土掘削 裾部に崩落石の堆積確認	27日	上段部 上層平面実測(～2月3日) 下段下半部 黄灰褐色粘質土掘削
		28日	下段部 築石周辺精査 滋賀県教育委員会文化財保護課 木戸氏来訪 調査状況を説明、指導を受ける
		29日	下段部 築石検出状況写真撮影 みなくち子どもの森 小西氏来訪 石材検討

築石：花崗岩・チャート・重晶石ホルン
フェルスの3種類
裏込石：花崗岩・緑色岩・重晶石ホルンフェ
ルス・泥岩もしくは粘板岩の4種類

〔4月〕

22日 下段部 石垣立面実測（～5月9日）

〔5月〕

26日 埋め戻し（～30日）

〔2月〕

3日 上段斜面部 暗褐色粘質土掘削（～4日）

上段部 上層平面図レベル測定

下段部 平面実測用地区割り作業

6日 上段部 崩落栗石除去

7日 上段部 崩落石垣検出状況写真撮影

12日 下段部 平面実測（～3月6日）

17日 降雪のため雪かき

18日 第4回甲賀市水口岡山城跡調査委員会

上段部 下層平面図実測用地区割り

21日 高田氏来訪 調査成果について意見伺う

〔3月〕

3日 記者発表準備

4日 調査成果の記者発表

現地説明会に向けた準備開始（～7日）

6日 上段部 下層平面実測（～19日）

9日 現地説明会開催

日差しはあったものの、寒の戻りで冷たい
風が吹く中、市内内外から210名参加。

19日 上段部 下層平面レベル測定（～25日）

土層断面図実測（～27日）

26日 現場機材洗浄・整備

27日 サブトレ 埋め戻し

発掘成果の一部公開準備作業

（遺構養生用シート設置）



写真3 下段部 遺構検出作業
平成26年1月25日撮影



写真4 上段部 崩落石垣実測作業
平成26年1月29日撮影



写真5 上段部 下層崩落石垣実測作業
平成26年2月6日撮影

(3) 第3次調査

[4月]

- 10日 機材整備、準備作業
- 22日 テント設置
- 23日 発掘機材準備
- 24日 立木伐採、切株除去
- 25日 1-1トレ 表土掘削(～5月9日)

[5月]

- 1日 調査区周辺の草刈り
- 13日 2トレ東区 表土掘削(～16日)
- 14日 1-1トレ 2次崩落土掘削(～6月17日)
- 19日 2トレ東区 表土掘削後の写真撮影
2トレ西区 表土掘削(～7月2日)
- 26日 2トレ東区 平面実測(～29日)
- 30日 2トレ東区 平面図レベル測定

[6月]

- 2日 調査区周辺整備(～4日)
- 9日 機材整備(～12日)
- 16日 2トレ東区 遺構検出作業(～17日)
2トレ北区 表土掘削(～7月1日)
- 17日 1-1トレ 2次崩落土から完形品瓦出土
瓦出土状況写真撮影
- 19日 2トレ南区 表土掘削(～7月2日)
- 20日 重機搬入路整備(～23日)
- 24日 1-1トレ 西側サブトレの掘削
2次崩落土が分厚いと判明
- 25日 1-1トレ 2次崩落土を重機掘削
(～7月1日)

3トレ 調査区設定

- 26日 調査区周辺整備

[7月]

- 1日 大手道周辺縄張調査
- 2日 2トレ東区 土層断面用サブトレ掘削
2トレ西区 攪乱状況の写真撮影
2トレ南区 サブトレ掘削(～9日)
- 8日 1-1トレ 黄灰褐色粘質土掘削
下層より崩落した石垣を検出
2トレ北区 灰褐色粘質土掘削(～7月18日)
台風8号対策養生
- 9日 2トレ西区 攪乱土掘削(～24日)
- 17日 2トレ東区 灰褐色粘質土掘削(～29日)
- 18日 1-1トレ 崩落した石垣上面の検出完了
- 23日 2トレ南区 表土掘削後、写真撮影
- 25日 1-1トレ 崩落石の検出状況写真撮影
2トレ南区 灰褐色粘質土掘削(～28日)
- 28日 3トレ東区 表土掘削(～8月21日)
3トレ南区 表土掘削
3トレ北区 表土掘削
- 29日 1-1トレ 地区割り・平面実測
(～8月25日)
- 2トレ東区 写真撮影
2トレ北区 上層写真撮影
2トレ南区 サブトレ(～31日)
3トレ西区 表土掘削(～8月21日)
3トレ北・南区 サブトレ掘削(～8月5日)
- 31日 2トレ東区 平面実測(～8月6日)
2トレ北区 地区割り設定・上層平面図実測
(～8月7日)

[8月]

- 5日 倒木除去(～21日)
- 6日 3トレ南区 灰褐色粘質土掘削(～19日)
3トレ北区 灰褐色粘質土掘削(～20日)

	台風11号対策養生（～7日）	22日	2トレ南区	上層全景写真撮影	
7日	機材整備・調査区周辺整備		3トレ	精査	
8日	2トレ北区	上層平面図レベル測定	26日	1-1トレ	下層の崩落石検出写真撮影
18日	1-1トレ	豪雨によりトレンチ壁面が崩落			地区割り（～29日）
	崩落土砂の除去（～20日）		2トレ南区	黄灰褐色粘質土掘削	
19日	2トレ南区	トレンチ拡張			瓦溜まり検出（～10月10日）
20日	3トレ南区	平面精査（～21日）	29日	1-1トレ	下層崩落石出土状況平面実測
21日	2トレ西区	攪乱土除去後の平面実測			（～10月17日）
		（～27日）	30日	びわこ放送による番組取材の撮影	
	2トレ南区	サブトレ掘削（～9月17日）			[10月]
22日	3トレ東区	石溜まり掘削	1日	2トレ東区	サブトレ掘削
	3トレ北区	平面精査・サブトレ掘削		2トレ北区	瓦溜まり検出状況写真撮影
		（～27日）			瓦溜まり掘削（～7日）
25日	2トレ東区	レベル測定	2日	2トレ東区	瓦溜まり掘削（～7日）
	3トレ	周辺樹木伐採			石階段および石組溝検出
27日	1-1トレ	平面図レベル測定（～9月3日）			台風18号対策養生
	3トレ	上層精査	7日	2トレ東区	石組溝掘削（～8日）
29日	2トレ西区	平面図レベル測定	8日	2トレ東区	石階段検出状況写真撮影
		サブトレ掘削（～9月17日）		2トレ北区	瓦溜まり掘削後、精査
	調査区周辺整備			3トレ北区	精査（～14日）
			9日	2トレ北区	下層全景写真撮影
[9月]			10日	2トレ東区	全景写真撮影
3日	3トレ	上層写真撮影		2トレ南区	瓦溜り検出後、全景写真撮影
		あいコムこうか映像撮影			台風19号対策養生
8日	3トレ	地区割・上層平面実測（～12日）	15日	2トレ南区	地区割り、平面実測（～20日）
		調査区周辺草刈（～9日）	16日	3トレ	調査区平面図略測
10日		機材整備	17日	3トレ北区	瓦溜まり掘削（～23日）
11日	1-1トレ	トレンチの壁面成形（～12日）	21日	2トレ南区	平面図レベル測定
12日	3トレ	上層平面図レベル測定（～16日）	22日	2トレ南区	瓦溜まり掘削（～23日）
16日	1-1トレ	上層の崩落石（礫石）を除去	23日	3トレ西区	平面精査・攪乱土掘削
		（～22日）		3トレ北区	拡張部①掘削（～28日）
17日	1-1トレ	平面図レベル測定（～28日）			滋賀県レイカディア大学の見学
	2トレ東区	遺構精査（～10月1日）			彦根市教育委員会の下高氏が来訪 調査成
	2トレ南区	上層遺構精査（～18日）			果に関する意見を伺う
18日	2トレ北区	下層精査（～29日）			

27日	3トレ東・西・南区 平面・壁面精査 3トレ北区 拡張部①写真撮影 中井委員来訪 調査委員会欠席のため	3トレ西区 黄灰褐色粘質土掘削	3日	1-トレ 調査区内の精査(～9日) 2トレ南区 土層断面用水糸設定 3トレ 地区割り
28日	2トレ南区 下層写真撮影 4トレ 調査区周辺整備(～11月4日)	3トレ西区 黄灰褐色粘質土掘削 3トレ北区 石垣前面の断割り	5日	2トレ南区 土層断面実測(～8日) 調査区周辺整備
29日	2トレ北区 下層平面図実測(～11月4日) 3トレ 全区写真精査(～30日) 滋賀県文化財保護協会の大沼氏他17名来訪 城跡の見学と合わせて発掘現場も見学	8日	1-2トレ 土層確認用サブトレ掘削(～9日) 3トレ 写真精査・写真撮影 3トレ西区 写真撮影 3トレ北区 拡張部②写真撮影	
30日	第5回甲賀市水口岡山城跡調査委員会	9日	3トレ 土層断面実測(～10日)	
31日	あいコムこうか映像撮影	10日	1-2トレ 灰褐色粘質土掘削(～12日) 3トレ 平面実測(～19日) 寒風が吹き、雪が舞う中での実測	
[11月]		13日	1-2トレ 灰褐色粘質土掘削後の精査	
4日	2トレ東区 下層平面実測(～11月7日)	14日	1-2トレ 崩落した石垣を検出	
6日	1-2トレ 表土掘削	16日	1-2トレ 崩落石の検出状況を写真撮影 地区割り	
7日	2トレ南区 下層平面実測(～20日) 記者発表準備	19日	1-2トレ 崩落石出土状況の平面実測 (～21日)	
10日	3トレ 全区精査	3トレ	平面図レベル測定(～22日)	
11日	記者発表、現地説明会準備(～14日)	22日	彦根市教育委員会の田井中氏、滋賀県教育委員 の北村氏・大道氏来訪 調査に関する意見を伺う	
15日	現地説明会開催 参加者112名 参加者が翌日開催の歴史フォーラムと分散し てしまったため、人数が少なかった	24日	2トレ東区 石階段・石組溝立面実測 (～1月13日)	
18日	3トレ 壁面精査 現地説明会片付け	26日	1-2トレ 平面図のレベル測定(～27日)	
19日	2トレ西区 土層断面用水糸設定 近江歴史回廊クラブ30名見学	27日	1-2トレ サブトレで崩落石堆積状況確認	
20日	2トレ西区 土層断面実測(～21日) 2トレ北区 土層断面実測(～12月2日) 3トレ西区 サブトレ掘削 3トレ北区 拡張部②掘削(～12月3日)	[1月]		
21日	2トレ東区 土層断面実測	7日	機材整備	
21日	伐採木・倒木除去(～12月5日)、機材整備	10日	1-2トレ 下層崩落石検出状況写真撮影	
[12月]		12日	1-2トレ 一部拡張 表土掘削	
2日	3トレ 拡張部②掘削	13日	1-2トレ 拡張部の精査	

3トトレ北区 石垣前面のサブトレ掘削

14日 3トトレ北区 写真撮影・平面実測・断面実測
(～16日)

16日 1-2トトレ 拡張部の上層崩落石写真撮影
3トトレ西区 埋め戻し

19日 1-2トトレ 拡張部 上層崩落石の掘削
石垣精査(～21日)、レベル移動

20日 4トトレ 仮BM設置

21日 石垣レーザー測量、あいコムこうか映像撮影

23日 1-2トトレ 拡張部 下層崩落石写真撮影

24日 1-2トトレ 拡張部を含めた全景写真の撮影

25日 1-2トトレ 写真測量の実施

26日 機材整備

28日 4トトレ 表土掘削(～2月3日)

29日 1-2トトレ 崩落した石垣の築石層を掘削
(～2月10日)

[2月]

3日 4トトレ サブトレ掘削(～13日)

12日 2トトレ東区 石組溝断面図実測

16日 4トトレ 灰褐色粘質土掘削(～3月6日)
灰褐色粘質土の下で遺構を検出

19日 矢穴痕のある崩落石実測(～3月13日)

[3月]

3日 北面石垣の矢穴実測(～3月6日)

10日 仮設進入路整備(～13日)

12日 4トトレ 写真撮影

16日 1-1トトレ 土層断面精査(～17日)
1-2トトレ 土層断面精査
4トトレ 地区割(～17日)
倒木除去(～23日)

17日 1-1トトレ 土層断面写真撮影
1-2トトレ 土層断面写真撮影 水糸張り

18日 1-2トトレ 土層断面図実測(～24日)

4トトレ 平面実測(～3月27日)

20日 3トトレ 周辺の清掃

23日 現地説明会に向けた周辺整備(～27日)

30日 第6回甲賀市水口岡山城跡調査委員会
4トトレ 平面図レベル測定(～31日)

平成27年度

[4月]

15日 記者発表準備

16日 現地説明会準備(～17日)

19日 現地説明会開催 参加者270名
「よみがえれ水口岡山城2015」の開催期間に
合わせて実施したため、過去最多の参加人数
であった。

22日 現説片付け(～23日)

[5月]

26日 3トトレ 一部埋戻し

27日 1-1トトレ 土層断面図実測(～28日)

[6月]

1日 1-1トトレ 埋め戻し(～16日)
4トトレ 土層断面実測

2日 4トトレ 石積み立面実測(～5日)

4日 4トトレ 埋め戻し準備(～8日)

22日 4トトレ 埋め戻し(～29日)

[10月]

13日 3トトレ 埋め戻し

16日 1-2トトレ 埋め戻し(～20日)
2トトレ 埋め戻し(～20日)

※1-2トトレ・3トトレは第4次調査と一連で埋戻し

(4) 第4次調査

[4月]

13日 機材搬入
23日 機材整備
24日 テント設営

彦根市教育委員会の下高氏来訪調査に関する意見を伺う

30日 文化庁近江調査官来訪 指導・助言を受ける
31日 調査委員会準備

[5月]

13日 機材整備
15日 調査地周辺草刈・伐採(～26日)
27日 トレンチ設定
28日 1・2・3トレ 表土掘削(～6月2日)

[8月]

3日 第7回甲賀市水口岡山城跡調査委員会
7日 1トレ サブトレ掘削、地区割り
2トレ 土層断面精査・写真撮影
18日 1トレ 平面実測(～21日)
2トレ 土層断面図実測(～19日)
3トレ 写真撮影
24日 1トレ 平面図レベル測定
2トレ 石垣立面実測
27日 現地説明会準備(～9月4日)
高田氏来訪 調査成果について意見を伺う

[6月]

2日 1トレ サブトレ掘削、写真撮影
2トレ サブトレ、暗褐色土掘削
4日 1トレ 黄灰褐色粘質土掘削(～7月10日)
あいコムこうか映像撮影
10日 1トレ サブトレ内瓦出土状況写真撮影
14日 1トレ 瓦出土状況写真撮影
21日 1トレ 瓦堆積サブトレ掘削
24日 1トレ 瓦堆積掘削(～29日)
2トレ 黄灰褐色粘質土掘削
31日 1トレ 写真撮影

[9月]

2日 記者発表
6日 現地説明会 参加者74名
雨のため、人数が少なかったが、県外からの参加者の割合が多かった
8日 現地説明会片付け
11日 1・2トレ 全景ほか写真撮影

[7月]

2日 機材整備、草刈り
3日 2トレ 灰褐色粘質土掘削
3トレ 灰褐色粘質土掘削(～14日)
10日 2トレ 石堆積サブトレ掘削
石堆積出土状況写真撮影
13日 2トレ 地区割り
14日 2トレ 平面実測、レベル測定
台風対策
21日 台風後の対応、現場復旧
24日 3トレ 黄灰褐色粘質土掘削(～8月7日)

[10月]

8日 機材整備・機材整理
13日 あいコムこうか映像撮影
14日 1・2トレ 埋め戻し
3トレ 写真測量
15日 3トレ 土層断面図実測
23日 3トレ 埋め戻し(～27日)
27日 機材撤収・テント撤収
30日 リース機材撤収

[11月]

5日 機材洗浄・整備

12日 機材整備・片付け



写真6 第3次調査2トレ石階段検出
平成25年10月8日撮影



写真9 第3次調査1-2トレ掘削作業
平成27年1月29日撮影



写真7 第3次調査3トレ石垣実測作業
平成26年12月10日撮影



写真10 第3次調査4トレ平面実測
平成27年3月26日撮影



写真8 第3次調査3トレ写真測量実施
平成27年1月21日撮影



写真11 第4次調査1トレ実測作業
平成27年8月24日撮影

第3節 調査区の名称と配置

第1節において、各調査次数の調査目的および調査区について述べたが、調査箇所が多岐にわたり、かつ、異なる調査次数で同じ城郭遺構を対象として調査を行ったものがある。第1次調査から第4次調査までを総括的に報告する本報告書において、調査次数ごとに遺構を記述すると、非常に煩雑になるため、発掘調査を実施した城郭遺構ごとに調査トレンチ名を再設定して、遺構および遺物に関して記述する（図19）。調査次数ごとのトレンチ名称との対象は、表8のとおり。

A-1・2トレンチ 曲輪1-1東端部に位置する槽台a-1を対象とした調査区。A-1トレンチが第3次調査第3トレンチと第4次調査第1トレンチ、A-2トレンチが第4次調査第2トレンチにあたる。

B-1・2トレンチ 曲輪1-1西端部に位置する槽台a-2を対象とした調査区。第3次調査第2トレンチにあたる。

C-1・2・3トレンチ 曲輪1-1南側斜面を対象とした調査区。曲輪1-1西半部を調査した第2次調査第1トレンチをC-1トレンチ、曲輪1-1中央部を調査した第3次調査第1-1トレンチをC-2トレンチ、同じく曲輪1-1中央部を調査した第3次調査第1-2トレンチ・第4次調査第3トレンチをC-3トレンチとする。

D-1・2・3トレンチ 城の南側斜面中腹に位置する虎口b-3を対象とした調査区。第1次調査第1区があたる。D-1トレンチが第1次調査第1区第1トレンチ、D-2トレンチが第1次調査第1区第2トレンチ、D-3トレンチが第1次調査第1区第3トレンチとなる。

表8 調査トレンチ名称対照表

本報告書におけるトレンチ名称	城郭遺構地区区分	調査対象城郭遺構	発掘調査実施時のトレンチ名称		
			調査次数	地区	
A-1	I	槽台a-1	第3次	-	第3トレンチ
A-2			第4次	-	第1トレンチ
B-1		槽台a-2	第3次	-	第2トレンチ
B-2			第2次	-	第1トレンチ
C-1		曲輪1-1南側斜面	第3次	-	第1-1トレンチ
C-2			第3次	-	第1-2トレンチ
C-3			第4次	-	第3トレンチ
D-1		虎口b-3	第1次	第1区	第1トレンチ
D-2					第2トレンチ
D-3					第3トレンチ
E-1	VI	曲輪6-1	第1次	第2区	第1トレンチ
E-2					第2トレンチ
F	III	曲輪3-1	第3次	-	第4トレンチ
G-1	VII	曲輪7-1	第1次	第3区	第1トレンチ
G-2					第2トレンチ



図 19 発掘調査トレンチ配置図 1 : 2,000

E-1・2トレンチ 虎口b-3の南側下方に位置し、推定大手道に隣接する曲輪6-1を対象とした調査区。第1次調査第2区にあたる。E-1トレンチが第1次調査第2区第1トレンチ、E-2トレンチが第1次調査第2区第2トレンチとなる。

Fトレンチ 山上曲輪群の東部に位置する曲輪3-1に付随する虎口b-8を対象とした調査区。第3次調査第4トレンチにあたる。

G-1・2トレンチ 山上曲輪群の西端部に位置する曲輪4-1の南西側下方にある曲輪7-1を対象とした調査区。第1次調査第3区にあたる。G-1トレンチが曲輪4-1側の斜面裾に設定した第1次調査第3区第1トレンチ、G-2トレンチが曲輪7-1に付随する虎口b-13に設定した第1次調査第3区第2トレンチとなる。



写真12 A-1・2トレンチ調査前



写真15 D-1・2・3トレンチ調査前



写真13 B-1・2トレンチ調査前



写真16 Fトレンチ調査前



写真14 C-1トレンチ調査前



写真17 G-1・2トレンチ調査前

第4節 遺構

第3節の表8で示した調査トレンチごとに検出遺構について記す。

(1) A-1トレンチ(檜台a-1 図版5~11)

基本層序(図21)

檜台上の基本層序(a-a'-a''断面)は、上から①褐色土(表土、腐葉土)、④灰褐色粘質土(2次堆積)、⑥明黄灰褐色粘質土(瓦を多く含む)、⑦明灰色粘質土(礫多く含む)、⑨黄灰色粘質土(遺構検出面)、⑩黄灰色+青灰岩盤層(地山)となる。後述する石垣SW030301・030302および石列SX030303は、廃城後に一括廃棄されたとみられる瓦を大量に含んだ⑥層と石垣の裏込石が崩落したとみられる礫を多く含む⑦層によって覆われていた。

また、檜台裾部の基本層序(b-b'断面)ではa-a'-a''断面で確認した⑦層の下層に⑫灰色ブロック混じり黄褐色粘質土、⑬瓦混じり黄褐色粘質土、⑭黄褐色粘質土が確認でき、これらは石垣SW040101を覆っていた。⑫・⑬層は大量の瓦を含む瓦堆積層である。

廃城後に一括廃棄された瓦堆積層(⑥・⑫・⑬層)から出土した軒瓦は、大溝城から運ばれた軒丸瓦201A・軒平瓦205A・B、水口岡山城用に作られた軒丸瓦301A・軒平瓦304Aが大半である(軒瓦の詳細については第5節を参照)。なお、大溝城から運ばれたとみられる瓦はA-1トレンチで出土した軒瓦のうち、軒丸瓦が約29%、軒平瓦が約33%を占めている。また、軒瓦のほかには鳥衾瓦・揚羽蝶文鬼瓦・鯉瓦などの道具瓦や大量の丸瓦・平瓦が出土した。

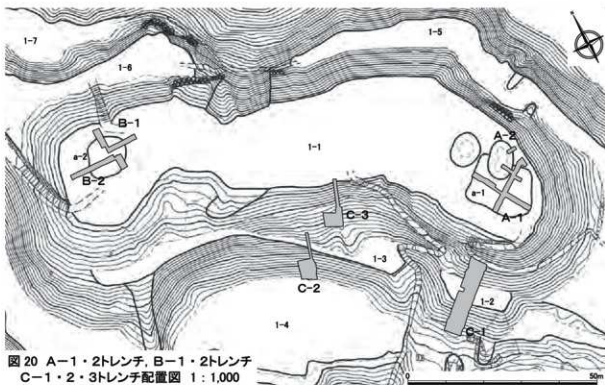


図20 A-1・2トレンチ、B-1・2トレンチ
C-1・2・3トレンチ配置図 1:1,000

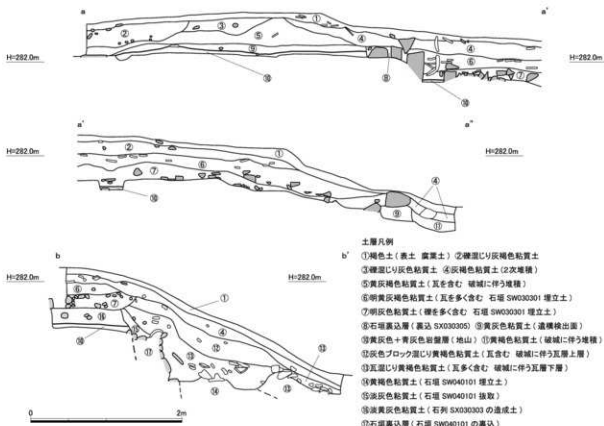


図 21 A-1トレンチ土層断面図 1:50

検出遺構 (図 22)

石垣 SW030301 検出延長約 5m。築石 8 石分を確認した。石垣は 2 段分が残り、高さは約 75cm。ほぼ垂直に積まれている (図 23)。築石の大きさは、長辺で 50～70cm を測り、約 100cm のものもある。短辺は 30～40cm。長辺を横向きに据え、横目地が通る傾向にあり、石垣面が良く揃う。ただし、矢穴痕は確認できない。石材はほとんどが花崗岩で一部にチャートが含まれる。築石の奥行（控えの長さ）が短く、30～40cm 程度しかない。拡張部で確認した裏込 SX030304 の幅は 40～50cm で、10～20cm 程度の栗石が充填されていた。石垣 SW030302 とほぼ直交し、入隅角を形成する。方位は N-57°-E である。

石垣 SW030302 検出延長約 1m。築石 3 石分を確認した。一番右側の築石はトレンチ外へ続く。石垣は 1 段分のみが残る (図 23)。築石の大きさは、30～35cm で方形に近い。築石の奥行（控えの長さ）は 30cm 程度で、裏込 SX030305 の幅も 30cm 程度しかない。裏込石の大きさは 10～20cm。石垣 SW030301 とほぼ直交する。方位は N-35°-W である。

石列 SX030303 石垣 SW030301 の前面にある 2 列の並行する石列。石垣 SW030301 とも並行する。用途についてははっきり分からないが、石垣 SW030301 と同時に設置されたと考えられる。方位は N-57°-E である。なお、石列 SX030303 を設置する際の造成土の中から矢川寺遺跡（甲南町森尻）と同范の軒丸瓦 101B が出土した。

礎石 S5030306～030311 櫓台の上面で礎石とみられる上面を平らにして置かれた石を複数確認した。なお、検出した礎石のみでは礎石配置を確定することができない。

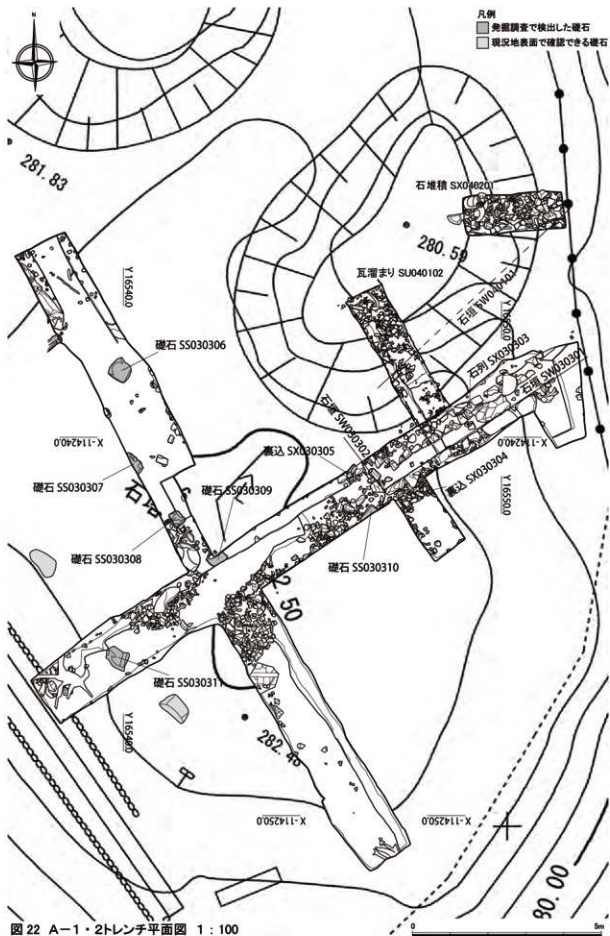


图 22 A-1・2トレンチ平面図 1 : 100

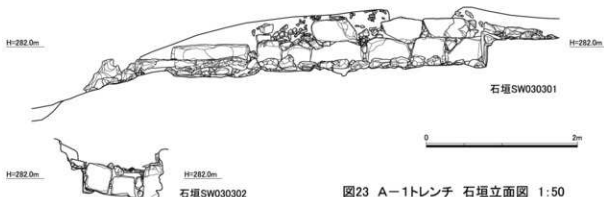


図23 A-1トレンチ 石垣立面図 1:50

石垣 SW040101 櫓台 a-1 に隣接した窪み部分で検出した石垣。石垣は、瓦溜り SU040102 に覆われており、その下層で検出した。瓦溜り SU040102 は破城に伴う廃城後の一括廃棄層と考えられる。今回の調査では破城の状況が確認できる箇所については、極力、破城の状態を壊さない方針で調査を実施したため、石垣 SW040101 については瓦溜り SU040102 を断ち割った部分でのみ確認した。後述する A-2 トレンチでも石垣を検出し、現況地形と合わせると、一連の石垣と考えられる。なお、石垣の方位は N-47°-E である。検出した位置から考えて、石垣 SW030301 と上下 2 段の石垣になると推定できるが、両者の方位が 10 度異なることは注意をする必要がある。

(2) A-2 トレンチ (櫓台 a-1 図版 11・12)

基本層序 (図 24 左)

上から①褐色土 (表土、腐葉土)、②暗褐色粘質土 (2 次堆積層)、③灰褐色粘質土 (2 次堆積層)、④礫混じり黄灰褐色粘質土 (石堆積 SX040201) となる。④層は、破城に伴って壊された石垣の石材が大量に堆積したものである。A-1 トレンチと同様に、破城の状況を極力、壊さないことが調査の方針であったため、④層は一部のみの掘削にとどめ、遺構面や地山層まで確認していない。そのため、④層の深さは不明である。

検出遺構 (図 22)

石堆積 SX040201 破城に伴って壊された石垣の石材が堆積した。一部、断割り調査を行ったところ、トレンチの北東隅で石垣 SW040101 の一部を確認した。検出した石垣 SW040101 は 2 段分の築石が垂直に積まれていた (図 24 右)。石垣 SW040101 は破城によって上部が崩されており、また、石垣の基底部分で掘削していないため、築石の正確な段数は把握できない。石堆積 SX040201 は、石垣 040101 の前面に堆積しており、破城によって石垣を埋め立てた痕跡と考えられる。

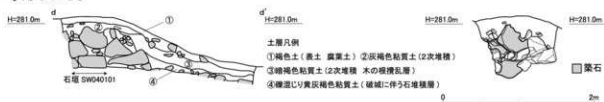


図 24 A-2トレンチ土層断面図 (左) 石垣 SW040101 立面図 (右) 1:50

(3) B-1トレンチ (槽台a-2 図版13~16)

基本層序 (図25)

上から①褐色土(表土、腐葉土)、②淡灰色砂質土(後世の擾乱)、③灰褐色粘質土(2次堆積)、④黄灰色粘質土(瓦を多く含む破城に伴う堆積)、⑥暗黄灰褐色粘質土(石組溝SD030202埋土)、⑤暗黄灰色粘質土(曲輪1-1の造成土)、⑦暗青灰色岩盤混じり黄灰色粘質土(地山)である。④層の堆積は槽台上面では確認できず、高低差のある部分にのみ堆積している。破城によって槽台が壊された際に堆積したものと考えられる。また、④層の下層にある⑤層も槽台上面では確認できず、曲輪1-1の造成土と推定される。

石組溝SD030202の埋土である⑥層と④層は非常に酷似し、一連の堆積と考えられるが、土層断面の観察では連続しないため、分層した。

検出遺構 (図27・28)

石階段 SX030201 調査区東側で検出した五輪塔の地輪を転用した階段。3段分を確認(図26)。階段の石の大きさはおおよそ40~50cmの方形である。槽台上面で検出した根石SS030203との関係から少なくとももう1段分あったと推定される。

石組溝 SD030202 調査区東端部で検出した石組溝。幅約30cm。溝の底石は認められない。側石は一段のみで、側石の一部に石仏を転用したものがある(図29)。

根石 SS030203 調査区中央付近で検出した礎石の根石と考えられる石の集積。礎石そのものは確認できない。根石のあり方から本来の槽台はもう少し高かったと推定される。

瓦溜り SU030204 石階段SX030201を覆っていた瓦堆積層。破城に伴う一括廃棄と考えられる。

瓦溜り SU030205 調査区北端部で検出した瓦堆積。曲輪1-1北面の石垣を破却後に堆積したものとみられ、瓦溜りSU030204と同様、破城に伴う一括廃棄と考えられる。

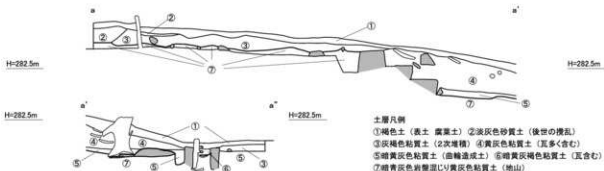


図25 B-1トレンチ土層断面図 1:50

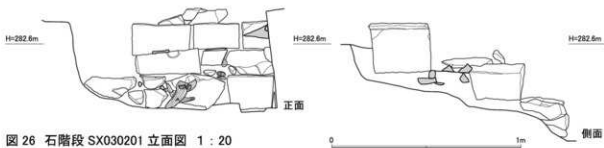


図26 石階段 SX030201 立面図 1:20

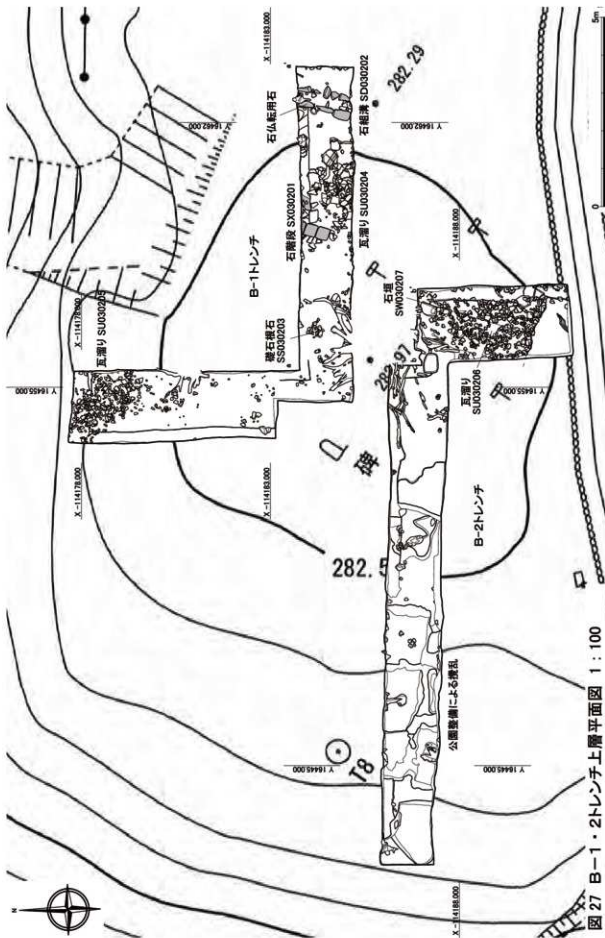


図 27 B-1・2トレンチ上層平面図 1:100

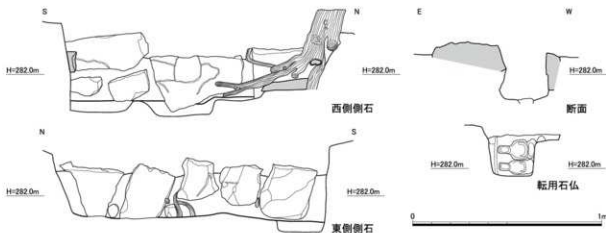


図 29 石組溝 SD030202 立面図 1 : 20

(4) B-2トレンチ (檜台a-2 図版 17・18)

基本層序 (図 30)

B-2トレンチの基本層序はB-1トレンチと同じであるが、石垣 SW030207 の部分では石垣の基底石と地山の間に⑧層が認められ、石垣を築く際の裏込と考えられる。なお、調査区の西半部は昭和 60 年頃の公園整備の時に建設された展望台（現在は老朽化により撤去）の基礎の設置および撤去による破壊が著しく、城の遺構は確認できない。



図 30 B-2トレンチ土層断面図 1 : 50

検出遺構 (図 27・28)

瓦溜り SU030206 調査区南部で検出した瓦堆積層。石垣 SW030207 を破却後に堆積したものとみられ、瓦溜り SU030204・020305 と同様に廃城後の一括廃棄と考えられる。

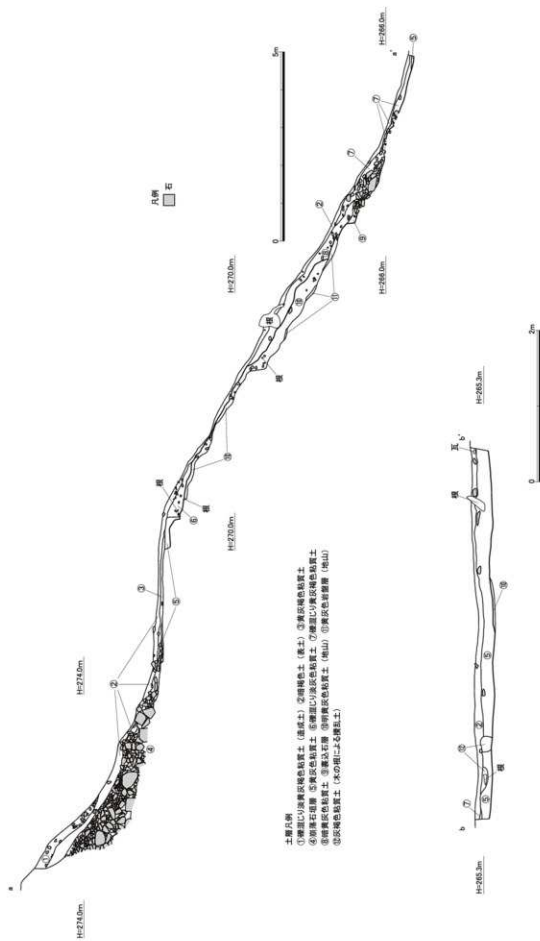
石垣 SW030207 瓦溜り SU030206 の下層で検出した石垣。基底石を 1 石のみ確認した。破城によって崩され、裏込石が散乱した状況を検出した。ただし、調査区南端部には石の散乱がみられないため、檜台の南東隅角部の可能性がある。地山の岩盤層を削り、石垣を造成した状況が認められ、断面で確認できる裏込の幅は約 70cm。石垣 SW030207 を南東側の隅角と想定して、現況地形で檜台の規模を考えると、南北 12.5 ~ 13.0 m 程度、東西 15.0 m 程度の規模と推測される。

(5) C-1トレンチ (曲輪1-1 南側斜面および曲輪1-2 図版 19 ~ 23)

基本層序 (図 31)

上段部と下段部で堆積状況が異なるため、それぞれの基本層序を示す。

上段部 上から①礫混じり淡黄灰褐色粘質土（昭和 60 年頃の公園整備の際の散策道造成



土、プラスチック・ビニール含む)、②暗褐色土(腐葉土、表土)、③黄灰褐色粘質土(曲輪SX020104の上層に堆積、木の根などによって攪乱された層)、④崩落石垣層(上層ほど栗石が多い、石垣SW020101の破城による堆積層)、⑤黄灰色粘質土(岩盤由来の泥岩を含む、曲輪造成土)である。

曲輪SX020104(曲輪1-2)については、②層と③層の堆積はそれぞれ5cm程度とごく薄く、曲輪SX020104の造成土である⑤層がすぐに確認できる。しかし、斜面部分については、上半部では上段にある散策道を敷設した際に堆積した①層と表土である②層が40cm前後堆積するのに対して、下半部では②層の堆積が10~20cmで、その直下で破城によって堆積した崩落石が検出された。崩落石の堆積は、もっとも薄い斜面の裾部分でおよそ30cm、斜面上半部では1m以上に達し、曲輪SX020104の上面である⑤層を確認することはできなかった。

下段部 上から②暗褐色土(腐葉土、表土)、⑥礫混じり淡灰色粘質土(斜面上端部のみ、曲輪SX020104端部の造成土)、⑦礫混じり黄灰褐色粘質土(斜面下端部のみ、石垣SW020102の破城による堆積層)、⑧暗黄灰色粘質土(斜面下半部のみ、石垣SW020102上部の切岸SW020103造成土、裏込石を覆うように堆積)、⑨裏込石層(石垣SW020102の裏込層)、⑩明黄灰色粘質土(地山、主に切岸SW020103面となる)、⑪黄灰色岩盤層(泥岩の岩盤層、地山)である。

上半部では表土である②層の直下で地山である⑩層が確認でき、⑩層上面が切岸SW020103であったと考えられる。一方、下半部では②層の下に⑧層が確認できる。⑧層は下段斜面の下半部だけに存在し、石垣SW020102の裏込石(⑨層)を覆うように堆積している。この堆積状況から考えて、⑧層は石垣SW020102を構築後、切岸SW020103を造成するために地山の⑩層の上に張り付けられるように堆積した土層であると推定される。

検出遺構(図32)

石垣SW020101 C-1トレンチの上段部で検出した石垣。石垣の築石および裏込石が崩落して堆積した状況であった。そのため、すべての石が原位置をとどめておらず、曲輪SX020104の上面に散乱した状態で石垣の基底部を確認することはできなかった。おそらく、本来の石垣はさらに斜面の奥に存在するものと推測される。

崩落した石の堆積状況は、築石と考えられる大型の石の上層に裏込石と考えられる拳大の石が厚く堆積し、大きな石を完全に覆い隠していた。上層に裏込石、下層に築石が堆積する状況は、破城の痕跡を示していると考えられる。破城によって崩された石垣は、築石が最初に崩落し、その後に裏込石が崩落すると考えられるためである。出土した裏込石の中に石臼を割って転用したとみられるものが含まれていた(写真18)。

なお、崩落した石が散乱していた曲輪SX020104(曲輪1-2)の上面と、曲輪1-1上面の高低差は現況地形で8~9mほどある。

検出した石垣の築石の大きさは約80cm~100cmで、中には100cmを超えるものもあった。築石の石材は、花崗岩と堇青石ホルンフェルスの2



写真18 裏込石に転用された石臼

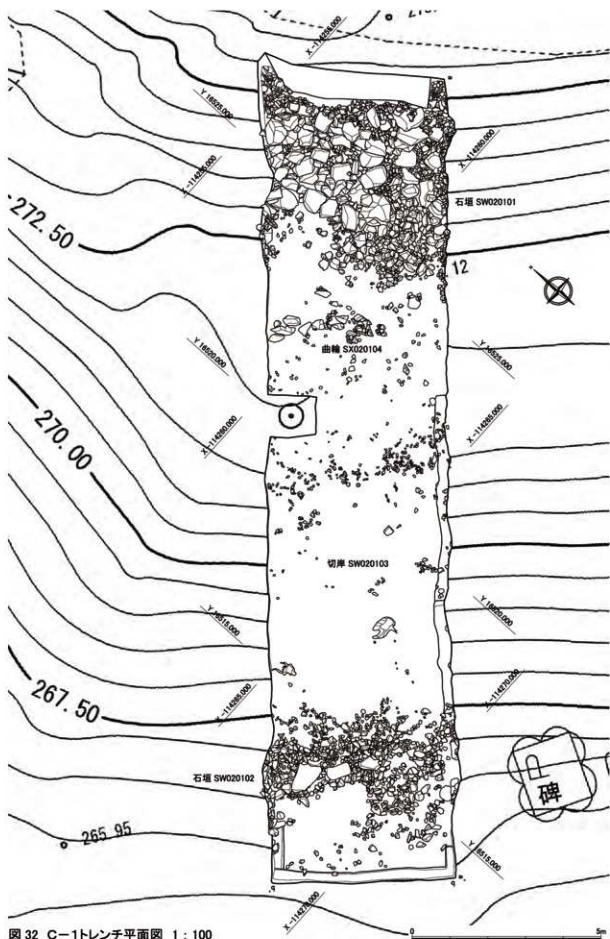


図 32 C-1トレンチ平面図 1 : 100

種類であった。また、裏込石には築石と同じ石材のほか、泥岩、粘板岩、緑色岩なども使われていた。

石垣 SW020102 C-1 トレンチの下段部で発見した石垣。石垣 SW020101 と同様に、石垣は崩れた状態で確認した。ただし、崩落した裏込石と考えられる拳大の石を除去していくと、3つの築石が出土した(図33)。また、検出した築石の東側は、石を抜き取ったような窪みがあった。検出した3つの築石は面がやや揃っていないが、築石の下に根石とみられるやや大きめの石が確認できることから、この3つの築石はほぼ原位置をとどめているものと推定され、検出した築石が石垣の基底部であると言える。根石は岩盤の上面に直接置かれた状態であった。築石の大きさは80cm～100cm。築石の石材はすべて花崗岩であった。なお、遺構の方位はN-30°-Eとなる。

また、検出した裏込石は、その堆積状況から考えて、上層部分は破城によって崩落したものと考えられるが、築石より奥側に入る部分については原位置をとどめているものと推測される。なお、裏込石の検出範囲は、斜面裾部からおよそ1.5mの高さまででそれよりも上方では石を確認することはできなかった。この検出状況から考えて、石垣 SW020102 は、虎口b-4のある帯曲輪面から高さ2mほどの低い腰巻石垣であった可能性が高い。

切岸 SW020103 石垣 SW020102 の上方、曲輪 SX020104 までの斜面。石垣 SW020102 の検出状況からこの範囲には石垣が構築されなかったと考えられる。一部、造成のために土を張り付けた部分(図31 ⑧層)もあるが、基本的には地山層の明黄灰色粘質土(図31 ⑩層)および黄灰色岩盤層(図31 ⑪層)を削り出して造成した斜面とみられる。斜面の角度は30～35度。高低差は約5m。

曲輪 SX020104 石垣 SW020101 と切岸 SW020103 の間にある曲輪1-2に相当する平坦面である。大手道の一部を形成する虎口b-2に隣接しているため、大手道を防御する櫓台としての役割を担ったと考えられる。

平坦面の規模は、現況地形において平坦面先端部で幅約15m、斜面裾部で幅約18m、奥行約6mを測る。石垣 SW020101 の検出状況から崩落した石が曲輪 SX020104 の上面に堆積していることが判明しており、本来の曲輪は斜面のさらに奥まで続くとみられる。石垣 SW020101 の崩落石が大量に堆積しているため、断面観察においても曲輪 SX020104 の奥行は確定できない。

曲輪の先端部は、切岸 SW020103 の上に盛土をしている状況が確認でき、平坦面を延ばすように造成したと考えられる。なお、曲輪面において構造物などの遺構を確認することはできなかった。曲輪の造成土がごく薄く、すぐに地山の岩盤が露出する状況であることから、後世の削平や土砂の流出によって遺構が確認できないものと考えられる。

(6) C-2 トレンチ(曲輪1-1 南側斜面および曲輪1-4 図版24・25)

基本層序(図34)

上から①褐色土(表土、腐葉土)、②暗灰褐色土、③淡灰褐色粘質土、④暗灰色粘質土、⑤

黄灰褐色粘質土+黄灰色礫、⑥淡青灰色+黄灰色礫層、⑦石堆積層、⑧淡青灰色+黄灰色岩盤層となっている。

斜面裾の一部では①層の直下で⑦層が現れるが、それ以外の部分では③層が分厚く堆積している状況が確認できる。③・④・⑤層には岩盤由来の礫が混じり、⑥層は⑧層の岩盤が崩れて堆積した土層である。そのため、③～⑥層は後世の土砂崩れなどによる2次堆積層であると考えられる。③層に倒木が含まれていることも証左となる。

⑦層は大量の石を含む堆積層（石堆積 SX031103）である。石垣の築石とみられる大型の石や裏込石と考えられる栗石が混在した状況で堆積している。破城によって崩された石が堆積したものと考えられる。⑦層が分厚く堆積しているため、下層の状況を確認できないが、⑦層の斜面の奥側では垂直近くに切り立った⑧層の状況（切岸 SW031101）が認められる。

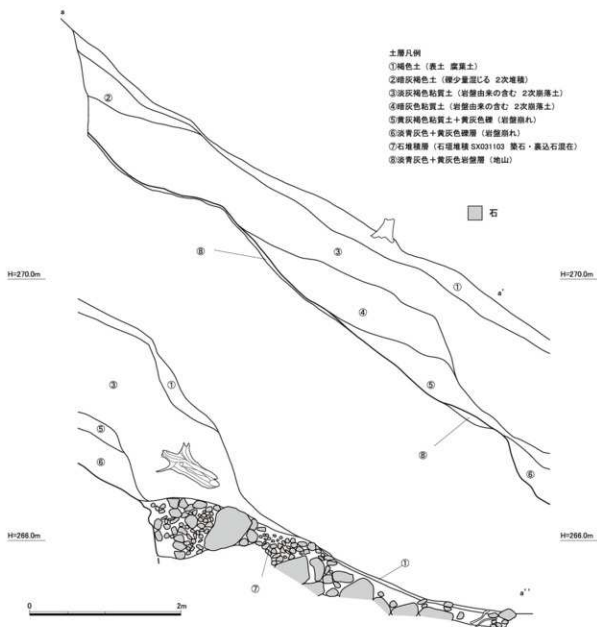


図 34 C-2トレンチ土層断面図 1 : 50

検出遺構 (図 35)

切岸 SW031101 調査区の北側、斜面の奥側にあたる箇所検出したほぼ垂直に削り出された岩盤。高さは約 2 m。切岸 SW031101 の前面には大量の石が堆積した石堆積 SX031103 がある。後述するが、石堆積 SX031103 の石はすべて原位置をとどめておらず、当該箇所に石垣の痕跡を確認することはできない。切岸 SW031101 は、岩盤を削り出すことによって石垣と同様の効果を狙ったものと考えられる。推定大手道を挟んだ西側では C-1 トレンチで石垣 SW020102 を検出しているが、この石垣の推定の高さと、切岸 SW031101 の高さはほぼ一致する。したがって、曲輪 1-1 の南側斜面裾部は、低い石垣または岩盤の削り出しによって腰巻石垣状の壁面を形成していたと推測される。

切岸 SW031102 切岸 SW031101 の上方で検出した斜面。傾斜は約 30°。石堆積 SX031103 の上層に堆積した図 34 ③層が厚く、調査区内のすべての土を掘削することは安全面の観点からも困難であったため、部分的な断割り調査のみでの確認にとどまった。しかし、検出状況から考えて、切岸 SW031101 の上方は斜面として形成されていたと推定される。この状況は、C



図 35 C-2トレンチ平面図 1 : 50

- 1 トレンチの切岸 SW020103 と同様であり、曲輪 1-1 の南側斜面下段部は、高さ 2m 程度の壁面と 30 度程度の斜面の組み合わせで形成されていたと想定できる。

石堆積 SX031103 斜面裾部で検出した大量の石の堆積。上層には後世の斜面崩落土と考えられる分厚い 2 次堆積層 (図 34 ③層) が覆いかぶさっていた。石堆積 SX031103 は石の堆積状況からみて、大きく上層と下層に区分できる。上層は拳大の栗石を中心とした堆積で、下層は大型の石を主体としている。下層の大型の石の大きさは 80~100cm 程度のものが大半であるが、100cm を超えるものもみられる。ただし、原位置をとどめた石はなく、大型の石の下に栗石が入り込んでいる状況も確認できる。これらの石は、破城によって石垣が崩され、その結果、転落して堆積したものと推定される。なお、石堆積 SX031103 から軒平瓦 100A と鬼瓦 C 類が出土した (詳細は第 5 節を参照)。

(7) C-3 トレンチ (曲輪 1-1 南側斜面および帯曲輪 1-3 図版 25~29)

基本層序 (図 36)

上から①暗褐色土 (表土、腐葉土)、②褐色砂質土 (木の根による攪乱)、③淡灰褐色粘質土 (後世の積層)、④灰褐色粘質土 (2 次堆積)、⑤淡黄灰褐色粘質土、⑥礫混じり淡黄灰褐色粘質土、⑦黄灰褐色粘質土、⑧崩落石垣堆積層、⑨暗黄灰褐色粘質土、⑩礫堆積層 (栗石集積 SX040301)、⑪黄灰色粘質土 + 黄灰色岩盤層、⑫灰色粘土 + 暗青灰色岩盤層である。

⑤~⑨層は破城に伴う堆積層であり、⑧層は曲輪 1-1 の石垣が崩れた石の堆積である。帯

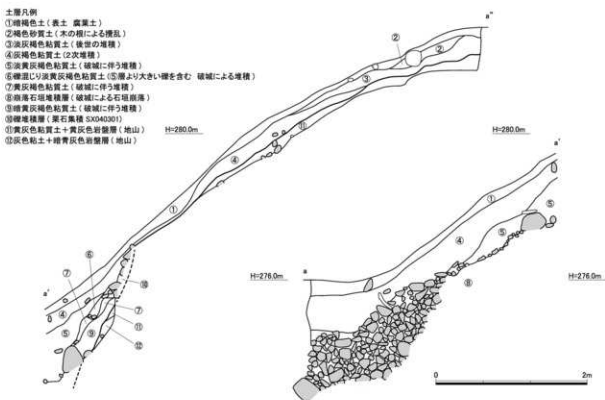


図 36 C-3 トレンチ土層断面図 1:50

曲輪 1-3 の上に厚く堆積している。また、⑪・⑫層は地山であり、⑩層の礫は地山面の直上に堆積しているため、曲輪 1-1 の南面石垣の裏込が残存していると考えられる。

検出遺構 (図 37)

石堆積 SX031201 帯曲輪 SX031202 上面で確認した大量の石の堆積。C-2 トレンチと同様に、上層に後世の 2 次堆積層がある。また、C-2 トレンチの石堆積 SX031103 と同じように上層と下層に大別でき、上層が栗石を主体、下層が大型の石となる。これらの石は、石垣の築石や裏込石とみられるが、原位置をとどめるものは確認できない。築石とみられる大型の石の下や間にもかなりの数の栗石が入り込み、石垣が崩されて堆積したと考えられる。なお、石堆積 SX031201 の中に一石五輪塔の一部とみられるものを確認した (写真 19)。裏込石に転用されたものと考えられる。



写真 19 裏込石に転用された一石五輪塔

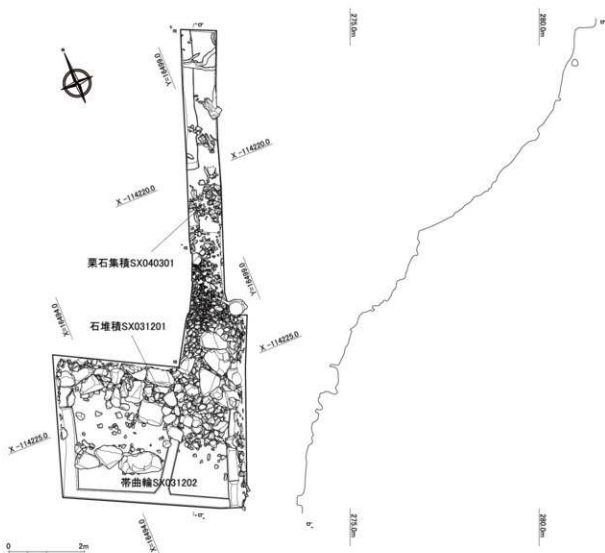


図37 C-3トレンチ平面図・断面図 1:100

帯曲輪 SX031202 石堆積 SX031201 の下層に帯曲輪面を確認した。石堆積 SX031201 の大量の石が堆積しているため、曲輪 1-1 の立ち上がりを確認することはできなかった。それに伴い、帯曲輪 SX031202 の幅も確定できなかった。ただし、石堆積 SX031201 の検出状況から帯曲輪 SX031202 の幅は 5 m 以上であることが推測される。

栗石集積 SX040301 C-3 トレンチの中央付近で検出した石の集積。20cm 前後の大きさの石が集中している。地山面に張り付くように出土しており、傾斜は約 70 度であった。断面を確認すると、栗石集積 SX040301 の下方で確認できる地山面（図 36 ⑪・⑫層）の角度も約 70 度であることから、曲輪 1-1 の南面石垣の裏込が残存しているものと考えられる。

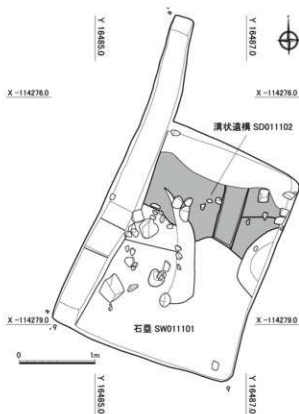


図 38 D-1 トレンチ平面図 1:50

(8) D-1 トレンチ (虎口 b-3 図版 30)

基本層序 (図 39)

厚さ 15 ~ 20cm ほどの①暗褐色粘質土（表土）および木の根の攪乱を受けた②暗黄褐色粘質土を除去すると、黄灰色を基本とした粘質土が露出した。断面観察の結果、この粘質土は 6 層（③～⑧層）に分けられ、土塁として積み上げられたものであることがわかった。虎口 b-3 を造成する際に、外側にあたる南側には土を積み上げ土塁を形成したのである。

検出遺構 (図 38)

石壁 SW011101 D-1 トレンチを設定した箇所は、地表面には石が見られず、現状は土塁として認識できる。調査区内でも築石のような大きな石は確認できなかった。しかし、土塁の虎口内側にあたる裾部で溝状遺構 SD011102 を検出した。溝状遺構 SD011102 は断面観察においても確認でき、土塁の積み土を切っている。検出状況から考えて、土塁の前面にあった石積

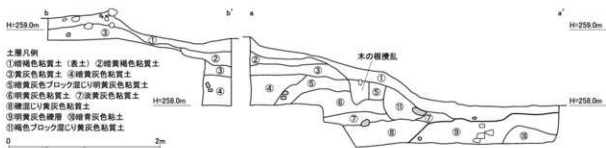


図 39 D-1 トレンチ土層断面図 1:50



図40 D-1・2・3トレンチ E-1・2トレンチ配置図 1:1,000

みの石を抜き取った痕跡と推定される。

調査区内では栗石の出土も少なく、この土塁は裏込を伴わない石塁であった可能性が高い。石塁の外側の面は調査を行っていないが、E-1トレンチで崩落した石を検出しており、これらの石が石塁の外側に使われていた可能性も考慮しておく必要がある。

(9) D-2トレンチ (虎口b-3 図版32)

基本層序 (図41)

厚さ10～15cmの①暗褐色粘質土を除去すると、②礫混じり黄灰褐色粘質土が現れる。②層は木の根による攪乱を多く受け、非常に軟質な土層であった。この②層を取り除くと、③黄灰褐色粘質土となる。③層には多くの栗石が含まれ、これらの栗石の間から石垣の築石とみられる大きな石が確認できた。断面観察の結果、栗石を含む③層は築石とみられる大きな石を覆

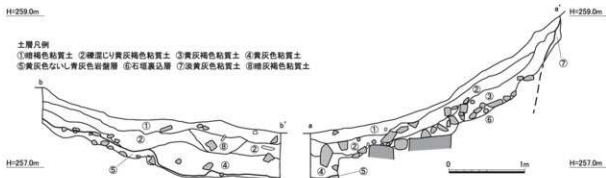


図41 D-2トレンチ土層断面図 1:50

ていた。そのため、③層は破城によって石垣を崩した時の崩落土であり、含まれている多くの栗石は転落した裏込石であると判断した。したがって、転落した裏込石が多く出土した状態は破城の状況を示していると言えるが、そのままの状態では石垣の位置が確定できないことから、築石の上を覆っている崩落石については除去し、石垣の前面に崩落した石についてはそのままの状態を残すこととして調査を進めた。

石垣 SW011201 の築石と床面の敷石 SX011202 は、ともに④黄灰色粘質土に据えられている。調査区の南端で土層を確認するためにサブトレンチを設定した結果、④層の下層では⑤黄灰色ないし青灰色岩盤層であり、④層は虎口b-3の造成土であることがわかった。なお、④層から半截菊花文を中心飾りにもつ軒平瓦102Bが出土した。

石垣 SW010201 の後方には多くの裏込石が確認できた。調査区北東側の壁面では裏込石が出土せず、良く締まった⑦淡黄灰色粘質土が確認できるだけである。⑦層は石垣を築く際に斜面を削った切岸面であると考えられ、築石から⑦層までの間が⑥裏込層である。裏込の幅が約1m。

検出遺構 (図 42)

石垣 SW011201 調査区中央付近にて石垣の築石と考えられる石を3石確認した。調査区の南東部については破城の状況を極力残すようにしたため、築石は確認していない。おそらく、検出した崩落石の下に存在すると思われる。

検出した築石は幅50cm前後。高さは石の下部を確認していないのではっきりしないが、おそらく50cm程度であると推測される。検出した築石は石垣の1段目を構成する石である。2段目より上は残っていない(図43)。

なお、調査区の中央部で裏込石の上に幅1m、高さ70cmの大型の石を崩落した状態で検出した。この石は、本来、石垣の築石だったものと考えられ、石垣を崩した際に前面に転落せず、後方に落ちてしまったものであると推測される。検出したほかの築石よりも一回り大きい石であり、虎口b-3の石垣の中で鏡石の役割を担っていた石ではないかと考えられる。

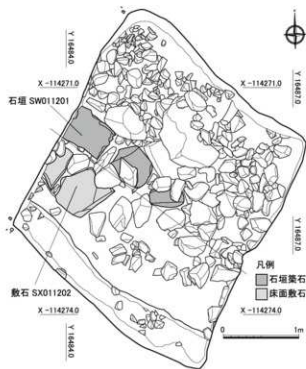


図42 D-2トレンチ平面図 1:50

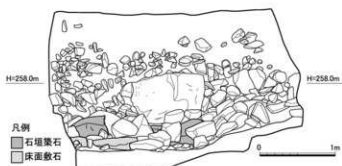


図43 石垣SW011201 立面図 1:50

敷石 SX011202 石垣 SW011201 の前面に上面を平らな状態にした石が2石並んでいた。上面の高さは同じレベルであり、石垣の前面に据えられている状況から、虎口b-3の床面に敷かれた石であると考えられる。

(10) D-3トレンチ (虎口b-3 図版32・33)

基本層序 (図44)

①暗褐色粘質土の厚さは10cm以下と薄く、腐食土に小礫が多く混じる状態であった。①層を除去すると、拳大の礫が大量に出土した。この礫を含む②黄灰褐色粘質土の一部を掘削すると、石垣の築石と思われる大型の石を確認した。②層は下層の大型の石を覆うように堆積しており、石垣の構築に伴うものではなく、石垣を崩した際の崩落土である。②層に大量に含まれる栗石は石垣の裏込石が転落したものであり、破城によって石垣が壊されたことを示していると考えられる。②層の厚さは15～40cmで虎口b-3の内側に向かうほど薄くなる。

今回の調査では破城の痕跡を示す石垣が崩れた状態に意味があると考えた。そのため、転落石については築石を覆う部分のみを除去して石垣の位置を把握できる状況まで掘削し、石垣の前面に崩落した石についてはそのままの状態を残した。

一部、土層断面を観察するためにサブトレンチを設定した。その結果、④黄灰色ないし青灰色岩盤層の上に③黄灰色粘質土が堆積している状況がわかった。石垣や床面の敷石は③層に据えられた状態であり、③層は虎口b-3の造成土であると判断できる。



図44 D-3トレンチ土層断面図 1:50

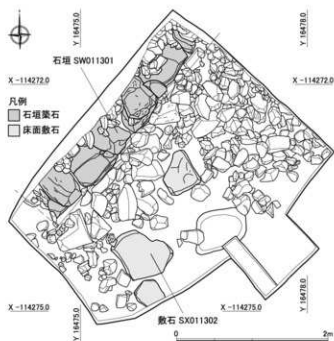


図45 D-3トレンチ平面図 1:50



図46 石垣SW011301立面図 1:50

検出遺構 (図 45)

石垣 SW011301 石垣は調査区内の北西側で築石を6石確認した。調査区南西端部には築石が確認できなかったが、石垣のすぐ前面で2方向に面をもつ石を崩落した状態で検出したことから、当該付近が石垣の隅角部にあたる可能性がある。

検出した築石は幅40～80cmほどであった。高さについては、石垣前面の崩落石を除去していないために正確な数値はわからないが、概ね50cm前後と推定される。築石を確認できなかったトレンチ南西端の状況からみて、検出した築石は石垣の1段目であると考えられる。なお、石垣に向かって右から2石目の位置のみ2段目の築石がかろうじて原位置をとどめていた。この2段目の石の状況から考えて、虎口b-3の石垣はほぼ垂直に立ち上がっていたと推測される。

敷石 SX011302 調査区の中央付近と南半部で上面を平らにした状態で据えられている石を3石確認した。当初は門の礎石である可能性を考えたが、石垣面に対して平行に並ばない点、石と石の距離がバラバラである点、中央部の石と南半部の石の上面レベルが水平ではなく、20～30cm程度の高低差がある点などから、虎口b-3の床面に敷かれていた敷石である可能性が高い。敷石はD-2トレンチでも検出されているが、敷石上面の高さはD-2トレンチの敷石とD-3トレンチ中央部にある敷石で約50cmの高低差がある。このことから考えると、虎口b-3の床面は傾斜していたと推測できるが、床面に石を敷いている状況からみて、当時は階段状になっていたのだろう。現在、虎口b-3のほぼ中央には散策道が通っているが、D-3トレンチの遺構検出面よりも散策道のほうが低い。おそらく後世の地形改変によって、虎口内の床面は一部破壊されてしまったと考えられる。

(11) E-1トレンチ (曲輪6-1 図版34)

基本層序 (図 47)

厚さ20～25cm程度の①暗褐色粘質土を除去すると、細かい小礫を多く含む②暗灰褐色粘質土が露出した。②層の厚さは、斜面裾部では30～35cmほどであるが、曲輪の平坦面では10cm前後と薄くなる。②層は木の根の攪乱を受け、ビニールなど混入しており、自然崩落によって堆積した土層であると考えられる。

②層を除去すると、③黄灰色粘質土が見れる。③層は瓦や拳大以下の礫を含んでいた。

③層を除去すると、トレンチ北西面にあたる奥側の壁面には地山である⑤淡黄灰色粘質土が露出した。当初、曲輪奥の斜面に石垣の存在を想定したが、調査区内で石

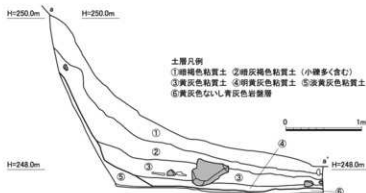


図 47 E-1トレンチ土層断面図 1:50

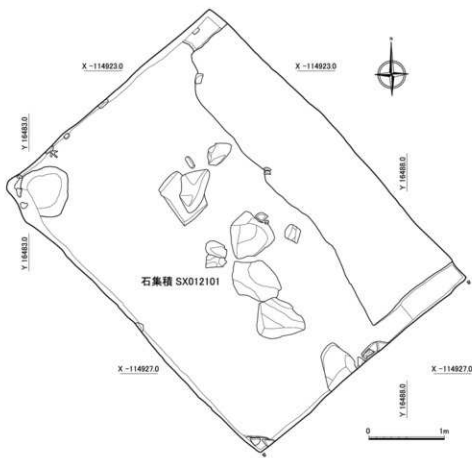


図 48 E-1トレンチ平面図 1 : 50

垣を確認することはできなかった。したがって、調査区北西面で検出した⑤層については、切岸面であると考えるのが妥当である。調査区内で検出した大型の石については、上方から崩落したものと考えられ、切岸裾部から少し離れた位置でまとまっている。

なお、④層の曲輪床面は厚さ5～10cm程度で、その下層には青灰色の岩盤層が確認できる。曲輪を造成する際に斜面を削って平坦面を造り出したと推測される。

検出遺構 (図 48)

石集積 SX012201 調査区中央部で大きさ50～60cmほどの石を6石検出した。列をなしているようにも見えるため、調査の途中段階までは原位置をとどめていると考えたが、調査を進めると、これらの石はすべて③層に内包され、曲輪床面と考えられる下層の④明黄灰色粘質土上面から浮いた状態であった。③層は、城の時期とみられる瓦が出土することと、原位置をとどめない石が存在することから破城に伴う崩落土であると推定される。

(12) E-2トレンチ (曲輪6-1斜面および曲輪6-2 図版35・36)

基本層序 (図 49)

①暗褐色粘質土および木の根などの攪乱を受けた②淡黄灰褐色粘質土を除去すると、拳大程度の石が斜面の裾部を中心に密集して出土した。一部に断ち割りを行ったところ、下層より石

垣の築石が出土した。断面を観察すると、拳大程度の石を多く含む③礫混じり淡黄灰色粘質土が築石を覆っていることが確認できたため、③層は破城に伴う土層と考えられ、拳大程度の石が密集する状況は破城によって石垣の栗石が転落した状況を示すと推定される。

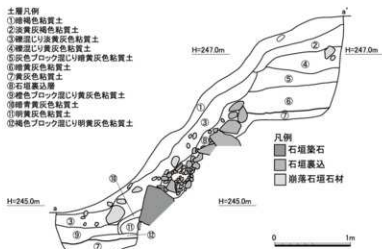


図 49 E-2トレンチ土層断面図 1 : 50

曲輪 6-1 側では②層の下に④明黄灰色粘質土、⑤灰色ブロック混じり暗黄灰色粘質土、⑥暗黄灰色粘質土が堆積しており、その下層に⑦黄灰色粘質土（地山）が確認できる。堆積状況から④～⑥層は曲輪 6-1 の造成土と考えられる。

一方、曲輪 6-2 の平坦面にて断面観察を行ったところ、③層の下層には曲輪 6-2 の造成土である⑨橙色ブロック混じり黄灰色粘質土を確認した。⑨層と石垣 SW012201 の関係を断面調査で確認すると、石垣 SW012201 の基底石を⑩青灰色粘質土、⑪明緑灰色粘質土、⑫褐色ブロック混じり明緑灰色粘質土で固定した後に⑨層で整地している状況が認められた。

検出遺構 (図 50)

石垣 SW012201 転落した栗石を含む③層を丁寧に除去していくと、曲輪 6-2 から立ち上がり、曲輪 6-1 の南西斜面を固める石垣が出土した。残存している築石は 1 段目のみで 5 石を確認した。築石は幅 50～60cm ほどである。高さも 50cm ほどであるが、15cm ほどが曲輪面より下に埋まった状態であり、築石は曲輪面から 35～40cm ほど露出する。なお、石垣に向かって一番右側の築石は縦長に据えられていた (図 51)。

築石の背後には拳大の表込石が数多く詰められていた。表込の幅はおおよそ 1m。表込の一番奥、地山面にもっとも



図 50 E-2トレンチ平面図 1 : 50

近い位置には他の裏込石より大きい人頭大の石が置かれていた。おそらく背面の土留め効果を狙ったものと推測される。裏込石は曲輪面から1.25 mの高さまで残存していた。

一部、築石の下部を確認するための調査を行ったところ、1段目の築石の下部には一回り小さな根石を置いて、築石の上面を揃えて横目地が通るように調整していた。

断面観察の成果をもとに石垣の構築と曲輪面の造成過程が次のように復元できる。

- ① 斜面をカットして切岸面を造成する。
- ② 切岸面から約1 m手前に1段目の築石を配置する。その際、築石の下には根石を入れ、築石の上面が揃うように調整する。
- ③ 据え付けた石を固定するように築石の前面に粘土を貼り付ける（図49⑩～⑫層）。貼り付ける高さは、築石の下端から約1/3程度。
- ④ 築石の背面に裏込石を詰める。この時、切岸面に接する部分には大きめの石を配置して土留めとする。
- ⑤ 築石の前面に貼り付けた粘土の高さに合わせて造成（図49⑨層）し、曲輪6-2を形成する。
- ⑥ 2段目より上の石を順番に積み上げる。

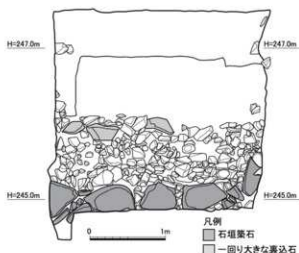


図51 石垣 SW012201 立面図 1:50

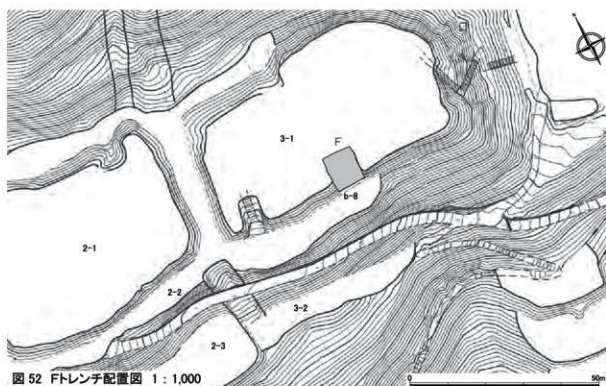


図52 Fトレンチ配置図 1:1,000

(13) Fトレンチ (虎口b-8 図版 37～40)

基本層序 (図 53)

上から①褐色土 (表土、腐葉土)、②礫混じり黄灰褐色粘質土 (廃城後の堆積層)、③黄灰色粘質土 (虎口造成土)、④黄灰色+淡青灰色岩盤層 (地山) となる。

調査区の北端部では③層がなく、②層の直下で地山の④層が確認できる。曲輪3-1側の高い部分を削って虎口を造成したためと考えられる。また、④層は調査区北端から約2.5mの位置で③層の下へ潜り込む様子が確認できる。元々、斜面だった地形に盛土して虎口内部の平坦面を作り出したと推定される。

検出遺構 (図 53)

石階段 SX030401 調査区北部で検出した石階段。岩盤を削り出した斜面上に上面の平らな石を並べて形成したものと考えられる。最上段と最下段の石が階段の中央部でわずかに残るのみであるが、虎口内の地形から階段の幅は6m程度であったと推定される。なお、階段の石の幅は40～60cm、奥行きは30cm前後である。

石階段 SX030402 調査区南部で検出した石階段。5段分の階段の石を確認した。階段中央部は後世に破壊されていたが、両端部の階段の石が残る。階段の幅は約6m。階段の石の幅

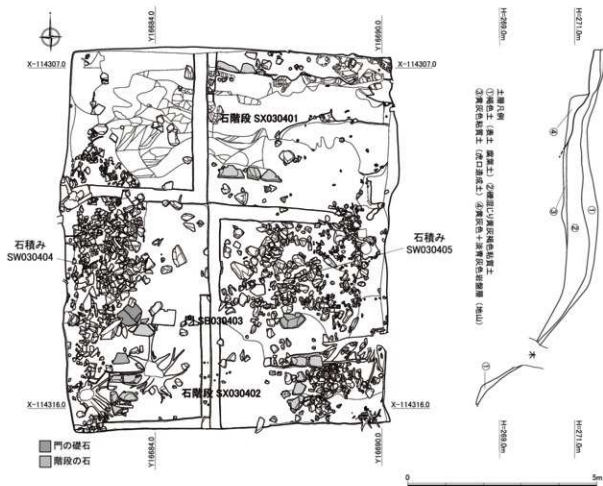


図 53 Fトレンチ平面図・土層断面図 1:100

は30～60cm程度とばらつきがあるが、全体的に方形の石を使用している。最上段に転用石とみられる長方形の石が使われている。1段あたりの階段の奥行きは20～30cm。上方の石階段SX030401と比較すると、階段の傾斜が急である。

門 SB030403 石階段 SX030401・030402の間は平坦面となっている。平坦面の南端部、石階段 SX030402に近い箇所で礎石を2つ検出した。礎石の心々間距離は約4.5m(2間半)を測り、門の開口になると考えられる。また、Fトレンチでは瓦がわずかし出土しなかったため、門は瓦葺きではなかったと推定される。

門 SB030403 が位置する虎口内の平坦面には多くの転落石が散乱する。一部に原位置をとどめる可能性のある面を揃えた石が3つ並んでおり、虎口内平坦部の左右両壁面には石積み SW030404・030405があったと考えられる。また、これらの転落石が門 SB030403 の礎石を覆うように堆積していた。

石積み SW030404 虎口の西側壁面に積まれたと考えられる石積み。面を揃えて並ぶ3石が確認でき、これらは原位置をとどめると推定される。石の大きさは約30cm。それ以外の石は崩れて転落した状態で検出した。裏込を伴わない土留めのための石積みとみられる。石積み SW030404 の転落石堆積層から朝鮮王朝軟質白磁(図73-198・図版71詳細は第5節を参照)が出土している。

石積み SW030405 虎口の東側壁面にあったと推定される石積み。石積み SW030404 とともに虎口内の壁面を形成していたものと考えられる。ただし、検出した石はすべて転落した状態であった。

(14) G-1 トレンチ (曲輪7-1 図版41)

基本層序 (図55)

①礫混じり褐色粘質土は厚さ5～20cmで、南側ほど厚い。調査区の北半分では①層の下に②礫混じり黄褐色粘質土を確認した。また、斜面の裾部から南西側には③黄灰褐色粘質土が堆積していた。これら②層と③層は斜面が崩れて堆積した土層であると考えられる。

斜面部分の①層および②層を除去すると、⑤淡黄灰色ないし淡青灰色の岩盤層が露出した。この⑤層は調査区の北西端から中央部にかけて確認できた。一方、調査区中央部より南東側については、⑤層が確認できず、④礫混じり淡黄灰色粘質土が現れる。調査区南端で土層確認調査を行ったが、④層からは遺物の出土がなく、60cm～70cm下層で岩盤と思われる礫層に達した。したがって、④・⑤層は地山であると考えられる。

一方、斜面裾部から曲輪平坦面にかけては⑥暗青灰色ブロック混じり明黄灰色粘質土を確認した。⑥層の厚さは5cm程度。⑥層の下層には地山の⑤層が確認できる。

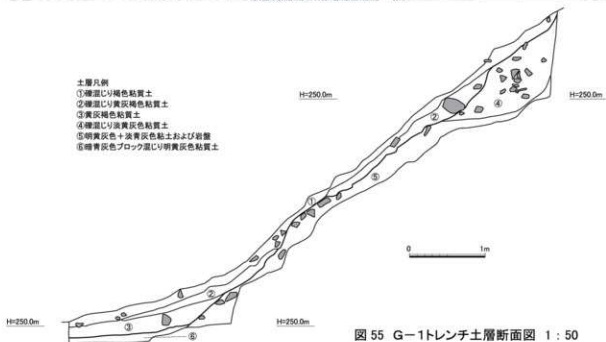
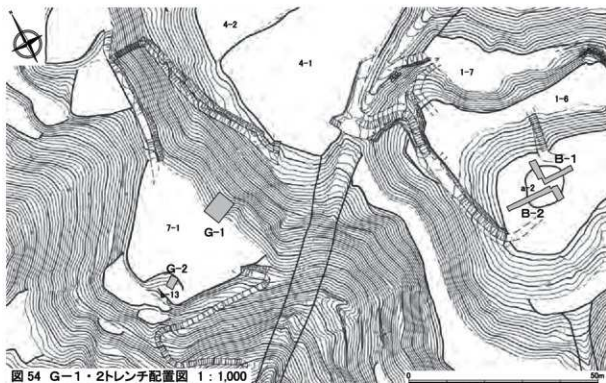
検出遺構 (図56)

切岸 SW013101 当初は石垣の存在を想定したが、石垣を検出することはできず、岩盤層および地山層が露出した。そのため、曲輪7-1から立ち上がる曲輪4-1の斜面は切岸による

造成であったことが判明した。断面観察によって確認できる切岸の角度はおよそ30度である。

礎石 SS013102 調査区西部の斜面裾では、⑥層の上面で60cm×60cmほどの礎石と考えられる石を検出した。この石は上面を平らな状態にして据えられていた。据付掘形は確認できなかった。おそらく、曲輪造成時に石を据え、その後、⑥層を曲輪7-1の床面として整地したと推定される。

礎石は1つしか検出できなかった。組み合わせ礎石を確認するために、南西側と南東側に一部拡張したが、いずれも礎石を確認することはできず、本調査区で検出した礎石の性格を明らかにすることはできなかった。



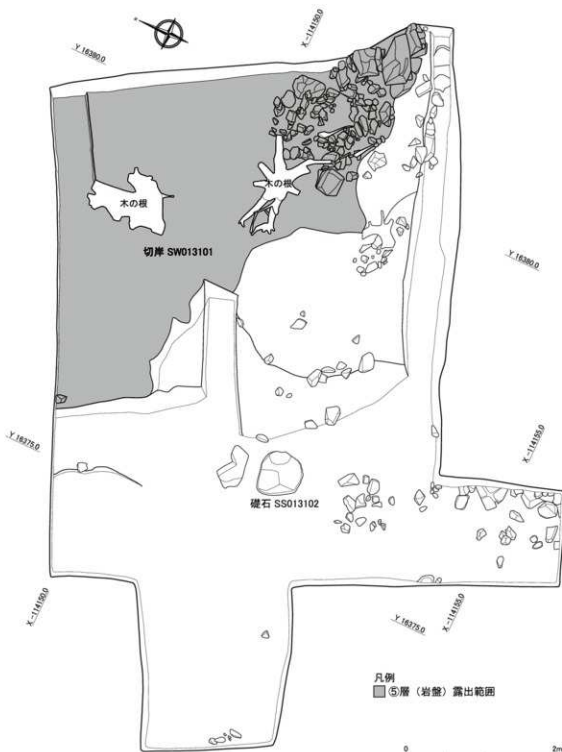


図 56 G-1トレンチ平面図 1 : 50

(15) G-2トレンチ (虎口b-13 図版42)

基本層序および検出遺構 (図57・58)

厚さ10cm前後の①暗褐色粘質土と後世の堆積土である②黄灰褐色粘質土を除去すると、③礫混じり黄灰色粘質土が現れる。③層は、地山である⑤層を由来とする礫を多く含む堆積層である。

③層の一部を断ち割ると、④黄灰色粘質土が確認できる。この④層は、虎口b-13の床面にあたる平坦部でも⑤層の上面に薄く堆積している様子が確認できるため、④層は虎口b-13の床面を形成すると考えられる。

④層の下層および斜面部分の③層の直下で、⑤灰色ないし黄灰色岩盤層を確認した。この⑤層はG-1トレンチの⑤層と酷似する。したがって、⑤層の上面が虎口b-13の奥側の切岸面(切岸SW013201)と推定される。

なお、④層の上には③層が堆積しており、虎口平坦部にも崩落土が堆積していた。遺物の出土が非常に少なく、時期を特定するのが困難であるが、③層の堆積状況から考えて、③層は破城によって虎口部分を破壊した痕跡であると推定される。



図57 G-2トレンチ土層断面図 1:50

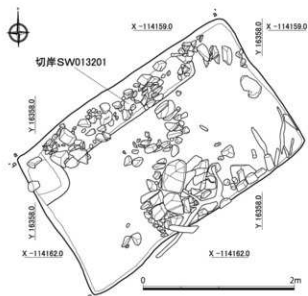


図58 G-2トレンチ平面図 1:50

第5節 遺物

1. 瓦類

(1) 軒瓦

A 軒丸瓦

多くの軒丸瓦が出土した。型式番号は範種ごとに設定。型式分類の基準は表9のとおり。なお、調査区ごとの型式別出土点数は表10のとおり。

表9 軒丸瓦型式分類一覧

系統	内区文様	範種	形式番号
1	0 1	左巻三巴	A 101 A
			B 101 B
	0 2	右巻三巴	A 102 A
			B 102 B
		C 102 C	
2	織田系 0 1	左巻三巴	A 201 A
3	豊臣系 0 1	左巻三巴	A 301 A
			B 301 B
4	その他 0 0	不明	A 400 A
			B 400 B
			C 400 C
			D 400 D

(a) 寺院系の軒丸瓦 (図59 図版43)

周辺の寺院から転用したとみられる軒瓦の一群。巴文と珠文の間に圏線をもつものが4種類、圏線をもたないものが1種類である。

101A (寺院系左巻三巴文A 図59-1・2) 2点出土。巴の頭部が小さく、先端が尖る左巻三巴文である。尾端が短く、巴文の巻が強いのが特徴で、尾部の長さは瓦当の約1/2周となる。巴文と珠文の間に圏線がめぐり、巴文の尾部が圏線に繋がる。珠文が小さく、推定で24個を数える。外縁は直立素文線で、外縁上面の外側1/4程度のみへラケズリ調整を施す。瓦当側面と瓦当裏面はヨコナデ調整で、瓦当裏面の下半周縁部は周縁に沿うナデを施す。瓦当面に離れ砂の痕跡が認められる。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈して硬質に焼き上げられ、胎土には砂粒を少量含む。

101B (寺院系左巻三巴文B 図59-5) 3点出土。巴の頭部がやや小さい左巻三巴文である。甲賀市水口歴史民俗資料館に保管されている採集資料に同范品があり、それによれば、尾部が長く、瓦当の約3/4周となる(図5-3)。外区には小さい珠文が密に配置され、推定で24個を数える。珠文帯の幅が狭く、珠文が巴文と接するのが特徴である。巴文と珠文の間に圏線はめぐらない。同范品が矢川寺遺跡(甲南町森尻)で出土している。

表10 調査区別出土軒丸瓦点数表

型式番号	A-1ト	A-2ト	B-1ト	B-2ト	C-1ト	C-2ト	C-3ト	D-1ト	D-2ト	D-3ト	合計
101 A				1					1		2
B	1		1								3
102 A				2	1						3
B							1				2
C	1		1								2
201 A	31				9		1				41
301 A	73	2	5	8	11	3	8	1		1	112
B	1										1
400 A				1							1
B				1							1
C				1							1
D						1					1
合計	107	2	7	15	21	4	10	1	1	1	169

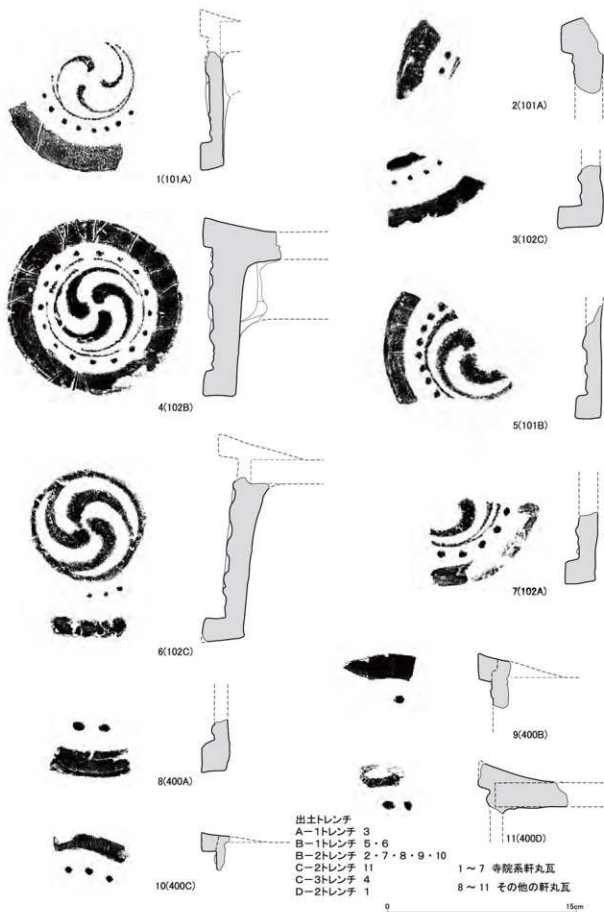


図 59 寺院系軒丸瓦およびその他の軒丸瓦 1 : 3

外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリで調整し、外縁内側端部を面取りする。瓦当側面はヘラケズリ調整、瓦当裏面はナデ調整であり、瓦当裏面の下半周縁部をヘラケズリで面取りしている。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈して硬質であり、胎土は砂粒を少量含む。

A-1トレンチ（槽台a-1）出土資料は断面観察用のサブトレンチ内で出土しており、石列SX030303を設置する際の造成土に含まれていた。

102A（寺院系右卷三巴文A 図59-7） 3点出土。内区は右卷三巴文である。巴文と珠文の間に圏線があり、巴文の尾部は圏線に繋がる。小さめの珠文を等間隔に配置し、珠文帯の幅が狭い。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整、外縁内側端部を面取りする。瓦当裏面はヨコナデ調整で、下半周縁部は周縁に沿ってナデ調整を施す。瓦当側面はヘラケズリ調整。焼成は、表面が暗青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には細かい石英・長石粒を含む。

102B（寺院系右卷三巴文B 図59-4） 1点出土。巴は頭部が小さい右卷三巴文。瓦当径が14.0cm。巴文と珠文の間に圏線がめぐり、圏線と巴文は繋がらない。巴文の巻き込みが強く、尾部の長さは瓦当の約1/2周である。細い圏線の外側には小さい珠文が16個配置される。范から外した後に文様面の一部にナデ調整を施しているため、圏線が欠損する部分がある。外縁は直立素文縁で、外縁上面を部分的にヘラケズリ調整し、外縁内側端部および外側端部を面取りする。外縁の外側端部付近に瓦当を1周する段があり、一部、突帯状となる箇所がある。

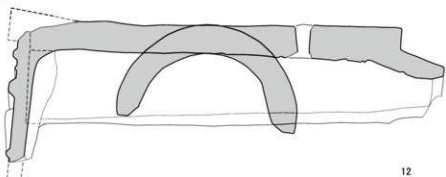
瓦当裏面の調整は、接合粘土の部分を円弧状にナデつけ、上半部には不定方向ナデ、下半部にはヨコナデを施す。瓦当側面の調整は、上半部を丸瓦部と連続するタテ方向のヘラケズリで調整、下半部をヨコナデするが、下半部の裏面側端部は面取りする。焼成は全体的に青灰色で硬質を呈し、胎土は細かい石英・長石粒を含む。

102C（寺院系右卷三巴文C 図59-3・6） 2点出土。巴の頭部はやや小さい右卷三巴文である。巴文と珠文の間に圏線がめぐる。巴文の尾部が短く、圏線に繋がる。尾部と圏線が太いのが特徴。珠文は非常に小さく、巴文や圏線より低い。外縁は高い直立素文縁で、上面をヘラケズリ調整する。瓦当裏面は上半部を不定方向ナデ、下半部をヨコナデで調整し、周縁部のみ周縁に沿うナデを施す。瓦当側面は、ヘラケズリ調整。焼成は、表面が淡青灰色、断面が灰白色を呈して硬質であり、胎土は砂粒を含み、5mm以下の小石を少量含む。

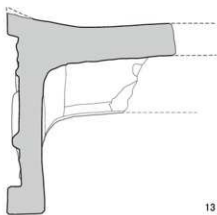
(b) 織田系の軒丸瓦（図60・61 図版44・45）

201A（織田系左卷三巴文A） A-1トレンチ（槽台a-1）を中心に合計41点出土。大溝城跡（滋賀県高島市）出土軒丸瓦と同范。巴の頭部が大きい左卷三巴文。瓦当径は17.0cm。巴文はそれぞれが独立し、尾部の長さは瓦当の約2/3周である。巴文と珠文の間に圏線がなく、珠文は12個を数える。外縁は直立素文縁である。

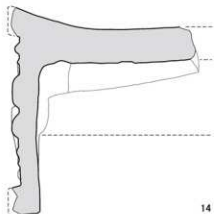
范から外した後、范キズや文様の歪みをナデ調整で修正するものや、巴文の頭部にヘラケズリ調整を施すものがある。外縁上面はヘラケズリ調整し、内外端部を面取りし、外縁の内側にもヘラケズリ調整を施す。瓦当裏面はヘラケズリによって平滑に仕上げ、下半周縁部は周縁に沿っ



12



13

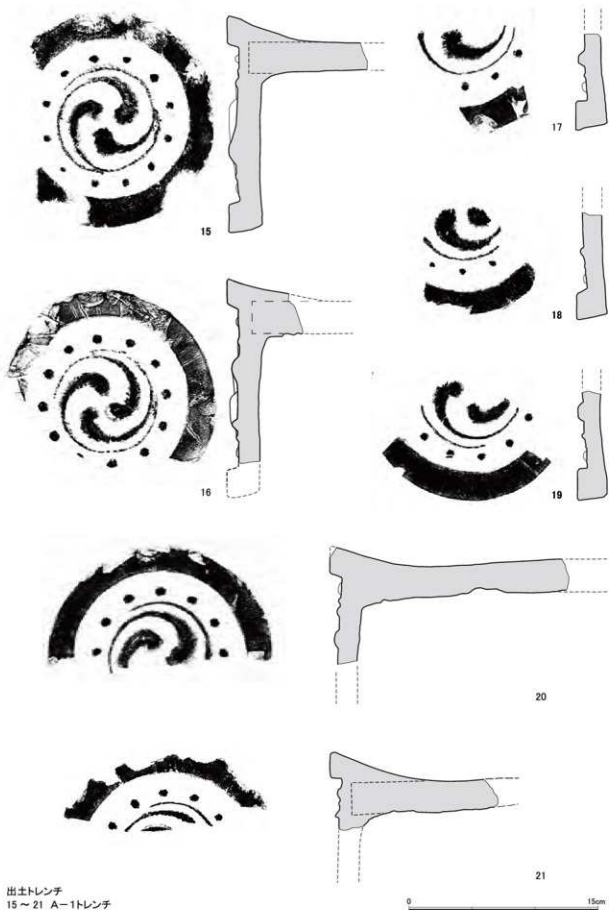


14

出土トレンチ
12・13・14 A-1トレンチ

0 15cm

図 60 軒丸瓦 201A(織田系左巻三巴文A)① 1 : 3



出土トレンチ
15～21 A-1トレンチ

図 61 軒丸瓦 201A(織田系左巻三巴文A)② 1 : 3

てヘラケズリ調整し、瓦当裏面の下半端部に面取りを行うものもある。全体的に調整が非常に丁寧である。調整の丁寧さは丸瓦部にも及んでおり、丸瓦凸面は幅の細い縦方向のヘラケズリによって平滑に調整されている。丸瓦はコビキA。

瓦当と丸瓦の接合にあたっては、丸瓦の端面や凹凸面にカキ目を入れているが、すべての面に入れるもの、端面だけのもの、凹凸面だけのものなど多様性がみられる。また、瓦当面側にカキ目を入れている例もある。

焼成は硬質であり、表面が暗灰色、断面が灰色を呈するものが多く、煙し系の焼き上がりとなる。胎土は非常に精緻で砂粒が少ない。瓦当部と丸瓦部の胎土に違いがみられ、瓦の部位によって粘土を使い分けている可能性が考えられる。

また、一部、瓦当面に褐色の付着物が確認できるものがあつた。201Aは大溝城と同范であり、大溝城の瓦は安土城の瓦との関連性が高いと言われている。そのため、付着物が漆の可能性、さらに201Aが金箔瓦である可能性を考え、蛍光X線分析、顕微鏡による付着物の断面構造分析、ガスクロマトグラフィー分析という科学的手法による分析を行った。分析の結果、金の成分は検出されず、付着物についての詳細は不明であつた。今回の調査だけでは結論を導き出すことができないため、資料が増加することに期待し、結論は今後の調査に委ねたい。

(c) 豊臣系の軒丸瓦 (図62～64 図版46～48)

301A (豊臣系左巻三巴文A) A-1トレンチ(槽台a-1)を中心に合計112点出土。頭部が大きい左巻三巴文である。瓦当径は17～18cm前後。巴文と珠文の間に圏線はない。3つの巴文うち、1つだけが隣の巴文に繋がる特徴がある。巴文の尾部の長さは瓦当の約1/2周。珠文は大きく、数は18個。珠文の配置にばらつきがあり、等間隔ではない。外縁は直立素文縁。外縁上面に調整を施すものが多いが、面取りはしない。また、外縁の内側も無調整である。瓦当裏面はナデ調整で平らにし、下半周縁部はヘラケズリ調整によって斜めに切り落とすものがある。瓦当側面もナデ調整。焼成は硬質であるが、灰色や暗灰色、灰白色を呈するものがあり、色調は一定ではない。胎土は粗く、砂粒を多く含む。

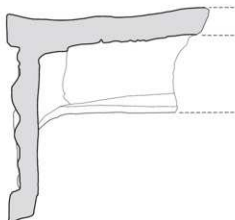
瓦当と丸瓦はカキ目を入れて接合するが、カキ目を入れる位置には多様性がある。接合する丸瓦はコビキB。

301B (豊臣系左巻三巴文B 図64-39) 1点出土。頭部が大きい左巻三巴文。甲賀市水口歴史民俗資料館に保管されている採集資料に同范品がある(図5-5)。巴の頭部上面が平坦になるのが特徴。巴文はすべて独立し、尾部が短い。尾部の長さは瓦当の約1/2周。巴文と珠文の間に圏線はなく、小さめの珠文が23個に配置される。巴文と珠文は接しない。外縁は直立素文縁で、上面は無調整。

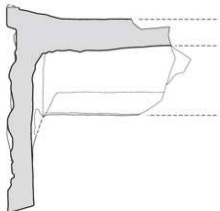
瓦当と丸瓦の接合は、丸瓦広端面に円弧状とタテ方向のカキ目、丸瓦凹面側に斜め方向のカキ目を入れて行う。接合粘土の量は内外ともに少なく、内側の接合粘土は円弧状にナデつける。瓦当裏面と側面の調整はヘラケズリ。焼成は、表面が暗灰色、断面が灰白色を呈して硬質で、胎土には石英・長石粒・砂粒を含む。



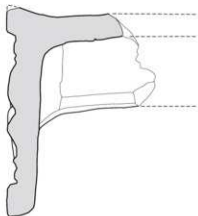
22



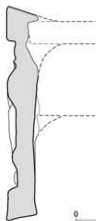
23



24



25



出土トレンチ
22 ~ 25 A-1トレンチ

0 15cm

図 62 軒丸瓦 301A(豊臣系左巻三巴文A)① 1 : 3

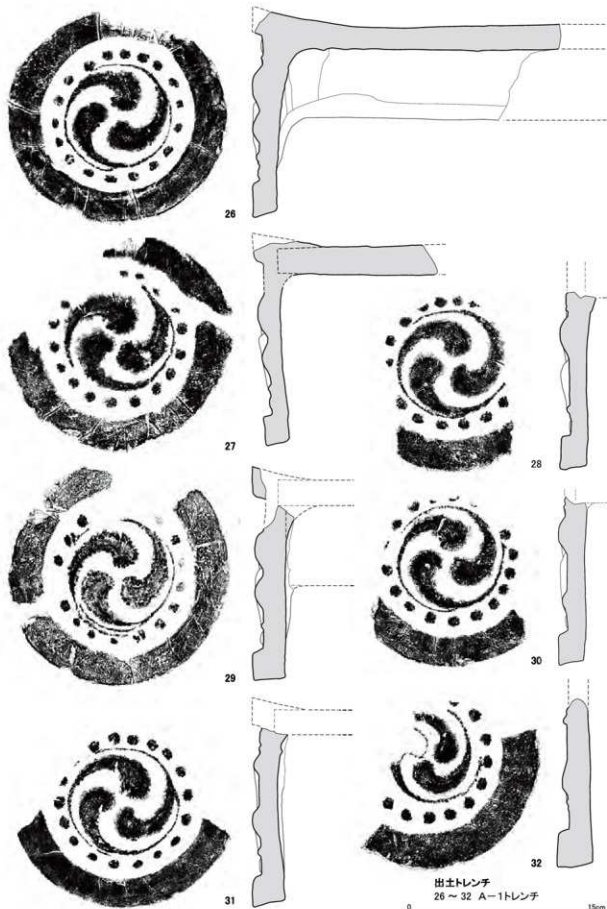


図 63 軒丸瓦 301A(豊臣系左巻三巴文)② 1 : 3

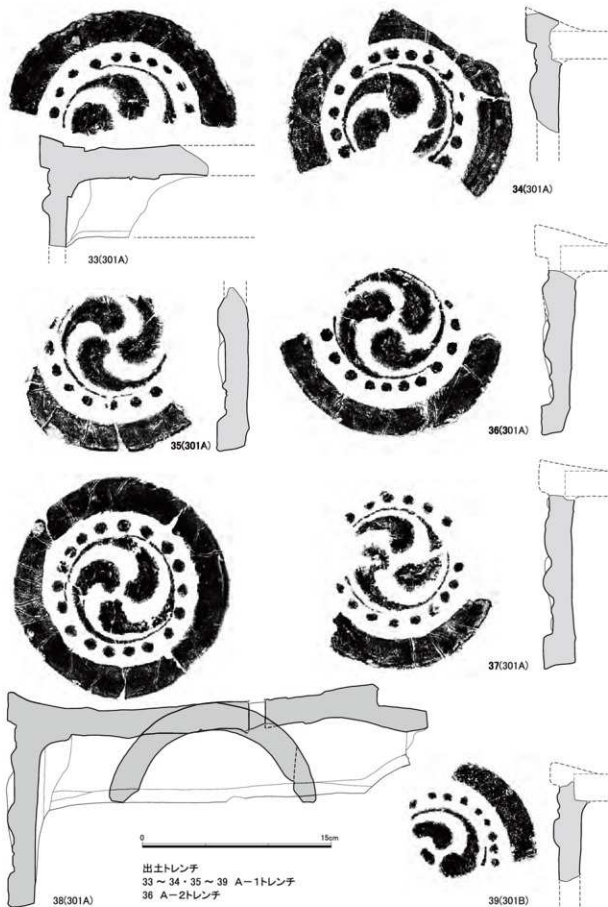


図 64 軒丸瓦 301A・B(豊臣系左巻三巴文A・B) 1 : 3

(d) その他の軒丸瓦 (図 59 図版 43)

外縁と珠文のみの破片であるため、系統分類できないが、珠文の大きさと配置、外縁との間隔などから、上述の分類に当てはまらない一群である。範は4種類(400A・B・C・D)。いずれも小破片のため、製作技法などの詳細はわからない。

B 軒平瓦

軒丸瓦よりも多種多様なものが出土した。型式分類は軒丸瓦と同様に範種を基本とした。型式分類の基準は表11のとおり。

(a) 寺院系の軒平瓦

(図 65・66 図版 49)

軒丸瓦と同様に周辺の寺院から転用されたとみられる一群。文様の上下両方、もしくはどちらか片方に界線かいせんをもつものが多い。

100A (寺院系中心飾り無A 図 65 - 40・41) 3点出土。瓦当文様に「妙法寺」という寺名を用いる軒平瓦。瓦当面に離れ砂の痕跡があり、範型による施文である。外縁は直立素文

表11 軒平瓦型式分類一覧

系統	中心飾り	範種	形式番号
1 寺院系	00 無し	A	100A
	01 菊花文	A	101A
		B	101B
	02 半載菊花文	A	102A
		B	102B
		C	102C
	03 宝珠文	A	103A
B		103B	
C		103C	
D		103D	
04 桔梗文	A	104A	
	07 不明	A	107A
B		107B	
2 織田系	05 三葉文	A	205A
		B	205B
		C	205C
		D	205D
		E	205E
3 豊臣系	04 桔梗文	A	304A
		A	305A
	05 三葉文	B	305B
		06 橘文	A

表12 調査区別出土軒平瓦点数表

型式番号	A-1トレ	A-2トレ	B-1トレ	B-2トレ	C-1トレ	C-2トレ	C-3トレ	D-1トレ	D-2トレ	D-3トレ	合計	
100	A					1	2				3	
101	A		2	3			1		1		7	
	B		1						1		2	
102	A					1					1	
	B							1	1		2	
	C					1			1		2	
103	A		2	2							4	
	B						1				1	
	C							1			1	
	D	1									1	
104	A				1		1			2		
107	A									1	1	
	B			1							1	
205	A	9			3						12	
	B	11		1	2	1					15	
	C									1	1	
	D									1	1	
E				1						1		
304	A	38			10	1	3				52	
305	A	1		8			2				11	
	B	1					1				2	
306	A						1				1	
合計		61	0	7	16	16	4	12	1	4	3	124

縁で、外縁上面を軽くヘラケズリ調整する。瓦当の凸面側は面取りを行う。顎部の成形は、顎貼り付け技法と推測される。

欠損しているが、凹面側の両側縁には袖状の突帯がつき、凸面側には瓦当面から約10cmの位置に平瓦の横幅分の突帯が貼り付けられている。凸面の突帯を貼り付ける際には、斜めのキザミを入れて粘土を貼り付けている。焼成は、表面が灰色、断面が灰白色を呈する硬質で、胎土には砂粒が含まれる。

101A(寺院系中心飾り菊花文A 図65-42~44) 7点出土。中心飾りは11弁の菊花文。左右に流れる唐草文は繋がり、文様の上下に界線がある。范の両端を切り縮めて使用しているため、第3単位の唐草文が途切れる。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側には面取りを施す。顎部の成形技法は、ヨコ方向のカキ目を入れる顎貼り付け技法である。

101Aの中には凹面側の両側縁に高さ約5cmの高い袖状の突帯がつくものがあり、両端に確認できるものが1点、欠損のために片方しか確認できないものが2点存在する。高い袖をもつ特徴から、これらは千鳥破風の付け根部分(谷)の軒先に用いられた谷瓦の可能性が高い。発掘調査で出土した瓦の形状によって、破風の構造が推定できる非常に珍しい事例である。また、凸面側には平瓦の幅と同じ大きさの突帯が瓦当から13cmの位置に貼り付けられる。軒平瓦の全長は30cmを測る。焼成は、表面が暗青灰色、断面が灰色を呈する硬質で、胎土には5mm以下の石英粒を多く含む。

101B(寺院系中心飾り菊花文B 図65-45・46) 2点出土。中心飾りは6弁の菊花文。左右に流れる唐草文はそれぞれが独立して3回反転するが、第1単位の唐草文がもっとも長く、徐々に唐草文の長さが短くなる特徴がある。すべての唐草文に支葉が1枚つき、支葉も唐草文と同様に徐々に短くなる。内区と外縁の間には上側だけ界線がある。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整する。瓦当の凸面側は面取りを施す。顎部の成形は、平瓦凸面側を斜めに削って顎を貼り付ける。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には石英・長石粒を含むほか、細かな黒色粒子も含む。

102A(寺院系中心飾り半截菊花文A 図65-47) 1点出土。中心飾りは5弁の半截菊花文。左右には中心飾りに向かって流れる二重の水波紋が3単位ある。内区と外縁の間に界線がめぐらない。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整し、凸面側の外縁内面もヘラケズリで調整する。瓦当の凸面側には面取りを施す。顎の成形は顎貼り付け技法と推定される。欠損しているが、平瓦部の両側縁に袖状の突帯がつくことが確認できる。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には細かい長石粒を含み、5mm以下の砂礫も含む。

102B(寺院系中心飾り半截菊花文B 図65-48・49) 2点出土。中心飾りは7弁の半截菊花文。左右には中心飾りに向かって流れる三重の水波紋が置かれる。内区と外縁の間には上側だけ界線がある。外縁は直立素文縁で、外縁上面および内面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側をやや大きく面取りする。2点のうち1点は、虎口b-3(D-1トレンチ)の造成土の中から出土した。

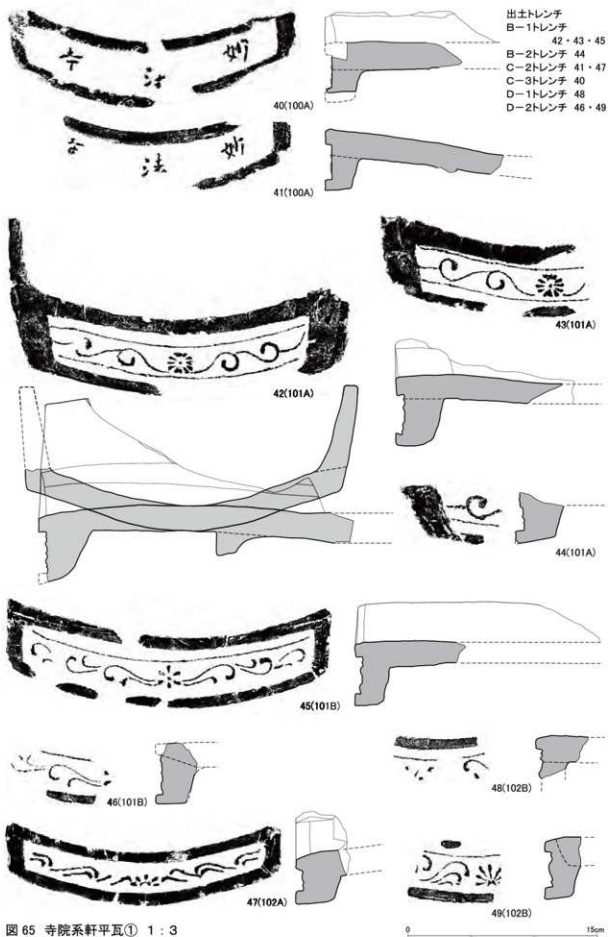


図 65 寺院系軒平瓦① 1 : 3

102C (寺院系中心飾り半蔵菊花文C 図66-50) 2点出土。瓦当左端の破片であり、中心飾りは半蔵菊花と指定。四重の水波紋が中心飾りに向かって流れるが、102A・Bと比べると、水波紋の巻き込みが弱い。内区と外縁の間には上側のみ界線がある。外縁は直立素文縁で、外縁の高さが高い。外縁は上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側を面取りする。顎部の成形は顎貼り付け技法。欠損しているが、凹面側の側縁には袖状の突帯がつくことが確認できる。焼成は、表面が暗青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土に石英・長石粒を含む。

103A (寺院系中心飾り宝珠文A 図66-52~55) 4点出土。中心飾りは半肉彫り表現で立体的な宝珠文。左右に流れる唐草文は巻き込みが強い。范を切り縮めて使用している。内区と外縁の間には上下に界線がめぐる。外縁は直立素文縁で、外縁の上面と内面をナデ調整する。顎部の成形は、顎側に鋸歯状のカキ目を入れる顎貼り付け技法。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈する硬質で、胎土に細かな長石粒を少量含む。すべてBトレンチ(槽台a-2)で出土した。

103B (寺院系中心飾り宝珠文B 図66-51) 1点出土。中心飾りは上下が逆さに表現された宝珠文。8弁の菊花文とその左右に二重の水波紋を置いて1組とした文様を中心飾りの左右にそれぞれ置く特徴的な文様構成である。内区と外縁を区画する界線はない。外縁は直立素文縁で、上面をナデ調整するが、凹面側の外縁に木目痕が認められる。瓦当范は外縁の端までであると推定される。顎部の成形技法は、顎貼り付け技法の可能性が高い。欠損するが、凹面側の側縁に袖状の突帯がつく痕跡を確認できる。焼成は、表面が暗灰色ないし灰色、断面が灰白色を呈する硬質で、胎土には砂粒を含むが少ない。

103C (寺院系中心飾り宝珠文C 図66-56) 1点出土。中心飾りは線彫り表現の宝珠文。左右に展開する唐草文は繋がる。内区と外縁を区画する界線はない。外縁は直立素文縁で、上面と内面をヘラケズリ調整する。顎部の成形は、斜め方向のカキ目を入れる顎貼り付け技法である。焼成は、表面が淡青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には砂粒を含むが少ない。

103D (寺院系中心飾り宝珠文D 図66-57) 1点出土。瓦当面のみの小破片。文様の全体像がわからないが、宝珠文の一部と推定。焼成は、表面が灰色、断面が明灰色を呈する。

104A (寺院系中心飾り桔梗文A 図66-58・59) 2点出土。中心飾りは桔梗文。左右に展開する唐草文は、2回反転にとび唐草が加わる。内区の周囲には界線がめぐる。とび唐草が置かれる唐草文のあり方は205Aや205Bに類似する。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側・凹面側の両方を面取りする。欠損しているが、凹面側の側縁に袖状の突帯がつくことが確認できる。顎部の成形は顎貼り付け技法。焼成は、表面が青灰色、断面が明灰色を呈する硬質で、胎土には5mm以下の石英・長石粒を多く含む。

107A (寺院系中心飾り不明A 図66-60) 1点出土。中心飾りは不明。確認できるのは右端部分のみであるが、唐草文の右側に先が3つに分かれる葉状の文様が置かれる。内区と外縁を区画する界線は上側のみである。外縁は低い直立素文縁で、瓦当の上部と下部に幅の狭い面取りを施す。瓦当面には離れ砂が確認できる。顎部の成形は、顎貼り付け技法と推定される。焼成は、表面が暗青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には細かい長石粒を含む。

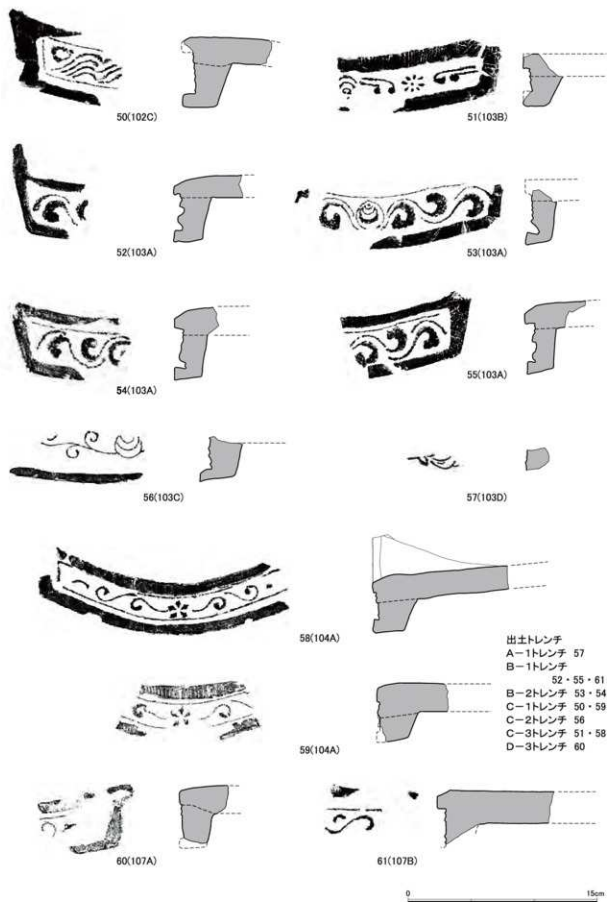


図 66 寺院系軒平瓦② 1 : 3

107B (寺院系中心飾り不明B 図66-61) 1点出土。中心飾りは不明。連続する唐草文と推定される。内区と外縁を区画する界線は上側のみ。外縁は直立素文縁で、瓦当の凸面側を大きく面取りし、外縁の内側端部をわずかに面取りする。瓦当面には離れ砂が確認できる。焼成は、表面が青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土には石英・長石・黒色粒子を含む。A-1トレンチ(槽台a-1)から出土した。

(b) 織田系の軒平瓦(図67-68 図版50)

すべて三葉文を中心飾りとした均整唐草文である。唐草文は2回反転ないしは3回反転であり、とび唐草文を伴うものもある。205Aは燻し系の焼成で表面を非常に丁寧に調整しているのが特徴であるが、それ以外の軒平瓦も丁寧な調整が施されている。

205A (織田系中心飾り三葉文A 図67-62~67) 12点出土。うち9点がA-1トレンチ(槽台a-1)から出土した。大溝城跡(滋賀県高島市)出土のものと同范。中心飾りは三葉文。左右に展開する唐草文は、2回反転にとび唐草が加わる。唐草文はそれぞれが独立する。外縁は直立素文縁で、外縁上面と内面にヘラケズリを施し、外縁の内外端部を面取りする。また、瓦当の凸面側は大きく面取りする。顎部の成形は、ヨコ方向のカキ目を入れる顎貼り付け技法である。全体的に丁寧に調整で、表面が磨いたように平滑に仕上がっている。胎土は精良で、焼成は硬質、表面が暗灰色、断面が明灰色ないし灰白色を呈する燻し系となる。

205B (織田系中心飾り三葉文B 図67-68~75) 15点出土。うち11点がA-1トレンチ(槽台a-1)から出土した。大溝城跡(滋賀県高島市)出土のものと同范。中心飾りが三葉文。左右に展開する唐草文は、2回反転にとび唐草が加わる。唐草文はそれぞれ独立する。文様構成は205Aと非常に良く似るが、唐草文の巻き込みの大きさ、中心飾りから派生する唐草文の始まる位置に違いがあり、異范と判断できる。205Aと同様に丁寧に調整で、外縁の上面および内面をヘラケズリ調整し、外縁の内外端部を面取りする。顎の成形は、ヨコ方向のカキ目を入れる顎貼り付け技法である。胎土や焼成は205Aと同様。

205C (織田系中心飾り三葉文C 図68-76) 1点出土。中心飾りは三葉文と推定。3回反転する均整唐草文とみられる。唐草文は細く、巻き込みがあまり強くなく、それぞれが独立して繋がらない。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整する。瓦当の凸面側は大きく面取りする。顎部は、横方向のカキ目を入れて接合している。焼成は、表面が青灰色、断面が淡青灰色を呈して硬質で、胎土には細かい長石粒を含む。

205D (織田系中心飾り三葉文D 図68-77) 1点出土。205Cと文様構成が類似するが、唐草文が繋がるため、異范である。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側を面取りする。顎部の成形は、顎貼り付け技法と考えられる。焼成は、表面が灰色ないし青灰色、断面が灰色を呈して硬質で、胎土に細かい長石粒を含む。

205E (織田系中心飾り三葉文E 図68-78) 1点出土。中心飾りは三葉文と推定。2回反転の均整唐草文とみられる。それぞれの唐草文は長めで巻きが弱い特徴をもつ。外縁は直立素文縁で、外縁上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側を幅狭く面取りする。顎部の成形は、

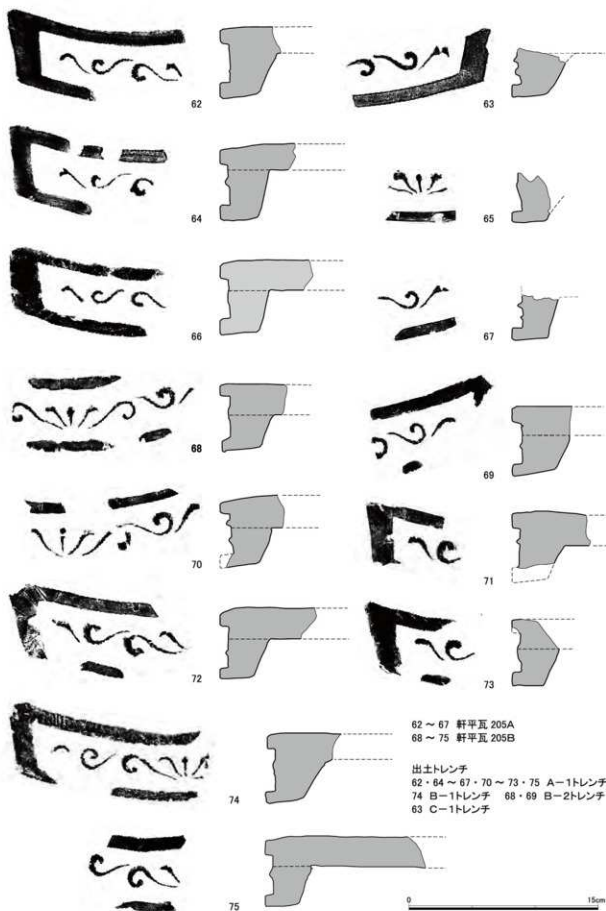
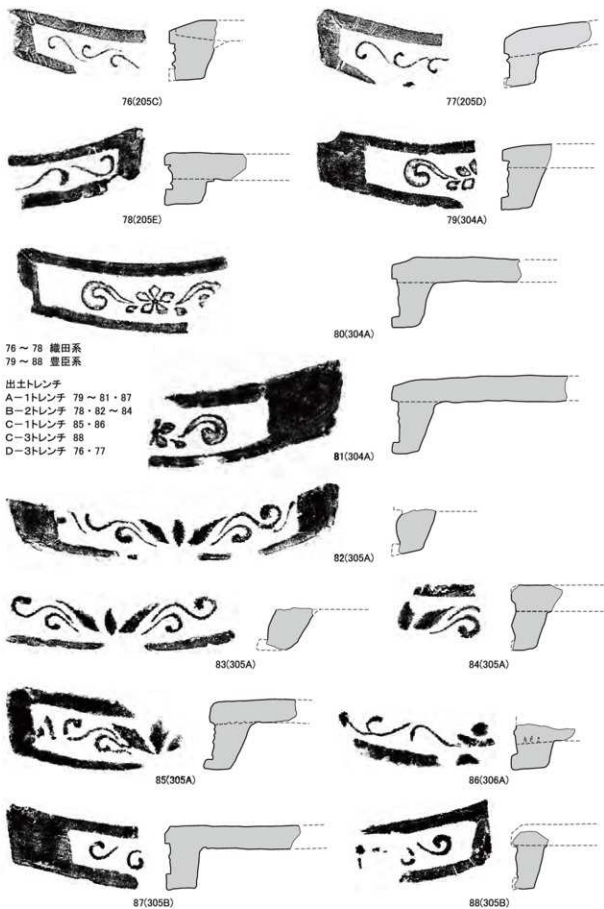


図 67 軒平瓦 205A・B(織田系中心飾り三葉文A・B) 1 : 3



76 ~ 78 織田系
79 ~ 88 豊臣系

出土トレンチ

A-1トレンチ 79 ~ 81・87

B-2トレンチ 78・82 ~ 84

C-1トレンチ 85・86

C-3トレンチ 88

D-3トレンチ 76・77

図 68 織田系軒平瓦および豊臣系軒平瓦 1 : 3

0 15cm

顎貼り付け技法。焼成は、表面が灰色ないし暗灰色で、断面が灰白色を呈して硬質で、胎土には砂粒を含む。B-1トレンチ（槽台a-2）で出土した。

(c) 豊臣系の軒平瓦（図68・69 図版51）

織田政権期の製品と比較すると、胎土や調整が粗く、焼成が良くない。

304A（豊臣系中心飾り桔梗文A 図68-79~81 図69） 52点出土。うち38点がA-1トレンチ（槽台a-1）から出土した。軒平瓦の中で最多の出土数である。中心飾りは両脇下に小さな唐草が伴う桔梗文。左右に大きな唐草文が1回反転する。桔梗文と唐草文は中窪み状になるのが特徴である。外縁は直立素文縁で、上面をヘラケズリ調整し、瓦当の凸面側を面取りする。顎部の成形は、ヨコ方向のカキ目を入れた顎貼り付け技法である。焼成は、表面が灰色ないし暗灰色、断面が灰白色ないし灰色を呈して硬質で、胎土には石英や長石などの砂粒を含む。

305A（豊臣系中心飾り三葉文A 図68-82~85） 11点出土。中心飾りが肉彫り風の三葉文で、葉の中央付近が太く、先端は尖る特徴をもつ。両端の唐草文が途中で途切れており、筥を切り縮めて使用したものとみられるため、左右に展開する唐草文は3回反転以上である。唐草文はそれぞれ独立するが、第2単位の唐草文の始まりが中心飾りに近い位置になるのが特徴的である。外縁は直立素文縁で、上面をナデ調整している。顎部の成形は、ヨコ方向のカキ目を入れた顎貼り付け技法。焼成は、表面が淡青灰色、断面が灰白色を呈し、石英・長石などの砂粒を含む。焼成や胎土は304Aに類似する。

305B（豊臣系中心飾り三葉文B 図68-87・88） 2点出土。中心飾りは先端が蕾状に膨らむ三葉文。左右に展開する唐草文は2回反転する。唐草文の長さが短く、巻き込みが強いのが特徴である。外縁は直立素文縁で、外縁上面を軽くナデ調整し、瓦当の凸面側に面取りを施す。顎部の成形は、ヨコ方向のカキ目を入れる顎貼り付け技法。平瓦部を残す資料でコビキBの痕跡が認められる。焼成は、表面が灰色ないし暗灰色、断面が灰白色を呈して硬質で、胎土には砂粒を含む。焼成や胎土は304・305Aに類似する。

306A（豊臣系中心飾り橘文A 図68-86） 1点出土。中心飾りは丸みのある表現の橘文。左右に展開する唐草文が繋がる。筥は切り縮められて使用されている。外縁は直立素文縁。顎貼り付け技法で、カキ目の痕跡は認められない。焼成は、表面が暗灰色、断面が灰褐色を呈し、やや軟質な焼き上がりで、胎土には砂粒を含むが少ない。

(2) 道具瓦

多種多様な道具瓦が出土している。種類ごとに報告する。

A とりがすまがわら 鳥袋瓦（図70 図版52）

4種類（A~D類）が出土している。型式分類は軒瓦と同じように筥の種類で分類した。D

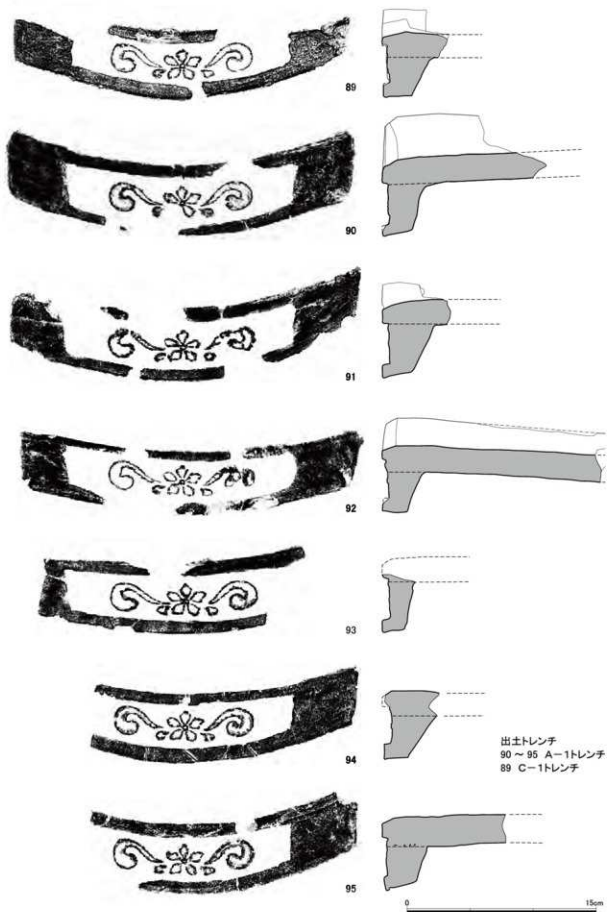


図 69 軒平瓦 304A(豊臣系中心飾り桔梗文A) 1 : 3

類だけがD-2トレンチ（虎口b-3）で出土し、A・B・C類はA-1トレンチ（槽台a-1）で出土した。

鳥衾瓦A類（図70-96） 1点出土。瓦当文様は左巻三巴文で、巴文の外側に12個の珠文がめぐる。巴文と珠文の間に圏線はない。軒丸瓦201Aと同范であるが、鳥衾瓦とするために瓦当上側の外縁を幅広くしている。外縁の幅は、上側が3.5cm、下側2.0cm。外縁の上面と内面を丁寧にヘラケズリ調整し、外縁の内側端を面取りする製作技法も軒丸瓦201Aと共通する。

瓦当裏面下半部には高さ約5cmの突帯を貼り付けているが、中央部に三角の突起をもつ。接合する丸瓦はコビキAで、凸面側をミガキ調整のように丁寧にヘラケズリする。この特徴も軒丸瓦201Aと共通する。鳥衾瓦として製作したため、軒丸瓦201Aと比較すると丸瓦の取り付け位置が低く、取り付けの角度が鋭角になる。

鳥衾瓦B類（図70-97・98） 2点出土。瓦当文様は左巻三巴文で、巴文の外側に大きめの珠文が18個めぐる。軒丸瓦301Aと同范。鳥衾瓦A類と同じく、瓦当上側の外縁が広がる。外縁の幅は、上側が4.0cm、下側が2.5cm。瓦当裏面下半部には高さ9cmほどの突帯を貼り付ける。丸瓦および下半の突帯を接合する際に、内面の粘土を棒状工具で擦り付けている様子が窺える。丸瓦部の取り付け位置が低くなり、取り付け角度が鋭角になる。この特徴も鳥衾瓦A類に類似する。丸瓦部は、通常の丸瓦を少し扁平につぶしたような断面形になっている。

鳥衾瓦C類（図70-99） 1点出土。ほぼ完形品の鳥衾瓦。瓦当文様は左巻三巴文で、その外側に珠文が25個めぐる。巴文と珠文の間に圏線がめぐり、長く伸びる巴文の尾部が圏線に繋がる。外縁は直立素文縁で、上面を軽くヘラケズリ調整する。

瓦当以外の部分は、頸部と体部に大きく区別できる。瓦当に繋がる頸部には丸瓦を用いる。一方、断面形が「へ」字形となる体部は、丸瓦の両側縁を広げ、粘土を付け足すように作られている。凹面側の中央部分にのみ布目痕とコビキAの痕跡が残り、両側縁から1/3程度の範囲はナデ調整されている。また、体部には短い玉縁部がつく。頸部、体部ともに凸面側は丁寧にヘラケズリ調整を施す。

頸部と体部の接続部は、丸瓦状の頸部を体部に差し込むように接合している。また、瓦当裏面下半部に貼り付けられた突帯と体部の先端の間に隙間があり、この部分で鬼瓦を挟むように葺かれたと推定される。

鳥衾瓦D類（図70-100） 1点出土。瓦当文様は左巻巴文で、その外側に小さめの珠文がめぐる。巴文と珠文の間には圏線があり、巴文尾部が圏線に繋がる。C類と比べると、巴文の尾部が短い上、珠文が小さく、間隔もやや広い。異范と判断した。外縁は直立素文縁で、上面をヘラケズリ調整する。瓦当面には離れ砂の痕跡がみられる。丸瓦部は凸面側を丁寧にヘラケズリ調整し、凹面側にはコビキAの痕跡が確認できる。

B 鬼瓦（図版53・54）

文様の型式によって3分類した。A類は揚羽蝶文で5種類あり、B類は中心の宝珠文とその

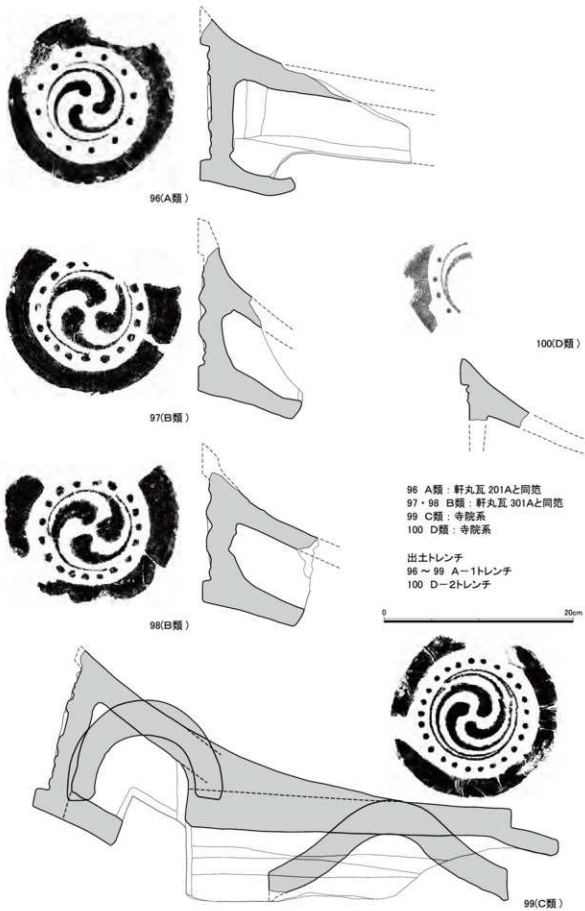


図 70 鳥衾瓦 1 : 4

周囲に二重突線を組み合わせたもの、C類は周縁に竹管文を施文したものである。

A-1類 (図版53-101) 右向きの揚羽蝶を横から見た文様。板状の粘土に文様部分の粘土を貼り足して成形している。4枚の羽根はキザミを入れて貼り付け、竹管文とヘラ書による線刻文が施されている。頭部は、ストロー状に斜め上へ伸びる口吻の先端が下向きに巻き込むように表現され、目がドーム状に立体的に表現されている。胸部と腹部は一体的に表現されており、2本の足が取り付く。足は前向きに折れ曲がったようになっている。

裏面の全面に指ナデによる痕跡が残り、裏面中央に取っ手が取り付く。取っ手の部分は別の粘土を貼り付けて成形しており、裏面から取っ手が大きく突出する。取っ手の上面は細かくヘラケズリによって調整されている。裏面の周縁には粘土を貼り付けた低い突帯がめぐる。突帯の上面はヘラケズリ調整する。下部に挟りをもたず、底面が平らである。

A-2類 (図版53-102) 羽根部分のみの破片である。A-1類との比較から左向きと推定。羽根の先端が尖るように表現され、竹管文とヘラ書の線刻文が施されている。羽根はA-1類と同じように板状の粘土にキザミを入れ、粘土を貼り付けて成形している。裏面は指ナデ調整で、中央部に取っ手が取り付く。取っ手の形状はA-1類と同じ。

A-3類 (図版53-103) 揚羽蝶を横から見た左向きの文様。A-2類と同じく左向きであるが、焼成具合が異なり、同一個体ではないと考えられるため、別型式とした。蝶の表現はA-1類と似るが、口吻が上向きに巻き込んでいる点が異なる。裏面は指ナデ調整で、外周に低い突帯がめぐる。下部に挟りをもたず、底面が平らである。

A-4類 (図版54-105) 少し斜め上から見た左向きの揚羽蝶文様。A-1・3類と異なり、両目が表現されている。羽根が欠損するため、全体像がわからないが、足は6本表現されると推定される。文様部分の下部に挟りがある。A類の中で唯一、挟りをもつ。裏面は指ナデ調整で、外周に低い突帯がめぐる。

A-5類 (図版53-104) A-4類と同様に少し斜め上から見た揚羽蝶文様。蝶の向きは右向きで、両目が表現されている。小破片のため、詳細は不明である。

B類 (図54-108) 中央に宝珠の一部と考えられるドーム状の文様をもつ鬼瓦。その右側にある二重突線は、粘土を貼り付けて成形している。粘土を貼り付ける際には細い棒状の工具で無数の穴をあけて貼り付けている様子が窺える。裏面はヘラケズリ調整で平滑に仕上げ、外周に高めの突帯がめぐる。裏面中央に取っ手があるが、A類にみられる取っ手と比べると低く、ドーム状に盛り上げた粘土の内側を削り取るようにして成形したと考えられる。焼成は、表面が暗灰色で、断面が明灰色を呈する燻し系である。焼成具合は、軒丸瓦201Aや軒平瓦205A・Bなどと類似しており、大溝城から運ばれてきた可能性がある。

C類 (図54-106・107) 鬼面文と推定されるが、詳細は不明(107)。同一箇所出土した髑部分と考えられる別破片があるが接合しない(106)。周縁部に2本のヘラ書沈線を施し、その間に竹管文を押し。沈線は鬼瓦の下部で逆「M」字となっている。沈線と竹管文の様相から寺院系の鬼瓦と考えられ、周辺の寺院から転用されたものと推測される。鬼瓦の基板は厚い板状で、裏面はヘラケズリ調整し、外周に突帯はない。固定のための穴が中央に2つ開けられ

ている。

106はドーム状を呈し、表面に棒状工具で刺突した髭とみられる文様がある。内側には布目が残り、ドーム状に成型する際に内型を用いた可能性が考えられる。

C 鱗瓦 (図版 55)

鱧とみられる破片が複数出土した。ただし、一部分のみの破片資料ばかりであるため、全体像の把握は難しい。出土した破片には鱭部・尾部・牙・鰓などがある。いずれの破片も胎土は砂粒を含み、やや粗く、焼成は硬質で、表面が青灰色、断面が灰色を呈する。

鱭部の110片は段を立体的に表現したもので、裏面にキザミ目が認められることから、胴部に貼り付けたと考えられる。胸鱭と推定。

尾部の112も110と同様に段を立体的に表現したものである。両面ともに段が表現されているため、尾部と判断した。また、上面に小さな刺突孔があり、針状のものを刺していた痕跡と考えられる。

牙は、大小2種類の破片(109・113・115)がある。どちらも断面台形状であり、表面はヘラケズリによって平滑に仕上げられている。大小の牙が同一個体のものか、別個体のものかを判断することはできない。

底面が残っている鰓は、鱧の最下部にあたる破片である(114)。表面は、緩い波状に流れる複数の突帯によって表現されている。直径1cmほどの穴が開けられており、屋根に固定するためのものと考えられる。

D 熨斗瓦 (図版 56)

すべて平瓦を半載して製作したものである。凹型台に載せて平瓦の凹面を成形する際に、中央に縦方向の載線を入れている。載線の深さは平瓦の厚さの $1/3 \sim 1/2$ 程度で、残りの部分は割ったままの破面となる。破面の色調と断面を比較すると、破面は平瓦内部の焼成具合と良く似ており、焼成後に分割された可能性が高い。

凹凸面の調整は平瓦と同様で、両面ともナデやケズリによって調整されているものが多い。一部にコビキ痕を残すものがあり、コビキBが大半を占め、わずかにコビキAのものがみられる。

E 面戸瓦 (図版 57)

大きく2種類に分類できる。

1類 (図版 57 - 124・125) 平面形が左右対称になる蟹面戸瓦と考えられるもの。丸瓦を加工した面戸瓦(1類a 125)と平瓦を加工した面戸瓦(1類b 124)がある。1類aは、面戸瓦の下半部だけの破片であるため、明確なコビキ痕は確認できないが、胎土や焼成具合で丸瓦と比較すると、コビキBの丸瓦と類似している。一方、1類bは全長13.5cm、最大幅13.0cmを測り、平面形が台形となる。平瓦の曲率を強くし、長辺側の側縁部で端部を逆方向に折

り曲げる特徴をもつ。凸面にコビキAと離れ砂の痕跡を残す。

2類 (図版 57 - 126) 平面形が左右対象とならない鯉面戸と考えられるもの。小さな破片しかないため、不明な点も多いが、コビキBの丸瓦を用いている。

F 輪違瓦・青海波瓦 (図版 57・58)

丸瓦を切断したもの(輪違瓦)と平瓦を横方向に2分割したもの(青海波瓦)がある。前者を1類、後者を2類とし、1類は凹面に残るコビキ痕によって、さらに2種類に分類する。

1-1類 (図版 58 - 145) 凹面にコビキAの痕跡を残すもの。1点出土。両端面が並行にならないため、全長は側面側が8.5cmと短く、中心へ向かって長くなり、最大で10.0cmを測る。凸面は丁寧なヘラケズリで調整され、凹面は布目痕とコビキAの痕跡を残す。凹面側の両端面と側面を大きく面取りし、端面と側面の凸面側は幅の狭い面取りを施す。調整は全体的に丁寧である。

1-2類 (図版 58 - 139 ~ 144・146 ~ 148) 凹面にコビキBの痕跡を残すもの。全長は8.5 ~ 10.0cm程度のものが多いが、7.5cmと短いものや15cmを超える長いものもある。凸面は横方向のナデ調整や縦方向のヘラケズリ調整によって叩き目を残さないものがほとんどであるが、わずかに縦縄叩きの痕跡を残すものがある。凹面にはコビキBの痕跡をはっきりと残し、布目痕や吊り紐痕、縦方向の差し縫いの痕跡などを残すものもある。

2類 (図版 57 - 127 ~ 129) 平瓦を端面に並行する方向に2分割したもの。全長は15.5 ~ 17.0cm。平瓦の凹面側から截線を入れて分割している。分割線の深さは、平瓦の厚さの1/3 ~ 1/2程度である。残りは破面のまま。截面と破面の色調を比較すると、截面は凹面や凸面と同様であるが、破面の部分は断面と同様である。焼成後に分割したためと考えられる。凹凸面をナデ調整やヘラケズリ調整するものが多く、叩き目を残すものはないが、わずかに確認できるコビキ痕はすべてコビキBである。

(3) 丸・平瓦

調査面積と比較して膨大な量の丸瓦と平瓦が出土した。大半が破片資料であるが、完形もしくは完形に近いものが一定量あるため、それらをピックアップして報告する。なお、ピックアップしなかった資料の総数は、丸瓦が4,354点616.720g、平瓦が16,800点2,034,116gである。

A 丸瓦 (図版 59 ~ 61)

コビキAとコビキBの違いと、全長・幅などの違いにより分類する。

コビキとは瓦の製作において粘土塊から粘土板を切り取る作業のことを指し、その痕跡の違いからAとBに分類している(高槻市教委1984)。コビキAは古代以来の糸切法によるものであり、丸瓦の凹面に弧線もしくは斜め方向の痕跡として残り(写真20)、コビキBは鉄線を用いたもので、丸瓦の凹面に無数の横線として現れる(写真21)。

1-1類 コビキAの大型丸瓦(150)。全長約33.0cm、筒部長29.0cm、玉縁部長4.0cm。筒部

幅が広端側で16.0cm、狭端側で16.8cm。玉縁部の狭端幅は8.5cm。一部に欠損部分があるが、ほぼ完形で重さが2,884g。

筒部凸面は、幅1.5cm程度のタテ方向のミガキに近いヘラケズリによって丁寧に調整し、筒部の広端部と玉縁部付近には横方向のヘラケズリを施し、それぞれ面取りする。玉縁部はヨコナデによって丁寧に調整し、筒部と玉縁の段部は上半部をヘラケズリ、下半部をヨコナデで調整する。

凹面には布目痕が残り、横方向の刺し縫いの痕跡が約2.0cmの間隔で広端から狭端にかけて確認できるほか、幅0.3～0.5cm程度の吊り紐の痕跡がある。吊り紐は1段で、広端から13.5～22.0cmの間で確認でき、ループの山部には結び目をもつ。また、幅1.0cm程度の細長い棒状のもので施された内叩き痕があり、広端側から棒を入れて叩いた様子がかがえる。なお、側縁および端縁には幅広い面取りが施される。

胎土は非常に精良で、焼成も硬質に焼き上がり、表面が暗灰色ないし暗青灰色、断面が灰色を呈する燻し焼き風となる。同様の特徴が軒丸瓦201Aにも認められ、大溝城から運ばれたものと考えられる。

1-2類 コビキAの小型丸瓦。全長28.0～29.0cm、筒部長25.0～26.0cm、玉縁部長3.0～4.0cm。筒部の幅が①12.5cm(153)、②13.5cm(151)、③15.0cm(152)の3種類があり、いずれも広端側と狭端側の幅は同じである。玉縁の狭端幅は3種類とも8.5cmと変わらない。重さは①1,542g、②1,822g、③1,888gである。

筒部凸面の調整方法は3種類とも縦方向のヘラケズリであるが、広端付近と段部から玉縁部にかけてはヨコナデ調整する。また、玉縁部の狭端縁には面取りが施される。いずれも筒部でわずかに縦縄叩きの痕跡が認められ、①は細い縄が用いられている。

凹面には3種類とも布目痕が明瞭にみられ、①と③には横方向の刺し縫いの痕跡が広端から狭端にかけて残る。②には先端に丸みのある工具で施された内叩きの痕跡が認められる。いずれもコビキAであるが、①と③はコビキ痕が明瞭であり、②はわずかに確認できる程度である。①・②・③ともに両側縁に幅広い面取りを施すが、①と②は広端縁にも幅広いヘラケズリを行う。



写真20 コビキAの痕跡



写真21 コビキBの痕跡

表13 丸瓦分類一覧

型式	全長(cm)	筒部長(cm)	コビキ	備考
1-1類	33.0	16.0	A	大溝城
1-2類	28.0～29.0	12.5～15.0	A	
1-3類	38.0	17.3	A	
2-1類	33.3	15.5～16.5	B	
2-2類	29.0～31.0	14.0～15.0	B	

③の広端縁はヘラケズリを行わない。

胎土はいずれも砂粒を含むが、②がやや緻密な傾向にある。焼成はすべて硬質で、①と②は灰色ないし青灰色の須恵質に焼き上がり、③は灰色ないし明灰色を呈し、①・②と比較すると還元がやや弱い。

1-3類 コビキAの特大の丸瓦(154)。全長38.0cm、筒部長33.7cm、玉縁部長4.3cm。筒部の幅は広端側で17.3cm、狭端側で16.0cm、玉縁部の狭端幅は7.3cm。重さは約3.250g。

筒部凸面は1.5cm幅の縦方向のヘラケズリで調整するが、縦縄叩きの痕跡が広い範囲で確認でき、筒部凸面の一部に離れ砂とみられる痕跡が残る。また、広端縁と段部から玉縁部はヨコナデで調整している。凹面には広端から19.2cmと24.7cmのところに2段の吊り紐の痕跡がある。コビキAの痕跡が明瞭であるが、布目痕はわずかに確認できる程度で、凹面全体に離れ砂の付着が認められる。側縁と端縁の両方に幅広い面取りを施す特徴がある。胎土は砂粒を少量含み、焼成は灰色を呈する。

2-1類 コビキBの大型丸瓦(156)。全長約33.0cm、筒部長29.0～29.5cm、玉縁部長3.5～4.0cm。筒部幅が広端側で15.5～16.5cm、狭端側で16.5cm。玉縁部の狭端幅は9.0cm。法量は1-1類と類似する。一部に欠損部分があるが、ほぼ完形のもので重さが2.346gである。

筒部凸面は、幅約2.0cmのタテ方向のヘラケズリで調整し、叩き目をほとんど残さないが、わずかに縦縄叩きの痕跡を確認できるものがある。筒部の広端部と玉縁部付近にはヨコナデ調整も施され、段部から玉縁部凸面にかけてもヨコナデで調整する。

凹面にはコビキBの痕跡が明瞭に認められる。一部にナデを施し、布目痕を消すものがあるが、全体的に布目痕ははっきりと残り、0.3～0.5cmの間隔で縦方向の刺し縫いが密に施されている様子が窺える。吊り紐の痕跡を残すものはない。広端縁と両側縁に幅の広い面取りを施すが、狭端縁は面取りの幅が狭く、面取りを行わないものもある。

胎土には砂粒が含まれ、やや粗い。焼成は硬質で、表面が暗灰色ないし青灰色、断面が灰色ないし淡灰色を呈し、やや燻し焼き風となる。軒丸瓦301Aの丸瓦部の特徴が2-1類と同様であるため、2-1類は軒丸瓦301Aと組み合う丸瓦であると考えられる。

2-2類 コビキBの小型丸瓦(157・158)。全長29.0～31.0cm、筒部長26.0～27.5cm、玉縁部長3.0～3.5cm。筒部の幅は14.0～15.0cmで、広端側と狭端側で同じ幅である。玉縁部の狭端幅は8.5～9.0cm。重さはほぼ完形のもので1.730g。

筒部凸面にはタテ方向のヘラケズリを施すが、2-1類と比べると調整がやや雑で、凸面にコビキBの痕跡をわずかに残すものもある。玉縁部の調整は2-1類と同じ。凹面にはコビキBの痕跡が明瞭に残るが、全面にコビキBの痕跡を残すもの(157)と、一部に残すもの(158)があり、前者は布目痕が確認できるが不明瞭となり、後者は明瞭に布目痕が残る。また、2-1類と同じように縦方向の刺し縫いの痕跡がみられるが、間隔が1.0～2.0cmとなるものもある。

胎土は砂粒含み、やや粗く、2-1類に似ている。焼成は硬質で、2-1類と同じように燻し焼き風になるものと、表面と断面がともに灰色ないし明灰色を呈するものが認められる。

B 平瓦 (図版 62～65)

平瓦は凹凸両面を調整するものが多く、丸瓦のようにコビキ痕などの痕跡が残りにくい。法量や調整方法などによって1～5類に分類する。

1類 全長が①30.0cm程度のもの(161)と②31.5cm程度のもの(159・160)がある。①は広端幅約23.0cm、狭端幅22.0cm。②は広端幅27.5cm、狭端幅24.5cm。重さは①が約2.200g、②が約3.000gである。なお、大きさによって2つに分けられるが、調整手法などは同じである。

凹面はタテ方向とヨコ方向のナデによって丁寧に調整され、非常に平滑に仕上がっている。両側縁と両端縁に面取りを施し、特に狭端縁の面取りの幅が広がる傾向にある。側面および端面もヘラケズリによって丁寧に調整され、凹面と同じように平滑になるのが特徴である。

凸面は、凹面と比較すると、平滑さに欠ける。側縁に凹型成形台の痕跡を残すものが多い。明瞭な離れ砂は認められないが、細かい砂粒が凸面の表面に残るものがある。わずかにコビキAとみられる痕跡を残すものがある。

胎土は緻密なものが多く、焼成は硬質で、表面が暗灰色、断面が灰色となる煙し焼き風となる。軒平瓦205A・Bと似ており、大溝城から運ばれてきたものと考えられる。

2類 コビキBの痕跡を残す平瓦。全長が①30cm前後のもの(162・163・165・166)と②28.0cm前後のもの(164・167)に大別できる。①は広端幅が26.0～26.5cm、狭端幅が23.5～24.0cm。②は広端幅が24.0cm、狭端幅が21.5cm。重さは①が3,000～3,500g、②が約2,150gである。なお、1類と同様に調整手法は①・②で共通する。

凹面はヨコナデによって丁寧に調整されているが、1類ほど平滑ではない。両側縁は幅の狭い面取りを施すが、両端面は面取りを行うものが少なく、面取りするものでも幅が狭い。側面はすべてヘラケズリで調整するが、端面のヘラケズリは雑なものも多く、特に広端面にその傾向が強い。凸面には凹型成形台の痕跡を残すものも多く、離れ砂もわずかに確認できる。凸面の調整はナデによるが、凹凸が残るものが多い。

胎土には砂粒は含み、やや粗い。焼成は硬質で、表面が暗灰色、断面が明灰色の煙し焼き風になるものが多い。胎土や焼成が軒平瓦304Aに似ており、コビキBである点も共通する。

3類 小型の平瓦(168)。全長28.0～28.5cm、広端幅22.0cm前後、狭端幅20.0cm前後である。重さは約1,900g。凹面はナデによって調整し、凸面はタテ方向のヘラケズリで調整する。凸

表14 平瓦分類一覧

型式	全長(cm)	広端幅(cm)	狭端幅(cm)	凸面	凸面調整	コビキ	備考
1類	①	30.3	23.0	22.0	丁寧な仕上げ 側縁・端縁ともに面取り	平滑	A
	②	31.5	27.5	24.5			
2類	③	30.0	26.0～26.5	23.5～24.0	ヨコナデ	ナデ調整だが凹凸多い 離れ砂あり	B
	④	28.0	24.0	21.5			
3類	28.0～28.5	22.0	20.0	ナデ 布目痕あり	タテヘラケズリ 離れ砂あり	A	
4類	29.5	26.5	24.5	ナデ 離れ砂あり	タテヘラケズリ 広範囲に離れ砂		
5類	33.5	26.5	22.5	ほぼ全面に布目痕 側縁に離れ砂	タテヘラケズリ 広範囲に離れ砂	A	

面に離れ砂が付着し、広範囲に付着するものもある。わずかながらコピキAが確認できる。また、凹面にわずかに布目痕がみられるものがある。側面と端面はヘラケズリで調整し、凹面側に面取りを施すものが多い。胎土は砂粒含むが緻密で、焼成は硬質で須恵質になる。

4類 凸面の広範囲に離れ砂を残す平瓦(169)。3類に類似するが、大きさが異なる。全長29.5cm、広端幅26.5cm、狭端幅24.5cm。凹面はナデによって丁寧に調整するが、わずかに離れ砂が付着する。側縁および端縁の面取りは明瞭ではない。側面と端面はヘラケズリ調整。凸面はタテ方向のヘラケズリで調整する。凹型成形台の痕跡を残す。胎土には砂粒を含む。焼成は硬質で灰色の須恵質となる。

5類 凹面に布面痕を明瞭に残す平瓦(170)。全長33.5cm、広端幅26.5cm、狭端幅約22.5cm。凹面に軽くナデ調整を加えるが、ほぼ全面に布目痕が認められ、コピキAの痕跡を残す。また、側縁付近に離れ砂が付着する様子もみられる。凸面はタテ方向のヘラケズリで調整されるが、明瞭なコピキAが確認でき、両側縁に凹型成形台の痕跡がはっきりと残る。また、凸面の広い範囲に離れ砂が付着する。側面と端面はヘラケズリで調整するが、広端面に離れ砂の痕跡がある。

C スタンプ・ヘラ書 (図版57)

スタンプ瓦 丸瓦と平瓦の一部にスタンプが押印されているのがみられる。

丸瓦に確認できるのは①「十一弁の菊文」(135)と②「▽の中に十字」(138)のスタンプである。押されている箇所は、①が筒部と玉縁部の段部、②が筒部の玉縁部寄りである。

平瓦に確認できるのは①「十一弁の菊文」(132～134・136)、②「◇の中に×」(131)、③「竹管文」(137)であり、いずれも狭端面に押されている。

ヘラ書瓦 1点のみ出土している(130)。D-3トレンチから出土。平瓦の凸面中央付近に「与五」とヘラ書されている。ただし、破片資料であるため、上下に文字が続く可能性もあり、人名と考えられる。凸面と凹面の特徴から平瓦4類に相当すると推定される。

2. 土器・陶磁器類

これまで449.6㎡を対象に調査したが、出土遺物の大半は瓦類であり、土器・陶磁器類は図化できない小破片を含め約80点と非常に少ない。ここでは色調、調整、使用痕等を中心に報告する。

陶磁器の産地について図化した資料のうち、最も多いのは地元である信楽焼が10点、ついで瀬戸美濃焼8点、朝鮮王朝陶磁器3点、伊賀焼が1点である。なお信楽焼は伊賀焼を含む可能性があるが、本報告では信楽焼とした。なお、図72の188については明らかに伊賀焼であるので伊賀焼とする。また朝鮮王朝陶磁器198は石積みSW030404の転落石堆積層から出土した。

出土した土器・陶磁器類は、19世紀以降の陶磁器を除くとおおむね16世紀後半から17世紀前半におさまるが、時期的にさかのぼるものについては、文中に示した。

(1) 水口岡山城期の陶磁器

A-1トレンチ (図71 図版66)

171は土師質土器皿である。口縁部上半にはナデを施し、下半はユビオサエが残る。172は瀬戸美濃焼の志野向付か。内面にロクロ痕が残る。長石軸をかけ、外面には不鮮明だが鉄絵で文様が描かれている。

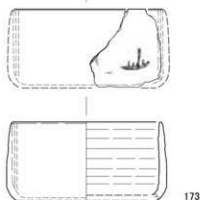
B-1トレンチ (図71 図版66)

173は瀬戸美濃焼の志野向付で表土から出土した。口径11.8cm、残存高6.2cm。ロクロ成形後、型打ちにより入隅方形に整えられている。長石軸をかけ、外面には鉄絵で草文が描かれている。

A-1トレンチ



B-1トレンチ



B-2トレンチ

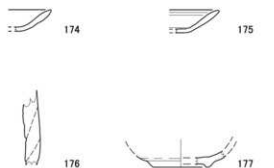
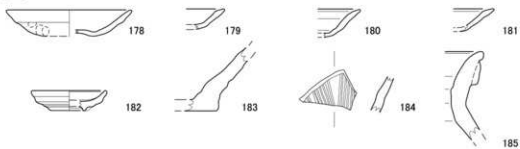
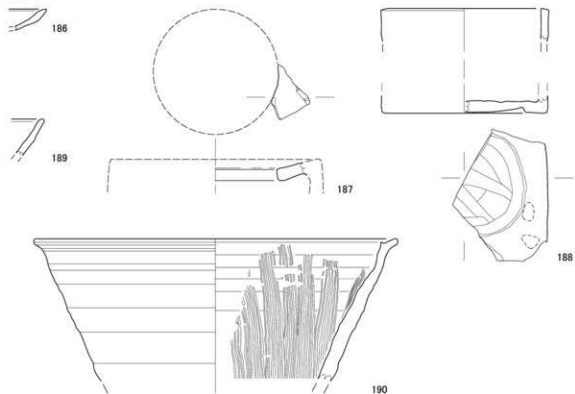


図71 A-1・B-1・B-2トレンチ出土土器・陶磁器 1:3

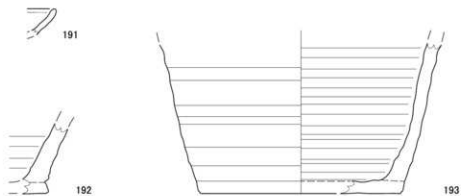
C-2トレンチ



C-3トレンチ



E-1トレンチ



E-2トレンチ



図72 C-2・C-3・E-1・E-2トレンチ出土土器・陶磁器 1:3

B-2 トレンチ (図71 図版66)

174・175は土師質土器皿。176は信楽焼の壺。内面に粘土紐を輪積みした痕跡がある。177は瀬戸美濃焼の灰軸小皿で、西トレンチの表土から出土した。付高台で、底径は4.4cmである。畳付および底部内面は無軸である。

C-2 トレンチ (図72 図版67)

178～181は土師質土器皿。178はへそ皿で口径10.0cm、器高2.1cm。口縁部上半にはナデを施し、下半はユビオサエが残る。底部に油煙などが付着しており、灯明皿として使用された。16世紀前半にさかのぼると考えられる。182は瀬戸美濃焼の灰軸小皿。口径6.0cm、器高1.6cm。付高台で見込みと高台に灰軸がたまる。183は信楽焼の播鉢の底部で、底径14.4cm。底部は切り離し後未調整。内面は使用痕があり摺目が消えている。焼成はやや不良である。時期は16世紀後半よりさかのぼる。184は信楽焼の播鉢の体部。摺目は1単位あたり6条である。185は信楽焼の甕の口縁部である。

C-3 トレンチ (図72 図版68)

186は土師質土器皿。口縁部上半にはナデを施し、下半はユビオサエが残る。187は信楽焼の水指、建水もしくは花入か。筒状の胴部を持つ。胎土は精緻であり、口縁は内側に直角に幅広く折り返す。188は伊賀焼の花入か。底径13.6cm。高台は削り込みである。型打ち成形で、内面には布目痕が残る。底部内面立ち上がりにナデがみられる。灰軸が掛けられ、底部は露胎である。189は施軸陶器。内面は研磨され、滑らかである。貫入がみられ、外面にはピンホールがある。器種や産地は不明である。190は信楽焼の播鉢の口縁部である。口縁端部は外上方に小さくつまみ出す。内面の摺目は1単位あたり6条である。

E-1 トレンチ (図72 図版69)

191は瀬戸美濃焼の志野丸皿。焼成はやや不良で長石軸は灰白色に濁り、ピンホールが生じる。口縁端部外面に強いナデを施す。192・193は信楽焼の壺の底部。底部接地面は丁寧に研磨している。体部内外面はナデを施す。底部外周には、ロクロ台から外すための棒状工具のへこみがみられる。

E-2 トレンチ (図72 図版69)

194は土師質土器皿。口縁部上半にはナデを施し、下半はユビオサエが残る。

F トレンチ (図73 図版70・71)

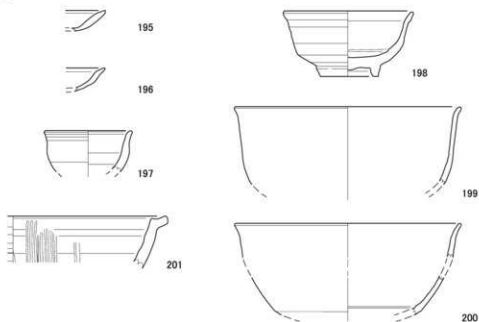
195・196は土師質土器皿で口縁部に油煙などが付着しており、灯明皿として使用された。197は瀬戸美濃焼の鉄軸小杯。口径7.0cmである。天目茶碗と同じ形の杯である。198は朝鮮王朝陶磁器の軟質白磁碗で、口径11.0cm、器高5.2cmで、ほぼ完形である。小振りの碗で腰部が張り口縁端部は外反する。見込み中央は鏡面をつくり灰が降る。高台は直立高台に近く、兜巾を削り出す。畳付は丁寧に擦られている。透明釉が全面施釉されているほか、漆継ぎが確認できる。慶尚南道を産地とするか。199・200は朝鮮王朝陶磁器の軟質白磁鉢である。口縁部は端反りし、200の見込みには鏡面をつくる。201は信楽焼の播鉢の口縁部である。口縁端部は外上方に小さくつまみ出す。内面の摺目は1単位あたり5条である。他に体部のみ3点出土

している。摺目は1単位あたり5～6条である。

G-1トレンチ (図73)

202・203は瀬戸美濃焼の灰釉鉢か。同一個体の可能性がある。口縁部が残存する202は口径16.4cm。底部から強く屈曲して立ち上がる。底部が残存する203は高台径9.0cm。底部は碁笥底。高台も含め全面に施釉し、高台内に輪トチン、見込みにはピンの痕が残る。204は信楽焼の壺もしくは甕の体部である。内面に粘土紐を輪積みしユビオサエが残り、外面は板状工具によるナデを施す。肩部に自然釉がかかる。

Fトレンチ



G-1トレンチ

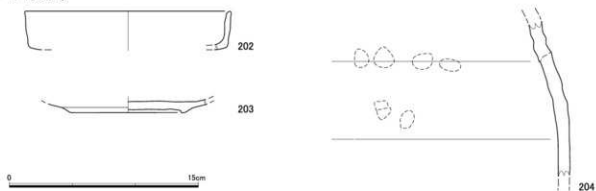


図73 F・G-1トレンチ出土土器・陶磁器 1:3

(2) 19世紀以降

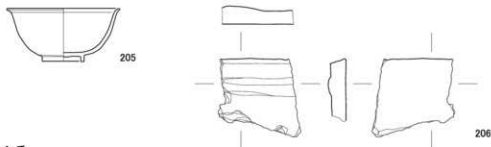
近代の陶磁器はA-1トレンチから205・206、B-1・B-2トレンチから207～210、C-3トレンチから211～217が出土した(図74)。

出土した陶磁器の年代観は19世紀以降であるが、文献記録等から勘案すると、明治時代以降に廃棄されたものであると推定できる。

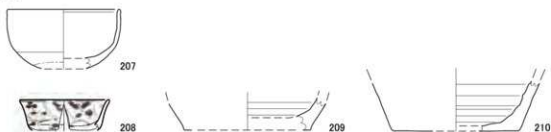
205・207は陶器碗で、ともに貫入がみられる。206は陶質火入れの口縁部か。208は瀬戸美濃焼の染付碗か。内外面に草花文を描く。209・210は陶器徳利。内外面に鉄釉をかける。210の底部は露胎である。211～214は染付の碗。215は白磁小杯である。216は磁器碗。疊付以外に鉄釉を掛ける。217は染付の徳利。富士山と鹿の絵を描く。鹿の下に「料理組合」の文字を記す。

19世紀以降

A-1トレンチ



B-1・2トレンチ



C-3トレンチ

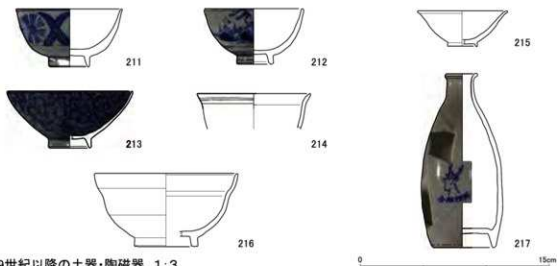
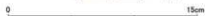


図74 19世紀以降の土器・陶磁器 1:3



第6節 小結

1. 考古学的成果からみた城の構造

(1) 曲輪1-1

主郭である曲輪1-1を中心に発掘調査を行った結果、曲輪1-1の構造については多くのことがわかった。

A. 石垣

曲輪1-1北面側の帯曲輪1-6から立ち上がる斜面には石垣が5箇所現存している。一方、曲輪1-1南面側の曲輪1-2と帯曲輪1-3から立ち上がる斜面では地表面に無数の石が散らばっているのが確認でき、曲輪1-1東側の斜面（堀c-1側）にも多くの築石とみられる大型の石が点在している。曲輪1-1南側斜面部分で行った発掘調査で崩された石垣SW020101と石堆積SX031201を検出し、曲輪1-1南側斜面にも石垣が存在したことが明らかとなった。

曲輪1-1南側斜面は現況地形で2段構造になっており、検出遺構からも2段構造が確認できた。C-1トレンチでは、虎口b-4が位置する帯曲輪から立ち上がる斜面（下段斜面）が高さ2m程度の腰巻石垣SW020102と、その上方は傾斜約30度の切岸SW020103で形成されていることがわかった。また、C-2トレンチでは曲輪1-4から立ち上がる斜面が、岩盤を



高さ約2mの壁状に削り出した切岸SW031101で裾部分を形成し、その上方を傾斜約30°の切岸SW031102で形成していたと判明した。切岸SW031101は垂直に近い角度であり、石垣と同様の効果を狙ったと推定される。切岸SW031101と石垣SW020102の高さが共通しており、曲輪1-1の南側斜面の下段部分は、低い石垣または岩盤を削り出した壁面と斜面の切岸を組み合わせた構造であることが判明した。

また、上段部分は、崩された石垣SW020101と石堆積SX031201を検出したことから、石垣をめぐらせたと推測される。曲輪1-1北面側に残る石垣の高さが現状で曲輪面から高さ4～5m程度残っており、石垣の残る帯曲輪1-6と曲輪1-1の上面の高低差は8～9mあることから高石垣の可能性が考えられる。C-3トレンチで検出した栗石集積SX040301は石垣裏込の可能性があり、帯曲輪1-3上面と栗石集積SX040301の高低差はおおよそ5mと北面の石垣の高さと類似している。しかし、崩された石垣SW020101・石堆積SX031201は両者とも基底部を確認できていないため、曲輪面から石垣が立ち上がるかどうか不明であり、石垣の正確な高さを確定することはできない。石垣の高さについては、今後の課題である。

石垣の高さが確定できない問題は残るが、詳細測量調査および発掘調査の成果から、主郭部の曲輪1-1は石垣づくりであったことが事実となった。

B. 檜台の構造

曲輪1-1の東端には檜台a-1、西端には檜台a-2が存在しており、発掘調査で確認した遺構から檜台a-1と檜台a-2の構造に違いがあることがわかった。

檜台a-1

A-1トレンチで検出した石垣SW030301と石垣SW030302はL字状に入隅角を形成するため、単純な方形にはならず、北東側に張り出し部をもつ形状となることが判明した。ただし、破城によって曲輪の墨線が不明確になっており、調査区内でも墨線を確定することはできなかった。現況地形を考慮すれば、短辺13～14m、長辺16～17m程度の檜台に短辺5m程度、長辺8～9m程度の張り出し部をもつ構造であると想定できるが、檜台a-1の詳細な形状はわからない。

また、検出した石垣SW030301・030302と礎石SS030306～030311の高さ関係からみて、曲輪1-1内側から見た檜台の高さは1m程度と考えられる。石垣SW030301は、築石の状況から垂直に積まれた低い石垣であった。石垣SW030301・030302の築石には矢穴痕が認められないが、石垣面がきれいに揃う。なお、転用石は使用されていない。

檜台a-2

B-1トレンチで検出した石階段SX030201の様相から、檜台a-2は東側に石の階段をもつ構造であったことが判明した。石階段SX030201と根石SS030203との高さ関係からみて、石階段SX030201は現状3段であるが、本来は4段であったと推定され、曲輪1-1内側から見た檜台の高さは檜台a-1と同じように約1mと想定される。なお、石階段SX030201は、五輪塔の地輪を中心に転用石材で形成されている。

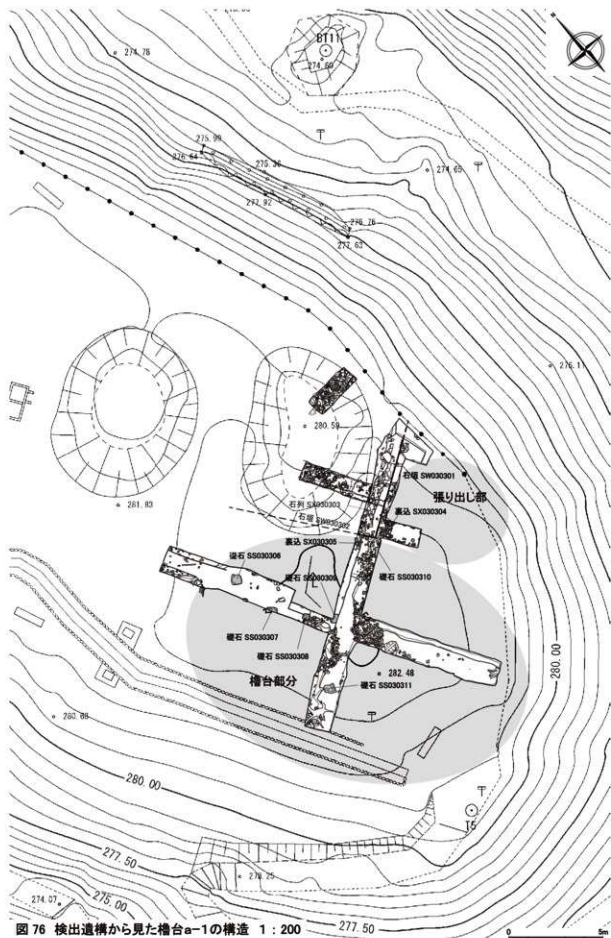


図 76 検出遺構から見た槽台a-1の構造 1 : 200

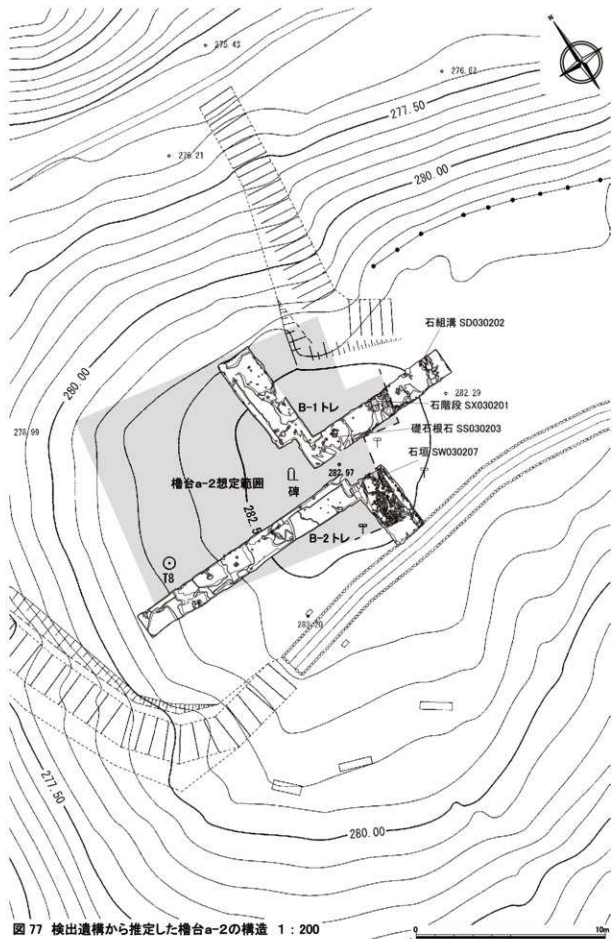


図 77 検出遺構から推定した槽台a-2の構造 1 : 200

B-2トレンチで検出した石垣SW030207は、基底石と考えられる石が1つだけ確認できた。この基底石と石階段SX030201の位置関係から推定して、階段は槽台の墨線より突出する形態であったと考えられる。石垣SW030207の本来の姿はわからないが、栗石の散乱状況からみて、隅角部付近を検出したと推定され、現況地形と石垣SW030207の検出状況から考えて、槽台a-2の形状は方形であり、短辺12～13m程度、長辺14～15m程度と想定される。ただし、破城によって墨線が不明確であるため、槽台a-1と同様に詳細は不明である。

(2) 虎口b-3

D-2トレンチで石垣SW011201、D-3トレンチで石垣SW011301を検出した。また、D-1トレンチで検出した溝状遺構SD011102は、石垣SD011101の積み石の抜き取りの痕跡と考えられ、現在は土塁となっているが、本来は石垣として虎口b-3の外側の墨線であった可能性が高い。したがって、虎口b-3は石垣と石垣で囲まれた空間をもっていたことになる。

石垣SW011201と石垣SW011301の検出位置から考えて、石垣の角にあたる部分は現況地形で確認できるコーナー部分とほぼ一致する。石垣SD011101は破城や後世の破壊によって形状がはっきりしない部分も多いが、溝状遺構SD011102の検出位置が、現状地形で土塁として残る部分の裾と一致する。これらのことから、虎口内の通路は直角に2度折れる形状となり、1度目の折れまでが通路幅約4.8m、1度目の折れから2度目の折れまでが通路幅約3.6mに復元できる。

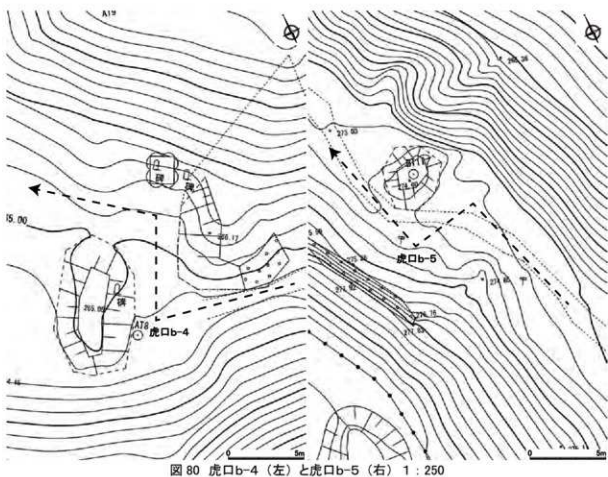
また、D-2トレンチとD-3トレンチで上面を平らにして据えた敷石SX011202・011302を検出したことから、虎口b-3の内部の床面は石敷きであったと考えられる。

(3) 曲輪3-1

曲輪3-1に付随する虎口b-8で石階段SX030401・030402および門SB030403を検出した。階段と門は一直線に並び、虎口の内部で折れを伴わないことから、平入り虎口であることが判明した。

一方、上述した虎口b-3や曲輪1-1周囲に存在する虎口b-4・b-5は2度の折れを伴い、防衛的に優れた構造をしている。曲輪1-1は城の主郭部であり、これらの虎口の構造の違いは曲輪1-1と曲輪3-1のもつ城郭内での性格の違いを反映している可能性がある。ただし、曲輪3-1の内部は調査を行っていないため、詳細は今後の課題である。

また、Fトレンチの端でわずかに確認しただけであるが、虎口の外側になる部分では石垣や崩れた石の堆積などを確認することはできなかった。したがって、曲輪3-1には石垣がめぐっていない可能性も考えられる。



(4) 曲輪6-1

虎口b-3の南側下方に位置し、城の中枢部の外側にあたる曲輪6-1でも石垣を確認した。ひとつはE-2トレンチで検出した石垣SW012201、もうひとつは曲輪6-1の南側斜面に現存する石垣e-6である。

詳細地形測量調査で確認できた石垣は全部で6箇所あるが、そのうち5箇所は曲輪1-1周辺にあり、それ以外で石垣が確認できたのは曲輪6-1に伴う石垣e-6のみである。また、石垣SW012201と石垣e-6は一連のものと考えられ、曲輪6-1は石垣がめぐっていた可能性が高い。なお、石垣e-6は鉢巻石垣になると推定される。

(5) 曲輪4-1

城の中枢部の西端部に位置する曲輪4-1の南側斜面で調査を行った。G-1トレンチで当初は石垣の存在を想定したが、調査の結果、石垣を確認できなかった。岩盤を利用した切岸SW013101を検出し、曲輪7-1に付随する虎口b-13でも石垣は確認することはできなかった。

曲輪3-1の外郭ラインも石垣ではなかった可能性が考えられ、C-1・2・3トレンチの調査成果を考慮すると、曲輪1-1の周囲および曲輪6-1以外の部分では石垣が採用されていなかった可能性が考えられる。

2. 出土遺物からみた水口岡山城

(1) 出土位置からみた瓦の使用状況

瓦の出土量は、櫓台a-1の周辺が最も多く、軒丸瓦102点・軒平瓦61点を数える。また、C-1トレンチも軒丸瓦21点・軒平瓦16点が出土している。これは、C-1トレンチが櫓台a-1の南側下方に位置しているためであり、C-1トレンチ出土の軒瓦は基本的に櫓台a-1に伴うものと考えられる。また、櫓台a-2に相当するB-1・2トレンチも軒丸瓦22点・軒平瓦23点が出土した。

一方、D-1・2・3トレンチからは軒瓦が出土しているものの量が少なく、E-1・2トレンチ、Fトレンチ、G-1・2トレンチでは軒瓦が出土していない。

このような瓦の出土傾向から考えて、瓦の使用は曲輪1-1に限定された可能性が高く、特に、曲輪1-1の東西両端に存在した櫓台a-1・2に使用されたと推定される。

なお、門を検出した曲輪3-1の虎口b-8(Fトレンチ)では瓦そのものの出土量が限られることから、門SB030403については瓦葺きではなかったと考えられる。

(2) 軒瓦の型式からみた瓦のあり方

出土した軒瓦は、軒丸瓦 12 種類、軒平瓦 22 種類と非常に多種多様であるが、型式によって出土位置に傾向がみられる。

まず、大溝城から運ばれたと考えられる軒丸瓦 201A・軒平瓦 205A・B は、A-1 トレンチおよび C-1 トレンチからの出土量が多く、槽台 a-1 の周辺に集中している。また、水口岡山城用に生産されたみられる軒丸瓦 301A と軒平瓦 304A も A-1 トレンチと C-1 トレンチからの出土量が圧倒的に多く、軒丸瓦 201A、軒平瓦 205A・B と同様に槽台 a-1 に集中している。

一方、寺院から転用したとみられる軒丸瓦 101A・B、軒丸瓦 102A・C、軒平瓦 101A・B、軒平瓦 103A は、槽台 a-2 である B-1・2 トレンチから出土している。

このような出土傾向から考えて、槽 a-1 と槽 a-2 で使用された瓦に違いがあると推定される。つまり、槽 a-1 は大溝城から転用した軒丸瓦 201A・軒平瓦 205A・B と、水口岡山城用の軒丸瓦 301A・軒平瓦 304A、いわゆる城郭用の瓦を使用して葺かれ、槽 a-2 は寺院から転用した瓦を積極的に利用したものと考えられる。この瓦の様相の違いは、槽台 a-1 の石垣が転用石材を使用しないのに対し、槽台 a-2 が転用石材を多数利用した石階段を伴う点とも共通する。

(3) 使用瓦からみた城の変遷

発掘調査で出土した瓦を検討したところ、コビキ A とコビキ B があることが判明した。寺院から転用された瓦や大溝城から転用された瓦はコビキ A であり、水口岡山城のために生産された軒丸瓦 301A と軒平瓦 304A はコビキ B である。したがって、軒丸瓦 301A と軒平瓦 304A は時代が下る。この年代差は、城の改修や城主の交代に関係する可能性が考えられる。この点については、文献史料調査の成果も踏まえて、第 6 章で記述する。

なお、A-1 トレンチで検出した石垣 SW030301 と石列 SX030303 を構築する際の造成土から矢川寺遺跡（甲南町森尻）と同範の軒丸瓦 101B が出土した。この出土状況を考えると、A-1 トレンチで検出した石垣 SW040101 と石垣 SW030301・石列 SX030303 の構築時期には時期差があると推定され、城の主要部の中で改修や作り変えなどが行われたと考えられる。

また、特筆すべき瓦として、揚羽蝶文鬼瓦がある。揚羽蝶文と言えば、池田家の家紋として有名であるが、水口岡山城の城主には池田家の人物はいない。一方で、蝶は古来より不老不死、輪廻転生の象徴として捉えられることが多いことから、吉祥文としての意味合いで採用された可能性も考えられる。現段階で結論を出すのは難しいところである。

なお、鬼瓦の製作技法の観点から考えると、裏面周縁の突帯が低いこと、裏面の取っ手が別の粘土による貼り付けであることから、備前岡山城出土の揚羽蝶文鬼瓦などと比較すると、慶長年間に製作された可能性が高いと考えられる。

文献史料の成果と絡めて、揚羽蝶文鬼瓦の意味合いについても第6章で検討したい。

(4) 土器・陶磁器の組成について

「古城山」全域を対象とした測量面積 282,140.97㎡ に対して、調査面積は 449.6㎡ であり、全体の 0.16% に満たない。図化した資料の大半は小破片であり、また 19 世紀以降の陶磁器を含めた全体の出土量は約 80 点でと非常に少ないため、定量的な把握は難しい。については定性的な傾向を分析するため、水口岡山城期の土器・陶磁器類について調査区別の出土状況をまとめた(表 15)。ただし破城に伴う崩落土から出土しているため、使用する場、保管する場の原位置は保たれていないと考えられる(木戸 2000)。また焼失した痕跡がないことを考慮すると、廃城後に整理され、持ち去られたのであろう。A・B トレンチは各槽台、E-2 トレンチは曲輪 6-1、F トレンチは曲輪 3-1 に属するが、C トレンチ、E-1 トレンチは崩落土から出土したことから、その上方にあたる曲輪に所在したものと考えられる。なかでも城の主郭部である曲輪 1-1 の槽台 A・B トレンチとその南斜面である C トレンチから出土した陶磁器の器種組成が多様であり、かつ茶陶を含むことが特徴である。

土師質土器皿は比較的多くのトレンチで出土した。口縁部に油煙などが付着したのもみられ、灯明皿として使用されたものもある。陶磁器について、供膳具は瀬戸美濃焼が中心であるが、F トレンチのみ朝鮮王朝陶磁器が出土した。特に軟質白磁碗(198)は他の消費地遺跡での類例が極めて少ない器形であり興味深い(国立晋州博 2004)。また同時期の他の消費地遺跡から出土する中国製陶磁器が確認できなかった。城館レベルでの量比は瀬戸窯製品 1 に対し貿易陶磁が 3~5 であるといわれている(金子 2000)。当然、廃城後の整理を考慮するが、茶陶があるにもかかわらず、中国製陶磁器がみられない点に違和感を覚える。

甕・壺・播鉢といった貯蔵具・調理具は信楽焼が占める(畑中 2003・2007)。広島県と愛媛県の城郭遺跡から出土する貯蔵具は備前焼を主としながらも亀山焼が入る様相と同様であり、

表 15 調査区別出土土器・陶磁器点数表

トレンチ名	土師質土器皿	瀬戸美濃焼			朝鮮王朝	信楽焼				伊賀焼
		鉄軸	灰軸	志野		甕	壺	播鉢	その他	
A-1	1			1						
A-2										
B-1				1						
B-2	5		1				1			
C-1										
C-2	13		1			1		2		
C-3	2							1	1	1
D-1										
D-2										
D-3	2									
E-1				1				2		
E-2	1									
F	6	1			3			4		
G-1			2			7	1			
G-2										

生産地に近いことが原因であろう。柴田圭子氏の分析によると、16世紀以降、特定の城郭に持ち込まれる貯蔵具は種類が増加する。また比高20m以上で城の面積が3,000㎡以上であり、曲輪の数が多く中規模から大規模な城郭において、より多くの貯蔵具がみられる(柴田2014)。水口岡山城についても比高が高く、かつ大規模な城郭に相当するため、出土量自体が少ない中、貯蔵具が出土した。播鉢は比較的最近まで欠かせない調理具であったため、人々の生活の営みがあるところで出土するものである(荻野2006)。17世紀前半に焼失した藤倉城(和歌山県)においても、播鉢の多く出土する調査区では他の器種についても多く出土する傾向にあり(黒石2004)、これまでの水口岡山城の調査でも同様である。

全体的な出土量に対して茶陶の比率が高いことは特徴の一つである。平城の例だが、慶長11年(1606)の甲州八田家の城の蔵の道具帳には、武器だけでなく、酒、味噌、塩、麦など食糧のほか「今やきつほ」「水こほし」など茶陶と思われるものが散見される(萩原1995、山梨県1999)。志野及び信楽焼と伊賀焼は曲輪1-1およびその南側斜面から出土するものの、城の蔵が水口岡山城のどこに位置するか、今後の課題である。

出土した土器・陶磁器の年代について、16世紀後半よりさかのぼる土師質土器皿や信楽焼の播鉢については、築城以前に山中にあったとされる大岡寺に伴う可能性がある。出土量が非常に少ないので時期的な断定はできないが、16世紀末～17世紀前半の陶磁器組成が明らかとなっている大坂と比較する。大坂の陶磁器編年の指標となる豊臣前期新段階の資料群には黄瀬戸が含まれる。そして、豊臣後期でも志野と唐津焼を含むが織部は含まない一群については1600年代中頃までの資料と考えられている(森2015)。水口岡山城跡の発掘調査では唐津は含まないものの志野が出土しているため、17世紀前半までの遺物が確認できる。つまり、関ヶ原合戦直後に廃城したということではなく、戦後数年の間は城に人が出入りしていた状況をうかがうことができる。破城後は立ち入りが制限されたことから、断絶期間があり、再び陶磁器の出土量が増えるのは19世紀以降である。おそらく明治維新以降に持ち込まれたものと思われる。

第5章 文献史料・絵図資料調査

第1節 文献史料

(1) 水口岡山城および城下町に関する文献史料の残存状況

現在のところ、水口岡山城に関する文献史料は少なく、同時代のものは巻末の史料編に示したように11点、そのうち水口岡山城そのものに関係するのは1点のみである。後世に記された記録史料も、早いもので17世紀後期には成立していたと考えられるものの、廃城以前の様子を具体的に記したものはない。

以下では、水口岡山城時代の史料11点、後世の記録・編さん史料類22点、その他の史料12点の順に、個々の文献からわかる情報を示す。本文中の【史料1】などの番号は、巻末の史料編の史料番号に対応している。

(2) 水口岡山城時代の史料（天正13～慶長5年 1585～1600）

ここでは、豊臣方の拠点としての水口岡山城が存続した時期、すなわち天正13年（1585）5月から慶長5年（1600）の15年間に作成された文書や日記・記録などの一次史料、あるいはその写を含む史料11点を扱う。

上述したように、史料点数は非常に少ないが、その理由としては、歴代城主である中村一氏・増田長盛・長束正家の家その後いづれも没落し、江戸時代に大名・旗本家としても存続せず、まとまった形で史料が伝来しなかったことが大きい。地元である甲賀市内に残された史料は、寺社に発給されたもののみである。

○【史料1】「顕如上人貝塚御座所日記」天正13年（1585）5月8日条

「顕如上人貝塚御座所日記」は、本願寺顕如が貝塚御坊（現願泉寺・大阪府貝塚市中）を拠点としていた天正11年（1583）7月から同13年8月までの、本願寺の宇野主水が記した日記。当該期の本願寺教団の動きを知る上で欠かせない記録史料である。本報告書では、「大日本史料」第11編15冊235ページ所収のものを用いた。

これによると、天正13年5月8日条に、「中村孫平次岸和田城ヨリ江州甲賀へ被罷越也、そのま、甲賀を領知トシテ移住之用意也」とあり、岸和田城主であった中村一氏が、天正13年の5月中に甲賀に入り、そのまま甲賀を所領としてあてがわれたことがわかる。

ここからは、甲賀が豊臣方の拠点となり、初代水口岡山城主となる中村が甲賀支配を始めたのは、天正13年5月であったことがわかる。

○【史料2】「中村一氏禁制」天正13年(1585)5月

本史料は、甲賀市甲賀町鳥居野にある大鳥神社に伝わった、初代城主中村一氏の発給したものの。『大日本史料』第11編第15冊235ページに「大鳥神社文書」として収録されている。ただし、原本の所在は確認できていない。

「前々高札之写」の表題が付されていることから、同社で作成された記録に収録されたものかとも思われ、誤字もある。しかし、全体としては禁制高札の体裁からは外れず、当時の情報を伝える一次史料に準ずる史料と言える。

内容は、天正13年(1585)5月に中村一氏から大鳥神社の神宮寺である河合寺に対し、中村麾下の軍勢による乱妨狼藉などの禁止を保証したもので、境内に掲げられたものと考えられる。こうした禁制は支配権を掌握した領主から下されるものであり、中村が甲賀郡の新たな領主となったことがわかる。

○【史料3】「豊臣秀吉朱印状」天正18年(1590)10月25日

本史料は、豊臣秀吉が、家臣である田辺入道(通称与左衛門)・寿得(建部寿得軒高光)・長東藤三(直吉)に発給した史料。滋賀県米原市長沢(旧近江町長沢)の旧家に伝来したもので、現在は長浜市立長浜城歴史博物館に所蔵されている。写真と翻刻は『湖北・長浜のあゆみ』(市立長浜城歴史博物館1994)に収録されている。形状は折紙。

内容は、中村一氏の「上甲賀」(現甲賀市域)の「当知行分」(所領)を増田長盛に引き渡し、「下甲賀」(現湖南市域)に「明所」(空白地)があれば田辺・寿得・長東の3人が代官として管理するように秀吉が命じたもの。年情報を欠くが、甲賀の中村領が増田領となった、天正18年(1590)の水口岡山城主交替時の史料であることがわかる。

宛所の「田辺」は、田那部とも書く、北近江の戦国大名浅井家のもと家臣で、秀吉の馬廻を務めた坂田郡長沢(滋賀県米原市)の土豪。「寿得」は、神崎郡建部(滋賀県東近江市、旧八日市市)出身の人物。「長東」は、のちに水口岡山城3代城主となる長東正家の弟で、秀吉の馬廻組頭を務めた栗太郎長東(滋賀県草津市)の人物(『湖北・長浜のあゆみ』)。

本史料からは、以下の諸点を指摘できる。

イ、水口岡山城主が中村一氏から増田長盛に交替したのは天正18年10月

ロ、その時引き継がれたのは「上甲賀」の所領

ハ、引き継がれなかった「下甲賀明所」は代官管理の豊臣蔵入地(直轄地)となった

ニ、城主中村の所領は「上甲賀」に加えて「下甲賀」にもあった可能性

なお、本史料の翌天正19年4月23日には、「下甲賀」の村々は全て近江の徳川家康領9万石の一部となっている(『大谷雅彦氏所蔵文書』)。

○【史料4】「増田長盛寄附状」天正18年(1590)12月19日

本史料は、【史料2】と同じく大鳥神社(甲賀市甲賀町鳥居野)に伝わった、2代城主増田長盛の発給したもの。原本を見て作成されたと思われる翻刻が、『甲賀郡志』下巻(滋賀県甲

賀郡教育会 1926) 653 ページに「大鳥神社古文書」として収録されている。ただし、原本の所在は確認できていない。

体裁は後述の【史料7】の「増田長盛寄進状」に近く、当時発給されたものとみてよい。表題にあたる文言がなく増田自身が花押を据えている点も共通しており、もとは折紙であった可能性がある。

内容は、天正18年(1590)12月19日に、増田長盛が河合寺に「屋敷分地米石」として839石を寄進したものである。同年は城主が中村から増田に交代した年であることから、増田が中村の支配権を引き継ぎ、甲賀の領主となったことがわかる。

○【史料5】「ちきやう出候おほへの事」天正19年(1591)ごろか

本史料は、東京の「前川道平氏所蔵史料」の一つ。年月日が記されないが、佐和山・甲賀・八幡山の3ヶ所の豊臣政権の拠点が記されること、また徳川家康の名がみえることなどから、増田長盛が水口岡山城の城主となった天正18年(1590)10月以降、家康に近江国内で在京賄料9万石が宛がわれた翌19年4月までの間、おそらくは天正19年中に作成されたと考えられる、近江国内の所領配置に関する豊臣秀吉の覚書である。写真は豊臣秀吉筆・東京帝国大学史料編纂所編『豊太閤真蹟集』(東京帝国大学史料編纂所 1938)上巻の76番目に、翻刻は同書解説の35ページに収録されている。形状は縦紙。

内容は、徳川家康に10万石、佐和山城(滋賀県彦根市)の城付地として4万石、甲賀の城付地として3万石、八幡山城(滋賀県近江八幡市)の城主に計8万石をそれぞれ配したもので、このうち、甲賀の城付地3万石は水口岡山城に付属する所領のことと考えられる。

すなわち本史料からは、天正18年に水口を拝領した増田長盛の所領は、当初は同城の城付地3万石であった可能性を指摘できる。

○【史料6】「森島貞盛・松村久次寄進状」天正19年(1591)9月吉日

本史料は、2代城主増田長盛の家臣森島貞盛・松村久次が増田の意を受けて発給した、甲賀市甲賀町油日に鎮座する油日神社の、江戸時代に神宮寺の社僧であった伴家に伝わった史料。翻刻は『油日神社関係文書調査報告書』(甲賀市 2007)52ページに「Ⅱ 伴良松家文書」81号文書として収録されている。形状は縦紙。

内容は、甲賀郡の惣社とも称された油日神社に対し、初代城主中村一氏の時代に寄進されて年貢免除となっていた12.93石分の田地について、2代城主増田長盛がその権利を追認したものの。【史料4】同様、甲賀に対する増田の支配権を示す史料である。

○【史料7】「増田長盛寄進状」天正20年(1592)2月19日

本史料は、2代城主増田長盛が水口岡山下の浄慶寺(後の大徳寺)に対し発給した、水口大徳寺(甲賀市水口町本町)に伝来した史料。写真と翻刻は『近江水口大徳寺文書目録』(水口町立歴史民俗資料館 1993)口絵および13ページに収録されている。形状は折紙。

内容は、浄慶寺の叡誉上人に対し、「東北町屋地子米」を寄進したもので、増田の支配権を示すものであるとともに、水口岡山城下の「町屋地子」（町屋に掛かる租税）について記す、唯一の史料でもある。

○【史料8】「今度御知行御取候かたゝ事」文禄4年（1595）7月20日

本史料は、東北の大名佐竹氏に伝わった「佐竹家旧記」のうち「雑記」に含まれるもので、東京大学史料編纂所に「佐竹家旧記」として謄写本がある（1890年謄写、当時の原蔵者は佐竹義生、請求番号2075 - 1150の8冊目2点目「雑記」のうち）。東京大学史料編纂所所蔵「史料稿本」第11編913冊（文禄4年（1595）7月8日条）に「佐竹家所蔵雑記」（稿本原文には「雑記（華族佐竹／義生蔵）」とある）として収められている。もとの形状は不明。

「今度御知行御取候かたゝ事」を収める「雑記」は、戦国時代末から近世初期にかけて発給された多くの文書を写し取ったもので、中近世移行期の政治・軍事情勢を知る際に欠かせない史料である。「今度御知行御取候かたゝ事」は、文禄4年7月の関白豊臣秀次の自害を受けて実施された、石田三成など秀吉の重臣ら計15名への新知行宛行の内容が示されたもので、【史料8】はそのうち増田・長束分のみを抜粋したものである。厳密には一次史料ではないが、内容は当時のものとみてよい。

ここからは、水口岡山城主が増田長盛から長束正家へ変わったこと、その時期が文禄4年7月であったことがわかる。

○【史料9】「奥村宗才書状」文禄4年（1595）10月10日

本史料は、3代城主長束正家の家臣奥村宗才が長束の意を受けて発給した、【史料6】と同じく油日神社神宮寺社僧の伴家に伝わった史料。翻刻は『油日神社関係文書調査報告書』（甲賀市2007）52ページに「Ⅱ 伴良松家文書」83号文書として収録されている。形状は折紙。

内容は、12.93石の年貢を免除するもので、【史料6】で認められた特権を、3代城主長束正家が追認したもの。すなわち、文禄4年（1595）に長束が城主となり、甲賀の支配権を持ったことがわかる。

○【史料10】「長束忠盛禁制」慶長2年（1597）5月20日

本史料は、3代城主長束正家の一族と思われる長束忠盛が発給した、【史料7】と同じく水口大徳寺（甲賀市水口町本町）に伝来した史料。翻刻は『近江水口大徳寺文書目録』（水口町立歴史民俗資料館1993）13ページに収録されている。形状は折紙。

内容は、「東北寺」の竹木荒しを禁じたものである。宛所の「東北寺上人」は、【史料7】の宛所である浄慶寺（大徳寺の前身寺院）の叡誉上人のことであるが、【史料7】とともに水口大徳寺に伝来していることと、江戸時代の浄慶寺の住職が隠居した際に入る塔頭が「東北院」と呼ばれることから、宛所の「東北寺」は東北院の前身であると考えられることができる。

すなわち本史料は、浄慶寺の住職を退いた叡誉上人に対し、新たに彼の住居となった「東北寺」

(現在の西明寺の場所にあったと思われる)内における権利を保証したもので、水口岡山城主の支配権が城下の新たな寺地に対して行使された際の史料ということになる。

○【史料11】「長東正家書状」文禄5～慶長5年(1596～1600)カ6月14日

本史料は、水口岡山城に関連する唯一の一次史料で、3代城主長東正家が、豊臣家の家臣と思われる西川宗兵衛・間宮与左衛門に宛てて発給した、西川宗兵衛の子孫と思われる西川家(滋賀県近江八幡市)に伝来したもの。ただし原本は所在不明で、東京大学史料編纂所の影写本である「西川文書」(明治20年(1887)5月に影写を終える)として伝わっている。もとの形状は切紙紙と思われる。

翻刻は、古くは「近江蒲生郡志」巻3(蒲生郡1922)589～592ページに「岡山村船木西川伊九太郎氏文書」として収録されて研究に供されてきた。近年では杉江進「大溝城はいつ廃城となったか」(『近江地方史研究』43 近江地方史研究会2012)に影写本に基づく正確な校訂がなされた翻刻が収録され、これをもとに厳密な検討が加えられて、少なくとも天正19年(1591)から慶長5年(1600)の間に発給されたものとの指摘がなされた。杉江はこれ以上の推定を避けたが、本報告書では、豊臣秀次の失脚とそれに伴う大溝城の廃城という事実を重視して、史料年代を文禄5～慶長5年(1596～1600)の間とした。

また従来差出人について定説をみなかったが、花押影から長東正家であることは明らかである。

内容は、以下の通りである。

- イ. 大溝城の殿主(天守)が解体され、再利用可能な材木・瓦が水口へ輸送される。石材は運ばれていない
- ロ. 輸送ルートは、大溝→舟木・江頭(近江八幡)→下山村(水口の西)
- ハ. 大溝の大工のうち10人と、釘を抜く5人が水口へ派遣される
- ニ. 輸送人員は通り道である蒲生郡で徴発。「われい、代官所」(豊臣蔵入地か)の百姓と「御給人衆」(個別領主)の人足、不足する場合は野洲郡を所領に持つ徳川家康に依頼し、さらに神崎郡からも徴発する(個々の領主の枠を越える=秀吉の命か)
- ホ. 文言からみて、長東正家は水口にはいない

以上の点から、長東正家は城主であった時期に大溝城の廃材を利用した水口岡山城の修築に関わっており、直接西川・間宮らに指示を出していたことがわかる。これが水口岡山城主としての行動なのか、あるいは豊臣政権の広域にわたる政策下での重臣としての行動なのかについては判断としないが、城主として具体的な指示を出していたことを十分想定できる史料である。

(3) 後世の記録・編さん史料類

次に、水口岡山城が徳川政権に接収された、慶長5年(1600)以降に編さんされた記録類などの二次史料22点を原則として成立順にみる。

○【史料12】「真鍋真入公有増御一生之御書付」

本史料は、和泉出身の武士で中村一氏の与力を務めた真鍋貞成（真入齋）の著作とも伝えられるもので、東京大学史料編纂所の「真鍋真入齋書付」と題する謄写本に含まれている（1932年作成、当時の原蔵者は徳川頼貞、請求番号2044-34の2点目「真鍋真入公有増御一生之御書付」）。本報告書では、『大日本史料』第11編15冊235ページに収録されているものによった。

内容は、中村一氏は和泉岸和田城主であった天正11～13年（1583～85）の間に大した働きがなかったことなど3カ条を「御とが」とされ、「紀州一国」ではなく6万石で水口に移されたとするもの。すなわち、中村が天正13年に6万石で岸和田から水口に移ったことを傍証する史料であるが、それとともに、中村の水口移封が、秀吉としても中村としても、当初からの決定事項ではなかった可能性をも窺わせる。

なお、2条目には、本史料を残したと思われる真鍋真入齋が、中村に付けられてともに甲賀に入ったことが記される。

○【史料13】「淡海録」元禄2～10年（1689～97）ごろ

「淡海録」は、大津の原田蔵六が元禄年間に編さんした、近江一国の地誌である。多くの史書・歌集・軍記物・絵図・寺社縁起を典拠とし、伝承にも言及するなど、近江を地域史的に考える際に有用な史料である。はじめ原田が元禄2年（1689）に10巻10冊本の「淡海地志」を編さん、のち元禄5年に「釣雪子」という人物の手により25巻12冊本の「淡海録」として整理されたと考えられ、その後元禄10年ごろまでの情報が追加される。「淡海地志」系統と「淡海録」系統の写本がいくつか伝わるが、今回は滋賀県立図書館所蔵の12巻本を翻刻した『淡海録』（近江史料シリーズ4 滋賀県地方史研究家連絡会・滋賀県立図書館1980）を使用した。

【史料13】は、「淡海録」のうち水口岡山城跡について記した箇所（『淡海録』78ページ）で、城跡を「水口山城廃墟」「長東大蔵大輔正家居城」と呼び、山を「古城山」と記す。また古城山の「西追手」・東・北の「山根」（山裾）から本丸までの距離のほか、山上に6カ所の曲輪群の「旧基」があるという伝聞情報と、その大きさを記す。個々の具体的な数値は、後述する本章第3節の表16および17に示した。

なお、【史料13】の記述は、後述する本章第2節の【絵図3】「江州水口城図」の註記とほぼ同一で、これと共通する情報を元にした記事とみることができる。いずれにせよ、17世紀末段階での水口岡山城跡についての認識がわかる史料である。

○【史料14】「浄土宗寺院由緒書 巻中」元禄9年（1696）

「浄土宗寺院由緒書」は、元禄9年（1696）に浄土宗の全寺院から増上寺と知恩院に一部ずつ提出された由緒書を、国ごとに配列してまとめたものである。このうち増上寺本は、全てが原本ではないものの、『増上寺史料集』第5～7巻（増上寺1979～80）に翻刻が収録されている。

【史料14】には、水口町の浄土宗寺院のうち、開基が水口岡山城期と明記されている大徳寺（知恩院末）と真徳寺（大徳寺末）の部分のみを挙げた（6巻700～701ページ）。なお、

史料の差出部分について、大徳寺は「判」、真徳寺は「(印)」とあるが、これは大徳寺の由緒書は原本ではなく写本であることを示す。しかし、書式や内容からみて、写本とはいえ原本と同程度の史料とみなしてよい。もとの形状は縦帳と推測される。

内容を見ると、大徳寺の開基は天正16年(1588)で、初代城主中村一氏が、「城西」に新地として境内地2町四方を定め「浄慶寺」と号する寺院を建て、のち上洛のために水口を通った徳川家康により「大徳寺」に改められたという。また三筋町より西にある小坂町の真徳寺は、慶長2年(1597)願誉知源の開基という。事例は少ないながらも、水口岡山城時代にあった寺院を特定できる史料である。

○【史料15】「矢川雑記 卷二」享保8年(1723)

「矢川雑記」は、甲賀郡内を流れる杣川中流域に鎮座する矢川神社(甲賀市甲南町森尻)の由緒や歴史を、享保8年(1723)に同社の神宮寺である矢川寺の社僧がまとめたものである。平安時代から続く式内社である同社は広く地域の崇敬を集める郷鎮守で、中世文書を含む古文書群「矢川神社文書」(市指定文化財)を伝える。その主要史料の翻刻と解説は、「矢川神社文書調査報告書」(甲賀市2005)に収録されている。形状は縦帳。

【史料15】は、「矢川雑記」のうち「卷二」(「矢川神社文書」298)の水口岡山城に関する記述のある「寺社境内之事」を抜粋したもので、その内容は以下の通りである。

イ、「天正の前後乱れたる時」に中村・増田・長東の3代が治める「水口岡山料」となり、慶長5年(1600)に水口岡山城が「落居」、すなわち落城した

ロ、「此筋」(水口岡山城期=イの期間)は、とりわけ「寺堂」が破壊された時期であった

ハ、「岡山の城」築城の際、急を要したのか、あるいは資材が調達できなかったのか、「堂塔の良材・古瓦・礎等」を「城柳等」としたという伝承がある

これらの記述からは、享保期には、矢川神社にとって、水口岡山城時代は寺堂が破壊された混乱期とみなされていたこと(イ・ロ)、水口岡山城築城に際しては、「水口岡山料」となった矢川神社の資材が利用されたという伝承があること(ハ)、その理由として築城が急がれたか、資材が不足したためと認識されていること(ハ)が明らかとなる。

いずれも築城事情を考える際に参考となる記述で、矢川神社同様に「水口岡山料」となった他の地域の寺社からも、築城資材の徴収がなされた可能性を想定できるとともに、水口岡山城時代については否定的な印象で伝承されていたことがわかる史料である。

○【史料16】「聞書」享保19年(1734)ごろ

本史料は、近世に水口の旅籠町(現甲賀市水口町元町)に住まいした商家河合家(屋号は味噌徳)の子孫宅に伝来した記録。内容からみて享保19年(1734)ごろの成立。かつて領主から「古き事」を下問された際、「書残したる物」がなかったために答えられないことがあったと冒頭に記していることから、領主が必要とする情報を、分野別にまとめて後世に伝えることを目的に編さんされたことがわかる。形状は縦帳。

具体的には、水口岡山城時代のこと、要人の水口宿通行、災害、「往古町筋」などについて、

水口宿の記録類や記憶・伝聞などをもとに簡条書きで記される。他に類書をみず、「開書」のみにみえる情報も多いため、水口岡山城時代から17世紀中の水口町(宿)を考える際に欠かせない史料である。河合家には別に同内容の写本があるほか、水口藩領であった塩野村(甲賀市甲南町塩野)の個人宅にも写本が伝わっており、特に水口藩領において共有されていた可能性がある。これまで翻刻等は未公開である。

【史料16】は、「開書」のうち水口岡山城期、すなわち慶長5年(1600)以前のもを中心に、関係記事を抜粋したものである。特に重要な内容を列挙すれば、次のようである。

- イ. 天正13年(1585)の水口岡山城築城までは、東村・中村・西村からなる水口郷があった
 - ロ. 天正13年に中村一氏が築城。それにより町数・寺数が増加した。また、水口岡山城主として甲賀を知行する際、仲の悪かった出身地の滝村の者たちを「仕置」(処罰)した。
 - ハ. 天正18年に増田長盛が城主となった
 - ニ. 文禄4年(1595)に長東正家が城主となった
 - ホ. 慶長5年9月17日、長東正家が関ヶ原より帰城。すぐに日野へ向かい切腹した
 - ヘ. 17世紀中には、古城山内に人名を冠する屋敷の名が伝わっていた(→表20)
 - ト. 享保期には内堀の跡は残っていたが、外堀は消滅していた(→表20)
 - チ. 水口の東の出口は、当初は「大岡寺古屋敷の下」から「岸の堂」と呼ばれた円福寺の前を通り「新城領立岩の道」へ出る「川原道」だったが、のち川原を通らない道に付け替えられた
- すなわち、天正13年の築城に際しては水口郷の解体があり(イ)、築城とともに町が造成されて複数の寺が建立(ロ)、「岡山」の内には家臣団屋敷が区画され(ヘ)、内堀のほかには城下の外側に外堀が設けられたことがわかる(ト)。また享保期の水口の東の出口は当初のものではないこと(チ)や、水口岡山城主は中村・増田・長東の3代で、その期間は文禄4年から慶長5年9月までであったこと(ロ〜ホ)もわかる。このうち城主以外の情報は、享保期にまとめられたものとはいえ、「開書」からのみ明らかとなることが多く、注目に値する。

○【史料17】「近江輿地志略」享保19年(1734)

「近江輿地志略」は、享保19年(1734)に成立した、膳所藩儒寒川辰清が編さんした近江一国の地誌である。それまでの地誌類と同様多くの史書・歌集・軍記物・絵図・寺社縁起・伝承に基づいた記事が、典拠を示したうえで体系的に執筆されており、編者寒川自身のある程度客観的な考察も付される。江戸時代中期までの近江を知る上で不可欠なもの。その全文翻刻は戦前数度にわたり公開されているが、本報告書では宇野健一改訂・校注『新註近江輿地志略全』(弘文堂書店1976)を用いた。

【史料17】は、「岡山古城址」・「水口御殿跡」・「大岡寺」の項目を抜粋したものである。

「水口古城址」 「古昔の水口城なり」と記すように、近世水口城(碧水城)の築城前には水口岡山城が「水口城」と呼ばれていたことのほか、以下の内容が記される。

- イ. 麓から本丸までの距離
- ロ. 山上曲輪群の名称と規模

ハ、水口は鈴鹿山の西、「横田川」（野洲川）の東に位置する「要害の地」

ニ、城主の変遷

ホ、関ヶ原の戦いの後、池田備中守（長吉）の軍勢が城を囲み、開城後は池田が「台命」（將軍の命令）を受けて城を廃したこと

すなわち、イ・ロの具体的な内容は本章第3節の表16および17に示したが、【史料13】「淡海録」のものとはほぼ同一であり、17世紀後期段階の認識が18世紀前期にも引き継がれていたことがわかる。またハで水口を要害の地とする点は、水口岡山城がなぜ水口に築かれたかについて、江戸時代にどう認識されていたかを示すものとして興味深い。

【水口御殿跡】 慶長9年（1604）の東福門院（徳川和子）の「御旅館」として建築されたことが記される。ただし、東福門院が後水尾天皇の女御として入内のために上洛したのは元和6年（1620）であり、年代に錯誤がみられる。一方で、同御殿の築造にあたり水口岡山城跡の資材を用いたという伝承が水口にはあるが、その記述はみえない。

【大岡寺】 大岡寺に関しては、以下の内容が注目される。

ヘ、「大岡寺観音院」と号し、「岡山」（古城山）の「麓」にあることから俗に「岡の観音」と呼ばれていること

ト、創建は白鳳年中、行基の開基であること

チ、往古は「坊舎六院繁昌」の地であったこと

リ、天正年中の水口岡山城築城に際して、「水口の駅中」に移されたが、享保元年（1716）に「旧地岡山」に戻ったこと

すなわち、古代以来岡山（古城山）にあつて6院を構えて勢力があつた大岡寺が、水口岡山城築城のために移転させられたと認識されていたことがわかる。このうちヘ〜チについては史料上確かめようがないが、天正13年（1585）における水口地域の一大造成の様子についての伝承を書きとめた記事とみることができる。

○【史料18】「水口宿栄枯伝馬難言駅略記」享保年間（1716～36）

本史料は、近世水口宿の文書群「東海道水口宿文書」（市指定文化財）に含まれる、享保年間（1716～36）の宿役負担をめぐる争論に際して作成された史料で、水口宿の来歴についても言及がある。翻刻は「水口町志」下巻（水口町志編纂委員会1959）526～540ページに収録されている。形状は縦帳。

【史料18】はその冒頭部分を抜粋したもので、内容は以下の通りである。

イ、天正13年（1585）に中村一氏によって「岡山之城」が築かれた

ロ、水口は慶長5年（1600）の落城後に「御領」（江戸幕府領）となった

ハ、慶長6年（1601）には、東の「円福寺門前」を「江戸口」、西の「石橋」を「京口」と呼んでいた

特に重要なのはハの情報で、水口岡山城時代ではないが、城下のももとの東西の口は、いわゆる三筋町が合流する地点であったことを示唆しており、城下の東西の範囲を考える上で参考となる。

○【史料19】「文政十一年水口藩役所明細帳」文政11年(1828)カ

本史料は、『甲賀郡志』下巻(滋賀県甲賀郡教育会 1926) 1103 ページに収録されている記録である。原本や類書は残されておらず、表題から文政11年(1828)のもものと推測せざるを得ないが、『甲賀郡志』編さん時には残されていた水口藩の公的記録を抜粋したものと考えられる。

内容は、古城山山上の曲輪群の名称と規模、また山の高さや広さについて記したもので、その具体的な数値は本章第3節表16および17に示した。江戸時代後期段階における水口岡山城跡についての認識がわかる史料である。

○【史料20】「油日大明神諸記録」天保11年(1840)9月

「油日大明神諸記録」は、油日神社(甲賀市甲賀町油日)の重要文書や由緒などを天保11年(1840)にまとめたもので、油日神社やその周辺に伝来した史料などをもとにしたと考えられる記述が多い。近世油日神社の運営に深く関わった富田家に伝わったもので、「Ⅲ 富田誠家文書」43号文書として『油日神社関係文書調査報告書』(甲賀市 2007) 96～113ページに翻刻が収録されている。【史料20】は、そのうち「寺社由緒并由來之事」(Ⅲ-43-24へ、同110～111ページ)の一部分を抜粋したものである。形状は竖帳。

内容は、初代城主中村一氏が「水口」(水口岡山城)に在城していた天正16年(1588)に「神田」13.9石が寄進され、その後2代増田・3代長束、また水口岡山城落城後の甲賀に所領を持ち、近世水口城(碧水城)とも関係のある山岡道阿弥・同主計頭父子のころまでは同様の扱いを受けていたことを記す。

具体的には【史料6・9】を参照した記述と考えられるが、19世紀中ごろの油日神社においては、【史料15】「矢川雑記」とは逆に、水口岡山城時代のことが肯定的に伝承されていたことがわかる史料である。

○【史料21】「甲賀二十一家先祖書」近世後期

「甲賀二十一家先祖書」は、近世の甲賀郡に住んだ郷土「甲賀古土」(甲賀二十一家)の家格を持つ家々を中心に共有された由緒書の一つで、近世後期の成立と考えられる。甲賀古土とは、長享元年(一四八七)の室町幕府による近江守護六角氏攻めの際、六角方として参陣し、特に軍功のあった「二十一人」の子孫を称する者たちの、江戸時代における自称である。本史料は、冒頭に「服部氏」の出自に関する記載があることから、その二十一家のうちの服部氏関係者の手になる可能性が高い。現在、国立公文書館が所蔵する内閣文庫のうちに含まれる(請求番号157-0193)。これまで翻刻等は未公開である。

甲賀古土の由緒書は、ほとんどの場合は江戸幕府等への仕官活動のために作成されたもので、

特に徳川家康との関係は強調されるが、甲賀郡内に関する記述は非常に乏しいのが一般的である。その点、本史料は、水口岡山城主に関する情報を記しており、珍しい。由緒書にそうした情報が盛り込まれた理由は不明であるが、その情報は以下の通りである。

- イ. 初代水口岡山城主中村一氏は、多喜村（現甲賀市甲賀町滝）の出身で、父は藤井備後守、「甲賀御入部」の時に「広野」に多くの者を「上ヶ」て甲賀を「見下シ」て「諸士」を追い出し、天正13年（1585）5月から6年間城主
- ロ. 2代増田長盛は、「下甲賀」（現滋賀県湖南市域）の正福寺の住持で、秀吉により召し出され、300石、3000石と加増を受けて「甲賀岡山」に6万石で入り、大和へ20万石で国替え
- ハ. 3代長東正家は、野洲郡長東村（栗太郡長東村か）の出身で、13～15歳まで「北脇藤左衛門屋敷」に暮らし、のち井上豊後守に召し抱えられ、慶長5年（1600）9月19日に池田備中守の策によって水口岡山城を明け渡し、蒲生郡日野の「佐倉」で切腹
- ニ. 古城山の四周長、山裾から山上の曲輪までの距離、山上の曲輪の名称と規模（→表16・17）
イ～ハは城主に関するもので、典拠は不明ながら、それぞれの出身等、他史料にはない記述を確認できる。

また、本史料で特に注目されるのは、ニの情報に含まれる「徳祐屋敷」の位置と規模である。これは他史料にはみえないが、他の文献・絵図との比較から、具体的には曲輪3（三ノ丸）の東隣の曲輪5の情報とみてよい。「徳祐屋敷」は、従来【史料16】「閉書」に名称のみ確認されていた屋敷名で、山籠の家臣団屋敷の一つと考えられてきたが、本史料の記述から、曲輪5の名称であった可能性を指摘できる。

○【史料22】「水口藩士某覚書」明治末ごろか

本史料は、「甲賀郡志」下巻（滋賀県甲賀郡教育会 1926）1103～1104ページに収録されている記録である。原本や類書、表題にみえる「水口藩士某」についても不明である。明治44年（1911）7月との記述があるので、旧水口藩士が「甲賀郡志」編さんのために明治末ごろにまとめたものではないかと考えられる。典拠は示されておらず不明である。また、史料中に割注があるが、これが「水口藩士某覚書」に元々あったものか、「甲賀郡志」の編者が付したものは不明であるため、ここでは一応除外して考えておく。その内容は多岐にわたるので、以下に列挙しておく。

- イ. 「三雲城」（湖南市三雲の城か）を毀って「岡山城」の「石壁」とした
- ロ. 矢川神社の別当「教覚坊・円乗坊」を毀って「臈槽」とした
- ハ. 「頂上」に「本丸」・「二の丸」・「三の丸」の「内郭」を作り、別に「西丸」を築いた
- ニ. 「内部」から「蛇谷」を経て「下方」に通じる「塹坑」を穿った
- ホ. 「岡下」に「長濠」で「外郭」を作った
- ヘ. 郭と郭の間には「松檜諸樹の点綴」と家臣団の住む「上邸・下邸」があった
- ト. 城主は中村・増田・長東の3名で、それぞれの在城は6年ずつであった
- チ. 寛永年間に近世水口城（碧水城）を築く際に「旧城」（水口岡山城）の石材を用いた

リ。享保元年(1716)の大岡寺(甲賀市水口町京町、枳形1の北)再建、安政5年(1858)の慶円寺(甲賀市水口町本町、もと呉服町)重修に際し、水口藩主が残された礎石を用いたため、礎石に類する「巨石」は現存しない

ヌ。天和2年(1682)に加藤氏が水口に入封した時、「旧趾」(水口岡山城跡)の資材を用いたル。水口藩は、元禄2年(1689)に古城山への登山を原則禁止した

ヲ。明治44年7月に「旧本丸土中」から「鬼瓦」、その30間西から「五輪石塔」を発掘し、水口尋常高等小学校に保存してある

ワ。「赤坂路の右傍」に長方形の花崗岩で築成された「古井」が1ヵ所あるが、草樹のためほとんど埋没している。

イ・ロは築城に際しての伝承、ハ〜ヘは水口岡山城内の構造、トは城主、チ〜ヌは水口岡山城の資材の転用、ルは古城山への立ち入り禁止、ヲ・ワは本史料がまとめられた時の現状である。いずれも典拠が明確ではないため典拠史料としては弱い。が、原史料の筆者が旧水口藩関係者であることを信じてよいなら、水口岡山城とその廃城後の様子を考える際に参考とすることはできる。また、本丸やその付近から出土したという「鬼瓦」「五輪石塔」の所在は不明であるが、明治末年ごろにそうした遺物が出土する場所であったという記録としても有用である。

- 【史料23】「寛永諸家系図伝」池田長吉の項
- 【史料24】「寛永諸家系図伝」美濃部茂盛の項
- 【史料25】「寛永諸家系図伝」美濃部茂忠の項
- 【史料26】「寛永諸家系図伝」美濃部茂次の項
- 【史料27】「寛政重修諸家譜」池田長吉の項
- 【史料28】「寛政重修諸家譜」美濃部茂盛の項
- 【史料29】「寛政重修諸家譜」美濃部茂忠の項
- 【史料30】「寛政重修諸家譜」美濃部茂次の項

「寛永諸家系図伝」は、江戸幕府の命により寛永18年(1641)に編さん着手、同20年に完成した、大名・旗本約1400家の系譜集。諸家から提出された系譜をもとに、書式を統一して、真名本・仮名本の2種が作成された。近世前期の成立であることから、より古い時代の記述に関しては、後述する「寛政重修諸家譜」よりも信頼性が高い。国立公文書館に江戸幕府に献上された仮名本の原本186冊が残されており、「寛永諸家系図伝」14冊(続群書類従完成会1980～97)として活字化されている。本報告書では東京大学史料編纂所所蔵の謄写本(請求番号2075-1、データベース上で公開)を利用した。なお、日光東照宮には真名本が伝来しており、「日光叢書 寛永諸家系図伝」全7冊(日光東照宮社務所1989～91)として活字化されている。

「寛政重修諸家譜」は、江戸幕府の命により寛政年間(1789～1801)に編さん着手、文化9年(1812)に完成した、大名・旗本約2100家の系譜集。近世後期の成立であるため、特に近世初期ごろまでの記述に関しては注意が必要である。国立公文書館に江戸幕府に献上された原本1530巻が残されており、「新訂寛政重修諸家譜」(続群書類従完成会1964～67・2010・

2012)として活字化されている。

両書ともに、史料が現存しない大名・旗本家の動向を知る上でも欠かせない史料である。

【史料23～30】は、両書から水口岡山城に関係した池田長吉・美濃部茂盛・美濃部茂忠・美濃部茂次の4名の部分を抜粋したもので、両書の間に相違点が少ないことから、おおむね事実に基づいた記述がなされたものと考えられる。

これによると、池田長吉は、慶長5年(1600)9月に徳川方の命を受けて長東正家のこもる水口城を攻めて開城させたうえ、長東を切腹させたこと、長東が蓄えていた「金銀資材」を賜ったこと、11月には因幡鳥取城を与えられ6万石の領主となったとある。またこの時、水口出身の武士美濃部茂盛が池田に付属して水口城を請け取り、同族の茂忠・茂次らとともに水口城の守衛の任に着いたという。茂忠・茂次の2名は、池田が鳥取に移った後で甲賀に所領を与えられ、茂盛も「後甲賀郡に居し」とあるので、いずれも池田の直接の家臣という訳ではなく、特に水口岡山城の守衛のために置かれた者たちであったらしいことがわかる。

これらの記述から、水口岡山城は慶長5年9月に徳川方に接收されたものの、すぐに廃城とならなかったことが推測できる。

○【史料31】「池田家履歴略記」巻三

○【史料32】「改正三河後風土記」

【史料31】「池田家履歴略記」は、因幡鳥取半池田家の系譜史料。【史料32】「改正三河後風土記」は、天保8年(1837)に11代將軍徳川家斉の命により編さんされた、徳川氏の創業史を扱った史書である。いずれも「水口町志」下巻(水口町志編集委員会1959)16ページに、慶長5年(1600)に水口岡山城を開いた池田長吉と亀井茲矩の動向に関する部分が引用されており、本報告書ではこれを利用した。

【史料31】によると、池田・亀井の両名は長東を説得して水口岡山城を開城させた上で長東を切腹させ、「水口城中の金銀刀槩」を賜ったが、【史料32】によれば、その内容は「金銀黄金五千枚、銀三百貫目、金鬘斗つきの刀、脇差千こし、其外金銀を鏤めたる珍器、奇玩」であったという。また【史料31】によれば、長東がその「籍」(目録)を作成したとある。

すなわち、水口城には長東が管理する多量の資金や武具・道具が備えられていたことを示唆する記述といえる。

○【史料33】「江州甲賀郡水口村御検地帳」慶長7年(1602)9月吉日

本史料は、水口が東海道宿駅に指定された翌年、慶長7年(1602)9月に作成された、水口宿を対象とする検地帳で、「東海道水口宿文書」(市指定文化財)に含まれる。表紙に「五帖之内」とあることから、検地帳としては本来5分冊であったが、現状では写や不揃いのものも含めて4冊(B2-1・2・27・28)が残されている。また、これと同時期に作成されたと思われる宿内の「屋敷地書上帳」が1冊伝来しており(B-29)、あわせて取り上げた。

検地帳には、検地対象となった土地の名と、その土地の年貢を負担する名請人の肩書の部分

に、慶長7年(1602) 当時存在していた町名が記されている。水口岡山城の城下町を復元的に考える際の、重要な情報である。

(4) その他の史料

ここでは、水口岡山城築城以前の、古代・中世の水口および古城山に関する史料と、本節(2)・(3)の諸史料とは同列には扱えないが、参考までに水口本正寺の半鐘銘、さらに『甲賀郡志』(滋賀県甲賀郡教育会 1926の記述をあげておく。このうち【史料41~44】は『甲賀郡志』の本文で、特に【史料15】『矢川雜記』などを参照して執筆された部分であるので説明は省略し、【史料34~40・45】について述べる。

○【史料34】『百鍊抄』巻5 天仁2年(1109)2月3日~29日条

『百鍊抄』は、安和2~正元元年(969~1259)の出来事を漢文体で記した、鎌倉時代末期成立の編年体の歴史書。編者は不明だが、多数の貴族の日記を引用していることから、貴族の手になるものと考えられている。全17巻で、最初の3巻は欠本。本報告書で参照した箇所は、『大日本史料』第3編10冊592~593ページに収録されている。

【史料34】は、天仁2年(1109)2月3日から29日にかけての部分で、2月3日に起きた検非違使源義忠殺害の件に絡み、16日に京を出奔して朝廷の追討を受けた源義綱が、25日に甲賀で発見されて「大岡寺」で出家、29日には佐渡国に配流されたことを記す。

寺伝を除けば、大岡寺の存在が確認できる初見史料で、京からの逃亡先の1つとして甲賀や大岡寺が認識されていたこともうかがえる記述である。

○【史料35】『海道記』貞応2年(1223)4月4日条

『海道記』は、鎌倉時代初期の紀行文で、貞応2年(1223)4月に京都から鎌倉へ下り、5月に帰京の途につくまでの、道中あるいは鎌倉の様子が活写されている。著者は不詳だが、本文に従えば、京都白川に住む50余歳の出家者の手になるものである。いくつかの写本が存在するが、本報告書では、『新編日本古典文学全集』第48巻(中世日記紀行集)(小学館1994)所収のものをを用いた。史料編にあげた部分はその20~22ページに収載されている。

【史料35】は、京都を出発して甲賀に入った旅行初日の4月4日の部分を抜き出したもので、雨のなか[京→勢多橋→三上山→野洲川→若槻→横田山→大岳]という行程を歩んだことが知れる。このうち宿泊地となった「大岳」はのちに水口岡山城が築城されることになる大岡山(古城山)のことで、『海道記』の著者は、その「柴の宿」で眠ったことが記される。

ここからは、鎌倉時代初期という早い時期に、古城山近辺が京から鎌倉へ向かう際の初日の宿泊場所と認識されていたことが分かり、水口地域が早くから交通の要衝としての機能を有していたと考えることができる。

- 【史料36】「吉田家日次記」応永10年(1403)10月21日条
- 【史料37】「室町殿伊勢参宮記」応永31年(1424)12月14日条
- 【史料38】「伊勢紀行」永享5年(1433)3月17日条

この3点は、いずれも室町幕府將軍の伊勢参宮に関する情報が含まれる記録である。

「吉田家日次記」は、室町時代中期から後期にかけての、京都吉田社祠堂であった吉田卜部氏当主4代の日記の総称で、具体的には吉田兼熙の「兼熙脚記」(貞治5～応安4年(1366～1371))、吉田兼敦の「兼敦朝臣記」(永徳2～応永10年(1382～1403))、吉田兼致の「兼致朝臣記」(文明5～18年(1473～1486))、吉田兼右の「兼右脚記」(天文2～元龜3年(1533～1572))からなる。吉田神道の進展を、当時の政治情勢と絡めながら知ることのできる記録である。【史料36】は、そのうち室町幕府將軍足利義満が伊勢参宮の途次に水口に宿泊したことを記した、応永10年(1403)10月21日条を抜粋したもので、翻刻は『大日本史料』第7編6冊321ページに収録されている。

「室町殿伊勢参宮記」は、応永31年の將軍足利義持の伊勢参宮に際しての随行記録で、著者は不明だが、蹴鞠を家業とする飛鳥井家の当主で、歌人でもあった飛鳥井雅縁(宋雅)と考えられている。【史料37】は、そのうち水口に宿泊した12月14日条を抜粋したもので、本報告書では、『統群書類従』(再版、統群書類従完成会1924)第18輯ノ下1267～1268ページ(紀行部一・524巻)に収録されているものを用いた。

「伊勢紀行」は、永享5年(1433)の將軍足利義教の伊勢参宮に際しての随行記録で、著者は「新統古今和歌集」にも関わった、歌人である権大僧都亮孝。【史料38】は、そのうち水口に宿泊した3月17日条を抜粋したもので、本報告書では、『群書類従』(2版、経済雑誌社1899)第11輯1121ページ(紀行部八・334巻)に収録されているものを用いた。

いずれも、室町幕府將軍が伊勢参宮のために京を出立したその日に水口に宿泊していることを記す。これは前述の【史料35】とも共通しており、鎌倉時代前期に引き続き、室町時代であっても、水口は京から東国へ向かう時の初日の宿泊地となっていたことがわかる記録群といえる。

- 【史料39】「宗長手記」大永7年(1527)3月4日条

「宗長手記」は、室町時代後期に活躍した、連歌師宗長が記した上下2巻からなる日記で、上巻には大永2～6年(1522～1526)、下巻には同6～7年の記事が含まれる。内容は駿河～京都間の往復と駿河在国時の記録で、旅中の見聞や交流に加え、さまざまな情景を詠み込んだ歌が多く取められ、中世後期の時代状況を知る上で貴重な記録である。

ほかに「宗長日記」もあるが、これは享祿3年(1530)以降の宗長晩年の日記である。両書を「宗長日記」と呼ぶこともある。多くの写本があり、古くは塙保己一の『群書類従』・『統群書類従』に取められて刊行されているが、本報告書では、岩波文庫版の『宗長日記』(岩波書店1975)所取のものを用いた。史料編にあげた部分はその119ページに収録されている。

【史料39】は、大永7年3月4日の一部を抜き出したものである。「矢鳥」(滋賀県守山市矢鳥町)を出立して「甲賀水口」に到着した時に、「里」(人が住んでいる場所)が10町(約1.09km)

ばかり続き、また「関」（通行料を徴収する私関）が多く、方々から「関々」という声が聞こえたことを、歌を交えて記録している。

ここからは、室町時代後期の水口では、私関が多く設けられるほどに通行が盛んであったことに加え、人家がある程度連続していた様子を知ることができる。

○【史料40】水口本正寺半鐘銘 文禄元年（1592）カ

この半鐘は水口の日蓮宗本正寺（甲賀市水口町本町、中之町）に吊られているもので、「文禄元年／壬辰八月吉日」という年紀と、「江州甲賀郡／水口城下／本正寺什物」との所在と所蔵情報が刻まれている。

しかし、この文禄元年（1592）8月という銘は、寺伝にみえる本正寺の開基年である文禄4年（『甲賀郡志』下巻888ページ）と矛盾し、また文禄元年への改元日である12月8日も矛盾する。この銘が「本正寺什物」の銘と同時に刻まれたものとするれば、その伝来に疑問符が付く。とはいえ、本正寺は水口岡山城時代の開基ではあるので、様式上、当時の遺物であるとみてよいなら、水口岡山城の城下町は、当時「城下」と呼ばれていたことを示す銘文である。

○【史料41～44】（略）

○【史料45】『甲賀郡志』下巻第12編1章13節「大岡寺」

『甲賀郡志』のうち「大岡寺」に関する記述で、その要点は以下の通りである。

- イ. 大岡寺は白鳳14年6月18日に大岡山の上に開基した「大岡寺観音院」という古刹であること
- ロ. 盛時には16坊を数えたこと
- ハ. 永禄4年（1561）ごろには8坊、天正年間には「東坊」1坊にまで衰退したこと
- ニ. 天正13年（1585）の中村一氏による水口岡山城築城に際し、南方の「字地頭」に移転したこと
- ホ. 正徳4年（1714）に水口藩主加藤氏からの寺地寄進を受け、翌年に「古城山下」に移転、さらに翌享保元年（1716）に堂舎が完成し、寺号を「大岡寺」に改めたこと

これらの記述は、由緒も込められた寺伝に基づくので、その全てが事実とは言いがたいが、大岡寺が中世においては、一時はそれなりの規模を誇った寺院であったことがうかがえる。

第2節 絵図資料

（1）水口岡山城および城下町を描く絵図の残存状況

豊臣政権期の水口岡山城が機能した天正13～慶長5年（1585～1600）当時の絵図は現存

せず、後世に城跡や城下の構造を描いたもののみが残る。本報告書では、そのうち主要なもの8点を検討対象とした。成立年代は江戸時代初期の寛永期から明治初期までで、便宜上、これらを成立順に【絵図1～8】とよんでおく。これらの絵図は、全て本報告書の図版76～85にフルカラーで収録した。

【絵図1～3】は山上の曲輪情報を載せ、【絵図4】は江戸時代中期の城跡の実態を描く。【絵図5・6】は江戸時代後期になって作成された17世紀半ばごろの水口の姿を描いた考証絵図である。またこの6枚ともに山麓の城下町の内堀を描くが、城下町についての情報は断片的で豊臣政権期の水口岡山城下町の復原に利用する際には注意が必要である。

また、【絵図7・8】はいずれも明治初期のものであるが、土地の形状を把握するために有用な「地券取調絵図」（地籍図）と、内堀の名称を「八丁堀」と記する「水口村絵図」である。

以下個々の絵図について述べていくが、煩雑さを避けるため、特に【絵図1～6】にみえる水口岡山城や城下町に関する詳細な内容は、本章第3節で別途表をあげることとし、ここでは原則として絵図の概要にのみ触れることとする。

(2) 個々の絵図の概要

○【絵図1】「江州水口絵図」Ⅰ 寛永10年(1633)以前カ 図版76

本絵図は、水口岡山城の西方に江戸幕府3代將軍徳川家光の宿館として近世水口城(碧水城)の普請・作事が行われた、寛永10年(1633)以前の成立と考えられる。水口岡山城跡を描く、最も古い絵図である。二条城・大坂城・駿府城など、いわゆる公儀普請で築城された幕府直轄城の普請・作事に密接に関わった、京都大工頭の中井家に伝来した「大工頭中井家関係資料」(重要文化財)に含まれる絵図で、谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』(思文閣2003)にカラー図版が収録されている。東西151.0cm×南北90.2cm。

本絵図を中井家が大工頭の立場で描いたのか、あるいは他者が描いたものを中井家が入手したのかといった点は不明で、作成意図は判然としなない。

絵図としては、三筋町や野洲川、一般に水口御茶屋と呼ばれる將軍の宿館である「御殿屋敷」、さらに現在美濃部屋敷跡と呼ばれる水口出身の土豪美濃部氏の屋敷跡と思われる「古屋敷」を描くなど、主要施設のおおよその位置関係と規模を示した、水口全体の見取り図といえるものである。

○【絵図2】「江州水口絵図」Ⅱ 寛永10年(1633)ごろカ 図版77

本絵図は、【絵図1】と同様京都大工頭中井家に伝わった「大工頭中井家関係資料」(重要文化財)に含まれるもので、近世水口城(碧水城)の具体的な予定地が貼紙で示されていることから、築城直前の寛永10年(1633)ごろの成立と考えられる。全体的な構図は【絵図1】に類似し、水口岡山城跡を描く、最も古い絵図の1つである。前述の「大工頭中井家建築指図集」(思文閣2003)にカラー図版が収録されている。東西218.0cm×南北80.8cm。

【絵図1】と同様、本絵図もその作成意図は判然としませんが、道筋・町名・川筋をはじめ、水口御茶屋・美濃部屋敷跡・近世水口城を描いており、主要施設のおおよその位置関係と規模を示した、水口全体の見取り図といえる。

○【絵図3】「江州水口城図」寛永11～天和2年(1634～1682) 図版78

本絵図は、近世水口城(碧水城)が描かれ、かつ水口藩が成立する前の状況を示していることから、寛永11～天和2年(1634～82)の間に成立した絵図と思われる。近世初期に水口宿にあった東伝馬町・西伝馬町のうち、東伝馬町のみが明記されて、西伝馬町には「札場」だけがあるように描かれていることからすると、西伝馬町が衰退していた17世紀後期のものとみてよいと思われる。

現在国立公文書館が所蔵する内閣文庫のうちに「日本分国絵図」の81(請求番号176-0282)として伝わるが、「明治十四〇献本」とあるので、明治14年(1881)になって、もとの所有者から国に献本された絵図であることがわかる。東西80.1cm×南北28.2cm。

道筋や町名、寺社の位置なども17世紀後期当時の情報として正確で、古城山本丸と近世水口城の距離が詳細に註記されている点なども含めて、史料としての信頼性は高いとみられる。絵図中で彩色がなされているのは道と神社の鳥居を除けば、古城山と山上曲輪群、そして内堀のみであることから、本絵図の主題が古城山全体にあることがわかる。

ちなみに、城跡と古城山周辺についての文字情報は、先述した【史料13】「淡海録」(1689～97年成立)とほとんど一致しており、共通する資料が参照されたか、【史料13】の記述自体が【絵図3】あるいはこれに類する資料にもとづいている可能性がある。

○【絵図4】「甲賀郡水口御領分租絵図」正徳2年(1712)8月 図版79

本絵図は、加藤氏が水口に再入封した正徳2年(1712)に水口美濃部村から水口藩に提出されたもので、かつて水口藩が所蔵し、明治維新後滋賀県に引き継がれた。現在は「滋賀県歴史的な文書」のうち「水口県引継文書」の1つとして滋賀県に収蔵されている。請求番号は明へ60-11。東西204.2cm×南北63.4cm。

水口藩の所領把握のために作成された、近世の水口美濃部村全体を描いた絵図であるため、寺社の位置と町名・道筋・川筋および土地利用の表示が主で、山は実際の景観を意識した表現がなされている。

○【絵図5】「水口村周辺色絵図」江戸時代中期～後期 図版80

【絵図6】との関係から、文政13年(1830)ごろまでに成立したと考えられる絵図で、水口宿に関する古文書群「東海道水口宿文書」(市指定文化財)に含まれる。史料番号はE-1-3。東西372.0cm×南北165.0cm。

水口城番時代(1634～82)の水口を描いた考証絵図で、水口の町筋を中心とする、いわゆる近世の水口美濃部村の範囲を描いたもの。特に近世水口城(碧水城)に設けられていた米蔵

などの施設や、同城周辺の人家・寺社の情報などの復元に関心があったと考えられる。

その一方で、絵図の主題から外れた水口岡山城跡については、「古城山」とのみ註記されて城跡は描かれない。山の中腹以上には松が描かれるのみで、山麓のいわゆる古城廻りに関しても大手や平坦地等についての特段の表現はない。ただし、山麓の内堀に関しては水の有無を示すと考えられる特徴的な表現がなされている。

○【絵図6】「水口絵図」 文政13年(1830)6月 図版81・82

文政13年(1830)6月に作成された写で、水口藩の大庄屋であった水口藩領蒲生郡日野町(滋賀県蒲生郡日野町)の豪商・中井源左衛門家に伝来した「中井源左衛門家文書」に含まれる絵図。現在は滋賀大学経済学部附属史料館の所蔵。東西77.5cm×南北44.2cm。

水口城番時代(1634～82)の水口から、水口藩時代(1682～)の水口への変化を示した考証絵図。【絵図5】と構図や細部の描きぶりが似ており、同じ原図を元に作成されたものを、文政13年に写したものと思われる。絵図の右下に「本中井秘書／重兵衛写之」との註記があり、中井家当主が関心をもって写し取ったものであることがわかる。

そのため、【絵図5】同様に、近世水口城(碧水城)とその周辺の情報は詳細である一方で、水口岡山城跡についての情報はない。そして、山麓の内堀に関してもやはり【絵図5】とほとんど同じ形状で水の有無が示されている点が特徴的である。

○【絵図7】「地券取調絵図」 明治7年(1874)ごろ 図版83・84

明治初期の水口宿一帯を描く地籍図である。「地券取調絵図」という表題、戸長・副戸長という明治初期から前期にかけて使用された役職名、そして「百姓惣代」という江戸時代風の肩書を持つ者が9名連署していること(江戸時代の水口は、町方である「水口町」と、村方である「水口美濃部村」からなっていたが、村方はさらに9つの「小村」に分かれ、それぞれに「小庄屋」が置かれていた)などから、地租改正に伴う「地券取調絵図」が盛んに作成され、かつ江戸時代の遺制もまだ色濃かった明治7年(1874)ごろの成立と考えられる。

絵図は西と東の2枚に分かれ、内題には西は「地券取調絵図之六」、東は「地券取調絵図之七」とある。これが2部ずつ計4枚が作成され、最終的に水口歴史民俗資料館に伝来した。同館に伝来した経緯は不詳だが、おそらく明治期に水口村から旧水口町に引き継がれたものが、その歴史的価値を踏まえ、歴史資料保管の機能を有する同館に移管されたものと考えられる。

ただし、虫喰等によって開披不能の状態にあったため、平成26年10月15日～同28年3月31日の期間、京都造形芸術大学日本庭園・歴史遺産研究センター歴史遺産研究部門に委託し、展開処置と仮裏打ちを施し、内容を確認した。その結果、2部ともに描く範囲は同一であるが、一方には土地1筆ごとに朱書きで漢数字が書かれた付箋が付されていた。これは恐らく、地番変更が行われた際、新たな地番を該当箇所につしたものであろう。絵図には表紙があり、付箋なしのものは青色、付箋ありのものは茶色で、その中央の貼紙に示された字名によって、絵図の描画範囲がわかるようになっている。甲賀市蔵。法量は以下の通りである。

「地券取調絵図之六」(付箋なし): 東西 236.0cm × 181.2cm

「地券取調絵図之七」(付箋なし): 東西 231.5cm × 181.7cm

「地券取調絵図之六」(付箋あり): 東西 232.0cm × 183.0cm

「地券取調絵図之七」(付箋あり): 東西 231.6cm × 181.4cm

なお、本絵図のほかに、水口村の別の場所を描く「地券取調絵図之一」から「地券取調絵図之五」までが伝来しており、やはり2部ずつ作られている。

内容は、古城山についてはまばらに木がある山を絵画的に描き、「(朱筆)官林古城山」および「反別拾六町五反歩之内」と註記するのみで、官林であり租税対象外の土地であったとすること以外、具体的な姿は不明である。一方、近世以来畑地として開発の対象となった山麓の「字古城廻」は、ほとんどが「畑地」に色分けされて、土地の形状・地積・地番が明記されている。三筋町の旧水口宿部分は、すべて「家地」の色分けがなされており、整然と長方形で区切られた町屋敷が連続していた様子が伺える。内堀は、非常に細い水路として描かれているのみで、名称は記されていない。

江戸時代段階では作成されなかった、ある程度精密に土地の形状を表現した絵図であり、城郭や城下町の範囲を考える際の参考となるものといえる。

○【絵図8】「甲賀郡水口村」 明治初期～明治18年

図版 85

戸長・副戸長という明治初期から前期にかけて使用された役職名と、就任者の名前からみて、明治初期から同18年(1885)ごろに作成されたと考えられる絵図。山・河川などの土地利用状況や道筋・橋・河川・水路・堤防施設の規模・管理主体の情報を、水口村の村役人が集約して県に提出したもので、その内容は県の要請によるものと考えられる。現在は、「滋賀県歴史的文書」明へ3-1として滋賀県の所蔵にかかる。東西79.5cm×南北56.2cm。

城跡については何も描かれないが、内堀について「悪水路、字八丁堀、流末当村内ニテ字一ノ井江落合」、長さ820間(約1.5km)、幅3～9尺(約0.9～2.7m)との註記がある。このうち長さは水口町と野洲川の間にある「一之井」(用水路)までの距離であるため参考にならない。すなわち、内堀は少なくとも明治前期には「八丁堀」と呼ばれる「悪水路」(排水路)で、その幅は3～9尺(約0.9～2.7m)であったことがわかる。

第3節 小結

本章1・2節を踏まえ、文献史料および絵図資料からみた水口岡山城について要素ごとにまとめておく。

1. 古城山と城郭

(1) 古城山の規模（周長、山麓から本丸までの距離）

水口岡山城跡の範囲等を考える際の参考となると思われる、古城山の周長および山裾から本丸までの距離について、【絵図1～3】と【史料13・17・19・21】から関係する情報を抽出した表16によって述べておく。

まず周長であるが、寛永期の古城山を描く【絵図1・2】は、周長を20町（約2.1km）ほどとし、特に【絵図2】では南北辺8町（約0.9km）ずつ、西辺2町半（約0.3km）、東辺2町（約0.2km）と、具体的な大きさが註記される（この数値を便宜的にAとする）。特に城下に平行する南辺が8町であるとする点は、内堀が別名「八丁堀」（【絵図8】）とも呼ばれていたこととの関係をうかがわせる。

これに対し、17世紀後期以降の【絵図3】・【史料17・19・21】は、周長を27町38間（約3.0km）ほどとする（この数値を便宜的にBとする）。【絵図3】では北辺について「是より西堀之角迄」と註記し、東辺については古城山東麓の道筋沿いに「南北三丁九間」と註記していることから、Bの数値は内堀の外周を基準に、内堀の無い部分は山裾や道を境界として計測されたものであることがわかる。Aの情報は後世にみえないことから、Bの数値が一般に周知されていたものと考えられる。

Aの20町とBの27町38間にはかなりの差があるが、両者ともに何らかの根拠ある数値であるとすれば、単なる計測方法の違いとともに、AからBの間に、古城山の範囲についての認識そのものが変化した可能性も想定できるが、ひとまず古城山の範囲は、山上の本丸（曲輪1-1）を中心として、周長20町～27町38間に収まるとみることができる。

次に山裾から本丸までの距離であるが、【絵図3】と【史料13・17・21】にみえる。【絵図3】では山裾を「山根」と表現する。【絵図3】系統の情報をもとにしたと思われる【史料17】は、西麓から本丸までの「追手」道を4町（約0.4km）、東麓から本丸までの「搦手」道を3町51間（約0.4km）とし、「山根」を城への入口である枳形とみて、そこから本丸までの道筋の距離と解釈したことがわかる。同様に、【史料13】も「古城山高、西追手山根本丸迄四町上」とあって、西麓-本丸間の4町を「西追手」からの道の距離と解釈している。

これに従えば、【絵図3】にみえる南麓-本丸間の2町27間（約0.3km）は、本来の大手である枳形1から本丸までの大手道の距離ということになる。

しかしこの2町27間（約0.3km）という数値は、より信頼性の高い【絵図1・2】にみえる枳形-本丸間の大手道の距離220～230間（3町40間～3町50間＝約0.4km）よりも大幅

に小さく、【史料17】の記述が誤りである可能性が高い。そもそも【絵図3】は、道筋ではなく山の四方に距離の註記を配している点からも、表16にまとめた山裾から本丸までの距離は、その正確な基準点は不明だが、「山根」の字義通り、四方の山裾から本丸までの直線距離と考えた方がよい。なお、【史料21】には西丸～本丸間、東山裾～徳祐屋敷間、徳祐屋敷～三丸間の距離情報が記されているが、【史料21】には数値の誤記も多く、比較すべき史料もないため、省略した。

また、【史料19】の「山高」1町10間(約127m)・東西225間(約0.4km)・南北220間(約0.4m)という数値は、他の史料にみえない独自の情報である。「山高」は現状の山裾と山上との比高差に近く、東西南北の範囲もおおむね曲輪1(本丸)に該当すると思われる。山裾から山上への距離情報ではないが、参考のため表16に示しておいた。

(2) 曲輪1(本丸)および櫓台(天守)

表17に示したように、絵図・文献史料には古城山の山上にある曲輪1-1～曲輪5-1の情報、特にその規模や位置関係に関する記述がみえる。

まず曲輪1-1であるが、【絵図1・2】では「本丸」と呼ばれ、東西60間・南北14間の区画があったことがわかる。また【絵図2】には南北方向に17間と14間という2種類の数値が書き込まれているが、これは「本丸」の広い部分と狭い部分を表現したものかと思われる。いずれにせよ、17世紀前期段階には、曲輪1-1全体を「本丸」とみなしていたことがわかる。

曲輪1に関しては、【絵図2】により詳細に描かれている。これによると、曲輪1-1東端の櫓台a-1を東西6間・南北8間の「天守」とし、西端の櫓台a-2については名称を付さ

表16 古城山の周長と本丸までの距離

典拠	古城山の周長				山裾から本丸までの距離			
	北辺	南辺	西辺	東辺	北	南	西	東
【絵図①】1633より前 「江州水口絵図」I	20町							
【絵図②】1633直前 「江州水口絵図」II	20町半							
【絵図3】1634～82 「江州水口城図」	8町	8町	2町半	2町	2町21間	2町27間	4町	3町51間
【史料13】1689～97 「淡海録」	9町27間	9町16間	5町46間	3町9間	2町21間		4町	3町51間
【史料17】1734 「近江輿地志略」	27町38間				2町21間		4町	3町51間
【史料19】1828 「水口藩役所明細帳」	27町38間				(山高1町10間・東西225間・南北220間)			
【史料21】近世後期 「甲賀二十一家先祖書」	9町27間	9町16間	9町46間 *1	3町9間	20町21間 *2	20町27間 *3	*4	*5

*1 9町は5町の間違いと思われる *2 *3 20町は2町の間違いと思われる *4 西丸～本丸間の距離を29間とする *5 東山裾～徳祐屋敷間の距離を1町55間、徳祐屋敷～三丸の上間の距離を21間とする

ず14間とのみ記す。すなわち17世紀前期段階では、「本丸」の東端に「天守」があると明確に認識されていたことも判明するのである。

一方、【絵図3】および【史料13・17】では13間四方の区画を「本丸」とする。これはその位置と規模からみて、曲輪1西端の櫓台a-2のことである。特に【絵図3】・【史料13】では曲輪1-1全体を「屋敷(形)」、すなわち平坦地と呼び、その西端の13間四方の区画を特に「(山上)本丸」と呼んでいる。【史料17】はこれに従ったものらしく、曲輪1-1全体については何も記さない。

すなわち、17世紀後期段階には、曲輪1-1のうち西端の櫓台a-2のみを「本丸」とみなす考え方が出てきていたことがわかる(ただし、当時そう判断した根拠は不明)。また、【絵図2】にみえるような「本丸」の中の「天守」という本来の関係ではなく、櫓台状の部分のみが「本丸」と認識されるようになった可能性も合わせて指摘しておきたい。

なお、曲輪1-1全体を「本丸」とみることは、19世紀前期の【史料19・21】に規模の大きい「本丸」記載があることから、一応後世まで引き継がれた情報でもあったようである。

最後に、櫓台a-1・2に関しては「石垣」の情報がある。【絵図2】では櫓台a-1は高さ9間、櫓台a-2は高さ3間半の石垣が残されていたことがわかる。両櫓台が直線かつ急角度に描かれていることから、17世紀前期段階にはっきりと視認できる形で石垣が残っていた可能性を想定できる。

表17 山上の曲輪群

典拠		曲輪1-1		曲輪2-1	曲輪3-1	曲輪4-1	曲輪5-1
		(全体)	櫓台a-1 櫓台a-2				
【絵図1】1633より前 「江州水口絵図」I	表記 規模	本丸		63×18		23×23	23×22
【絵図2】1633直前 「江州水口絵図」II	表記 規模	本丸 60×17 ×14	天守 6×8 ?×14	33×2	32×18	23×22	23×22
【絵図3】1634~82 「江州水口城図」	表記 規模	屋敷形 63×14	本丸 13×13	二ノ丸 32半×21	三ノ丸 35半×17	西ノ丸 24×22	屋敷形 24×22
【史料13】1689~97 「淡海録」	表記 規模	屋敷	山上本丸 13×13	二ノ丸 32半×31	三ノ丸 35×17	西丸 24×23	屋敷 24×22
【史料17】1734 「近江輿地志略」	表記 規模		本丸 13×13	二の丸 32半×21	三の丸 35×17	西の丸 24×23	
【史料19】1828 「水口藩役所明細帳」	表記 規模	本丸 70×15		二の丸 35×14		西の丸 25×25	
【史料21】近世後期 「甲賀二十一一家先祖書」	表記 規模	本丸 63半×14		二ノ丸 32×21	?×17	西ノ丸 24×33	徳祐屋敷 22×24
【史料22】明寺末カ 「水口藩士覚書」	表記 規模	本丸		二の丸	三の丸	西丸	

表最上段の数字は曲輪遺構の番号。規模欄の数値の単位は「間」、原則として東西×南北の順。絵図・史料に「十三間四方」や「三十二間半」のようにあるものは、それぞれ「13×13」「32半」のように表記した。空白は絵図・史料に情報が無いことを示す。

【史料19】「水口藩役所明細帳」は本丸の南北70間について、一説に17間であるとする(ただしその根拠は不明)。【史料21】は本丸について「内二塩燗蔵ノ跡アリ」と註記をする。【史料22】「水口藩士覚書」は本丸・二の丸・三の丸を合わせて「内郭」とする。

(3) 曲輪2～5 (二の丸・三の丸・西丸など)

曲輪2-1～曲輪5-1について、引き続き表17をもとにみる。

曲輪2-1～曲輪4-1については、【絵図3】や【史料13】以降それぞれ「二ノ丸(二の丸)」「三ノ丸(三の丸)」「西ノ丸(西丸・西の丸)」とあり、少なくとも17世紀後期以降は、一般的にそのように呼ばれていたことがわかる。17世紀前期の【絵図1・2】には残念ながら名称は記されない。曲輪5は【絵図3】・【史料14】に「屋敷(形)」とあるのみだが、【史料21】の記述から、「徳祐屋敷」と呼ばれていた可能性がある。なお、【絵図1】によれば、各曲輪の高さは、高い順に「曲輪1-1(本丸)>曲輪4-1(西丸)>曲輪2-1・3-1(二ノ丸・三ノ丸)>曲輪5-1」となっている。

曲輪2-1(二ノ丸)の規模は、【絵図2】に東西33間×南北20間、【絵図3】・【史料17】に東西32間半×南北21間とある。【史料13】が東西を31間とするのは、【史料13】がほかの様々な点では【絵図2】とほとんど同じ情報を載せていることからみて単純な間違いであろうし、【史料19】の35間×14間はおそらく曲輪3-1(三ノ丸)と取り違えたものと思われ、【史料21】が東西を32間として「半」を欠いているのも単純な誤記と思われる。少なくとも18世紀中ごろまではほぼ同規模の曲輪情報が伝わっていたとみてよく、【絵図2】の規模も信頼に足ると判断できる。

曲輪3-1(三ノ丸)の規模は、【絵図2】では東西32間×南北18間、【絵図3】では東西35間半×南北17間、【史料13・17】はともに35間×17間とする。【史料19】の「二の丸」35間×14間も本来は「三の丸」の情報と考えられ、【史料21】が17間のみを記すのは、書き落としと思われる。時系列で見れば、17世紀前期の【絵図2】の段階以降、17世紀後期から19世紀前期にかけては東西方向に3間ほど広く、南北方向に1間ほど狭く記録されている。ただ、南北方向の変化は比較的小さいので、おおむね【絵図2】の規模も一応信頼できるとみてよい。

また【絵図3】では、「二ノ丸」(曲輪2-1)の東辺と南辺、「三ノ丸」(曲輪3-1)の西辺と南辺にそれぞれ石垣が描かれているが、これより前の【絵図1】でも、石垣表現のある「本丸」(曲輪1-1)と同種の表現が曲輪2-1・3-1部分になされていることから、17世紀後期までは、曲輪2-1・3-1にそれなりのまとまりでの石垣が残っていた可能性がある。

なお、【絵図1】では曲輪2-1・3-1を1つの曲輪として描くが、これはその描画の仕方からみて、山上の曲輪群を高さ別に表現した結果と思われる。ちなみに東西63間×南北18間という規模は、時期の近い【絵図2】の曲輪2-1・3-1を足したものに近い。

曲輪4-1(西ノ丸)の規模は、【絵図1・2】では23間四方、【絵図3】・【史料13・17・21】では東西24間×南北23間、【史料19】では25間四方となっており、曲輪1-1(本丸)や曲輪3-1(三の丸)と同様、若干のブレはあるが、連続して記録されている。

曲輪5-1(屋敷(形))の規模は、【絵図1・2】では東西23間×南北22間、【絵図3】・【史料13】では東西24間×南北22間とあり、ほぼ変化はみられない。【史料21】は東西と

南北を逆に記しているが、同じ数値である。また18世紀以降の文献には【史料21】を除いて記述がみえなくなるため、18世紀の早い段階で主要な曲輪としては認識されなくなった可能性がある。

なお、【史料22】「水口藩士某覚書」は「本丸・二の丸・三の丸」を特に「内郭」、そこから「岡下」の内堀までを「外郭」と呼んでいる。

(4) 【絵図2】にみえる寛永期の石垣・堀・井戸・御殿

絵図のうち、水口岡山城跡を詳細に描く【絵図2】をもとに、本章第2節・3節で扱った部分以外の情報をまとめた表18によって、いくつか指摘しておく。

まず山上である。曲輪1-1の東西端には、槽台a-1・a-2があるが、その「石垣」について、東端は高さ9間（約16.4m）、西端は3間半（約6.4m）との註記がある。

また曲輪と曲輪の間に設けられた堀切についても、「堀」の註記とともに4箇所もの切れ込みが表現されている。具体的には堀切c-1（曲輪1-1と曲輪2-1の間）、堀切c-3（曲輪2-1と曲輪3-1の間）、堀切c-6（曲輪1-1と曲輪4-1の間）、堀切c-8（曲輪4-1と曲輪5-1の間）がそれぞれにあたるが、それぞれの幅（東西）と長さ（南北）の数値は、おおむね検出された遺構に合致するようである。

さらに本丸東側の直下には調査では未検出である東西7間×南北24間（12.7m×43.6m）の平坦地が描かれている。

次に井戸である。全部で3箇所あり、1つめは大手道の中腹で、本丸まで道なりに88間（約160m）・直登で50間（約90.9m）、2つめは西の登り道の山上近くで、本丸まで道なりに56間（約101.8m）・直登で20間（約36.4m）との註記がある。3つめの井戸は絵図の範囲外となる古城山の北裏で、場所は「北原」（北側の平坦地の意か）に4間（約7.3m）下りたところ、道なりに行けば1町（約109.1m）であるという。いずれも今回の調査では未検出であるが、明治末

表18 【絵図2】にみえる石垣・堀切・井戸・御殿屋敷の記載

	絵図の表記	対応する遺構番号	東西(間)	南北(間)	高さ(間)	註記
山上	石垣(本丸東)	a-1			9	
	石垣(本丸西)	a-2			3半	
	堀(本丸の東)	c-1	10	21		
	堀(二丸の東)	c-3	4	18		
	堀(西丸の東)	c-6	5	23		
	堀(三丸の東)	c-8	3	24		
	(本丸東側石垣直下の平坦地)	(未検出)	7	24		
山腹	井(中央道筋)	(未検出)				是方本丸迄道筋88間、直上リテ50間
	井(西側道筋)					是方本丸迄道筋56間、直上リテ20間
	井(絵図範囲外)					此北原二4間下リテ井在、但本丸ヨリ道筋1丁
山麓	古御殿屋敷	(範囲外)	60	20	2半	古御殿屋敷ヨリ堀迄34間、はろく地
	新御殿古屋敷	(範囲外)	55	20	2半	御殿屋敷ヨリ堀迄20間、はろく地

年ごろの【史料22】に「赤坂路の右傍」に長方形の花崗岩で築成された「古井」が1箇所あるが、草樹のためほとんど埋没しているとの記述もあり、絵図の位置関係や距離情報がある程度正しいとすれば、今後検出される可能性もある。

最後に山麓の2つの屋敷跡である。これを描くのは【絵図2】のみで、西側の「古御殿屋敷」、東側の「新御殿古屋敷」の存在時期や築かれた目的は不明である。ただ、単なる屋敷ではなく「御殿」とあるので、城下の南にある將軍の宿館である「御茶屋」（水口御茶屋）や、当初同様の目的で古城山西の平地に築かれた近世水口城（碧水城）と同様の機能を持った施設であった可能性がある。この2つの御殿のどちらか、あるいはいずれもが水口岡山城期より後に築かれたものであれば、水口岡山城の部材が転用された施設であったことも想定される。

なお、この両御殿から内堀までの距離も註記されており、その間は「ろく地」（平らな土地）であるとの記述がある。これも寛永期時点での両御殿付近の地形情報を示すものといえ、今後の参考にもなると考えられる。

2. 山麓

(1) 枅形と山上への道筋、および土塁

山上に築かれた水口岡山城には、当初山麓に中央・西・東に計3箇所の入口が設けられていた。【絵図1～3】はこれを描くが、表19はその情報をまとめたものである。史料上全てに統一した表記は見当たらないので、便宜上中央を「枅形1」、西を「枅形2」、東を「枅形3」と呼ぶこととする。

【絵図1】には枅形1のみが描かれる。これは「大手」と註記があるように、城下から本丸へ向かう、いわゆる大手道の入口であったことがわかる。【絵図2】では枅形1～3が全て描かれるが、枅形1は【絵図1】と同じで、直進を防ぐ構造を持つように表現されているのに対し、枅形2はより単純で、枅形3は東側のみしか描かれない。これが水口岡山城の枅形の当初の姿であるかは不明だが、少なくとも寛永期にはその設備が残されていたことがわかる。

これに対して【絵図3】では枅形1がなくなり、東西の枅形のみが描かれている。いずれも片側だけの表現であり、枅形2は「西追手」、枅形3は「追手口」と呼んでいたようである。これをそのまま解釈すれば、17世紀後期段階には中央入口の枅形は失われ、東入口の枅形3が「追手」（大手）と認識されていたことになるが、その事実関係は他に史料がなく、不明である。ただ、かつての大手道があったであろう部分に「清水有」、すなわち湧水があるとの註記がみえることからすると、枅形1は水気の多い道が使われなくなったことにより早くに姿を消したということも考えられる。

【甲賀郡志】では、城の入口を「追手口を伴町口に開き、搦手口を八幡口に設け」とするが、ここでも中央の本来の「大手」の存在は忘れられている（【史料43】）。

さて、表19に示したように、各枅形からは本丸への道が延びている。これに関する情報は【絵

表19 升形および山上への道

典拠		升形			升形から延びる道		
		1 (中央)	2 (西)	3 (東)	升形1 ~本丸間	升形2 ~本丸間	升形3 ~本丸間
【絵図1】1633より前 「江州水口絵図」I	表記 表現	大手 升形			230間 色線	色線	色線
【絵図2】1633直前 「江州水口絵図」II	表記 表現	大手 升形	升形	升形 (東のみ)	220間 二重線	二重線	二重線
【絵図3】1634~82 「江州水口城図」	表記 表現		西追手 升形 (東のみ)	追手口 升形 (東のみ)	(清水有) (二重線)	朱線	朱線
【史料17】1734 「近江輿地志略」	表記					追手 4町?	搦手 3町51間?

【図1~3】のみで、文献史料にはみえない。【絵図1・2】では枳形1「大手」からの道にのみ220~230間(約0.4km)という距離情報がみえる。これと3本の道の屈曲表現は、山麓から山上への道の復元に有用な情報となる。【絵図3】では、枳形1が描かれない関係で、道も東西のもののみである。距離は示されず、得られる情報は屈曲表現のみとなる。

ところで、【史料17】「近江輿地志略」にも枳形2からの道を「追手」4町(約0.4km)、枳形3からの道を「搦手」3町51間(約0.4km)とする情報があるが、これは【史料13】「淡海録」の「古城山高西追手山根本丸迄四町上、東山根迄三町五十一間」という記述を、「西追手」という文言を重視して、そのまま東西の入口からの距離と解釈したものと思われる。しかし【史料13】と同じ情報が描かれる【絵図3】をみると、道の距離というよりも山麓から山上までの直線距離と見た方が良く、枳形の呼称や道の情報としては不適切と考えられる。

なお、【絵図3】には、枳形と接続するかたちで、内堀に沿って色付きの細い筋が描かれている。これは、堀との関係からみて土塁を表現したものと考えられる。

(2) 内堀

城と城下を分ける堀を、享保19年(1734)ごろ成立の【史料16】「開書」の表記に従って、ここでは「内堀」と呼ぶこととする。文献・絵図上の情報は表20にまとめた。

内堀は、寛永期の【絵図1・2】で「古ほり」や「古城堀川」と呼ばれている。これは、水口岡山城が「古城」と呼ばれるようになったのと同じように同時に呼称が変わったものと考えられる。すなわち、内堀は単なる堀ではなく、水口岡山城に付随する「内堀」として認識されており、それは18世紀に入っても同様であった。これは近代にも共通で、【史料22】「水口藩士覚書」が「岡下」に外郭を環らすに長濠を以てし」と記すように、明治末年ごろでも、「長濠」=内堀は城郭部分(「内郭」+「外郭」)とその外にある城下部分とを分けるものと認識されていた。

明治期の【絵図8】には、内堀は幅3~9尺(約0.9~2.7m)の「八丁堀」とも呼ばれる「悪水路」(排水路)であったことが註記されている。

内堀の様子は絵図に良く表現されている。どの絵図でも古城山の南から西にかけて堀が廻ら

されているが、その東端は明瞭ではなく、自然に消えるように描かれる。これは内堀の東端が徐々に浅底となり地上とつながっている様子を表現したものであろう。

またどの絵図も空堀ではなく、水を湛えるように描く。これは明治期の【絵図8】でも同様で、少なくとも寛永期から水が流れていたことがわかる。ただし、【絵図3～5】では西から北に回り込む屈曲の多いあたりを、「カラホリ」や水の無い表現で描くなど、場所により水の湛らない箇所があったようである。

各絵図にみえる西から北にかけての特徴的な屈曲をもつ内堀の形状は、城域の確定の際に参考となる情報である。

なお、内堀に対して外堀もあったことが、【史料16】「開書」の記述から明らかとなる。その場所は「東町通り南裏」、すなわち三筋をなす城下町の南であり、状態は「から堀」であったという。享保年間には、すでに百姓たちの開発によって畑となって現存しないため、現在でもその痕跡は明確には知られていない。この記述通り外堀があったとすれば、水口岡山城の城下を囲む「惣構」の可能性も出てくるが、その有無を確定することは今後の課題の一つとなろう。

(3) 家臣団屋敷

家臣団屋敷についての情報は、【史料16】「開書」にみえる、「喜助の丸」「デンデ屋敷」「渡辺勤兵衛屋敷」「徳祐屋敷」などの屋敷名を、筆者の「若年の頃」、すなわち17世紀後半ごろまでは「言ひ伝へ」ていたという記述のみである。このうち「徳祐屋敷」については、【史料21】「甲賀二十一家先祖書」に山上の曲輪5-1の名称であることを示唆する記述があるので、家臣団屋敷ではない可能性がある。

いずれにせよ、「開書」が書かれた享保19年(1734)ごろには屋敷名そのものも人びとの記憶から失われていたことになる。事実、他に屋敷名を伝える文献は存在せず、その詳細は明らかにできない。

表20 内堀・屋敷・その他の記載

成立年代	内堀	屋敷	井戸	その他
【絵図1】1633より前 「江州水口絵図」I	「古ほり」 水流表現		1	古城山西側にみえる「本丸北八拾八間」の付属はもと井戸の註記
【絵図2】1633直前 「江州水口絵図」II	(「古城堀川」) 水流表現	古御殿屋敷(60×20間) 新御殿古屋敷(55×20間)	3	3カ所の井戸のうち、1カ所は範圍外のため文字情報のみ(表18参照)
【絵図3】1634～42 「江州水口城図」	「古城山惣堀」「カラホリ」 水の有無を区別			
【絵図4】1712 「甲賀郡水口御区分繪圖」	水の有無を区別			
【絵図5】江戸時代後期 「水口宿色絵圖」	水の有無を区別			
【絵図6】1830 「水口絵圖」	水の有無を区別			
【史料16】1734ごろ 「開書」	「跡は今二残り」	岡山の内二番助の丸デンデ屋敷・ 渡辺勤兵衛屋敷・徳祐屋敷併		「外堀は東町通り南裏にから堀の跡有之様得共、百姓共皆々にうから、堀にして今はなし」
【史料19】1829 「水口藩役所明細帳」		御殿屋敷(長60×横50間)		
【史料21】近世後期 「甲賀二十一家先祖書」		徳祐屋敷(22×24間)		「徳祐屋敷」は、曲輪5を指すか
【史料22】明治末の 「水口藩土質書」	「眼下に外堀を遺り環ら ず長溝を以てし」		1	「赤坂路の右側に一泓の古井を存す。四辺悉く長方形の花崗岩を積み重ね積も完全に築成せしも其深淵るべからず。復今草樹萌生して殆んど埋没したるかに知し」

3. 水口岡山城下

(1) 築城前（～天正13年 1585）

水口岡山城が築城される前についての情報は乏しいが、天正12年（1584）ごろまでは、東村・中村・西村に分かれ、天王石橋より大岡寺古屋敷（字地頭）の下までは「水口一郷」と呼ばれ、水口で町数・寺数が増加したのは築城後であったとされる（【史料16】）。

すなわち、築城と城下造成は、江戸時代には従来の水口の景観を一変させたものと認識されていたが、築城・造成の過程や具体的な様子は不明である。

(2) 寺院の建立

水口岡山城期の城下町についてわかることは少ないが、いくつかの寺院が建立されたことが断片的に判明する。

水口大徳寺の寺伝によれば、中村一氏は、天正16年（1588）に、相模小田原大蓮寺の住職叡譽を招き、水口岡山城の西に2町四方の新たな境内地を設定して浄慶寺（のちの水口大徳寺）を建立したという（【史料14】）。また文禄元年（1592）8月吉日、「水口城下」本正寺の半鐘が鋳られたと考えられ、（【史料40】）、慶長2年（1597）には水口小坂町の真徳寺が願譽知源により開かれたという（【史料14】）。

また、慶長7年の「江州甲賀郡水口村御検地帳」（【史料33】）からは、「法花寺」（日蓮宗の本正寺カ）・「くわん音堂」（岡観音の通称があり、当時城下に移されていた大岡寺カ）・「円福寺」・「善福寺」・「西明寺」・「真光寺」（心光寺）といった、当時存在していた寺院名を確認できる。

(3) 城下の出入口

築城の際、岡山（古城山）の大岡寺は、城下南東の字地頭に移転させられたが、「大岡寺古屋敷」とも呼ばれたその場所の「下」から新城村立岩までの「古道」があった（【史料16】）といい、これが本来の水口岡山城下町の東出口であった可能性がある。

【史料18】「水口宿栄枯伝馬難言駅略記」によると、遅くとも落城翌年の慶長6年（1601）時点の水口宿の出入り口は、東の「江戸口」は円福寺門前（字地頭の東隣にあたる）を「儀峨立石の脇」へ出る道（「新城村立岩」付近）で、西の「石橋京口」は、天王町から鳥井前の一里塚を通るのが「古例」であったという。東出口はその後、川欠によって「作坂町の坂の下より川原へ出る道」→「松原町・片町の境から川原へ出る道」と変遷し、慶長10年（1605）になって、最終的に「今の海道」（川原へ出ない東海道ルート）が確定したという。

すなわち、水口岡山城時代は、西は「石橋」、東は「大岡寺古屋敷」・「円福寺門前」を城下

の端としていたのではないかと推測される。これは三筋町の合流地点と重なっており、城と城下との関係からみても不自然な点はないと考えられる。少なくとも江戸時代の絵図に水口岡山城時代の東出口は表現されていないが、その痕跡は字地頭付近に残されている可能性があるといえる。

(4) 町名

城下の町名を記した水口岡山城と同時代の史料は、現在のところ発見されていない。もっとも古い情報は、水口岡山城が徳川家に接収された2年後の、慶長7年(1602)9月の「江州甲賀郡水口村御検地帳」(【史料33】)である。ここにみえる町名は、比較的時期に近い、寛永年間(1624-1644)の町名がみえる【絵図2】を比較対象として作成した図81の通りであるが、これらはすでに徳川政権により拡張された結果である可能性もある。

検地帳は不揃いであるが、三筋町に限ってみると、北筋は東から湯屋町・大原町・中町・塗師屋町、東海道(中筋)は東から旅籠町・葛籠町(慶長6年の宿駅指定後、この2町は合わせて伝馬町と呼ばれた)・御池町・柳町・夷町・伴町・伊勢屋町・米屋町、南筋は東町・西町が確認できるほか、水口から蒲生郡の日野や近江八幡に抜ける道沿いに形成された堅町として坂町の名がみえる。

瀧町・池田町・呉服町・永原町・中島町・市場町・鎰(鍵)町・魚屋町の各町名は、検地帳からは確認できない。ただし、町割りとしては、少なくとも三筋町部分は一体として開発されたと考えられるから、欠本となっている検地帳にあったものと推測される。

一方、三筋町でない東方の片町・松原町は、天正13年(1585)当初から存在していた可能性はあるが、史料がないために推測の域をでない。

石橋以西では、天王町・北町・天神町の3町の名が確認できる。いずれも中世の美濃部郷に属するところで、天正13年に、中村一氏によって三筋町の中央に接続する道筋が設定された時に、同時に町立てされていたと考えることは可能である。なお、のちの史料にみえる河内町・小坂町は、欠本のためか、検地帳からは確認できない。

4. 歴史的なことから

(1) 築城以前の古城山と水口

水口岡山城の前史として、かつて「大岳」とも呼ばれた古城山と、その山下の変遷に関する史料が若干残されている。古い順にたどれば、以下の通りである。

まず伝承としては、7世紀末の白鳳14年6月18日に、大岡山(古城山)山上に大岡寺が開基したとされる(【史料45】)。これが史実か否かはともかく、古城山は、古代以来何らかの形で利用された場所であったことが指摘できる。なお、大岡寺は天正13年(1585)に中村

図81 慶長7年(1602)の水口村棧地帳にみえる水口町の町名

北筋
【絵図2】
慶長7歴教地
慶長7名請入

東海道
【絵図2】
慶長7歴教地
慶長7名請入

南筋
【絵図2】
慶長7歴教地
慶長7名請入

堅町
【絵図2】
慶長7歴教地
慶長7名請入

その他
【絵図2】
慶長7歴教地
慶長7名請入

〈三筋町部分〉

薬師屋町	中ノ町	真殿町	大原町	池田町	瀬町	遠藤町
ぬしや町	中町		大原町			ゆや町
	中町					ゆや*1
米屋町	伊勢屋町	伴町	真町	大池町	葛籠町	旗籠町
米や町	いせや町	伴町	桑ひす町	柳町	御池町	つら町
			桑ひす町			つら町
市場町	西町	中高町	永原町	東町	南すし*2	旗籠町
	西町			東町		旗籠町
	西町			東町		旗籠町

伝馬町	作反町	松屋町	片町
伝馬町	作反	松屋町	作反

坂町	魚屋町	宿町
坂町		

*1 「ゆや」は、職業としての「酒屋」である可能性がある。
 *2 「南すし」は、筋筋の全体を示す可能性があるが、他に「南町」の記載もみえることから、ここでは大部分を「東町」に該当するものとして扱った。
 【絵図2】は、寛永10年(1633)頃の【絵図2】江州水口絵図Ⅱにみえる町名を指す。
 【慶長7歴教地】は、【史料33】のうち「歴教地書 上巻」にみえる町名を指す。
 【慶長7名請入】は、【史料33】のうち「江州甲賀郡水口村御棧地帳」にみえる町名を指す。
 町名の配置はおおむね実際の位置関係に対応しており、色つきの部分は棧地帳に記載があることを示す。

一氏が水口岡山城を築くまで古城山上にあって、築城に際して城下南方の「字地頭」に移転している（【史料45】ほか）。

次に古城山周辺の情報がみえるのは、天仁2年（1109）2月25日、朝廷の追討を受けた源為義が「大岡寺」で出家した（【史料34】）とするものである。ここでも大岡寺との関連で登場している。

こののちは、貞応2年（1223）4月4日の「海道記」にみえる「大岳」付近にあった「柴の宿」に宿泊したとするもの（【史料35】）、応永10年（1403）10月21日に室町幕府將軍足利義満が、伊勢參宮の途次水口に宿泊したとするもの（【史料36】）、応永31年（1424）10月14日に室町幕府將軍足利義持が、伊勢參宮の途次水口に宿泊したとするもの（【史料37】）、永享5年（1433）3月17日に室町幕府將軍足利義教が、伊勢參宮の途次水口に宿泊（【史料38】）したとするもの、大永7年（1527）3月4日に連歌師宗長が甲賀を通り、水口の「里」が10町ばかり続くことと、私閥が多いことを記したもの（【史料39】）など、東国や伊勢參宮との関係で水口に宿泊したと際の記録のなかに水口が散見されるようになる。

すなわち、古城山上には古代に開基したとされる大岡寺があり、水口岡山城築城まで山上にあったこと、中世伊勢大路に面する水口は、室町幕府將軍の伊勢參宮に際しての宿泊所となり、また多くの私閥が設けられるほどの交通量があり、近世東海道の宿駅に指定される以前からの交通の要衝であった。中村一氏が水口の古城山とその山下に城と城下を築いたのは、こうした交通の要衝としての立地を踏まえて、これを掌握しようとしたであろうことは、容易に想像される。

（2）水口岡山城主

諸史料から判明する水口岡山城の城主とその任期は、以下の通りである（【史料1・3・8・12・16・17・21・22】）。

- ・初代：中村一氏 天正13年 5月～天正18年10月（1585～1590）
- ・2代：増田長盛 天正18年10月～文禄 4年 7月（1590～1595）
- ・3代：長束正家 文禄 4年 7月～慶長 5年 9月（1595～1600）

このうち中村一氏は、当初紀伊一國が与えられるはずのところ、岸和田城主であった3年間に「しかと致たるはたらき」がなかったことや、紀州一揆の大將白銀左介の俸を銀200枚で返したことなど、3カ条の「御とが」により水口を与えられたとする史料がある（【史料12】）。これが正しいとすれば、中村にとっては急な移封であった可能性があり、築城や城下造成計画にも影響を与えたことも想定できる。なお、一氏については、甲賀を「見下シ」て「諸士」を追い出す（【史料21】）、あるいは城主となった時に仲の悪かった出身村の者たちを処罰する（【史料16】）など、厳しい態度で支配に臨んだことが伝承されている。

さて、歴代城主は甲賀郡内の社寺に保護を与えており、関連史料が残されている。このうち【史料4・6・9】の寄進文書は、就任時期と重なっていることから、水口を拠点に甲賀を支配す

る城主の、交替の節目を示すものといえる。さらに【史料7・10・20】のような寄進状・禁制類を合わせみれば、そうした支配体制は、3代にわたり問題なく引き継がれていたことを示す。

ところで、甲賀の惣社とも呼ばれた油日神社（甲賀市甲賀町油日）には、天正13年（1585）より前の、いわゆる甲賀の地侍（甲賀衆）や近隣の有力者らからの寄進文書はあるが、近江守護六角氏や、尾張国から出た戦国大名で天下統一を目指した織田氏のような、一国や一郡を支配するクラスの武家からの保護を示す寄進状や安塔状は存在しない。そうした史料は、いまあげたように、あくまでも水口岡山城時代と重なって残されるようになる。

すなわち水口岡山城は単なる戦略上の拠点ではなく、甲賀郡支配の象徴としても機能していたことを示している。

（3）築城の伝承

水口岡山城の築城に際しては、【史料15】「矢川雑記 卷二」に、矢川神社の「堂塔の良材・古瓦・礎等」を取って「城椰等」としたという伝承がみえる。同様に、水口岡山城の築城に際し、三雲城を毀って「石壁」とし、矢川神社の別当教学坊・円乗坊を毀って「臙槽」（物見槽か）としたという、近代のものではあるが、より具体的な伝承も伝わる（【史料22】）。三雲城については不詳だが、矢川神社については実際に矢川寺遺跡（甲賀市甲南町森尻）で出土したものと同范の瓦が曲輪1-1（本丸）西端の槽台a-2から出土していることから、その信憑性は高いと考えられる。

なお、「矢川雑記」では水口岡山城期を寺堂が破壊された時期と認識しており、水口岡山城についても否定的に捉えていることがうかがえる。これは、歴代城主から寄進を受け、それを格式の1つとみなしていた油日神社や大鳥神社とは異なる反応であり、水口岡山城と地域社会との関係を考える上で重要な情報である。

（4）水口岡山城の修築

水口岡山城に直接関係する唯一の同時代史料が6月14日付「長東正家書状」（【史料11】）で、その内容は水口岡山城の修築である。

本章第1節で示したように、書状の内容は多岐にわたるが、大溝城を破却してその部材を水口へ移送したという記述は、実際に槽台a-1から大溝城跡出土の瓦と同范のものが出土している事実と合致する。修築の時期は特定できないが、大溝城の廃城時期との関係からみて文禄5～慶長5年（1596～1600）の間と考えられる。

(5) 池田長吉による水口岡山城の接收

慶長5年(1600)9月、徳川家康の命を受けた池田長吉は、関ヶ原から落ち延びてきた長東正家が籠もる水口岡山城を包囲し、戦わずして開城させた。関連する情報が、【史料23～32】の系譜類や軍記物類にみえる。

まず注目しておきたいのは、開城直後の状況である。【史料31・32】によれば、水口岡山城を包囲したのは池田長吉と亀井茲矩の2名とされ、長東を説得して水口岡山城を開城・切腹させたのち、「水口城中の金銀刀槩」、具体的には「金銀黄金五千枚、銀三百貫目、金髪斗つきの刀、脇差千こし、其外金銀を鏤めたる珍器、奇玩」を賜ったといい、長東がその「籍」(目録)を作成したともいう。

こうした金品下賜の記述は、池田長吉の系譜史料(【史料23・27】)にもみえる。その後池田は11月には因幡鳥取城に領主として移封するが、その金品を持って鳥取に向かったのかは不明である。なお、軍記物で池田とともに水口岡山城を接收したという亀井茲矩の系譜には、水口岡山城との関係を示す記述は一切見当たらず、実際には亀井の関与はなかった可能性もある。

いずれにせよ、水口城には長東が管理する多量の資金や武器・道具が備えられていたことが示唆された記述といえるが、長東が財務の能吏であったことを考えれば、水口岡山城は、豊臣政権の重要な軍事拠点であるとともに、兵站を維持するための資金や資材が貯えられた城であった可能性も想定できる。また、調査では揚羽蝶文鬼瓦が出土しているが、揚羽蝶を家紋とする池田氏とは、単なる接收以上の関係がなかったかについても考える必要がある。

また【史料24～26・28～30】によると、水口出身の武士美濃部茂盛が池田長吉に付属して水口城を請け取っており、同族の茂忠・茂次とともにそのまま守衛の任に着いている。そして茂忠・茂次は、池田の鳥取移封後も甲賀に所領を与えられ、茂盛ものちに甲賀に住んだとあるので、特に水口岡山城の守衛のために置かれた者たちであったことがわかる。

すなわち水口岡山城は、池田に接收された後も、すぐには廃城とならず、守衛において維持する必要がある城郭であったことを示している。それはまた、水口岡山城跡の遺構年代が、慶長5年9月以降にも続くであろうことをも示している。

(6) 破城の状況

慶長5年(1600)に水口岡山城が接收されたのち、何らかの形で破城が実施されたものと考えられるが、それに関する文献・絵図は今のところなく、その方法や時期等の詳細は不明である。

(7) 鹿城後の状況

鹿城後の水口岡山城に関する情報としては、以下のものがある。

寛永11年(1634)に完成した近世水口城(碧水城)築城の際に、水口岡山城の「石材」を取り、残る礎石は草樹に埋没したという(【史料22】)。これに関連して、『甲賀郡志』は寛永9年(1632)に「石壁」を移して「水口城」を築いたとする(【史料41・42】)。

その後、天和2年(1682)に水口藩が成立したとき、おそらく家臣団屋敷や藩庁の整備のためと思われるが、「旧趾」をもって「用材」としたのをはじめ、享保元年(1716)の大岡寺再建・安政5年(1858)の慶円寺修復の際、寺の礎石にも古城山にあった石材を転用したといい、そのため他に石材は現存しないともいう。江戸時代には、水口岡山城跡の遺物はしばしば各種の資材として転用されたことがうかがえる。

また、明治44年(1911)7月に本丸土中から「鬼瓦」、その30間西から「五輪石塔」出土、ともに水口尋常高等小学校に保存(【史料22】)したともいうが、現状では所在不明である。とはいえ、これらの出土物は、今回の発掘調査とも共通性がある点で興味深い。

また、【史料16】「開書」には延宝9年(1681)の台風で古城山の松木が600本吹き折れるとあり、寛永期の【絵図1】をはじめとする江戸時代の絵図も古城山に松を描く。すなわち、古城山は遅くとも寛永期には松木中心の山となり、以降同様の景観を保っていたことがわかる。これは、おそらく早くから古城山が幕府や領主の用いる留山(御用林)として山全体が保護されていたことによるもので、上述した幾度の転用を経ながらも、測量調査や発掘調査によって遺構・遺物を比較的良好に確認できるのも、そうした歴史的経緯によるものであろう。

なお、文献や絵図では、「古城(山)」とされるときも、長東正家の居城(古城)であるとの記述が散見されることから、特に最後の城主と結び付けられることが多かったことがわかる。

第6章 総括

第1節 水口岡山城の歴史の変遷

1. 水口岡山城の築城から秀吉の関東平定まで

水口岡山城が築かれた以前、古城山には白鳳時代に創建されたとと言われる大岡寺（現在は山麓に位置している）があったとされる。岡観音と呼ばれ、盛時には山中に多数の坊が存在したと伝わる。

天正13年（1585）3月、紀伊を平定した秀吉は、翌月に甲賀衆を改易し、5月に直臣である中村一氏を泉州岸和田から水口へ移し、6万石を与えた。この時、古城山に築城することを命じたものと考えられる。

築城に際して、山上の大岡寺を山下の字地頭へ移し、矢川寺の堂塔を解体して部材として利用した（【史料15】）ことが伝えられている。発掘調査によって、五輪塔や石仏が石材の一部として利用されていることが判明し、曲輪1-1の北面側に残る石垣の調査では築石に五輪塔の地輪が転用されていることもわかった。さらに、B-1・2トレンチ（槽台a-2）から矢川寺遺跡（甲南町森尻）で出土した軒丸瓦と同范の軒丸瓦101Bが出土している。かつて、採集された軒瓦の中にも同范品があり、「矢川雑記」（【史料15】）に記されている内容が考古遺物の面からも証明された。また、B-1・2トレンチ（槽台a-2）からは寺院系の軒瓦が多く出土しており、中村一氏が築城に際して周辺の寺院から資材をかき集めた様子が窺え、C-2トレンチ（曲輪1-1南側斜面）から「妙法寺」と施文された軒平瓦100Aが出土していることも証左の一つとなる。

同年7月、関白に就任した秀吉は、閏8月22日、甥の秀次に対して近江国内に43万石を与え、そのうち23万石を5人の宿老に宛がったとされる。中村一氏もこの宿老に名を連ねている。宿老の筆頭は田中吉政とされるが、中村一氏は秀吉が関白に就任すると同時に式部少輔となっており、宿老の中で抜きん出た存在であったことが想定される。また、秀次の居城である八幡山城の築城が8月以降、同じく宿老の堀尾吉晴が佐和山城へ入城するのも8月とされており、中村一氏がいち早く水口岡山城の築城に着手したと言える。

天正13年は、3月に紀伊を平定し、6月に四国を平定、閏8月に秀吉の勢力圏内で家臣団の大規模な国替えが行われ、天下統一に向けての基盤づくりが進められている。そのような状況下で水口岡山城は東海道を抑える立地に築城された。詳細地形測量調査で判明した城の東側斜面に重点的に曲輪を配置する縄張は、対東国を意識した築城と推定される。秀吉家臣団における中村一氏の扱いととも、水口岡山城の位置づけも重要なものであったと考えられる。

天正14年に徳川家康を臣下とし、「豊臣」に改姓した秀吉は天正15年5月に九州を平定して、天正18年、いよいよ小田原攻めに乗り出す。この時、水口岡山城主である中村一氏は秀次らとともに北条氏の支城である山中城を攻め落としている。この武功によって、関東平定

表21 水口岡山城関係年表

年代	水口岡山城・城主・水口	政治的動向	城郭の築城・改修
古代	白鳳14(674)6/18 古城山上に大岡寺が開かれ、盛時は6～16坊を敷えるという 天仁2(1109)2/25 朝廷の追捕を受けた源義綱、大岡寺で出家		
中世	承応2(1223)4/4 「海道記」の筆者、甲賀の「大岳」に宿泊。応永10(1403)10/室町幕府将軍足利義満、水口を通過。同21(1414)12/ 同足利義持、水口に宿泊。永享5(1433)3/ 同足利義教、水口に宿泊。大永7(1527)3/4 連歌師宗長、水口の町並と私闘の様子を日記に記す		
天正11 1583			9/ 大坂城築城開始
天正12 1584		4/ 小牧長久手の戦い始まる 11/ 羽柴秀吉と織田信雄和睦	
天正13 1585	5/ 中村一氏、水口入封(6万石)。水口岡山城築城開始。山上の大岡寺を山下に移す。矢川寺の堂塔を毀ら築城に利用 7/ 中村一氏、部少輔任官	3/ 紀伊平定 4/ 秀吉、甲賀衆を改易 6/ 四国平定 7/ 秀吉、従一位・関白任官 閏8/18 秀吉、羽柴家勢力圏内の大規模国替を実施	閏8/22 羽柴秀次、近江43万石拝領。うち23万石を「宿老共」に宛がう。堀尾吉晴、佐和山入封。八幡山城築城開始 9/3 羽柴秀長、大和郡山入封 11/29 堀尾吉晴、佐和山城改修開始
天正14 1586		10/ 徳川家康、大坂城で秀吉に臣下の礼をとる 12/19 秀吉、太政大臣任官。以後「豊臣」に改姓か	2/ 聚楽第造営開始 大坂城二ノ丸普請開始
天正15 1587	この年 中村一氏、京都留守役	5/ 九州平定	
天正16 1588		4/14 後陽成天皇、聚楽第に行幸	この年 宇喜多秀家、備前岡山築城開始 3/ 毛利輝元、安芸広島築城開始
天正17 1589			
天正18 1590	3/ 中村一氏、小田原攻めに際し北条氏の支城山中城を攻略 7/ 中村一氏、駿府府中へ移封(14万石)。増田長盛、水口入封(3万石、のち5万石)	7/ 關東平定 この年 奥州平定	7/ 秀次、尾張・北伊勢へ移封 京極高次、八幡山へ移封 堀尾吉晴、遠江浜松へ移封
天正19 1591	この年 増田長盛・長東正家、近江国の検地を実施 6/3 増田長盛、石田三成・大谷吉継とともに朝鮮へ渡海	8/ 秀吉、「唐入り」宣告 12/18 秀吉、太閤を称する	4/ 石田三成、佐和山に入る 肥前名護屋城普請開始
文祿元 1592	1/23 増田長盛、朝鮮より帰国し肥前名護屋の長東正家に情勢を報告	4/ 朝鮮出兵始まる	8/ 指月伏見城築城開始
文祿2 1593		8/3 豊臣秀頼誕生	
文祿3 1594			この年 指月伏見城改修開始
文祿4 1595	6/8 増田長盛、大和郡山へ移封(20万石)。長東正家、水口入封(5万石のち12万石)、従四位下・侍従任官 この年以降 大溝城殿主を水口へ運び、本丸に重櫓を建てる	7/ 関白豊臣秀次失脚、高野山にて自害	8/ 石田三成、佐和山城主となる この年 八幡山城・大溝城築城
慶長元 1596			閏7/ 伏見城完成するも大地震で倒壊。木幡山伏見城築城開始 この年 伏見城完成
慶長2 1597		1/ 慶長の役、朝鮮への再出兵	
慶長3 1598		8/18 秀吉死去 10/8 朝鮮出兵終わる	
慶長4 1599			
慶長5 1600	6/18 長東正家、徳川家康暗殺を計画するも未遂に終わる 9/30 池田長吉・亀井茲矩が水口岡山城を囲んで開城させ、城を接收。美濃郡茂盛ら、城の守衛にあたる	6/16 徳川家康、会津攻めのため大坂城を免つ 9/15 関ヶ原の戦い	7/ 伏見城落城 9/ 佐和山城落城
慶長6 1601	1/ 水口宿成立		1/ 井伊直政、佐和山入封
慶長7 1602	9/ 水口で慶長検地実施		
慶長8 1603		2/ 家康、征夷大将軍任官	
慶長9 1604			7/ 井伊直継、彦根城築城開始(完成後に佐和山城築城)
元和6 1620	この年 水口御茶屋(古御殿)が築かれたという	この年 徳川和子、後水尾天皇の中宮として入内	
寛永10 1633	5/ 将軍徳川家光、水口城(碧水城)築城を決定		
寛永11 1634	8/以前 水口城完成。家光、帰国時に休泊		

後、駿府府中へ移封となり、14万石へ加増されている。

2. 関東平定から関ヶ原合戦まで

関東平定後、中村一氏が駿府へ移封となった後、増田長盛が水口へ入封する。この年、八幡山城主であった秀次は尾張・北伊勢へ移封となり、中村一氏とともに秀次の宿老であった佐和山城主の堀尾吉晴も遠江浜松へ移封される。佐和山城には翌年、石田三成が代官として入っている。天正13年と同じように、関東平定によって秀吉が天下統一を成し遂げた天正18年にも大規模な国替えが行われており、水口岡山城の城主交代もこれと連動すると思われる。この時、後に豊臣家の奉行のひとりに名を連ねる増田長盛が城主となったことから、城の位置づけが対東国の拠点から地域経営の拠点へ変化した可能性が推定される。ただし、この時期に城が改修された痕跡を発掘調査で確認することはできなかった。

発掘調査によって城の改修が確認できるのは、文禄4年(1595)に城主が増田長盛から長東正家に交代した後である。文禄4年、秀次が失脚し、高野山で自害すると、八幡山城が廃城となるが、同じ年に大溝城も廃城となっている(杉江2012)。「長東正家書状」(【史料11】)には大溝城の殿主を解体し、その部材を水口へ運ばせたことが記されており、史料の年代は文禄5～慶長5年(1596～1600)に絞り込める。発掘調査で出土した瓦の中に大溝城と同范の軒丸瓦201Aと軒平瓦205A・Bがあり、大溝城で出土する資料と比較検討した結果、製作技法・胎土・焼成のいずれにおいても共通することから、大溝城から運ばれたものと考えられる。なお、軒丸瓦201Aと軒平瓦205A・Bは、A-1トレンチ(槽台a-1)から集中して出土しており、大溝城から転用した部材を利用して槽台a-1に瓦葺建物が建てられたと推定される。

A-1トレンチで検出した槽台a-1を形成する石垣SW030301・030302は、曲輪1-1の北面側に残る石垣e-1～5と比較すると、石垣面がきれいに揃い、間詰石が少ない傾向にある。築石の周縁部をはつっている痕跡も窺え、加工度が進んでいるようにもみられる。槽台a-1の石垣についても同時期に構築または改修された可能性が高いと推定される。

慶長5年(1600)6月、長東正家は上杉攻めのため会津へ向かう徳川家康を水口岡山城下に暗殺する計画を企てるも未遂に終わり、関ヶ原合戦を迎えることとなる。長東正家は関ヶ原合戦では石田三成に与して西軍となり、合戦後に敗走して水口岡山城へ入るも東軍方の池田長吉・亀井茲矩に城を囲まれ、開城した。その後、正家は蒲生郡日野にて自刃したと伝えられている。ここに豊臣政権下での水口岡山城は終焉を迎える。

3. 関ヶ原合戦以後

【史料23・27】の記述によれば、水口岡山城に保管されていた「金銀資材」を池田長吉が賜ったとあり、開城された城は池田長吉によって接収されたと考えられる。池田長吉は、慶長5年

11月には因幡鳥取城を与えられているが、長吉に付属していた水口出身の美濃部茂盛が城を請け取り、同族の茂忠・茂次らとともに城の守衛を任された（【史料28～30】）。

池田長吉の在城期間が2ヶ月足らずという短期間であることに課題は残るが、A-1トレンチ（槽台a-1）から揚羽蝶文様鬼瓦（鬼瓦A類）が出土している事実と、池田家の家紋が揚羽蝶であることに関連性がみられる。鬼瓦A類の製作技法が慶長年間を遡らないと推定されることも池田長吉との関係を想定させる。ただし、池田長吉が水口岡山城の瓦の差し替えや城の改修を行った記録は残っておらず、揚羽蝶文様の意味合いも含めて、今後の検討課題である。

慶長6年正月、水口は土山・石部ともに東海道の宿駅に指定され、翌年には水口で慶長検地が実施されている。この段階で城下としての機能よりも宿場としての機能のほうが重視されるようになる。しかし、城の廃城時期については正確な年代が把握できない。

元和6年（1620）、2代将軍徳川秀忠の娘である和子が後水尾天皇の中宮として入内する際に水口御茶屋（古御殿遺跡）が築かれたとされる。水口御茶屋の推定地である古御殿遺跡（水口町水口）から水口岡山城と同范の軒平瓦304Aが出土しており、水口岡山城からの用材転用が想定される。

A-1トレンチ（槽台a-1）やB-1・2トレンチ（槽台a-2）で検出した破城の状況は、石垣を崩した石堆積層の上層に廃棄された瓦層が堆積しており、単純に城を壊す意味合いではなく、用材の転用を念頭に置いた建物の解体が行われたことを示唆していると考えられる。

美濃部氏が城を管理した期間ははっきりしないが、少なくとも慶長6年以降、元和6年までには城の解体（破城）が行われたと推定される。出土する陶磁器の年代観と符合することも証左となる。

さらに、寛永11年（1634）に3代将軍家光の宿館として築かれた水口城に、水口岡山城から運んだ石を石垣の石材に使用したと伝えられている。水口岡山城内に散乱する築石の中に幅の小さな矢穴痕を残すものがあり、水口城築城に際して石を持ち出そうとした痕跡と推定される。

つまり、水口岡山城の城としての機能が停止したのは、慶長6年に城下が水口宿に指定された時期の可能性があるが、城の建物や石垣は維持され、徳川幕府による御茶屋や宿館の造営に関連して用材を転用するために破城された可能性が考えられる。

第2節 水口岡山城の構造と範囲

1. 城郭中枢部の構造

詳細地形測量調査によって城内には多くの曲輪（平坦面）が存在することを確認した。その中で最も高所（標高約283m）に位置する曲輪1-1を中心に第1地区・第2地区・第3地区・曲輪4-1・曲輪5-1が形成する範囲が城郭の防衛ラインとして重要であったと推定される。

これらのうち、曲輪1-1・曲輪2-1・曲輪3-1・曲輪4-1・曲輪5-1は山頂部を東西方向に貫くように配置される。この様子は【絵図1～3】にも描かれており、特に【絵図1・2】ではそれぞれの曲輪の高低差が模式的ではあるが適切に描かれている。

また、【絵図2】には曲輪1-1に石垣が伴っていたことが記され、【絵図3】では曲輪1-1・曲輪2-1・曲輪3-1の周囲に石垣が描かれている。発掘調査の成果では曲輪1-1の周囲に石垣がめぐっていたと推定されるが、曲輪2-1と曲輪3-1には石垣が伴わないと想定される。ただし、曲輪2-1は発掘調査を行っておらず、曲輪3-1は虎口部分のみの発掘調査ではあるため、絵図の情報と相互関係は今後の調査に委ねることになる。

曲輪1-1の石垣の高さについて、【絵図2】では東端部で「石垣高九間」、西端部で「石垣三間半」と記されているが、発掘調査と詳細地形測量調査によって曲輪1-1の周囲は2段構造となり、特に曲輪1-1の南側斜面では発掘調査によって、下段は高さ2m程度の腰巻石垣もしくは垂直に切り立てた岩盤の上方に約30度の斜度の切岸が伴って形成され、上段は石垣で形成されたと推定される。発掘調査の成果では上段の石垣の高さを想定することはできなかったが、詳細地形測量の成果から考えると、8mを超えることはないと言える。

【絵図2】には曲輪1-1の東端部で「石垣高九間」とあり、約17mと推測できるが、発掘調査と詳細地形測量調査の成果から想定される石垣の高さとは一致しない。ただし、曲輪1-1と曲輪1-4の高低差は約17mであり、「石垣高九間」という表記が2段構造となる曲輪1-1南側斜面の高低差を表している可能性も考えられる。また、【絵図2】には曲輪1-1西端部で「石垣三間半」という表記もあり、6.5～7.0m程度と予想される。この高さは、発掘調査と詳細地形測量調査で推定した上段の石垣の高さに近い。したがって、「石垣三間半」という表記が上段の石垣の高さを示している可能性もあるが、発掘調査では原位置をとどめた状態の石垣を確認できなかったため、石垣の高さを結論づける情報は得られなかった。この点は今後の検討課題となる。

なお、中心的な曲輪のそれぞれの呼称については絵図や文献史料にいくつか記載があるが、水口岡山城が機能していた時代の史料はなく、すべて江戸時代以降のものであるため、伝統的な呼称である。それらによれば、曲輪1-1が「本丸」、曲輪2-1が「二の丸」、曲輪3-1「三の丸」、曲輪4-1の「西の丸」、曲輪5-1が「屋敷形」となっている。

上記の城の中枢部には山麓から3本の登城路が【絵図2】に描かれている。3本の登城路については後述するが、これらのうち、中央の登城路は虎口b-3に至ると考えられる。虎口b-3は、城の中枢部の外郭ラインから外側に張り出すように配置された外枳形状の虎口となっており、発掘調査の結果、虎口内は石垣と石塁によって囲まれていたと判明し、城の中枢部を防御することが強く意識された構造であったと推測される。

2. 曲輪1-1両端の櫓台の構造

曲輪1-1には2つの櫓台が存在していることが、詳細地形測量調査の結果や絵図の記述な

どから推定されていた。東端の槽台が槽台 a-1、西端の槽台が槽台 a-2 に相当する。これらの槽台については発掘調査を実施し、構造の違いが明らかとなった。

槽台 a-1 は、【**絵図 2**】によると「天守」と記された位置にあたる。発掘調査では A-1 トレンチにおいて L 字状となる入隅角をもった石垣 SW030301・SW030302 を検出し、単純な方形プランではなく、北東側に張り出し部をもった構造であることが判明した。検出した石垣は築石に転用石材を用いず、石垣面が平滑に揃うように積まれているのが特徴である。

槽台 a-1 の規模については破城によって石垣が崩されているため、曲輪 1-1 の墨線を確認することはできないが、張り出し部を除いた槽台本体の大きさは、短辺 13～14 m、長辺 16～17 m 程度を想定できるが、詳細な形状は今後の検討課題である。

また、槽台 a-1 の周辺からは大溝城から転用された軒丸瓦 201A と軒平瓦 205A・B、コピキ B の軒丸瓦 301A と軒平瓦 304A が集中的に出土し、槽台 a-1 に建てられた瓦葺建物、軒丸瓦 201A・301A と軒平瓦 205A・B・304A を中心に葺かれたと推定される。なお、【**史料 11**】の年代から大溝城からの部材の転用は、長東正家が城主となる文禄 4 年（1595）以降のことと考えられる。

一方、槽台 a-2 は、B-1 トレンチで検出した石階段 SX030201 と、B-2 トレンチで検出した石垣 SW030207 の位置関係から槽台の墨線から階段が張り出す形状であったと推定される。槽台の規模については、槽台 a-1 と同様に墨線が不明瞭なために確定できないが、現況地形のあり方から方形に近いプランであり、短辺 12～13 m 程度、長辺 14～15 m 程度と想定される。槽台 a-1 の張り出し部を除いた本体部分と槽台 a-2 の規模はほとんど同じであると考えられる。

また、槽台 a-2 の周辺からは寺院系の軒瓦が多く出土し、矢川寺遺跡（甲南町森尻）と同範の軒丸瓦 101B も出土している。このことから、槽台 a-2 に建てられた瓦葺建物は、寺院系の軒瓦を中心に葺かれた可能性が高い。なお、【**史料 15**】の記述から考えて、槽台 a-2 は天正 13 年の築城段階で中村一氏によって整備されたと想定される。

以上のことから、主郭である曲輪 1-1 の東西両端に位置する槽台 a-1 と槽台 a-2 には構造の違いがあり、そこに建てられた建物には異なる軒瓦が用いられたと推定される。さらに、出土した軒瓦の様相から考えて、槽 a-2 が築城当初に中村一氏によって建てられ、槽 a-1 は文禄 4 年以降に長東正家によって建てられたとみられる。なお、【**絵図 2**】の記載では槽台 a-1 を「天守」としているが、発掘調査の成果から両者の規模は変わらないと想定されるため、いずれを「天守」と呼んでいたかという点についてはわからない。今後の検討課題である。

3. 水口岡山城の範囲と 3 本の登城路

水口岡山城の範囲については、これまで古城山の周辺部分において発掘調査がほとんど行われていないため、絵図資料と文献史料の記述から考察することとなる。

まず、【**絵図1～3**】によると、中央・西・東の3つの枡形が山麓にあったと推定される。ただし、それぞれの絵図の表記には相違点があり、【**絵図1**】では中央の枡形のみが「大手」と描かれ、【**絵図2**】では3つの枡形が描かれる。また、【**絵図3**】では西と東の枡形が描かれ、西を「西追手」、東を「追手口」と記している。これらの情報を加味して、本報告書では3つの枡形について、中央を「大手」、東を「東追手」、西を「西追手」と呼ぶこととする。なお、これら3つの山麓の枡形は、現在の地形図で位置を推定すると、「大手」が大岡寺の門前付近、「西追手」が水口小学校の正門付近、「東追手」が湯屋町付近にあたる（図82）。

また、3つの枡形の外側には堀が描かれている。【**史料16**】によれば、「内堀」と記され、【**史料22**】の記述からは、この「内堀」が城郭と城下を分けるものと認識されていたことが読み取れる。【**絵図3～5**】では山の西側から北側へ「内堀」が回り込む様子が描かれている。明治27年に発行された大日本帝國陸地測量部作成の地形図や昭和22・38年に撮影された航空写真をみると、山の北西部に堀の痕跡と考えられる三日月状の細長い池があり、絵図に描かれる北側に回り込む堀の一部であった可能性がある。絵図資料や文献史料の記述、明治時代の地形図や昭和22・38年の航空写真などの記載内容を考慮すると、山麓の3つの枡形の前面にある「内堀」は山の西側から北側に回り込み、城の外郭ラインを形成したと推定される。

さらに、「内堀」の南側には三筋の町人地が広がる。【**史料16**】には三筋町の南側に「から堀」があったことを窺わせる記述がある。この「から堀」が総構となるかは現段階では不明であるが、少なくとも三筋町が城郭と一体のものであったと認識されていたと言える。したがって、水口岡山城は内堀の内側を城郭部分とし、その南側に町人地が形成され、両者が一体となった範囲が最大であると考えられる。なお、【**絵図2**】には山麓部分に御殿が2つあったことが記されており、その位置はおよそ現在の大岡寺あたりに想定される。

一方、3つの枡形からは、それぞれ山頂部に通ずる道が描かれている（【**絵図1～3**】）。それぞれの道については、上述した枡形の呼称と関連して、中央の道を「推定大手道」、西側の道を「推定西追手道」、東側の道を「推定東追手道」とする。これら3本の道は、山麓部分が後世の開発や道路敷設などによって大きく削平されてしまった箇所も多いため、枡形の推定位置から山裾部へのルートが不明であるが、山中のルートについては詳細地形測定の成果を踏まえて、およその推定が可能である。

中央の「推定大手道」は、第6地区を通過すると推定される。現在、この箇所には曲輪6-3から斜面をつづら折に登り、虎口b-3に至る登山道があるが、この登山道が「推定大手道」を踏襲すると考えると、石垣をもつ曲輪6-1の上方を道が通過するため、防御上の意味をもたない。第6地区の地形の特徴から、「推定大手道」は曲輪6-1と曲輪6-3の間の谷筋を通過すると想定される。

西側の「推定西追手道」は、第7地区を通過すると推定される。曲輪7-1には虎口b-13が付随しており、曲輪7-5と曲輪7-6の間にある谷筋を登り、虎口b-13に到達すると考えられる。

東側の「推定東追手道」は、第8地区を通過すると推定される。曲輪8-1から曲輪8-5

と曲輪8-9から曲輪8-11の間に大きな谷筋があり、ここを登るものと考えられる。【**図2**】の記述をみると、「推定東追手道」は曲輪2-1と曲輪3-1を区画する堀切c-3付近に到達するように描かれている。上述の谷筋を登り、曲輪3-2から堅堀c-4を通過して帯曲輪2-2に至るルートが最も近いと考えられる。

詳細地形測量調査で確認した南側斜面山腹部の曲輪群は、大きく3つのままとまりに区分することができ、それぞれが3本の推定登城路と対応する。第6・7・8地区のいずれも谷筋を挟むように曲輪が階段状に配置されており、登城路を防御するための曲輪配置であると推定される。

なお、山麓部と山頂部の比高は約100mある。山腹に曲輪は点在するものの、上述した3本の登城ルートはいずれも城の南側斜面を中心曲輪群まで一気に登ることとなる。

第3節 水口岡山城の城下町の様相

水口岡山城の城下町は、これまで発掘調査をほとんど実施したことがないため、城下町の遺構については不明である。この点については今後の課題であることを先に述べておく。

したがって、城下の様相を知る手掛かりは、前章において記述した絵図資料や文献史料に頼らざるを得ないが、本節ではそれらにもとづいて水口岡山城の城下町について考察したい。前節において、城の最大範囲について述べたが、ここでは城下町、特に町人地推定範囲（**図82**）について検討する。

1. 城郭構造と町割りの関連性

江戸時代に描かれたいずれの絵図もかつて水口岡山城が存在した古城山の南側に3本の並行した道を描いている。通称「**三筋町**」^{みすぢまち}と呼ばれ、近世の水口宿として栄えた。近世水口宿の原形が水口岡山城の町人地推定範囲と考えられる。

町人地推定範囲は、築城以前、天正12年（1584）ごろまで、東村・中村・西村に分かれ、「水口一郷」とされていた。水口は古くから街道が通過する場所であり、のちに「近世東海道」となる東西道路と、「伊賀道」「多賀彦根日野道」と呼ばれる南北道路の結節点が「西追手」の南側にあたる。中世の町場の中心がこの部分であったかどうかは定かでないが、文献史料に室町幕府の将軍が水口に宿泊するなどの記述がみられる（甲市史委2012）。ただし、この頃の水口の町場の姿を示す絵図資料はない。

江戸時代の各絵図に描かれる町割りも、3本の東西道路を基準とする両側町となっており、東西に貫く街道が町割りの基礎であることが推定される。いわゆるヨコ町型である。その内部の構造については、水口岡山城と同時代の文献史料や絵図資料はないため、近世以降の史資料に頼らざるを得ないが、慶長7年（1602）の検地帳（**史料333**）や【**絵図2**】、【**絵図3**】、【**絵**

【図4】などに記された町名から推測すると、「三筋町」の部分の町名は大きく3つに分類することができる（甲市史委2014）。

それによれば、一つ目は、北筋東寄りに「滝町」「池田町」「大原町」、中筋に「伴町」といった甲賀の地名や姓に由来するとみられる町名がみられるもの、二つ目は、中筋と北・南筋西寄りにみえる「湯屋町」「呉服町」「塗師屋町」「旅籠町」「葛籠町」「蛭子町」「伊勢屋町」「米屋町」「市場町」「魚屋町」といった商工業に関するもの、三つ目は、南筋にみえる築城以前の水口郷内の東村・西村に由来する「東町」「西町」である。

これらの町名が城の機能時から変化していないことが前提となるが、町人地推定範囲は、①北筋に甲賀衆などの郡内の有力者、②中筋に内外から集められた商工業者、③南筋に築城以前から存在した村の住人が集住していたと推測される（甲市史委2014）。

なお、「西道手」の南側に位置する「魚屋町」と「鎌町」には、南北道路を基準としたいわゆるタテ町型の町割りの痕跡がみられる（甲市史委2014）。この部分が古くからの街道の結節点であることは興味深く、水口岡山城の町人地には当初、タテ町型の町割りがあり、築城によってヨコ町型へ発展した可能性も推測されるが、現段階で結論づけることは難しい。

ただし、このタテ町型の町割りが残る部分が、図82に示した山麓の3箇所（3箇所の）の桁形のうちの「西道手」の前面にあたることは興味深い。山麓の桁形から山上へ向かう登城路については前節で述べた通りであり、「三筋町」の町割りを検討すると、3箇所（3箇所の）の桁形の前面に南北道路が通り、城の桁形の位置と町割りが連動する様子が読み取れる。

その中で、中央の「大手」に着目すると、町人推定範囲から桁形に向かう道を山上へ向かって延長すると、櫓台a-2の位置にあたる。櫓台a-2は初代城主中村一氏の段階に整備されたことが発掘調査の成果で明らかになっており、東西方向の街道に直交する「大手」の筋が櫓台a-2を基準にして設定された軸線となった可能性も考えられる（山村2013）。

「三筋町」の町割りと山麓の桁形の位置関係、南北道路と城郭構造の関連性などを考えると、町人地推定範囲の整備にあたっては、山上の城郭構造と関連づけて設計された可能性が推測される。

ただし、上述した城下町の構造については、近世以降の文献史料や絵図資料の内容と、現況地形での考察によるものであることは注意しなければならない。城郭と城下町が一体となった構造を明らかにするためには、発掘調査による城下町の遺構の検討が欠かせない。現段階では城下町での発掘調査の事例がほとんどなく、構造の解明については今後の検討課題となる。これらの点を解明するためにも発掘調査の進展が望まれる。

2. 城下町の範囲の検討

町人地推定範囲を考える上で、絵図資料や文献史料にみられる寺院も重要な情報となる。水口岡山城と同時代の史料としては、【史料7】に天正16年（1588）、中村一氏が水口岡山城の西に浄慶寺（現在の大徳寺）を建立したとあり、【史料40】の銘文によれば、文禄元年に「水

口城下」の本正寺の半鐘が鑄られたとされる。これらの寺院は城下の西部に位置し、現在も法灯を伝える。また、築城時に中村一氏が山下の字地頭へ移動させた大岡寺の位置は、町人地推定範囲の東部南側となる（図83）。

さらに、大岡寺の東側には円福寺があり、慶長6年（1601）時点で円福寺の門前が水口宿の「江戸口」であったといわれ（【史料18】）、「三筋町」の東の合流点に近い。現在、城の南東に水口宿の東見附が位置すると推定されているが、【史料16】や【史料18】の記述によると、もともと東海道は水口岡山城の城下から野洲川沿いへ出て、新城まで通っており、河川の氾濫などにより3度の付け替えが行われ、慶長10年になって東見附を通過するルートになったとされる（図83のA→B→C→Dの順）。また、西の「京口」は石橋であったとされ（【史料18】）、「三筋町」の西の合流地点に位置し、いずれの絵図にも河川が描かれている。なお、これらの2箇所【史料18】によれば、村の外から疫病や災厄が侵入することを防ぐための祈願である「勧請吊り」が行われていることがわかる（甲市史委2011）。

東海道の付け替えが行われるのは慶長6年以降であるから、これが水口岡山城の城下町の範囲を示すと言い切れない側面もあるが、寺院の位置関係や絵図に描かれる「三筋町」の様子、文献史料から読み取れる城下の記述などを勘案すると、町人地推定範囲は西端が「石橋」、東端が「円福寺門前」であったと推測される。なお、【史料16】に「外堀は東町通り南裏から堀の跡有」と記され、城下町の外側を囲う総構を形成する堀の存在を窺わせる。ただし、現況地形では外堀の痕跡は確認できず、城下町の内部構造とともに城下町の範囲についても今後、追及していく必要がある。

第4節 まとめ

水口岡山城が築城されたのは、天正13年（1585）である。当時の社会情勢は、秀吉が信長の後継者としての地位を確立し、天下統一へ向けて動き出す時期であった。甲賀地域は、中世以来、在地勢力である甲賀衆が甲賀郡中惣と呼ばれるシステムによって治めていた地域である。ところが、天正13年4月、紀州攻めの後に甲賀衆を改易処分とした秀吉は、翌5月に直臣である中村一氏を泉州岸和田から水口へ移し、甲賀支配の拠点および秀吉の東国制覇の拠点の一つとして水口岡山城を築城させた。

中村一氏は築城に際して、古城山（当時は大岡山と呼ばれた）に所在した大岡寺を山下へ移し、矢川寺の堂塔を解体して、その部材を利用したことが文献史料の記録に残る（【史料15・17】）。発掘調査でも寺院で使用されたとみられる瓦が多数出土し、矢川寺遺跡（甲南町森尻）と同範の軒丸瓦101Bが出土したことによって文献史料に記されたことが考古学的にも証明された。さらに、これらの寺院系の瓦は曲輪1-1西端部に位置する櫓台a-2周辺から多く出土するとともに、ここからは五輪塔の地輪を転用した石階段SX030201や石仏を側石の一部に転用した石組溝SD030202が検出され、寺院からの用材転用の様子が窺える。曲輪1-1北

面に残る石垣 e-1 の築石に五輪塔とみられる石材が使われていることも合わせて、天正13年の築城段階では秀吉体制下の城郭として体裁を整えることに主眼が置かれた可能性が考えられる。

ただ、同年に築城される秀次の八幡山城（滋賀県近江八幡市）には寺院からの転用材がみられない上、山麓居館にあたる秀次館の発掘調査ではコピキBを伴う瓦が出土している（近江八幡市教委2002・2006・2007a・b）。同時期の水口岡山城で使用された瓦は寺院からの転用瓦が中心でコピキBを伴うものは、文禄4年（1595）以降の長東正家による改修段階にならないと現れないと推定される。水口岡山城の初代城主である中村一氏は、天正13年に秀次の宿老の一人に名を連ねる。これらの違いは、八幡山城と水口岡山城が本城と支城の関係に位置づけられたことが要因とも考えられるが、現段階では不明である。ただし、山上に城郭を置き、山麓に堀をめぐらし、その内側に山麓居館を配置する設計プランには共通性がみられ、八幡山城型と提唱されている（下高2015b）。同じ設計プランは佐和山城にもみられ、さらに、この3つの城では主郭部に至るルート設定においても共通性が窺えることが指摘されている（小谷2015、下高2014・2015a）

上記の設計プランの共通性や秀次の宿老に名を連ねた事実を考慮すると、八幡山城が秀次の本城として近江支配の拠点となり、水口岡山城と佐和山城が宿老の居城として、それぞれが東海道と東山道を抑える位置づけであったと推定され、天正13年段階で秀吉勢力圏の最東端が近江であったことから、この3つの城が対東国の拠点となったことが想定される。

天正18年の小田原攻めによって秀吉が天下統一を成し遂げると、その後、水口岡山城は五奉行に名を連ねる増田長盛、さらには長東正家へと城主が引き継がれ、最前線の城としての位置づけから地域支配の拠点へと性格を変容させたと考えられる。

そのような状況下で、文禄4年に長東正家が城主となった以降に城は大きな改修が行われたと考えられる。【史料11】には大溝城の殿主を解体して水口へ運ばせたことが記され、発掘調査で大溝城から運ばれたとみられる同范の軒丸瓦201Aと軒平瓦205A・Bが櫓台a-1周辺を中心に出土している。また、同じ場所からは、この改修の段階で生産されたと考えられるコピキBを伴う軒丸瓦301Aと軒平瓦304Aが多く出土し、両者を組み合わせて瓦葺建物が建てられたと推定される。この大改修の意味づけについては現段階では想像の域を出ないが、豊臣政権の城郭としての威容を誇示するとともに、関白秀次の失脚と関連する可能性も考えられる。

豊臣政権の拠点城郭として威容を誇った水口岡山城も関ヶ原合戦によって大きく運命を変えることとなる。3代城主長東正家が関ヶ原合戦で西軍に属したため、敗戦の將の城となる。開城された城は池田長吉に接收された（【史料17・23・27】）。その後、水口は徳川の直轄領となり、水口岡山城は破城される。破城の正確な年代は不明であるが、池田家の家紋である揚羽蝶文鬼瓦が出土しているほか、出土した陶磁器の年代観から関ヶ原合戦後すぐに破城されたのではなく、一定期間、城の機能は維持されたと考えられる。元和6年（1620）に築かれる水口御茶屋（古御殿遺跡）から軒平瓦304Aと同范のものが出土しており、【史料22】には

寛永11年(1634)に築城される水口城の石垣の石材として、水口岡山城から転用されたことが記されている。発掘調査で確認した瓦堆積層に覆われた石垣の埋没状況は、単純に城を壊す破城ではなく、用材転用を目的として解体した破城のあり方であると考えられる。このような破城の様相が発掘調査によって確認できたのは非常に大きな成果であった。

水口は慶長6年(1601)に近世東海道の水口宿に指定された。その後、近世を通じて宿場町として発展することとなるが、宿場町の原形は水口岡山城の築城とともに整備された城下町であると推定される。城下町の発掘調査の事例がないため、発掘遺構で確認することはできないが、近世の絵図資料に残る町割りの様相は、市街地化された現在の区画にも色濃く反映され、城郭と城下町が一体となって成立したことを推測させる。

豊臣時代の城郭は、江戸時代には古城山と呼ばれ、天和2年(1682)に水口藩が成立すると、藩の御用林に位置づけられ、原則、一般の人々の入山が禁止された。明治時代以降は公有財産として管理され、市街地に隣接した山として市民に親しまれており、破城によって建物は解体され、石垣も崩されてしまった部分が多いが、城郭の構造は山中に数多く残る曲輪や堀、土塁などによって詳細に把握でき、非常に良好な残存状況であると言える。さらに、地表面で得られる情報だけでなく、地下に内包される破城された石垣や廃棄された瓦の様相は、豊臣時代の山城の姿を知る上で非常に重要である。これは学術的な重要性のみならず、文化財として、地域の歴史資産として非常に価値が高いと考えられる。

甲賀市の中心である水口地域に立地し、巖谷小波が作詞した隣接する小学校の校歌にも「城山」と謳われる。水口岡山城を甲賀市のランドマークとするためにも城跡を保全し、後世にきちんと継承していくことが重要であり、市民に愛される城跡となることが必要不可欠である。現在は、市民団体によって城を活用したイベントなども盛んに行われ、城跡を活かしたまちづくりが提唱されている。

また、城下町は市街地化され、町並みは時代とともに変化しているが、その町割りは水口岡山城時代から受け継がれ、現在の区画にも色濃く反映されている。豊臣時代の城下町、近世東海道の宿場町、そして現代の町並みが重層的に体感できる全国的にみても稀有な存在であると考えられる。

本総合調査によって水口岡山城の姿が明らかになってきたが、発掘調査を実施した箇所は城郭全体のごく一部分であり、城郭の全容を把握するには今後さらなる調査が必要となることは言うまでもない。また、山麓部の御殿や枳形の詳細は現段階では不明であり、町人地推定範囲の様相の解明も含めて、大きな課題もある。これらの課題については今後の調査に委ねたい。

《参考文献一覧》

- 秋本太郎 2014 「調理具—関東地方の播鉢を中心に—」『中世城館の考古学』高志書院
- 宇野健一 改定・校注 1976 『新註近江輿地志略全』弘文堂書店
- 近江八幡市教育委員会編 2002 『八幡山城遺跡秀次館確認調査報告書』近江八幡市埋蔵文化財発掘調査報告書 38
- 近江八幡市教育委員会編 2006 『八幡山城遺跡 18 次調査概要報告書』近江八幡市埋蔵文化財調査報告書 39
- 近江八幡市教育委員会編 2007a 『八幡山城遺跡 19 次調査概要報告書』近江八幡市埋蔵文化財調査報告書 40
- 近江八幡市教育委員会編 2007b 『八幡山城遺跡 20 次調査概要報告書』近江八幡市埋蔵文化財調査報告書 41
- 近江八幡市協働政策部地域文化課・近江八幡市教育委員会編 2008a 『八幡山城跡・北之庄城跡詳細地形測量調査報告書』近江八幡市埋蔵文化財調査報告書 43
- 近江八幡市協働政策部地域文化課・近江八幡市教育委員会編 2008b 『八幡山城遺跡 14 次・15 次・16 次・17 次発掘調査報告書』近江八幡市埋蔵文化財調査報告書 42
- 荻野紫春 2006 『播鉢から見た東播焼と備前焼の世界』『陶磁器の社会史』吉岡康暢先生古希記念論集
- 加藤真司 2010 『美濃窯における近世初頭の陶器生産と年代観』『関西近世考古学研究』18
- 加藤理文 2012 『織豊権力と城郭—瓦と石垣の考古学—』高志書院
- 木戸雅寿 2000 『織豊期城郭出土土器を考える—近江の城郭を例として—』『織豊城郭』第 7 号
- 木戸雅寿 2009 『城に見る水口の近世から近世—美濃部氏城館・水口岡山城・水口城—』『紀要』22 財団法人滋賀県文化財保護協会
- 金子健一 2000 『中世後期における瀬戸窯製品と貿易陶磁—14～15 世紀の様相—』『貿易陶磁研究』第 20 号
- 黒石哲夫 2004 『和歌山県藤倉城跡・川関遺跡出土の貿易陶磁』『貿易陶磁研究』第 24 号
- 甲賀郡教育会編 1926 『甲賀郡志』
- 甲賀市編 2005 『矢川神社文書調査報告書』甲賀市史編纂叢書第 1 冊 甲賀市
- 甲賀市編 2007 『油日神社関係文書調査報告書』甲賀市史編纂叢書第 3 集 甲賀市
- 甲賀市史編さん委員会編 2008 『甲賀市史』第 1 巻 甲賀の古代 甲賀市
- 甲賀市史編さん委員会編 2010 『甲賀市史』第 7 巻 甲賀の城 甲賀市
- 甲賀市史編さん委員会編 2012 『甲賀市史』第 2 巻 甲賀衆の中世 甲賀市
- 甲賀市史編さん委員会編 2013 『甲賀市史』第 5 巻 信楽焼・考古・美術工芸 甲賀市
- 甲賀市史編さん委員会編 2014 『甲賀市史』第 3 巻 近世の甲賀 甲賀市
- 甲賀市教育委員会・国際航業株式会社編 2006 『下川原遺跡発掘調査報告書—滋賀県甲賀市水口町 所在—』甲賀市文化財報告書第 7 集 甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会編 2008a 『甲賀の横穴式石室—後期古墳群調査報告—』甲賀市史編纂叢書第四集 甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会編 2008b 『北脇遺跡・西林口遺跡 発掘調査報告書』甲賀市文化財報告書第 12 集 甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会編 2008c 『北脇遺跡発掘調査報告書』甲賀市文化財報告書第 9 集 甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会編 2009 『下川原遺跡発掘調査報告書』甲賀市文化財報告書第 13 集 甲賀市教育委員会

- 甲賀市教育委員会編 2010『北脇遺跡第12次・下川原遺跡第10次発掘調査報告書』甲賀市文化財報告書第15集
甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会編 2012a『古代甲賀の首長と副葬品－塚越古墳出土遺物調査報告－』甲賀市史編纂書第8集
甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会・滋賀県教育委員会編 2012b『水口岡山城跡－秀吉政権への城－』甲賀市教育委員会
国立晋州博物館 2004『朝鮮、地方神器の痕跡』（韓文）
- 小谷徳彦 2013『伝水口岡山城跡出土瓦』『淡海文化財論叢 第五輯』淡海文化財論叢刊行会
- 小谷徳彦 2014『水口岡山城と矢川寺～同範軒丸瓦と矢川雑記～』『淡海文化財論叢 第六輯』淡海文化財論叢刊行会
- 小谷徳彦 2015『水口岡山城の大手道』『織豊城郭』第15号 織豊期城郭研究会
- 滋賀縣蒲生郡役所編 1922『近江蒲生郡志』
- 滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会編 1981『水口岡山城跡試掘調査報告書－甲賀郡水口町古城山所
在－』滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会 1984『滋賀県中世城郭分布調査2（甲賀の城）』
- 滋賀県教育委員会 1986『滋賀県中世城郭分布調査4（旧蒲生・神崎郡の城）』
- 滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会編 2004『泉塚越古墳 国道1号線水口道路改築工事に伴う発掘
調査報告書 滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会編 2005『植遺跡 甲賀市水口町』ほ場整備関係（経営体育成整備）
遺跡調査報告書 32-2 滋賀県教育委員会
- 滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会編 2006『植遺跡』滋賀県教育委員会
- 滋賀県地方史研究家連絡会編 1980『淡海録』近江史料シリーズ4 滋賀県地方史研究家連絡会・滋賀県立図書館
- 柴田圭子 2014『中世城郭出土の貯蔵具』『中世城館の考古学』高志書院
- 鳥津忠夫校注 1975『宗長日記』岩波書店
- 下高大輔 2014『豊臣秀次の本・支城からみた佐和山城の縄張り－本丸構造と東山麓の堀・土塁の成立を考える－』
『戦国武将と城』小和田哲男先生古希記念論集 小和田哲男古希記念論集刊行会
- 下高大輔 2015a『佐和山城と彦根城の主要部にみる新技術導入試論－織豊期山城における石垣配置分類の試み－』
『淡海文化財論叢 第六輯』淡海文化財論叢刊行会
- 下高大輔 2015b『関白豊臣秀吉政権の城郭体制～天正13年体制～』『西国城館論集Ⅲ』中国・四国地区城館調査
検討会 20周年記念論集 中国・四国地区城館調査検討会
- 織豊期城郭研究会編『織豊期城郭の瓦』織豊期城郭資料集成Ⅰ 織豊期城郭研究会
- 白井忠功 1981『伊勢紀行についての覚え書（続）』『立正大学文学部論叢』70
- 市立長浜城歴史博物館編 1994『湖北・長浜のあゆみ』市立長浜城歴史博物館
- 市立長浜城歴史博物館編 2002『秀吉の城と城下町－近世城下町のルーツ－長浜』市立長浜城歴史博物館
- 杉江進 2012『大溝城はいつ廃城となったか』『近江地方史研究』43 近江地方史研究会
- 増上寺史料編纂所編 1980『増上寺史料集』第6巻（浄土宗寺院由緒書 巻中）増上寺
- 高島町教育委員会編 1984『大溝城Ⅰ－高島町文化財資料集4－』高島町教育委員会

- 高田 徹 2004「水口岡山城」『図説近畿中世城郭事典』 城郭談話会
- 高田 徹 2007「水口岡山城」『近江の山城ベスト 50 を歩く』 サンライズ出版
- 高田 徹 2009「水口岡山城の構造」『中世城郭研究』第 23 号 中世城郭研究会
- 高田 徹 2010「水口岡山城跡」『甲賀市史』第 7 巻 甲賀の城 甲賀市史編さん委員会
- 高田 徹 2014「水口岡山城」『図解近畿の城郭』 城郭談話会
- 高槻市教育委員会 1984『摂津高槻城 本丸跡発掘調査報告書』高槻市文化財調査報告書第 14 集
- 谷直樹編 2003『大工頭中井家建築差図集』 思文閣
- 土山公仁 1990「信長系城跡における瓦の採用についての予察」『岐阜市歴史博物館紀要』第 4 号
- 東京大学史料編纂所編纂 1980『大日本史料』第 3 編之 10 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所編纂 1984『大日本史料』第 7 編之 6 東京大学出版会
- 東京大学史料編纂所編纂 1989『大日本史料』第 11 編之 15 東京大学出版会
- 豊臣秀吉筆・東京帝国大学史料編纂所編『豊太閤真蹟集』1938 東京帝国大学史料編纂所
- 中井 均 1987「水口岡山城」『図説中世城郭事典』2 新人物往來社
- 中井 均 1997『近江の城』 サンライズ出版
- 永井正浩 2009「堺環濠都市遺跡における朝鮮王朝陶磁器の需要の推移」『関西近世考古学研究』17
- 長崎健校注・訳 1994「海道記」『新編古典文学全集』第 48 巻（中世日記紀行集）小学館
- 萩原三雄 1995「財産目録からみた陶磁器の所有—甲州八田家家財目録を中心に—」『貿易陶磁研究』第 15 号
- 畑中英二 2003『信楽焼の考古学的研究』サンライズ出版
- 畑中英二 2007『続 信楽焼の考古学的研究』サンライズ出版
- 塙保己一編 1924『続群書類従』第 18 輯ノ下（再版）続群書類従完成会
- 塙保己一編 1899『群書類従』第 11 輯（2 版）経済雑誌社
- 堀田正敦等編 1964『新訂寛政重修諸家譜』第五 続群書類従完成会
- 堀田正敦等編 1965『新訂寛政重修諸家譜』第十七 続群書類従完成会
- 水口町志編纂委員会編 1959『水口町志』下巻 水口町志編纂委員会
- 水口町立歴史民俗資料館編 1993『近江水口大徳寺文書目録』水口町文化財調査報告書第 8 集 水口町立歴史民俗資料館
- 丸山竜平 1977「甲賀郡水口町泉所在の古墳群」『滋賀文化財だより』8（財）滋賀県文化財保護協会
- 森 毅 2015『施軸陶磁器の流通からみた大坂』『秀吉と大坂 城と城下町』大阪市立大学豊臣期大坂研究会
- 山崎信二 2003『中世瓦の研究』雄山閣
- 山崎信二 2008『近世瓦の研究』同成社
- 山村垂希 2013「城下町水口から東海道水口宿へ」『講演会水口岡山城と城下町』甲賀市教育委員会
- 米田 実 1986「水口岡山城」『近江の城』17 滋賀県教育委員会
- 「史料稿本」東京大学史料編纂所蔵

圖 版



曲輪1-1から見える琵琶湖 近江八幡方面を望む



曲輪1-1から見える伊吹山



曲輪1-1北面に残る2段の石垣（石垣e-1・2）



石垣e-1東半部



石垣e-1西半部



石垣e-2東半部



石垣e-3



石垣e-2西半部



石垣e-2西半部 隅角



石垣e-2西半部 西面



石垣e-2西半部 矢穴痕のある築石①



石垣e-2西半部 矢穴痕のある築石②



石垣e-4と食い違い虎口b-5



石垣e-5と竖堀c-6



石垣e-5近景



石垣e-6遠景



石垣e-6近景



A-1トレンチ全景 南西から



A-1トレンチ全景 北西から



石垣 SW030301 埋没状況



石垣 SW030301・030302 と石列 SX030303



石垣 SW030301 と裏込 SX030304



石垣 SW030302 と裏込 SX030305



石垣 SW030301 基礎部と石列 SX030303



礎石 SS030307・030308



揚羽蝶文鬼瓦出土状況



鳥雲瓦C類出土状況



石垣SW040101 を覆う瓦堆積



石垣SW040101 築石検出状況



石垣SW040101 裏込



石堆積 SX040201



石垣 SW040101 上から



石垣 SW040101 正面から



B-1トレンチ上層全景 東から



B-1トレンチ下層全景 東から



石階段 SX030201 埋没状況



石階段 SX030201



石組溝 SD030202



石組溝 SD030202 の側石に転用された石仏



礎石根石 SS030203



瓦溜り SX030205



瓦溜り SX030206



石垣 SW030207 裏込石散乱状況



B-2トレンチ西半部全景 東から



公園整備による遺構の破壊状況



C-1トレンチ全景 下から檜台a-1を望む



C-1トレンチ下段部全景 南西から



石垣 SW020101 崩落状況上層 西から



石垣 SW020101 崩落状況下層 西から



石垣 SW020101 検出状況 左半分：下層 右半分：上層



石垣 SW020101 崩落石堆積状況



石垣 SW020102 崩落状況上層 正面から



石垣 SW020102 崩落状況上層 西から



石垣 SW020102 正面から



石垣 SW020102 西から



石堆積 SX031103 上層 西から



切岸 SW031101 と石堆積 SX031103 西から



切岸 SW031101 と石堆積 SX031103 正面から



切岸 SW031101 を覆う石堆積 SX031103 と2次堆積層



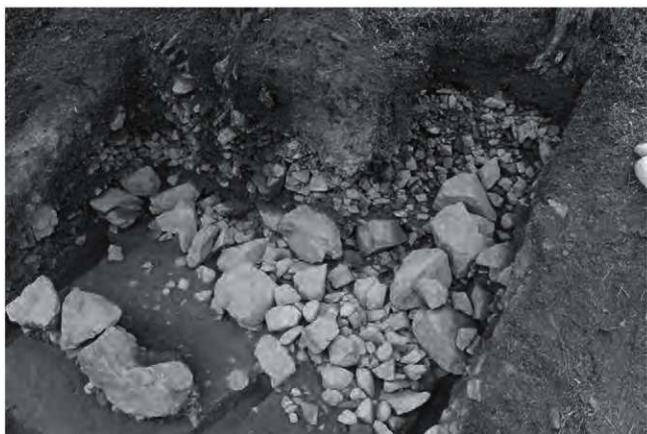
C-3トレンチ全景 下から



C-3トレンチ全景 上から



石堆積 SX031201 上層



石堆積 SX031201 下層



一石五輪塔出土状況(石堆積 SX031201)



栗石堆積 SX040301 検出状況 南から



栗石堆積 SX040301 検出状況 北東から



栗石堆積 SX040301 断ち割り断面



D-1トレンチ全景 北から



溝状遺構 SD011102



D-2トレンチ全景 南西から



石垣 SW011201 と敷石 SX011202



D-3トレンチ上層全景 南東から



D-3トレンチ下層全景 南東から



石垣 SW011301



敷石 SX011302



E-1トレンチ全景 南西から



石集積 SX012101 北西から



石垣 SW012201 南東から



石垣 SW012201 北から



石垣 SW012201根石



石垣 SW012201裏込



Fトレンチ全景 東から



Fトレンチ全景 北から



石階段 SX030401 南西から



石階段 SX030402 南西から



石階段 SX030402 西半部 南から



石階段 SX030402 東半部 南から



門 SB030403



石積み SW030404と朝鮮王朝軟質白磁出土状況



G-1トレンチ全景 南西から



礎石 SS013102 北西から



G-2トレンチ全景 南西から



G-2トレンチ全景 北西から



1(101A)



4(102B)



5(101B)



6(102C)



9(400B)



2(101A)



3(102C)



8(400A)



10(400C)



11(400D)



7(102A)



12(201A)



13(201A)



14(201A)



凹面の刺し縫い痕跡



15(201A)



16(201A)



17(201A)



18(201A)



19(201A)



20(201A)



21(201A)





22(301A)



23(301A)



24(301A)



25(301A)



26(301A)



凸面



凹面



29(301A)



28(301A)



27(301A)



30(301A)



31(301A)



32(301A)





34(301A)



35(301A)



36(301A)



37(301A)



33(301A)



39(301B)



38(301A)



凸面



凹面





62(205A)



65(205A)



63(205A)



64(205A)



66(205A)



68(205B)



69(205B)



67(205A)



70(205B)



額割離



71(205B)



72(205A)



凹面



凸面



74(205B)



凹面



凸面



73(205B)



76(205C)



額面



75(205B)



77(205D)



78(205E)



89(304A)



94(304A)



90(304A)



93(304A)



91(304A)



95(304A)



92(304A)



80(304A)



79(304A)

81(304A)



304Aの顎の形状と貼り付け手法



304Aの凹面と凸面



86(306A)



83(305A)



82(305A)



85(305A)

84(305A)



305Aの顎貼り付け手法



87(305B)

88(305B)



305Bの顎形態



96(A類)



97(B類)



98(B類)



99(C類)



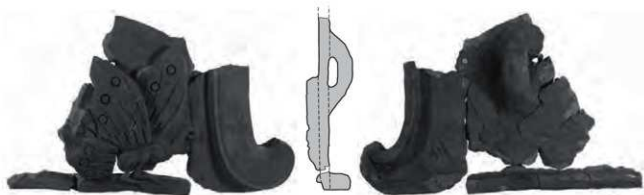
凸面



100(D類)

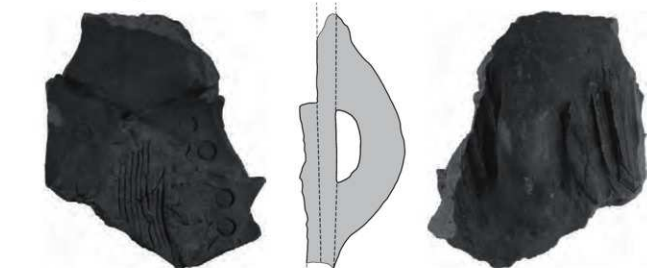


凹面

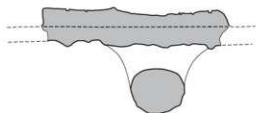


101(鬼瓦 A-1)

0 40cm



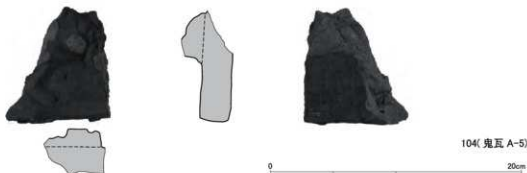
102(鬼瓦 A-2)



出土トレンチ
101 ~ 104 A-1トレンチ

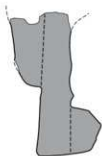


103(鬼瓦 A-3)

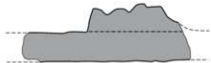


104(鬼瓦 A-5)

0 20cm



105(鬼瓦A-4)



出土トレンチ

105 A-1トレンチ

106・107 C-3トレンチ

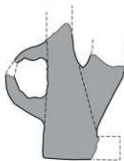
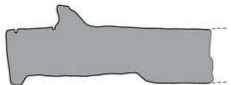
108 B-2トレンチ



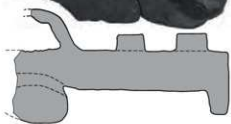
106(鬼瓦C類)



107(鬼瓦C類)



108(鬼瓦B類)

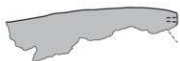




109(鯨瓦 牙)



110(鯨瓦 體)



體に残る刺突穴

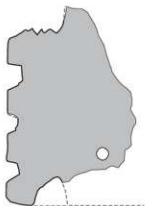
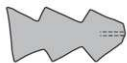
出土トレンチ
109・112・113・115 A-1トレンチ
110 D-2トレンチ 114 C-2トレンチ



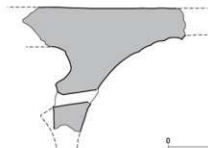
112(鯨瓦 尾)



113(鯨瓦 牙)



114(鯨瓦 體)



115(鯨瓦 牙)





116
A-1トレンチ出土



117
A-1トレンチ出土



118
A-1トレンチ出土



119
A-1トレンチ出土



120
A-1トレンチ出土



121
C-1トレンチ出土



122
C-1トレンチ出土



123
C-1トレンチ出土





124(面戸瓦1類)
B-2トレンチ出土



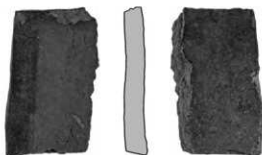
125(面戸瓦1類)
C-2トレンチ出土



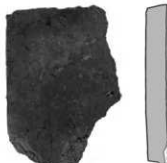
126(面戸瓦2類)
A-1トレンチ出土



0 20cm



127(青海波瓦)
A-1トレンチ出土



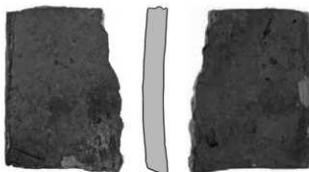
128(青海波瓦)
C-1トレンチ出土



129(青海波瓦)
C-2トレンチ出土



130(ヘラ書き瓦)
D-3トレンチ出土



131



132



133



134



135



136



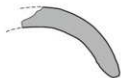
137



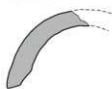
138



139(1-2類)
A-1トレンチ出土



140(1-2類)
C-3トレンチ出土



141(1-2類)
A-1トレンチ出土



142(1-2類)
A-1トレンチ出土



143(1-2類)
A-1トレンチ出土



144(1-2類)
A-1トレンチ出土



145(1-1類)
C-3トレンチ出土



146(1-2類)
A-1トレンチ出土

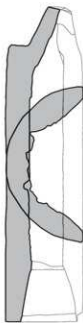


147(1-2類)
A-1トレンチ出土



148(1-2類)
A-1トレンチ出土

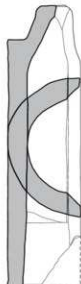




150(1-1類)
A-1トレンチ出土

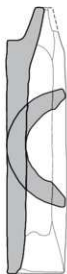


151(1-2類)
B-1トレンチ出土

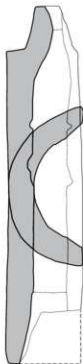


152(1-2類)
A-1トレンチ出土

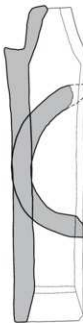
0 20cm



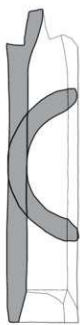
153(1-2類)
B-2トレンチ出土



154(1-3類)
D-2トレンチ出土



155(2-1類)
A-1トレンチ出土



156(2-1類)
A-1トレンチ出土



157(2-2類)
A-1トレンチ出土



158(2-2類)
A-1トレンチ出土



159(1類)
A-1トレンチ出土



160(1類)
A-1トレンチ出土



161(1類)
A-1トレンチ出土



162(2類)
A-1トレンチ出土



163(2類)
A-1トレンチ出土



164(2類)
A-1トレンチ出土



165(2類)
C-3トレンチ出土



166(2類)
B-1トレンチ出土



167(2類)
A-1トレンチ出土



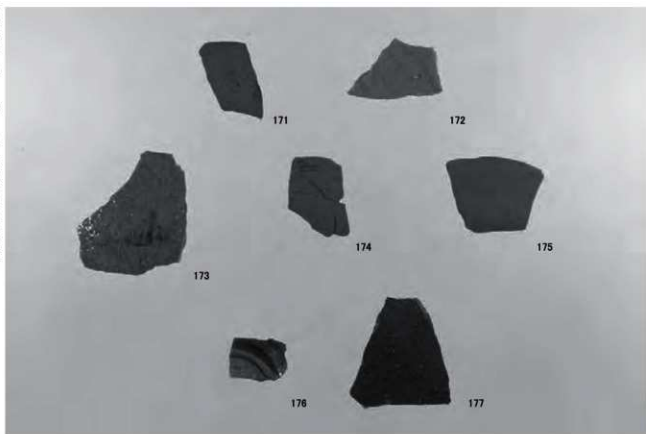
168(3類)
E-1トレンチ出土



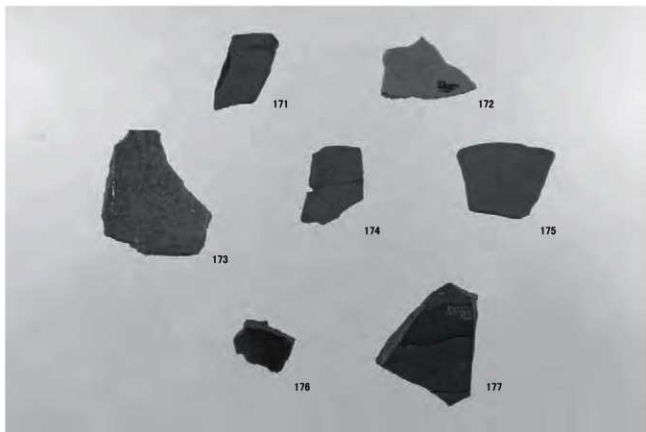
169(4類)
A-1トレンチ出土



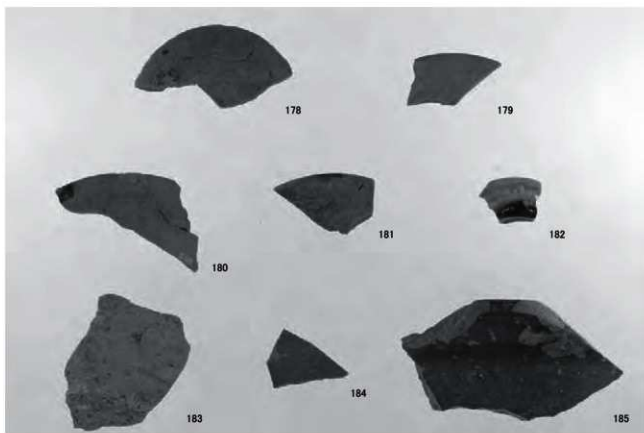
170(5類)
B-1トレンチ出土



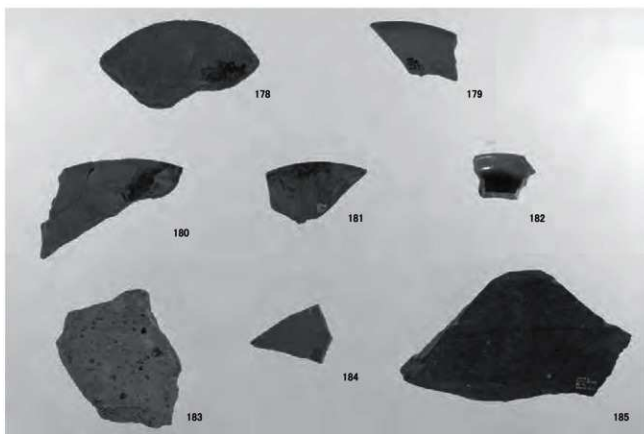
A-1・B-1トレンチ出土土器類①



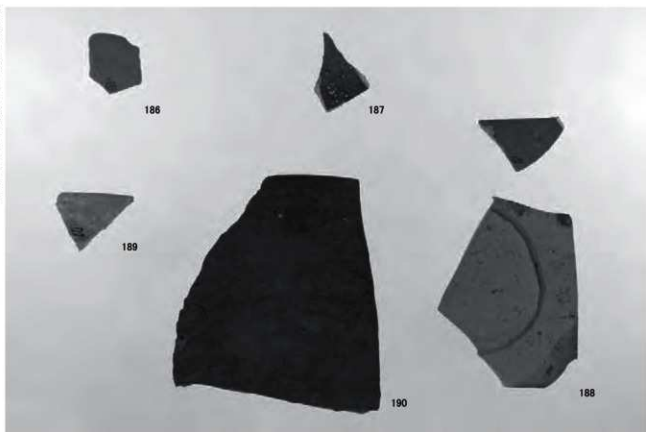
A-1・B-1トレンチ出土土器類②



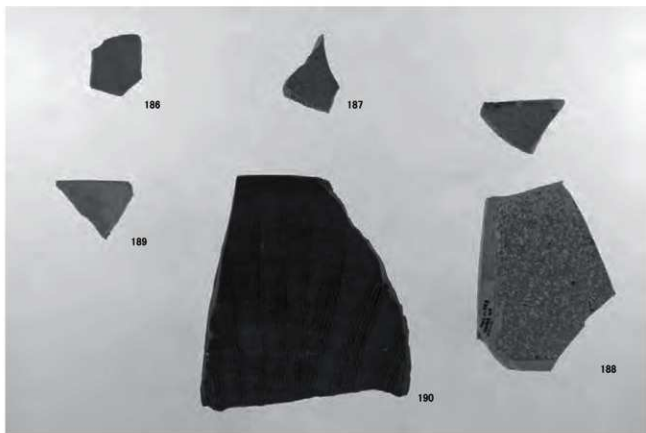
C-2トレンチ出土土器類①



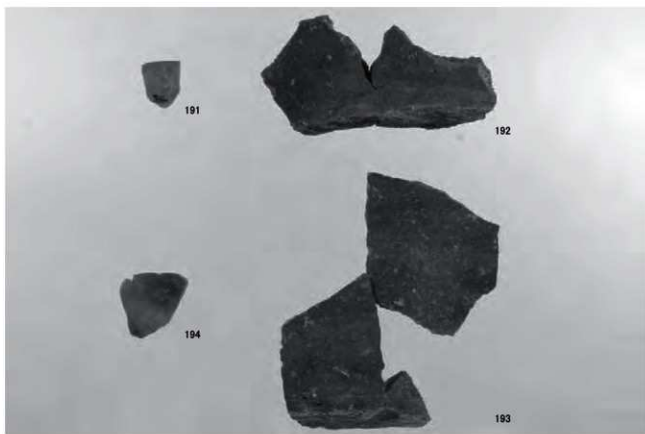
C-2トレンチ出土土器類②



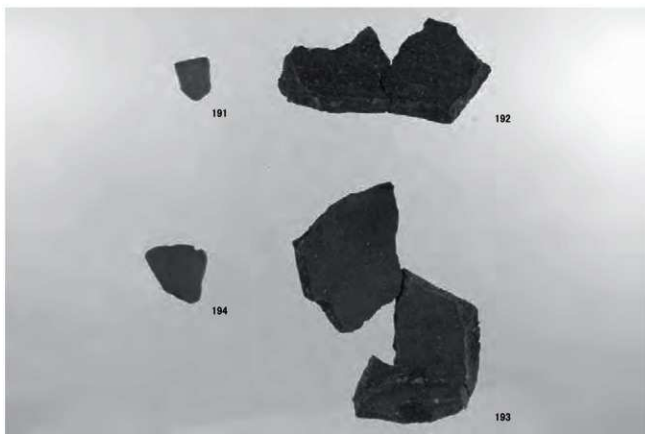
C-3トレンチ出土土器類①



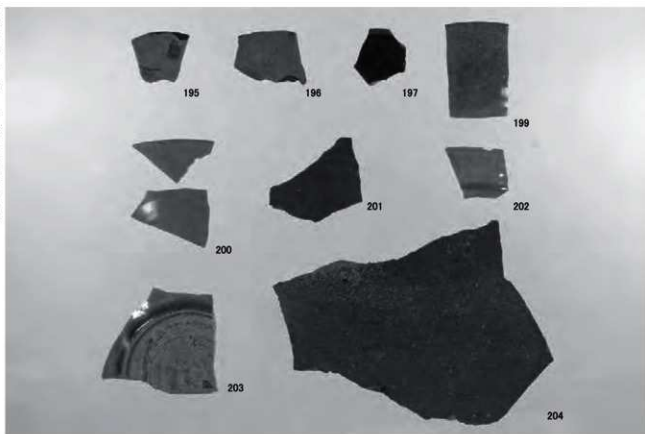
C-3トレンチ出土土器類②



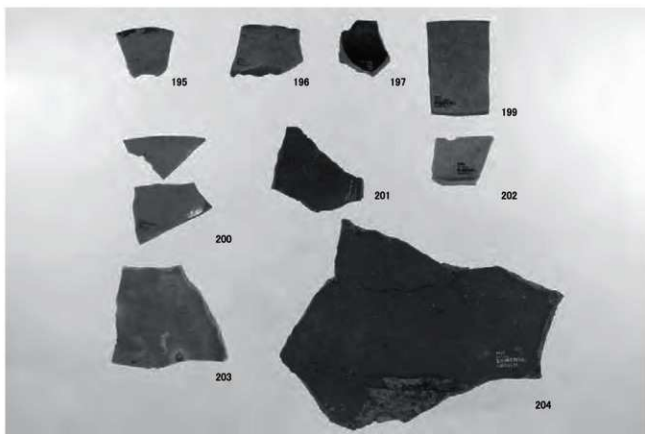
E-1・2トレンチ出土土器類①



E-1・2トレンチ出土土器類②



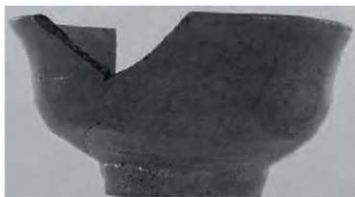
F・G-1トレンチ出土土器類①



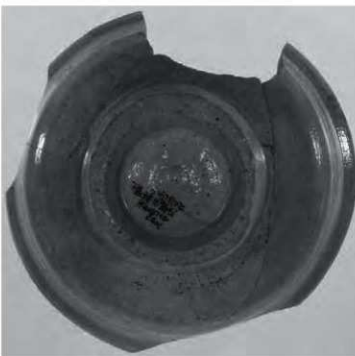
F・G-1トレンチ出土土器類②



内面



側面



外面



【史料3】豊臣秀吉朱印状 天正18年(1590)10月25日

市立長浜城歴史博物館蔵

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。

【史料7】増田長盛寄進状 天正20年(1592)2月19日

大徳寺蔵

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。

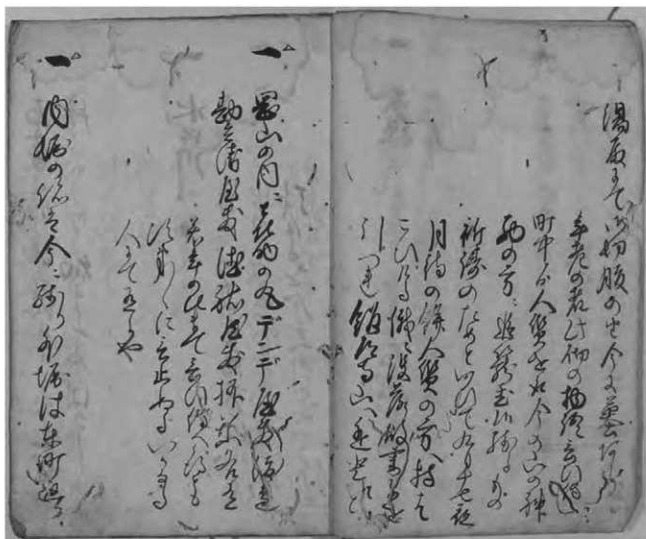
【史料9】奥村宗才書状 文禄4年(1595)10月10日

個人蔵

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。

【史料10】長束忠盛禁制 慶長2年(1597)5月20日

大徳寺蔵

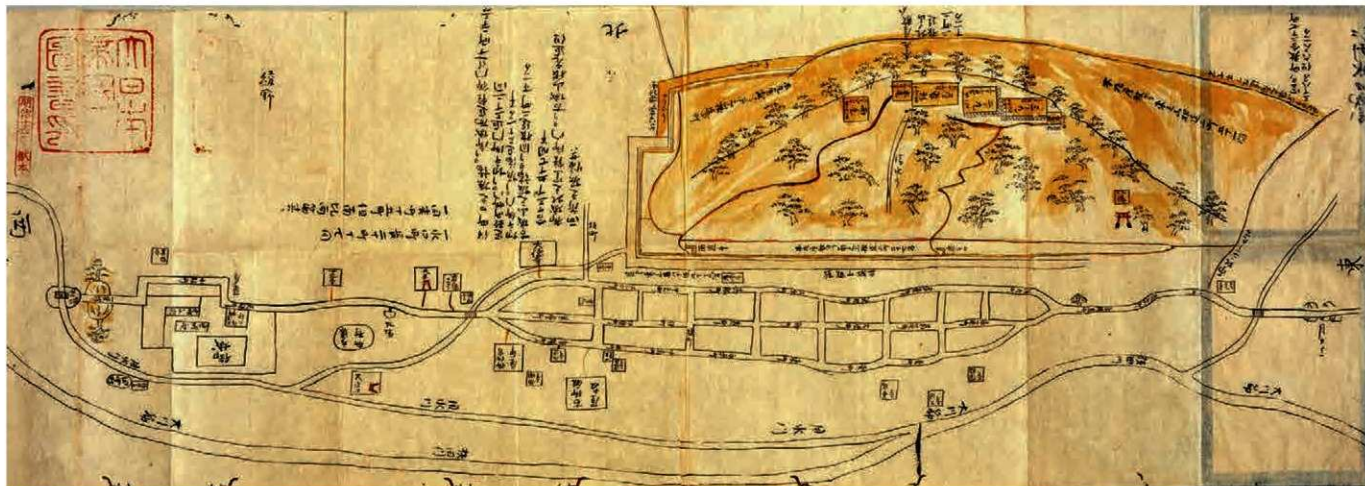


【史料16】問書 享保19年ごろ

個人蔵

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。

著作権の関係上、PDFでの公開は不可。
印刷物の報告書をご覧ください。



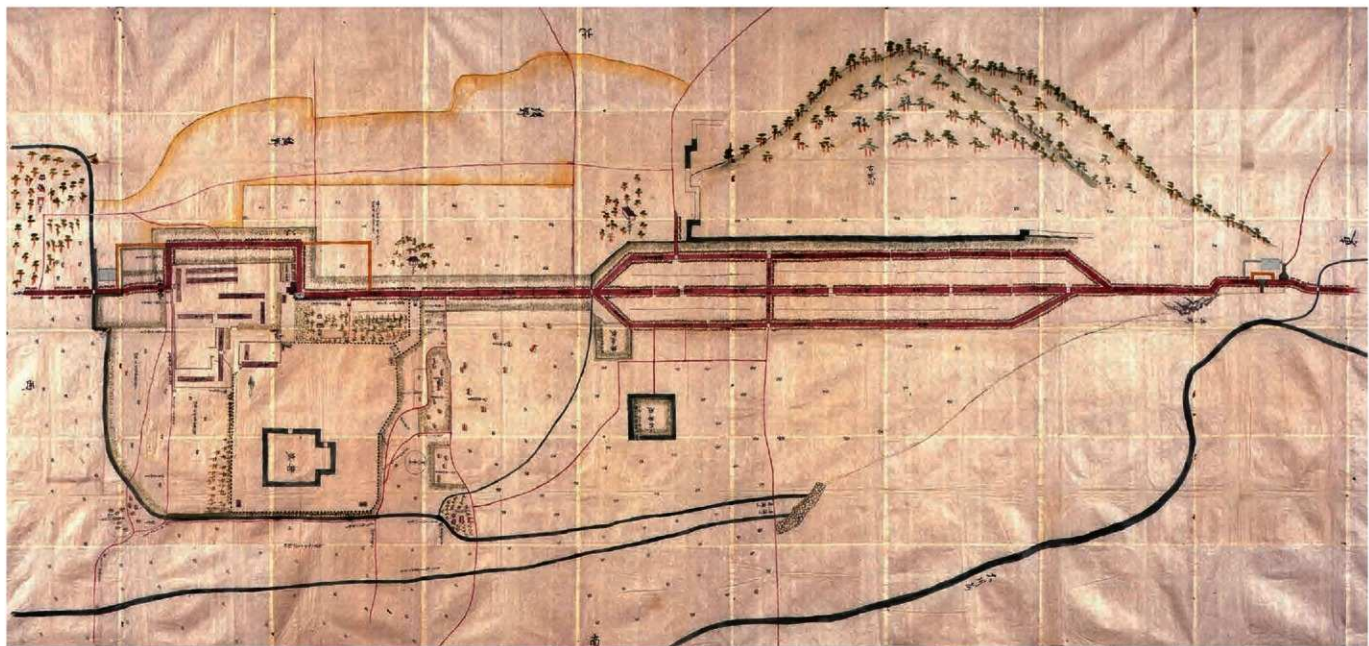
80.1cm × 28.2cm

国立公文書館蔵

図版78 〔絵図③〕 17世紀後期「江州水口城図」(日本分國絵図) 81-1600000③



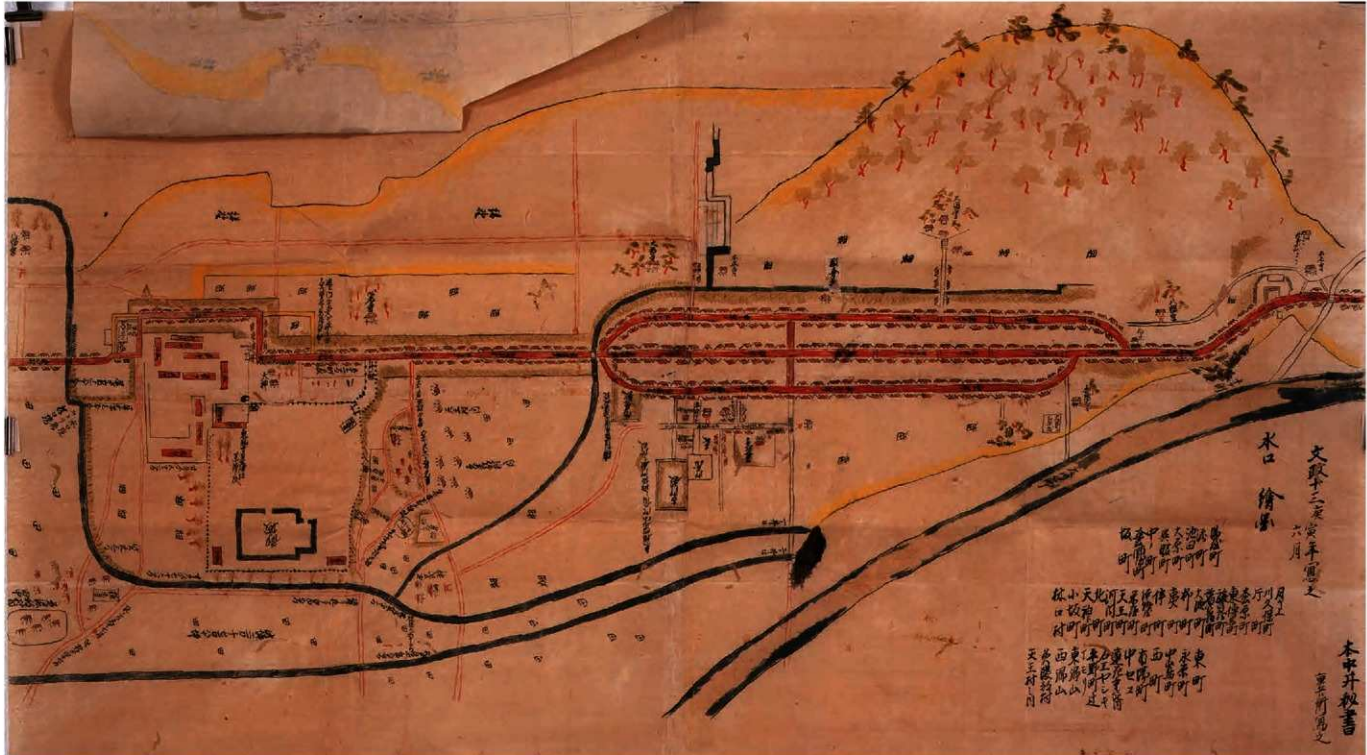
204.2cm X 63.4cm



372.0cm X 165.0cm

図版80 絵図5 江戸時代中期、後期「水口村周辺色絵図」市指定文化財「東海道水口宿文書」E-1-3

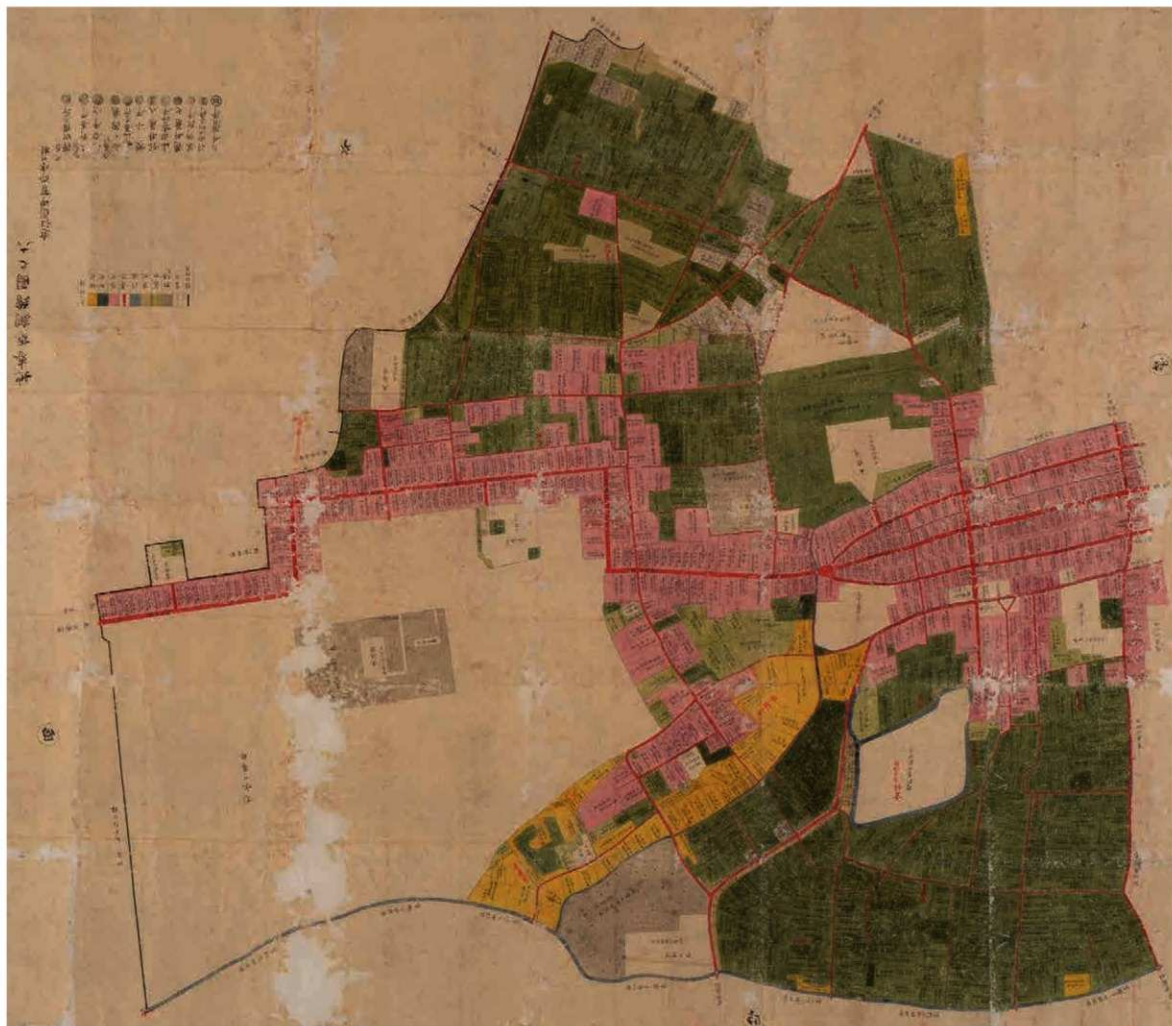
甲賀市蔵



77.5cm × 44.2cm



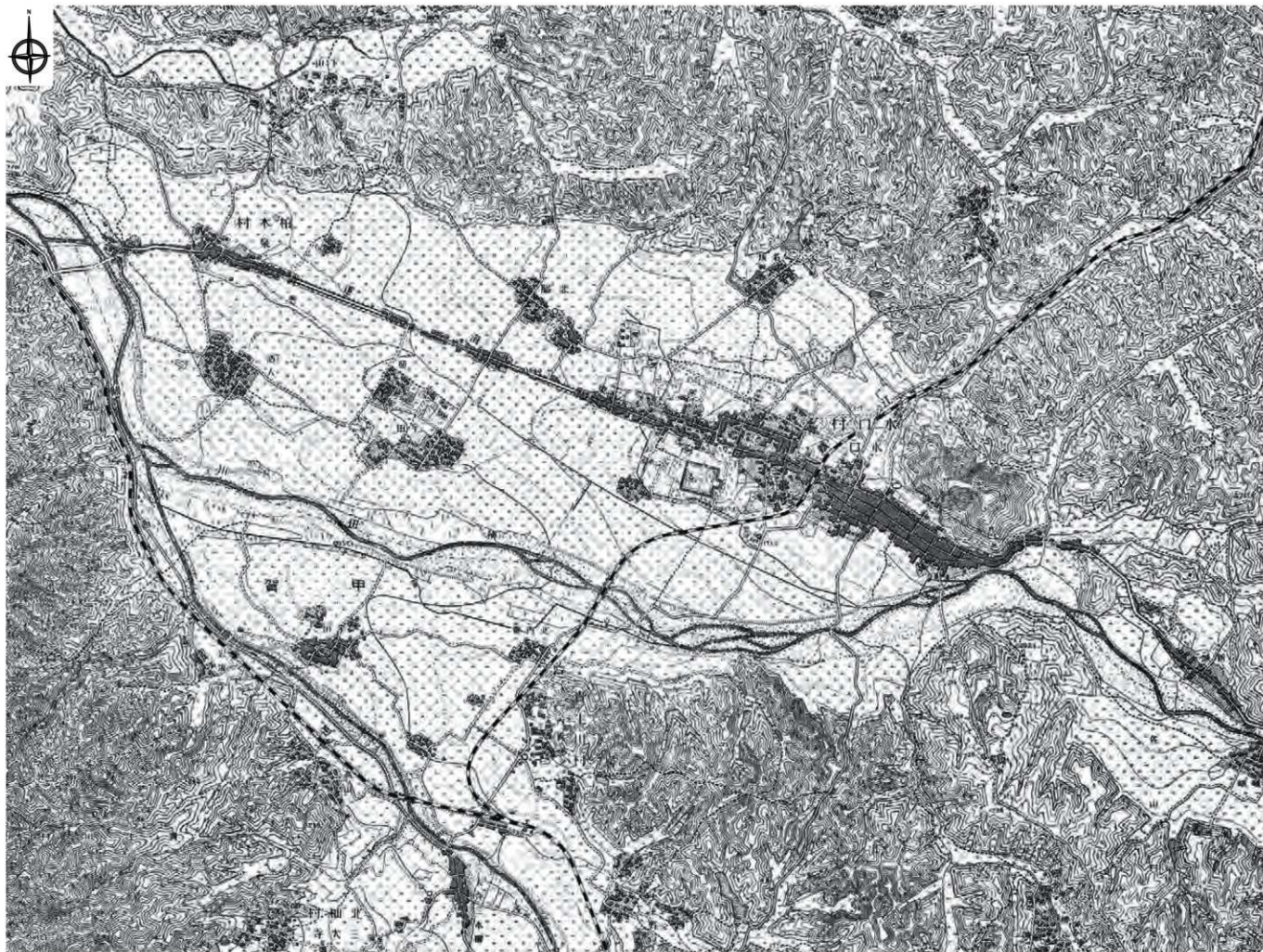
231.5cm × 181.7cm



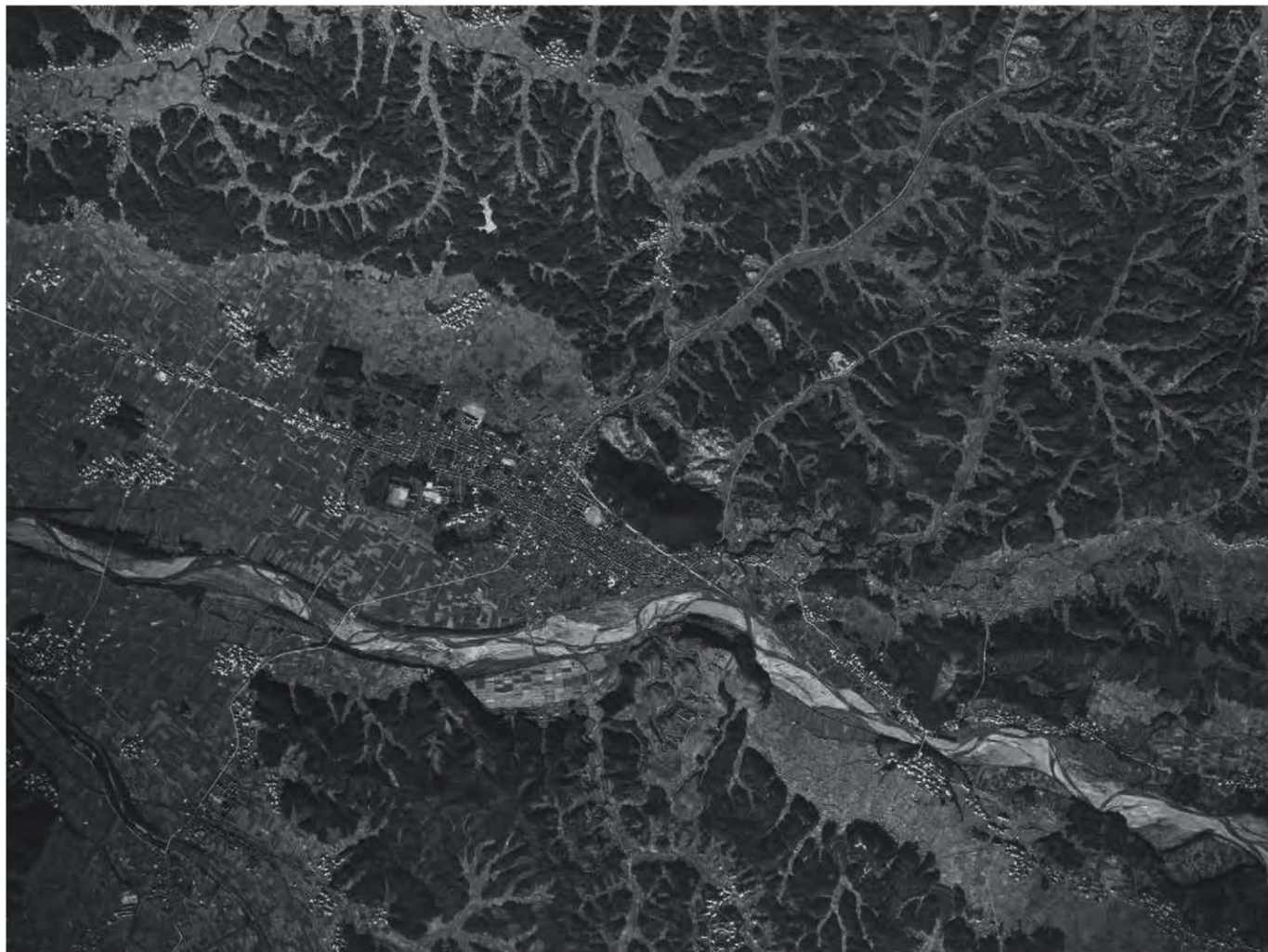
236.0cm × 181.2cm



79.5cm X 56.2cm



0 1km







年三月寂堂和尚藩主の許可を得て東坊を古城山下に移し享保元年堂舎落成し改めて大岡寺と号し旧地を石川外記に譲与す。寛保元年八月故ありて外記之を返却す。

安永三年五月二日本寺住職藩主の命に依り大宮拝殿今の水に於て諸口神社の護摩供を行ひ祈禱料金三百疋を賜はり後例となり慶応年間に及ぶ。

文化十二年六月藩雨の為に岡山之一角西方崩潰し庫裡宝藏を倒し所化下僕三人畜犬一頭同時に埋没せり。

元治以来本寺は常住無きを以て松尾の願隆寺之を兼帯する所となりしが、此間に於て勤王に志ある水口藩士及豊田美稲等屢茲に密に会合す。

堂内なる養蚕童子の木像は藩主の寄進といふ。安永八年五月当時の藩主加藤能登守明堯桑苗二万三千本を領内に頒ちその栽培を奨励せしことあり蓋し像はこれに關聯せるなるべし。

(中略)

附記 享保元年大岡寺再興の後寺僧寂堂藩主加藤和泉守に請ひ嘉小祠を山頂に建て施無畏尊本尊千手觀音音の本地を齋祀す。即ち本寺の奥院にして里俗之を阿伽宮と称す。同山は藩主の用林なるを以て爾來毎年三月十七日明治三十四年より四月十七日に改むを限り一般の参拝を免し、且藩主より神酒一升白餅五合を供へ別に銀三匁を寺僧に給す。明治四年に至り社名を岡山神社

となし後阿伽神社と改称す。京都市の花輪正模長東正家前の岡の齋孫山城主なる縁故を以て祭菜料を供す。山下の子祠を諏訪神社と称す同寺の鎮

守神たり今稲荷、白山二神合祀

(後略)

(天正)

同十三年七月秀吉命じて近江国水口に移し堤封六万石を給ふ。仍りて地を岡山に相し三雲城永正年間三雲行定を此に移し、矢川神社の別当寺二字を壊ちて之を補ふ。周郭二十七町三十間中に本丸・西丸・二丸・別に追手口を伴町口に開き、搦手口を八幡口に設け、南方に横田川を帯び東北方に岡陵を控へ天險地利両ながら相備る。(後略)

【史料44】『甲賀郡志』下巻第16編2章12節「岡山城没落」

①

②『甲賀郡志』下巻1053頁

岡山城は天正十三年中村式部少輔一氏の築けるものにて文祿四年より長東大藏大輔正家在城す。慶長五年関ヶ原の役に正家大阪方に属し民家の男女老少を捕へ質として城内に置き弟伊賀守をして之を守らしめ身美濃に出征す。既にして我が軍敗るゝや逃れ還りて籠城す。徳川家康池田備中守等をして之を攻めしむ。備中守手兵を率ひて之を囲む。既にして正家城を開きて之を授け蒲生郡樫谷に入りて自殺す。備中守家康の命によりて之を毀つ。

〔関原御一戦記〕(略)

〔慶元通鑑〕(略)

〔改正三河後風土記〕【一史料26】

【史料45】『甲賀郡志』下巻第12編1章13節「大岡寺」

①

②『甲賀郡志』下巻773、776頁

本尊 千手観世音
水口町大字水口字古城 大岡寺
堂宇 東西七間半 南面 南北七間

由緒 僧行基諸国巡歴に際し大岡山一に大藏山と云ふ後に古城山御城山岡山とも云ふの上に一寺を建自ら彫刻したる十一面観世音の木像を安置す。是即ち大岡寺觀音院の開基にして白鳳十四年六月十八日也といふ。其後漸々盛大となり坊舎十六箇院を立つ。東之坊、禪栗坊、王藏坊、福泉坊、地藏坊、西之坊、新坊、蓮淨坊、虚空菴、芝之坊、祐泉坊、宝泉坊、法華坊、昌真坊、新藏坊、淨泉坊是なり。後一山天台宗山門派に属す。(中略) 当寺塔頭十六坊の中或は荒廢し又は住侶退転し、昌真坊も内貴春日神社に移り地藏坊も円福寺に移る等にて永祿四年の頃には八坊のみとなり、天正の頃には僅に東坊一字を存せり。その当時矢川寺の別当長賢此処に隠居弟子左京当時大岡寺所化を頼み矢川神社の事も兼帯せり当時兵乱に乗じ農民神田を耕作し連年租税を納めざれば当寺より供米の徴収及同社復興等の事を管掌す其事は「美川雜記」にあり天正十三年中村一氏岡山城を築くに当り寺を南方なる字地頭に移す。水口城主加藤氏代々之を祈願所とし正徳四年十一月境内地続二百坪、観音と称する地三反歩及大般若経梵鐘等の寄附あり。正徳五

丘等の名あり、近時専ら古城山と曰ふ。西南は市街を隔て、横田川を帯び東北は田野を控へ丘陵を環らし地方の要害に属せり。朱鳥元年こゝに大寺を創立し後兵火に焼失すと云ふ。天正十三年中村式部少輔一氏、城を築きて之に居り岡山城と称す増田長盛・長東正家交々之に代り、慶長五年九月正家亡び終に廃墟となる。寛永九年此石壁を移して水口城を築けり。

〔近江輿地志略〕【↓史料17】

〔淡海録〕【↓史料13】

〔文政十一年水口藩役所明細帳〕【↓史料19】

〔水口藩士某覚書〕【↓史料22】

秋日登古城山

中村栗園

欲登山山形遺跡、理得布縵与蠟履、蛇蛻攀來谷間、谷如抹漆黑而窄、天谿絶頂平如席、但見古瓦乱狼藉、城墟荒落狐狸行、古壘壞殘老松柏、憶昔名東居顯職、食邑此地六万石。

【史料42】『甲賀郡志』下巻第17編第3章15節「水口城址」

①

②『甲賀郡志』下巻110頁

水口町大字水口の西方天満宮社と綾野堰との間にあり。方形にして東

方の一角突出し凸字形をなす。元來此地は柏木荘に属し柏木三家の一なる美濃部氏の所有なりしが同氏衰微と共に天満宮社域に入る。寛永九年幕府代官小堀權十郎遠江守をして役を董し更に跡部民部島四郎左衛門を奉行となし本城を築かしめ、述職往還の館舎に充つ。所謂御番城なり（一書に小堀政一寛永十年七月より水口城普請を管すとあり）此より先岡山城は既に廢毀したれば其の石材を用ひて塼壁築造に充て、田圃を填め材木を伐り、人家十余戸を西方に移す。（今字を田中と云ふ）經始殆ど三年を費し、同十一年に至り工事竣りたれば、松平伊豆守、柳生但馬守、井上筑後守之を檢分し、更に京都所司代板倉周防守及永井信濃守に命じ、檢せしめ尋いで小堀坪内等に城代として交るゝ之に居らしむ。（後略）

【史料43】『甲賀郡志』下巻第13章のうち「中村一氏」

①

②『甲賀郡志』下巻1372～1373頁

中村一氏

一氏は弥平治一政の子にして初瀧孫平治と稱し、後中村式部少輔と改む。瀧村今油日村大字人なり。

（中略）

かしは木と申所にて、

落葉だに残らぬころのかしは木になにもをもるとて神のますらん

こよひはみなくち(水口)に御とゞまりあるによりて、わたくしにもおなじく

とまり侍るに、夜ふけて雲間の月きよく出てみえ侍る、

月影もこほれる水のみなくちに同じ宿かる夜半のさむけさ

(後略)

【史料38】伊勢紀行

永享5年(一四三三)3月17日条

①(明治32年経済雑誌社)

②『群書類従』(2版)11輯121頁(紀行部八

334巻)

(池の間①)

「江州甲賀郡

水口城下

本正寺什物」

(池の間②)

「文禄元年

壬辰八月吉日」

【史料40】水口本正寺半鐘銘

文禄元年(一五九二)カ8月吉日

①本正寺藏

②翻刻掲載の刊本なし

(後略)

(大永七年)三月四日、矢島をたちて、甲賀水口といふ里は十町ばかりつゞきて、

むかし御参宮の御所などもおもひ出られ、罷すぐるほどに、此所闊

おほく、門くより関々といふをきよて、

水口に我や見ゆらむ門ごとせきよくともろこゑによぶ

永享五年(三月十七日)の年、大生中の七日、大神宮御参詣の事侍り、(中略)
みな口の御とまりにて、
水無口やけふの御影をやどすより行末遠き名に流つゝ

【史料39】宗長手記

大永7年(一五二七)3月4日条

①

②『宗長日記』(岩波文庫版)119頁

【史料41】『甲賀郡志』下巻第17編3章14節「岡山城址」

①

②『甲賀郡志』下巻 1102～1103頁

岡山は水口町大字水口の東方に孤立せる丘陵にして大藏山大岡山、大

(貞応二年)

四月四日、曉、都を出づ、朝より雨に逢ひて、勢多の橋の此方に暫く留まりて、あさましくて行く、今日明日ともしらぬ老人を独り思ひおきてゆけば、

思ひおく人にあふみの契あらば今婦りこん勢多のなかみち

橋の渡より雨まさりて、野徑の道芝、露ことに深し、八町堰を過ぐれば、行人互ひに身をそばめ、一邑の里を融れば、奇犬、頻りに形を吠ゆ、今日しも、習はぬ旅の空に雨さへいたく降りて、いつしか心の中もかきくもる様に覚えて、

旅衣まだきもなれぬ袖の上にもぬるべき物と雨は降りきぬ

田中打ち過ぎて、民宅打ち過ぎ、遙々とゆけば、農夫双び立ちて、笛をうつ声、行雁の鳴き渡るが如し田を打つ時は双び立ちて同じく鎌をあげて歌をうたひてうつなり、卑女うちむれて、前田に多ぐつむ、存外ぬしづくに袖をぬらす、そともの小川には、河傍楊に風立ちて、鶯の糞毛うちなびき、竹の編戸の垣根には、卯の花さきさすさみて、山郭公忍びなく、かくて、三上の嶽を眺めて、八洲河を渡る、

いかにして澄むやす川の水ならむ世わたるばかりくるしきやあら

若福と云ふ所を過ぎて、横田山を通る、この山は、白楡の影に露れて、緑林の人をしきる処ときこゆれば、益なく覚えて急ぎ過ぐ、はや過ぎよ人の心も横田山みどりの林かげにかくれて

夜景に大岳と云ふ処に泊る、年来、うちかなはぬ有様に思ひとり

て髪をおろしたれば、いつしか、かかる旅臥するも哀れにて、かの廬山の草庵の夜雨は、情けある事を楽天の詩に感じ、この大岳の柴の宿の夜雨には、心なき事を貧道が歌に恥づ、

墨染の衣かたしき旅寝しついつしか家を出づるしるしに

【史料36】吉田家日記

① 応永10年(一四〇三)10月21日条

② 大日本史料7編6冊321頁

(応永十年十月) 廿一日、乙丑、天晴、(中略) 北山殿為御参宮昨曉御進発、昨日著御

水口云々、今夜著原給云々、

【史料37】室町殿伊勢参宮記

① 応永31年(一四二四)12月14日条

② 大正13年統群書類従完成会)

③ 統群書類従(再版)18輯ノ下1267、1268頁(紀行部一、524卷)

応永卅一の年極月の十日あまりよつと申に、室町殿伊勢御参宮あり、

(中略)

3 その他の史料

【史料34】百鍊抄 卷五 鳥羽天皇

天仁二年(一一〇九)2月3〜29日条

①

②『大日本史料』3編10冊592〜593頁

西町
孫太郎

西明寺

天正町
源左衛門

小太郎

長三郎

猪三郎

三郎(カ)
右衛門

真光寺

米々町(東)
番太郎

甚介

同(屋敷)
老敵拾八分

同(屋敷)
式敵拾分

同(屋敷)
老敵分

大原町
屋敷
式敵廿四分

中々町(備)

同(明屋敷)
式敵分 荒

ぬしや町(備)
屋敷
三七三分

坂町
同(ふしき)
三七廿九分

同(ふしき)
五敵分

同(屋敷)
拾八分

天神町
屋敷
老七三分

五間

六間

五間

六間

五間

十八間

九間老尺

十間

三間上兼
三間三尺

五間
六間四尺

【史料35】海道記

貞応2年(一一三三)4月4日条

①

②『新編古典文学全集』48(中世日記記行集)20〜22頁

上品 五歩

一升八合

(朱筆) 旅籠町才介

十間 七間一尺

屋敷

式畝拾二分

(尾書) 九右衛門

〔江州甲賀郡水口御検地帳〕B2之2〕

上田 四畝五分

七斗五升

西町 かつま

八間半 十一間

同(屋敷)

三畝四分

御池町 与七 (柳) 大なき町 番兵衛

上田 四畝廿三分

八斗五升八合

天王町 太郎兵衛

五間四尺 十一間四尺

同(屋敷)

老畝六分

(奥) 刻ひ十町 与吉

上田 五畝廿二分

老石三升四合

作坂 与作

四間 十間

同(屋敷)

老畝分

伴町 又右衛門

上品 九畝十八分

老石七斗二升八合

天神 太太郎

五間一尺 十二間

同(屋敷)

式畝二分

(伊勢) 藤左衛門

中田 四畝分

五斗六升

(奥) 甚二郎

四間 十一間

同(屋敷)

老畝拾四分

(南) 左衛門二郎

〔江州甲賀郡水口御検地帳〕B2 28〕

上品 式廿分

式斗二升

(朱筆) 与一郎

七間 六間

同(屋敷)

老畝拾分

中町 貞三

〔屋敷地書上帳〕B2-29〕

上品 式廿分

式斗二升

(天) 与一郎

十間 十間

同(屋敷)

老畝拾分

善福寺

水口北町内島

式斗二升

(奥) 与一郎

六間 七間

同(屋敷)

老畝拾分

巴福寺

〔屋敷地書上帳〕B2-29〕

上品 式廿分

式斗二升

(奥) 与一郎

十間 十間

同(屋敷)

老畝拾分

善福寺

野国小山にいたる、ときに石田三成謀叛のきこえあるにより、

同国氏家をいて一族ととも御前にめされ、山岡道阿弥に副て伊勢国長島城の加勢たるべきのよしおほせをかうぶり、すなはちかの地におもむく、関原の役終るのち、同国桑名城うけとりの列にくはり、あるひは近江国水口城を番衛す、六年本領近江国甲賀郡の内にをいて百五十石をたまひ、上方の安否をうかゞひ、言上すべきのむねおほせをかうぶる、後大坂兩度の役に従ひたてまつり、寛永二年九月二日采地の御朱印をたまひ、三年より大番をつとむ、五年五月二日死す、年五十八、法名了廓、

【史料30】寛政重修諸家譜 美濃部茂次の項

① 国立公文書館蔵(特104 001)

② 『新訂寛政重修諸家譜』17巻255頁

● 茂次

助三郎 母は某氏、

天正十四年浜松にをいてはじめて東照宮に拝謁し、これよりめされてつかへたてまつる、後小田原をよび陸奥国九戸の役におもむき、また朝鮮征伐のとき従ひたてまつり、肥前国名護屋にいたる、慶長三年美濃部新右衛門茂忠等とともに青木木工右衛門某に

助力して、その讐青木左京進某をうち、関東にのがる、時に大坂の五奉行より其つみ糺明あるべしとて、しばし言上すといへども、東照宮の御構みをかうぶり、所々に身を匿し、潜居するのころ、上杉景勝御征伐により薩摩守忠吉卿に従て下野国小山にいたる、ときに石田三成叛逆の告あるにより、おほせをうけたまはりて山岡道阿弥に副て、伊勢国長島城の加勢たり、関原御陣のち同国桑名城を請とり、また近江国水口城守衛の列にくはる、六年近江国甲賀郡のうちをいて、旧地三百石をたまふ、十六年七月十八日采地にをいて死す、年四十六、法名宗光、葬地茂明(心光寺)におなじ、

【史料31】池田家履歴略記 卷三

①

② 『水口町志』下巻16頁

長東正家は、南宮山より伊勢に走りけるが、山岡道阿弥に破られ、水口に帰りて守城の計をなす、然るに従者逃亡し防禦の術なし、神君、池田長吉殿・亀井茲矩(因州鹿野城主)をして水口に至り、長東正家は弟伊賀守を囮らしむ、兩人使を城中につかわしぬ、池田家よりは舟戸久左衛門其使を勤む、

川を渡りて城兵と戦ひ、みづから飯沼小勘平を討て其首を得たり、二十三日諸將とともに岐泉城を乗とりしかば、二十七日御感の御書を下さる、九月仰により長東正家がこもれる近江国水口城をせむ、正家一戦にをよばず、城を開て助命をこふといへども、敵の張本たるにより、中江にをいて切腹せしむ、このとき正家がたくはふるところの金銀資材をたまふ、十一月因幡国鳥取城をたまひ、加恩ありて六万石を領す、八年伏見城の普請をたすけつとむ、十一年江戸城石塁の普請をたすけしにより、備前三郎国宗の御脇指をよび馬を賜ふ、十九年九月二十四日卒す、年四十五、茂林宗綱隣松院と号す、高輪の東禅寺に葬る、のち代々葬地とす、室は宗家の臣伊木豊後忠次が女、

【史料28】寛政重修諸家譜 美濃部茂盛の項

①国立公文書館蔵(特104 0001)

②『新訂寛政重修諸家譜』17巻 244頁

●^{しげもり}茂盛

菅三郎 三郎左衛門 母は定秀が女、
(蒲生)

慶長四年伏見にをいて東照宮に拝謁し、めされてつかへたてまつり、五年上杉景勝を征したまふるとき供奉し、また石田三成等の

逆徒を御追討あるによりしたがひたてまつり、関原の役終るのち、池田備中守長吉に属して長東大藏正家がこもりし近江国水口城をうけとり、是を守衛す、後甲賀郡に居し、十九年十二月二十九日死す、年六十三、法名宗因、近江国水口の心光寺に葬る、妻は山中治部某が女、

【史料29】寛政重修諸家譜 美濃部茂忠の項

①国立公文書館蔵(特104 0001)

②『新訂寛政重修諸家譜』17巻 254頁

●^{しげたけ}茂忠

新右衛門 今の呈譜菅次郎茂行に作る、母は某氏、

遠江国浜松にをいて東照宮に奉仕し、後小田原陣をよび陸奥九戸一揆御追討のとき扈從し、また朝鮮の役にも従ひたてまつり、肥前国名護屋にいたる、慶長三年青木美作守安頼が三男左衛門某、父の讐青木左京進某を討むとして茂忠をかたらふにより、これを助けて近江国勢田にをいてかれをうちとり、ひそかに関東にのがる、ときに大坂の五奉行よりしばしば茂忠を賜はらむことを請といへども、東照宮これを憐れみたまひ、つめにまぬかるゝことを得たり、五年上杉景勝を征したまふるとき、ひそかに供奉して下

茂次

助三郎 生国同前(近江甲賀郡)

天正十四年遠州浜松にをひて

大権現に謁したてまつる、

同十八年小田原陣に供奉、

同十九年奥州陣にしたかひたてまつる、

文祿元年朝鮮陣に供奉、

慶長三年美濃部新右衛門茂忠と共に青木左京進をうつ、これ

によりて関東にかくる、

同五年

大権現景勝を御征伐のとき、茂次忠吉卿にしたかいひて野州小

山にいたる、石田三成謀叛のとき、新右衛門と共に山岡道阿

弥にそへられて加勢となり、勢州長島におもむく、

関ヶ原陣のち、勢州桑名の城をうけ取る人数に列す、

又江州水口の城番をつとむ、

同六年本領をたまわり、諸役御免をかうふり、新右衛門と

共に上方にあり、

同十六年七月十八日に死す、歳四十六、

【史料27】寛政重修諸家譜 池田長吉の項

① 国立公文書館蔵(特104 001)

② 新訂寛政重修諸家譜 5巻 69頁

清和源氏 頼光流

池田

(長吉孫)
長常がとき嗣なくして家たゆ(寛永十八年)

● 女よ七
長吉

藤三郎 備中守 従五位下 池田信輝入道勝入が三男、母は

荒尾美作守善次が女、

元龜元年尾張国大山に生る、天正九年豊臣太閤の養子となり、羽

柴を称し、澤潟の紋の旗五本をあたへらる、(時に十二歳)のち

池田に復す、十二年長久手合戦のとき劊をかうぶる、十三年従五

位下備中守に叙任し、一万石を領す、のち筑紫をよび小田原陣の

とき、これにしたがひ、十九年朝鮮の役には名護屋に在陣し、文

祿元年筑前国蘆屋にをいて朝鮮渡海の船奉行をつとめ、大般若と

名づけし名馬をあたへらる、三年大仏殿造営のとき、これを奉行

す、慶長五年東照宮、上杉景勝御征伐のとき供奉し、石田三成叛

逆のきこえあるにより、兄輝政とおなじく御先手をうけたまはり

て上方におもむく、八月二十二日岐阜城をせむるのとき、新加納

【史料25】寛永諸家系図伝 美濃部茂忠の項

①内閣文庫蔵(特076 0001)

②『寛永諸家系図伝』/東大謄写 2075-1

180冊のうち135冊目

茂忠

新右衛門 生国(近江甲賀郡)同前

遠州浜松におひてはしめて

大権現につかへたてまつる、

天正十八年小田原陣に供奉、

同十九年奥州陣にしたかひたてまつる、

文禄元年朝鮮陣に供奉、

慶長三年青木左衛門といへる老父のかたきをうたんとして

茂忠にかたる、茂忠力をあはせて青木左京進を江州勢田にお

ひてうち、名を匿しかく関東にのかれ、

大権現のおたすけをかうふれり時に、大坂の五奉行

大権現へうつたへて茂忠を給らんとこふ、

大権現御返事に、その住所をしらすとのたまふ、

同五年

大権現奥州景勝を御征伐のとき、茂忠ひそかに供奉して小山に

いたる、此とき石田治部少輔が謀叛のつけあり、野州宇治郷

にをひて茂忠を御前にめして、甲賀の一族参るへきやいなや

をとせ給ふ、すなはち山岡道阿弥にあひそへられ加勢とな

りて勢州長島にをもむく、

関東御帰陣のとき、勢州桑名の城を請取人数に列す、又江州

水口の城番城をつとむ、

同六年本領をたまわり、諸役をゆるしをかれ、上方に在之虚

実の説を関東へ達し、三年に一度関東にくたりて拝謁したて

まつる、大坂兩御陣に供奉、

台徳院殿につかへたてまつり、前の如く上方にありてのゝち幕

下にいたり、つかへたてまつらん事をこふ、

寛永三年 欽命によりて

將軍家につかへたてまつるときに御加増を領す、

五十八歳にして死す、法名然誓了廓、

【史料26】寛永諸家系図伝 美濃部茂次の項

①内閣文庫蔵(特076 0001)

②『寛永諸家系図伝』/東大謄写 2075-1

180冊のうち135冊目

修に当り当時の藩主之を二寺築造の礎石に使用せしめしかば現今此種の巨石を認めず、

天和二年加藤明友の水口城に移るや、旧趾を以用材となし松檜杉等の諸樹を栽植せしめ、更に元禄二年に至り竹内・吉田等を山奉行として諸人の登山を禁止す、但毎年三月十七日阿伽宮例祭のみ登臨を縦す朝ツ時より夕ツ時までを限る、明治四十四年七月旧本丸土中より鬼瓦、その三十間西方に於て五輪石塔をも発掘し共に水口尋常高等小学校に保存せり、塔の所在地は或は大岡寺塔中地藏坊趾ならんと云ふ、赤坂路の右傍に一泓の古井を存す、四辺悉く長方形の花崗岩を積み重ね顔る完全に築成せるも其深測るべからず、現今草樹雜生して殆んど埋没したるか如し、

【史料23】寛永諸家系図伝 池田長吉の項

- ①内閣文庫蔵(特076 000)
②『寛永諸家系図伝』/東大謄写 2075-1
180冊のうち19冊目

長吉

藤三郎 備中守 尾州犬山にて生る、

母ハ輝政に同じ、

(中略)

(寛長五年)

同年九月、江州水口をせむ、長東大藏正家・同伊賀守、城をなかひらいて一命をこふといへども、敵の張本たるにより、中江におみて切腹せしむ、これによりて長東が金銀財宝を給る、
(後略)

【史料24】寛永諸家系図伝 美濃部茂盛の項

- ①内閣文庫蔵(特076 000)
②『寛永諸家系図伝』/東大謄写 2075-1
180冊のうち135冊目

● 茂盛

菅三郎 三郎左衛門 生国近江甲賀

慶長四年伏見におひて

大権現に謁見したてまつる、

同五年奥州御陣・関ヶ原御陣に供奉、関ヶ原没落のち、

台命によりて江州水口城に向ふ、長東大藏正家城をわたして

一命をつかむとこふ故に、茂盛城をうけとる、そのち本多

豊後守にわたす、

同十九年に死す、法名月光宗固、

守、瀧名字之出入ニ依而暗討ニ仕而、甲賀御入部之時広野江人数を

上々、甲賀ヲ見下シ諸士を追出ス、天正十三乙酉年五月より六年居城、

六万石、

一、増田右衛門(長盛)信盛、下甲賀正福寺住持、秀吉公水浜御居城之時初而

出、三百石、次三千石、後甲賀岡山二万石、水口方大和江国替二

万石、

一、長東大藏大輔(正家)家、近江(野洲郡)栗太郡の誤りカ、十三歳方十五歳迄北

脇藤左衛門屋敷ニ住、其後井上豊後守抱、其後慶長五年九月十九日、

依叛逆池田備中守謀を以城を明させ、同国蒲生郡日野佐倉と云所江

立(逃)、備中守跡を追、佐倉村之在家之石ニ腰を掛け腹ス、

一、水口古城山町敷、九町十六間南表東西、三町九間東方南、九

町二十七間北裏西東、九町四拾六間西之方北南、合二十七町三十八

間、山ノ根方山上迄、但山成ノ間尺、一町五十五間東ノ方徳祐屋

敷迄、二十一間徳祐屋敷方、(二町)二十一間北裏より本丸ノ上迄、

二十九間西ノ丸より本丸ノ上迄、二十町二十七間南西ノ丸

屋敷間敷二十四間東西・三十三間北南、本丸、十二ノ丸■間、十四

間北南・六十三間半東西内ニ堀燗蔵ノ、(二町)二ノ丸二十一間北南・三十

二間東西、十七間北南、二十二間徳祐屋敷東西・二十四間北南、

(後略)

【史料22】水口藩士某覚書

明治末ころカ

①原藏者・所在不明

②甲賀郡志 下巻 1103~1104頁

岡山城は永正年間三雲新兵衛行定の築ける三雲城南方のを壊ちて当城

の石壁となし、且矢川神社の別当教寛坊・円乗坊矢川雜記に岡山城を作

龜・天正の頃兵火に罹りし当地の良材古瓦・礎等までも取用ひて作る云々を毀ちて齧櫓の用となし、頂上に本

丸・二の丸・三の丸の内郭を造り、別に附庸を築きて西丸と稱し、其

外に内部より蛇谷東北を経て下方に通する塹坑を穿ち不虞の用に充て、

又岡下に外郭を造り環らずに長濠を以てし、郭郭の間には松檜諸樹の

点綴、且上邸・下邸ありて家臣等之に住居す、此城は天正十三年七月

一書に 中村一氏か豊臣秀吉の命を受け築城するものにて、同氏之に居

り、甲賀・蒲生両郡内に於て提封六万石を賜与せらる、同十八年駿河

国府中城に移り同時に増田右衛門尉長盛代りて本城を治む、提封亦同

じ、文祿四年一書に三同氏大和国郡山城に移る同時に長東大藏大輔正

家代りて本城を治め提封亦同じく、且安芸国に於て三万石を兼治す即預

り地なり、以上三氏共に在城各六年なり(慶長記)には長東敗亡の後池

りと寛永年間水口城を築くに当り、此旧城の石材を取り之を用ひしか

あり、爾後草木自然に生茂し其間に残存せる礎石草樹の為に蕪没せられ

或は溪谷の下に散在せしが、享保元年大岡寺再建、安政五年慶円寺重

御免地之由来、長東代逆心御訴申上候御賞之詞之由ニ申伝、粗証跡茂相見江候、既延宝七未年、井伊玄蕃頭様檢地奉行戸塚左大夫殿・内山多左衛門殿水帳奥書茂御赦免之義由緒依有之、此度御下知を以除之候、相認有之候、寛永十四年水口御築始メ、同十一戌年、京・大坂・駿府同前ニ御番城と成、同年大猷院様御上洛、益大道二成、(後略)

【史料19】文政十一年水口藩役所明細帳 文政11年(一八二八)カ

①原藏者・所在不明

②『甲賀郡志』下巻1103頁

本丸 東西七十間 一説に七十間は十七間の誤ならんと云 南北十五間

二の丸 東西三十五間 南北十四間

西の丸 東西二十五間 南北廿五間

御殿屋敷 長六十間 横五十間

山高 一町十間

東西 二百二十五間

南北 二百二十間

周廻 二十七町三十八間

【史料20】油日大明神諸記録

天保11年(一八四〇)9月

(朱筆)

寺社由緒并由來之事

(中略)

一、其後天正十六年中村孫平次殿水口御在城之節、高拾三石九斗之申田御寄附御座候ニ付、打続増田右衛門尉殿・長東大藏大輔殿・山岡道阿弥入道殿・同主計頭殿迄御代々無相違被仰付年貢寺納仕候、是ハ証文・田地共ニ只今も所持仕罷在候、然共、寛永廿一年申年小堀遠江守殿御代官ニ而伏見ニ御座之時、当所御藏納ニ成申故、右之田地御年貢地ニ成、只今ハ御年貢立申候御事、

(後略)

【史料21】甲賀二十一家先祖書

年月日未詳(近世後期)

①国立公文書館蔵(157)0193

②翻刻掲載の刊本なし

(前略)

一、中村式部少輔一氏、江州甲賀郡上之郡多喜村之産、父ハ藤井備後

きて池田に授く、池田台命に依て城を廃しけり、

〔水口御殿跡〕水口町南の方二町四方許の地あり是なり、四方に堀あり、慶長九辰年東福門院御旅館の為に、御代官林伝右衛門之を建つ、今は其跡のみ有り、土俗は御殿跡とのみよべり、

〔中略〕

〔水口〕

〔大岡寺〕同岡山の麓にあり、龍王山大岡寺観音院と号す、白鳳年中の草創、行基の開基也、本尊十一面観音長三尺余、則行基の作なり、相伝甲賀三郎兼家守本尊也と、往古岡山にあつて坊舎六院繁昌の靈地なりしに、天正年中中村式部少輔一氏初て城を岡上に築くが故に、寺院を水口の駅中に移す、然後享保元年又寺院を旧地岡上に移す、今の大岡寺是也、天台宗比叡山延暦寺の末寺なり、俗之を呼んで岡の観音といふ者は、古城岡山の麓に在るを以てなり、(後略)

〔史料18〕水口宿栄枯伝馬難言駢略記

享保年間(一七一六～一七三六)

①甲賀市蔵「東海道水口宿文書」A1 29

②水口町志「下巻」526頁

水口宿栄枯伝馬難言駢略記

江州水口宿天正十三酉年、岡山之城中村氏築候より、慶長初年迄伊勢路往来之外、通行稀成駅場にて、馬難も勝手に動難来、元宿法不足間、記等も無之候、同五子年長東家落城之後、御領となり、御代官松下孫十郎様御支配卜成、其節御代官屋敷と申者今之町御役所也、同六丑年作坂町・旅籠町両町伝馬町二被仰付、則伝馬三拾六疋初而相立、此時水口一村之内式千百石余宿馬卜成、其節者宿入用とても格別無之候二付、宿役高者割掛不申候由、若少々之宿入用有之候得共村入用之内二而賄申候由、御高札場新規二定り東海道馬難二成、依之從權現様御三代之御朱印鑑井御老中様之御添書、伊奈備前守様・彦根小形部様・大久保重兵衛様之御添書等今に問屋所二有之候、此時之往還者東者田福寺門前を江戸口と言、儀峨立石之脇江出ル古例道也、西者石橋京口と言、天王町ヨリ鳥井前一里塚通古例、人家所々二有之、其節京口・江戸口二而正月九日ニ大きな神明繩を張、是ヲ仁王繩之綱と言、彼是古事とも有之由、于今兩所二而古格之通二候、石橋二而者只今暫之内繩ヲ張、其間者通り候者笠為取、馬乗者おりさせ申候由、同七寅年百五拾七石五斗五升合地貨御免、檢地御奉行米田清右衛門様、同十巳年拾八石九斗四合地貨御免、御代官林伝右衛門様御支配之節、此年片町栗林江新近道被仰付候、同十四酉年式石八斗四升地貨御免、御代官長野内藏之丞様御支配之節、川久保月ヶ上辺、漸家建候間出ル者有之候、御免高合百七拾九石式斗九升六合、以上三度之御免地高二候、右

(中略)

一、(延宝九年) 右同年七月廿七日七ツ時々風吹出シ、

中稲の花盛ニ而中り、古城山松木六百本吹折、御城・町中井田畑之損亡難積由、

(中略)

往古町筋井地方・町方、山川橋伝馬人足

一、水口東ノ出口

大岡寺古屋敷の下より新城嶺立岩の道江往古有之、依之円福寺を岸の堂とも言ふ、作坂町の裏はねやか脇といふ田畑にて有之を、川欠ニ成候ゆへ、作坂町の坂の下より川原へ往来致候所、又川欠に成候故、坂を道に作り、今の松原町・片町の境より川原へ下り往来しけるに、又川欠ニ成候ゆへ、今の海道ニ成、作坂の川原道ハ番や屋敷ニ成、元祿の頃より役屋敷ニ成、

一、町筋

延宝の頃までは西見付より今の御城内志里塚を通り筋にて、真御門辺より天神の森之下通り筋にて、此間ニ小坂町・天神町・北町三丁有、すくニ今の河内町へ通り候を、天和式年御給地ニ成候ゆへ御普請被為遊、今者御家中御屋敷ニなる、町人共江替地被下右三丁新町なり、但シ天神・心光寺式ヶ所の

境内ハ昔のまゝニ而、今に相かわらず、

(後略)

【史料17】近江輿地志略

享保19年(一七三四)

① 滋賀県ほか蔵

② 『新註近江輿地志略 全』弘文堂版

622 5
623 頁

〔岡山古城址〕今水口城の東十町許にあり、是古昔の水口城なり、西の麓より本丸に至りて四町許、之を追手といふ、東の麓より本丸に至りて三町五十一間之を搦手といふ、此北麓に至りて二町二十一間なり、山頂の本丸方十三間、二の丸三十二間半に二十一間、西の丸二十四間に二十三間、三の丸三十五間に十七間、總巡り二十七町三十間に至る、今に其形あり、今は当城主の山林と成てあり、此地鈴鹿山の西、横田川の東要害の地なり、天正十三乙酉年中村式部少輔一氏城を築く、天正十八寅年駿河国田中の城へ移る、増田右衛門尉長盛此処に在城す、文祿四年乙未大和国郡山へ移る、長東の大蔵少輔正家在城す、関ヶ原の役、正家民家の男女老少を捕へ質とし、城内に置く、正家美濃に赴き弟伊賀守をして守らしむ、関ヶ原の軍敗れ、正家逃れ還る、時に池田備中守兵を以て之を圍む、既にして相和し、即彼質を散じ、城を開

れ飯道寺山へ逃登ると、

- 一、岡山の内ニ喜助の丸デンデ屋敷・渡辺勘兵衛屋敷・徳祐屋敷杯いふ名有、

若年の頃まで言ひ伝へ候得とも、次第く言止ぬる、いかなる人にて有にや、

- 一、内堀の跡は今二残り、外堀は東町通り南裏にから堀の跡有之候得

共、百姓共銘々にうかち、畑にして今はなし、

- 一、水口川

年老のもの言伝、昔は川幅式間には過す、せはき所は飛び越けるを、今大川と成いかなる故ぞ、

御城御代々之事

- 一、美濃部御城ハ寛永十一戌年御築被遊候由、

松平伊豆守様

柳生但馬守様

井上筑後守様

右者江戸より御見分ニ御登被遊候よし、

板倉周防守様

右ハ京都より御下り御立会之由、

(中略)

御通り

一、文祿年中之頃か

大権現様御登り天王町石垣屋彦之丞ニ御止宿、此時大徳寺住持二代之叡誉和尚終夜御物語之由、世上言伝江是ハ御若年之時、三

州宝蔵寺ニ而御手習同学之由、

案ニ此時節ハ大坂・伏見へ幾度も御登り被為遊候哉、

一、慶長五子ノ年

大権現様石部宿御止宿ニ而、水口は夜通シに御下向之由、是ハ長束

大蔵殿逆心之義御注進申上候ニ付、御通り被為遊候由、地子

御免之由諸書に有り、

一、元和七辛酉年

台徳院様姫君東福門院様御登り、後水尾院様中宮六月十八日御入

内と有り、此時旅館建ツ、今古御茶屋ト言ふ、

一、寛永三寅年

台徳院様御上洛、還御ハ美濃路、

一、寛永十一戌年閏七月十六日

大猷院様御上洛、還御ハ水口御泊り、

右御宿割帳近き頃まで問屋所ニ有之候所、紛失不念ノ至、後

ニ吟味して、今問屋所ニ有之候、數四冊、

(中略)

風雨・洪水・火事・地震等之事

(後略)

【史料16】聞書

享保19年(一七三四)ころ

①個人蔵(旅籠町河合家文書)

②翻刻掲載の刊本なし

(表紙) 大切之書物

聞書

重要書類

水口駅

〔スレ〕
〔氏〕

或時、御支配の御方より古き事を御尋被下けるに、書残シたる物なく、何を求めて御答江可申上様なし、誠に年月の流れ行跡の白川原となる、せめて我一生の見聞及ふ事思ひ出るに任せ、書とめて筆のしからみとする、書もれたる事、跡先になる事、心し給へ、

(目次略)

水口 天正以前之事、曾而不承、

天正拾貳年の頃までハ東村・中村・西村とわけて、天王石橋より大岡寺古屋敷の下までを水口一郷として、諸社の行ひ祭礼・雨乞等の事、右三ヶ村を根元として勤る故実、今ニおみて相伝わる

美濃部村 天神宮鎮座古事可有、

石橋より西の方ニ美濃部村一郷有、

案スルに御城美濃部領ニ御築被遊候故、水口美濃部親敷成と見ゆる、延宝の頃までハ山林の立合其外之事まで格別ニして、御年貢取納の御蔵水口蔵又ハ美濃部蔵格別式ケ所有之候、大庄屋兵左衛門支配の時一所二成、

①、天正十三乙酉年中村式部少一、初而岡山城御築、是より町数・寺数等多ク成候と見ゆる、在城六年、

年老の者言ひ伝へ、当国甲賀郡滝村に滝孫平次といふ人有、惣村の者と中悪敷、在所を立退中村氏江養子ニなり、立身して中村式部少一二成、依之岡山ニ城を築甲賀を知行シ、滝村の者共おほく仕置被成候由、

②、天正十八庚寅年増田右衛門尉長盛、在城六年、

③、文祿四乙未年長東大蔵少輔、在城六年 案スル交代六年宛にや、

④、慶長五年子ノ九月十七日、長東大蔵殿関ヶ原より帰城、直二日野江御越被成、中ノ郷と申在所之深田与惣左衛門と申者の湯殿にて御

切腹の由、今に墓あり、

年老の者此砌の物語言ひ伝し、町中ノ人質を取、今の山の神西の方ニ追籠置候、残るもの祈祷のためといひて、九月十七夜月待の餅人質の方へ持はこひける、俄ニ没落故妻子を引つ

本境内の堂社東北に続けり、宇和堂此辺り当山の墓所なりと、宇
経塚経堂破烈し、経のミ取りて埋めり、字明王寺これに寺あり、菓
師堂あり、顔れしかハ仏のミ埋めり、今に塚あり、字堤堂など、此
外割符を合せたることく名のミ残れり、里人伝云、此処七堂伽藍の
靈跡なりと、実にも田圃に沈ミし古瓦等今に出ると云り、往古の事
散去ぬといへとも、近き頃まで当村を領せり玉泉坊の物語りに、今
の寺の袖の木の本に蔵ありて収納すといへりと、此故に先師長賢延
宝年中巡見衆檢地御奉行へ式百七拾石余領納すと書上たり、されど
も天正の前後乱れたる時、農人も^(寺)税を怠りしかは、寺僧も立除し
故、一面に水口岡山料となるといへとも、農家立去もあり、少かに
残るといへとも力^(乏)、此故に荒田多し、后慶長檢地の時村人御竿
を受たり、委く下に記す、愚案るに昔は只其事に付て田を分てりと
見ゆ、森の西に神田と云あり、これ神事の田なるへし、東に経田本
は田なり、今阜とせり、これ千部経を誦し料田なるへし、西にかん
ぢやうでんと云あり、里人云、は本知行のありし時の勘定人の給田
なりと、今鐘樓の西の堀のことくなるは本地堂井寺中の入口なり、
又東に入口あり、今の寺は西に門ありて四面に土圍を構たりと見へ
たり、或云、古への知行九拾石許なりと下に記す、
昔し国王の天恩を戴き、高祖の佳恵を荷ひしかハ、僧は如法修行を
本意とし、其処の才あるものをゑらんで裁判せしめしかと、數百年

の後寺僧は師^(師)子身中の虫と口書を極めて法命を失ひ、委吏は末至り
て臂を張しかハ、又これを抑へんとして、或は御家人、或は地頭代
の様に附せられて、又これハ威を振ひ、僧は^(弱)弱して衰へり、此等の
例をもて本は我持なりしなど云伝ふるものなり、後上甲賀をは廿
一家として領せりと云り、実にも貞治の頃佐々木か郎等市原の城に
ありと、大平記にも見へたり、後又応永の頃も望月信濃の入道^(山)
上小沼村の辺りに居れりと見ゆ、後強大して此庄に繁れり、又鶴
飼・服部なども散在して後所くの名主となり、佐々木か手に属して
武威に誇れり、されともいまた寺院僧尼も往くにおほく侍りしかと、
永禄・天正の乱れ世に、文禄の頃廿一家も秀吉公より破られて蟄居
せしかハ、寺僧も退散せり、当山も廿一家と比して一巻に没取せり、
其后中村式部・増田右衛門・長東大藏大夫など相統て水口岡山にて
六万石を領せり、程なく慶長五年落居せり、就中此筋のことく寺堂
の破壊せるはなし、これを伝へ間に岡山の城を作る時、堂塔の良材
・古瓦・礎等まで、火急なりしか不調なる故歟、取りて城郭等に作
れりといへり、或は下^(下)き堂は破らすとて俄に柱を地に埋ミしもあり、
北の堂などこれなり、当山にも天正の比より衆徒騒動の内に失たる
をあらく尋るに、西に本地堂坊舎三字、内外の鳥居・拜殿・東の坊
三軒・中の寺も租破壊せり、其后世々の住持力を尽し、衆に募りて
漸く結構せり、

一、水口山城廢墟乎、長東大藏大輔正家居城、家光卿御代撞上御番手被遣、古城山高西追手山根本丸迄四町上、東山根迄三町五十一間、北山根迄二町廿一間也、

一、山上本丸十三間四方

一、屋敷六十三間・十四間

一、三ノ丸三十五間・十七間

右六ヶ所旧基有之云、

水口当御代者林口村、天和二年高二万石加藤内藏介明友、天和三年同高加藤孫太郎明英、(右出扶桑城記)

【史料14】浄土宗寺院由緒書 卷中

元禄9年(一六九六)

①増上寺藏

②『増上寺史料集』第6卷 700-701頁

(前略)

大徳寺

知恩院末

江州甲賀郡水口 家松山大徳寺

開山叡譽上人、生国三州奥平、姓八本多氏、剃髮ノ師相州光明寺一代法譽上人ナリ也、檀林・附法ハ不知、慶長十巳ノ歳二月十九日八十六歳ニシテ而示寂矣、起立ハ天正

(六脱)

十戊子歳当地城主中村式部少於城西境内式町四方ノ新地ヲ立テ号シ浄慶寺ト、則從相州小田原大蓮寺住持叡譽ヲ請待メ為開山也、然ルニ権現様御上洛ノ節寺ノ西面ノ山上ニ御登リ此地上覽シ玉フ、其節改玉ヒテ浄慶寺ヲ号玉フ家松山大徳寺ト、其ノ上命ノ長野内藏之丞ニ被成シ下釣鐘也、其後相繼先規ヲ、達ノ上聞ニ而、慶安二年八月十七日 大猷院様御朱印頂戴シ、御代々相繼テ奉頂戴焉者也、

(中略)

大徳寺末寺 甲賀郡水口小坂町

一、如林山真徳寺 建立慶長貳酉年、開山者願譽知源ト申僧ニ御座候、其外諸事知不申候、

(後略)

常住 碧山(印)

【史料15】矢川雜記 卷二

享保8年(一七二三)

①矢川神社藏「矢川神社文書」298

②『矢川神社文書調査報告書』82-83頁

(前略)

寺社境内之事

て右之分可申談候、只一掃と申談候間、可得其意候、

一、舟之儀観音寺方堅被申付、大舟を以上候由、何方以尤候、

一、朽木殿方人足被仰付由候、殊奉行かたへ御音信之由、此方にて礼を能々申入候、

一、大溝年寄共も切々見廻之由聞届候、

一、舟之儀出来次第つミ可被渡由、可然候、観音寺度々念を被入二付て、舟数不入由近比尤候、

一、水口へも、はや右之分申遣候間、其方にて右通各へ可申聞候、

一、蒲生郡給人衆方返事たゝ今遣候、

一、此方御殿ニ敷候はんため、ぬか^(勝)卅^(最前)〔重而申遣候へ共于今不來候、さいせん卅石のほせ候外ニぬか卅石人候衆、早々上可申候、不可有油断候、

一、蒲生郡人足にて不足候ハ、重而〔^(野洲)やすの郡人足一掃やとい可申候、神埼郡人足〕申候、

六月十四日 正家^(長東正家)〔花押影〕

西川宗兵衛

間宮与左衛門

其外〔 〕

2 後世の記録・編さん史料類

【史料12】真鍋真入公有増御一生之御書付

①個人蔵〔真鍋真入斎書付〕

②『大日本史料』11編15冊235頁／東大蔵

写 2044 34の2点目

真鍋真入公有増御一生之御書付

一、右之通にて、泉州三年之内天正十一、二、三にて、紀州迄皆々たり申候、扱中村式部少輔殿ハ江州の水口へ六万石ニ而被遣候、内々ハ紀州一國可被遣と思食候得とも、此度泉州三年之内はしかと致たるはたらし無之、一揆大将白銀左介悻銀式百枚候て敵方江返シ申候事、敵地味方地をさくを致させ申候、以上三ヶ条の御とがにて、六万石にて江州水口へ御感なされ候事、

一、それより真入斎にも則式部殿江御附ケ、江州の甲賀へ御越被成候事、

【史料13】淡海録

元禄2〜10年(一六八九〜九七)

①滋賀県立図書館蔵

②『淡海録』(近江史料シリーズ4)78頁

以上、

当寺中竹木荒申事可為停止候、若むさと切取者於有之者、此方才急度可申付者也、

慶長二一

五月廿日

東北寺
上人様

長束三介

忠盛(花押)

【史料11】長束正家書状 文禄5、慶長5年(一五九六、一六〇〇)カ

①個人蔵(西川文書)

②近江地方史研究 43号60、61頁/東

大影写 61

3071.60

書状披見候、

一、殿主悉こほち候て向地へ遣、大津への材木仕分候て一昨日各令同道罷渡由尤候、存知外はやく隙明候て令満足候、

一、用二立候材木水口へ遣、其外ハ大津へ相届由、尤候、

一、大材木^(江頭)かしらへ相着候由尤候、与左衛門請取候由、得其意候、

一、小材木・かわら以下ハ舟木へ相着、兵介・二郎右衛門請取候由、

是又尤候、

一、大溝にて召仕候大工数并人足之員数、別紙之通披見候、

一、右大工之内拾人水口へ遣由候、五人針をぬかセ候由開届候、其五人も水口へ可遣候、左候へハ十五人之分二候、又介かた方着到を可遣候、

一、切石百之分大津へ遣候由、何より以尤候、石に判を仕由、得其意候、

一、大津へ大工と奉行を遣、材木仕分候て、用に立ましましき分わり木二させ取寄可申由、尤候儀共候、其分二可申付候、

一、朽木^(朽木立廻)殿やとい人足はん米、河内殿方被申付候由開届候、此方にて懸二札を申候、

一、足代木・かけつち・手子以下相改返し候よし、尤二候、

一、向地へ遣候材木・人足つもの事早々可申越候、但御給人衆へ人足やとい候処、則同心被申奉行差越被申候、今明日中二右之奉行衆

可罷下候間、早々申触持せ可申候、各方返事為披見遣候、此通百姓共二も見せ可申候、

一、われ^(野洲)代官所之百姓、一人も不残罷出候様二在々ねんを入申触、罷出候様二才覚可仕候、

一、蒲生郡人足にて不足候ハ、やすの郡之人足家康へ申入候、急与究候て自是可申遣候、

一、舟木・かしら^(江頭)方下山村まで持せ付候様二と申遣候、尚以其方に

②『近江国水口大徳寺文書目録』13頁

(中略)

(奥貼紙)
増田右衛門尉殿々境内

地子米免許状

東北町屋地子米之事、浄慶寺江令寄進訖、全可有寺納状如件、

増田右衛門尉

天正廿
二月十九日

長盛(花押)

散誉上人

【史料8】今度御知行御取候かた々事

文禄4年(一五九五)7月20日

①(個人蔵)佐竹家旧記のうち「雜記」

②『新修彦根市史』5巻767頁/東大贈写

2075
1150の8冊目2点目

以上、

今度 油日大明神江長東大蔵大輔寄進分之事、合拾式石九斗三升者右

三院御引得分を以可有寺納旨被申付候条、可有其御意得候、恐々謹言、

文禄四年

奥村左馬助

十月十日

宗才(花押)

油日大明神領

御寺僧中

今度御知行御取候かた々事

(中略)

一、十五万石大和米山(郡山)

増田右衛門尉殿

(中略)

一、五万石 増田右衛門殿跡
近江ミナ口

長東大蔵殿

文禄四年七月廿日

此外小身之御小姓衆、いづれも二、二百石・三百石つゝかさおん被下候者なり、

【史料9】奥村宗才書状

文禄4年(一五九五)10月10日

①個人蔵(伴良松家文書)83

②『油日神社関係文書報告書』52頁

【史料10】長束忠盛禁制

慶長2年(一五九七)5月20日

①大徳寺蔵「水口大徳寺文書」

②『近江国水口大徳寺文書目録』13頁

也、依而如件、

天正十八年十二月十九日

増田右衛門尉長盛（花押）

河合寺

【史料5】ちきやう出候おほへの事 天正19年（一五九一）ころか

①（個人蔵）「前川道平氏所蔵文書」
②『豊太閤真蹟集』解説35頁

（知行）ちきやう出候おほへの事

- 一、拾まん石 （家康）いゑやすへ
 - 一、四まん石 （佐和山）（城付）さわ山しろつきの事
 - 一、三まん石 （甲賀）ころかのしろつきの事
 - 一、壹まん石 （八幡山）八まん山の物
 - 一、二まん石 （八幡山）同八まん山のもの
 - 一、三まん石 （八幡山）（蔵入）同八まん山くら入候
 - 一、二まん石 （給入）同小きう人
- （以上）
い上十五まん石

廿四まん五千六百石

【史料6】森島貞盛・松村久次寄進状 天正19年（一五九一）9月吉日

①個人蔵（伴良松家文書）81
②油日神社関係文書報告書52頁

油日明神江御寄進之事

五石三斗八升

五石壹斗八升

式石三斗七升

合拾式石九斗三升

則田地にて引のけ被遣候、右 中村孫平次（氏）ヨリ用捨在之二付而、只今無別儀 右衛門様ヨリ被遣候、於 明神勤行可被成者也、仍寄進状如件、

天正十九辛卯年九月吉日

森嶋源七郎

貞盛（花押）

松村金兵衛

久次（花押）

油日寺僧中 参

【史料7】増田長盛寄進状

天正20年（一五九二）2月19日
①大徳寺蔵「水口大徳寺文書」

1 水口岡山城時代の史料

【史料1】顕如上人員塚御座所日記

天正13年(一五八五)5月8日条

①真宗本廟(東本願寺)藏

②『大日本史料』11編15冊235頁/東大影

写 3073-56

一、八日、中村孫平次岸和田城ヨリ江州甲賀へ被罷越也、そのまゝ甲賀を領知トシテ移住之用意也、昨日七日ニ、為御音信縮甘端・道服一、刑部卿ヲ御使トシテ被遣之、御書アリ、

【史料2】中村一氏禁制

天正13年(一五八五)5月

①大島神社藏(大島神社文書)

②『大日本史料』11編15冊235頁/東大影

写 6171, 6112

前々高札之写

掟

河合寺

一、当人数乱妨狼籍并対寺家中不溜族中懸輩於有之節、可成敗者也、

依而如件、

天正十三年五月

(中村一氏) 孫平次

在判

【史料3】豊臣秀吉朱印状

天正18年(一五九〇)10月25日

①市立長浜城歴史博物館藏

②『湖北・長浜のあゆみ』78頁

上甲賀中村式部少輔当知行分儀者、増田右衛門尉ニ可引渡候、其外下甲賀明所候ハ者、為両三人御代官可仕候也、
十月廿五日(朱印) (豊臣秀吉)

田辺入道とのへ

(建部高光) 寿得

長束藤三とのへ (直吉)

【史料4】増田長盛寄附状

天正18年(一五九〇)12月19日

①大島神社藏(大島神社古文書)

②『甲賀郡志』下巻653頁

一、当寺屋敷分地子米合せて八石三斗九升之儀合寄附候条全可有寺納

史料編

翻刻凡例

- 一、報告書の史料編として、水口岡山城と城下町に関する文献史料45点の翻刻を収めた。
 - 一、史料は、1 水口岡山城時代の史料（11点）、2 後世の記録・編さん史料類（22点）、3 その他の史料（12点）に分け、その中で原則として年代順に配列した。
 - 一、史料に付した番号は、本文の記述に対応している。
 - 一、史料それぞれに、①所蔵者情報、②本報告書で利用した刊本掲載情報を付し、利用の便をはかった。また②には、参考のため東京大学史料編纂所蔵の影写本・謄写本の情報も適宜示した。
 - 一、文字は原則として常用漢字を用いた。
 - 一、繰り返し記号は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」、2字以上のものは「く」とした。
 - 一、誤字・脱字などは右傍に（ママ）を付すか、（ ）で訂正文字等を示した。
 - 一、虫損等で判読不能な文字は、□もしくは「」で示した。
 - 一、判読不能な文字は、■で示した。
- 一、原文に一字く数字分空白がある場合は、原則として翻刻にも空白を挿入した。
 - 一、人名が特定できるものは、（ ）内に記して傍注を付した。
 - 一、適宜読点を施した。刊本から引用したものも、文脈から判断して読点を付け変えた箇所があるほか、句点は全て読点に置き換えた。ただし、『甲賀郡志』の本文を引用した【史料41く45】は原文ママとした。
 - 一、【史料33】「江州甲賀郡水口村御検地帳」は、複数冊から該当する箇所のみを抜粋し列挙したが、その際中略等の情報は省略した。

26	寛永重政系図伝 美濃部茂 次の項	寛永20	1643	国立公文書館	内閣文庫 特076-0001	『寛永重政系図伝』	鎌92075-10/135冊目
27	寛政重修諸家譜 池田長吉 の項	文化9	1812	国立公文書館	内閣文庫 特104-0001	『新訂寛政重修諸家譜 志』巻P.69	
28	寛政重修諸家譜 美濃部茂 の項	文化9	1812	国立公文書館	内閣文庫 特104-0001	『新訂寛政重修諸家譜』上7巻P.244	
29	寛政重修諸家譜 美濃部茂 の項	文化9	1812	国立公文書館	内閣文庫 特104-0001	『新訂寛政重修諸家譜』上7巻P.254	
30	寛政重修諸家譜 美濃部茂 の項	文化9	1812	国立公文書館	内閣文庫 特104-0001	『新訂寛政重修諸家譜』上7巻P.255	
31	徳田安綱歴略記 巻三	天保8	1837			『水口町志』下巻P.16	
32	改元二回後集十記	慶長7.9.吉	1602	甲賀市	東海道水口宿文書 A2- 1・26～29	『水口町志』下巻P.16	
33	江戸甲賀郡水口村御地 帳						

3 その他の史料

番号	区	標題	年代	西暦	所蔵	①所蔵者情報	②日本掲載情報など
34	版	百難抄 巻五 島羽天皇	天仁2.3～29	1109		文書群・番号	日本 ②日本掲載情報など 東京大学史料編纂所
35		海道記	貞応2.4.4条	1223			『大日本史料』編10冊P.592～593 『新編古事文学全集』88(中世日記 紀行巻)P.40～22
36		吉田家日記	応永10.10.21条	1403			『大日本史料』編6冊P.321 『徳川幕府伝』(甲版)18編7下1267 ～1288(紀行部)～324(巻)
37		室町殿伊勢参宮記	応永30.12.14条	1423			『徳川幕府伝』(2版)11編1121(紀行部 A・334巻)
38		伊勢紀行	永享5.3.17条	1433			『宗長下巻』(岩波文庫版)P.119
39		宗長手記	大永7.3.4条	1527			
40		水口本庄半纏路	文禄元6.8.吉	1592	本庄半		
41		『甲賀郡志』下巻第17編3章 14節「岡山城址」	大正15	1926			『甲賀郡志』下巻P.1102～1103
42		『甲賀郡志』下巻第17編3章 15節「水口城址」	大正15	1926			『甲賀郡志』下巻P.1104
43		『甲賀郡志』下巻第20編13 章のうち「中村一氏」	大正15	1926			『甲賀郡志』下巻P.1372～1373
44		『甲賀郡志』下巻第16編2章 12節「岡山城址」	大正15	1926			『甲賀郡志』下巻P.1053
45		『甲賀郡志』下巻12編1章13 節「大湖寺」	大正15	1926			『甲賀郡志』下巻P.773～776

史

料

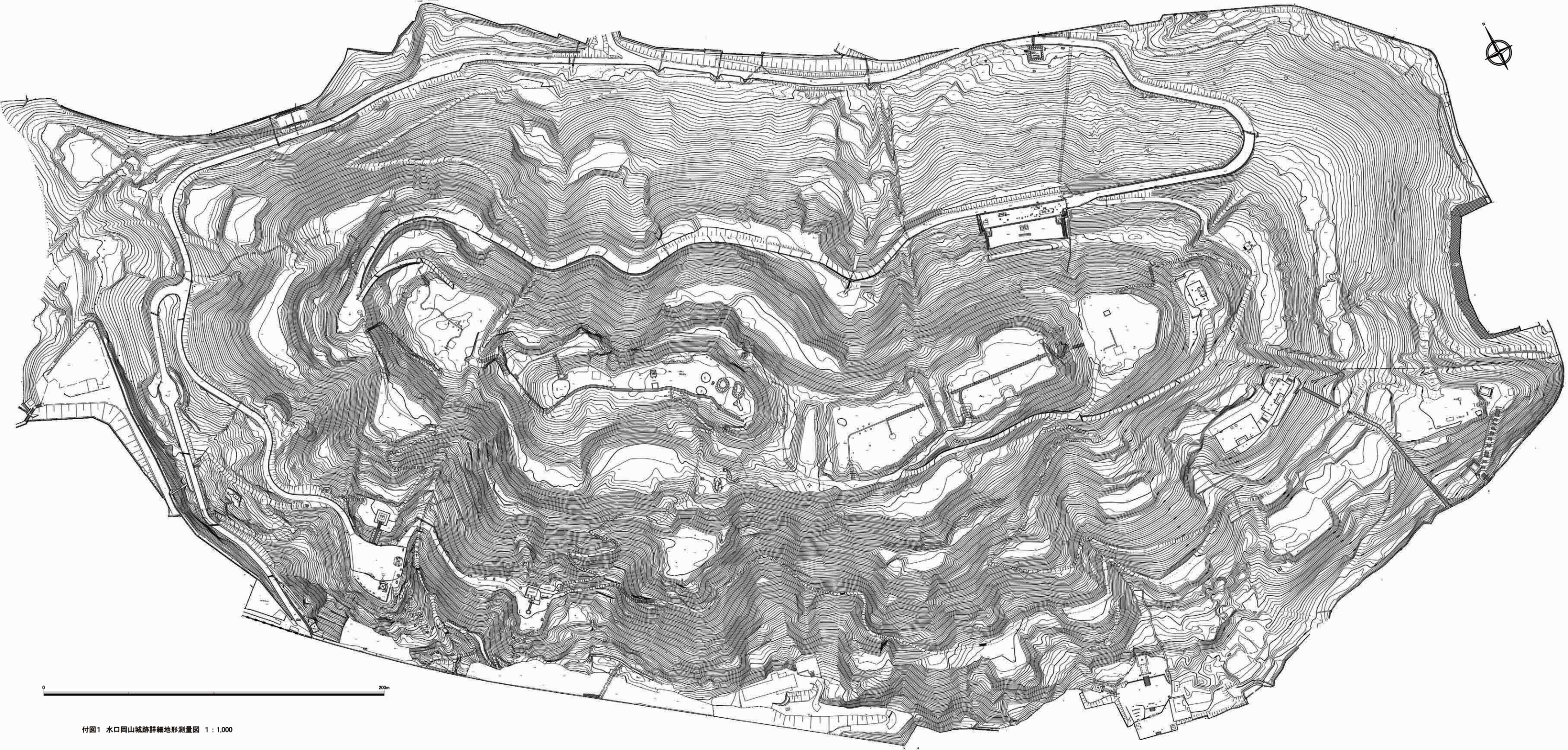
編

報告書抄録

ふりがな	みなくちおかやまじょうあとそうごうちょうさほうこくしょ							
書名	水口岡山城跡総合調査報告書							
副書名								
巻次								
シリーズ名	甲賀市文化財報告書							
シリーズ番号	第26集							
編者名	小谷徳彦 永井晃子 伊藤誠之							
編集機関	甲賀市教育委員会							
所在地	滋賀県甲賀市甲南町野田810番地							
発行年月日	平成28年(2016年)10月7日							
所収遺跡	所在地	コード		世界測地系		調査面積(m ²)	調査期間	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
水口岡山城遺跡	甲賀市水口町水口	25209	363-087	34° 58' 12.8"	136° 10' 50.2"	99.6	2012.11.14 ~ 2013.3.29	遺構確認 (第1次調査)
						105.0	2013.9.11~ 2014.5.30	遺構確認 (第2次調査)
						224.3	2014.4.10~ 2015.10.20	遺構確認 (第3次調査)
						13.7	2015.4.13~ 2014.12.1	遺構確認 (第4次調査)
所収遺跡名	種別	主な時代		主な遺構		主な遺物	特記事項	
水口岡山城遺跡	城跡	室町		石垣・敷石・切岸 石垣・切岸 石垣・礎石・石階段・石組溝・ 門・切岸 石垣		瓦、陶器、土師器	第1次調査	第2次調査
							第3次調査	第4次調査

甲賀市文化財報告書第26集 水口岡山城跡総合調査報告書

印刷・発行 2016年10月7日
 編集・発行 甲賀市教育委員会
 滋賀県甲賀市甲南町野田810番地
 TEL 0748-86-8026
 FAX 0748-86-8216
 印刷 村田印刷株式会社



付図1 水口岡山城跡詳細地形測量図 1:1,000

遺構記号の凡例

遺構名	記号
曲輪	数字
櫓台	a
虎口	b
堀切・塹壕	c
土塁・塹土塁	d
石垣	e



付図2 水口岡山城跡城郭遺構概要図 1:1,000